

第1編 総則

第1章 計画作成の趣旨等

第1節 計画の目的

この計画は、市の地域において、地震の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の基本方針及び災害の範囲

第1 計画の基本方針

この計画は、市の地域における防災に関して、市、府、国、防災関係機関、公共的団体及び市民、事業所がその有する全機能を発揮し、適切に連携するための総合的かつ基本的な計画として、災害対策基本法第 42 条及び市防災会議条例第 2 条の規定に基づき市防災会議が作成するものであって、以下の内容を基本方針とする。

- 1 過去の市の災害事例はもちろんのこと他県を含む大規模地震被災市町村の経験に学び、想定される救援・救助を要する事態や被災者の要望に対し、窓口となる市の責任担当部・課、市・府・国等防災関係機関相互の役割分担、連携・協力に関する基本指針等を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。
- 2 「自らの身の安全は自ら守る」との観点から、また「発災初期における、地域ぐるみの防災活動の如何が被害軽減や二次災害防止の成否を大きく決定する」との観点から市民・事業所の担うべき役割分担・努力目標を可能な限り全ての項目に関して、明記した計画とする。
- 3 災害時の混乱した状況のなかで、「自ら身の安全を守ることが困難」な高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊産婦、日本語を解しない外国人等の、いわゆる要配慮者に対する優先的な救援・救助対策の実施、特殊な配慮を必要とする対策内容を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。

第2 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

- 1 地震災害
- 2 地震に関連した土砂災害、降・積雪等災害

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国の防災基本計画、府の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行う。

そのため、各対策担当部・課及び各防災関係機関は関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年 3 月末日（緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日）までに、市防災会議事務局（市総務部総務課）あて提出しなければならない。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| 1 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 府 | 京都府 |
| 4 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 5 市 | 京丹後市 |
| 6 市防災計画 | 京丹後市地域防災計画 |
| 7 本 部 | 京丹後市災害対策本部 |
| 8 支 部 | 京丹後市災害対策本部の支部 |
| 9 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者 |
| 10 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、京丹後市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民・事業所に周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じ細部の活動計画等を作成し万全を期するものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務

第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

京丹後市並びに京丹後市の区域を管轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、京丹後市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京丹後市	1 京丹後市防災会議及び京丹後市災害対策本部に関する事務 2 地震対策計画の作成 3 地震防災に関する組織の整備 4 地震防災のための施設の整備 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 6 地震情報の収集と伝達 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備 その他住民の自発的な防災活動の促進 10 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定 11 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 12 災害の防除と拡大の防止 13 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 14 指定避難所における良好な生活環境の確保 15 災害応急対策及び復旧資材等の確保 16 消防、水防、その他の応急措置 17 被災企業等に対する融資等の対策 18 被災市営施設の応急対策 19 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 20 災害時における文教対策 21 災害対策要員等の動員 22 災害時における交通、輸送の確保 23 被災施設の復旧 24 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 25 被災者の援護を図るための措置 26 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
京都府		1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項 2 地震対策計画の作成 3 地震防災に関する組織の整備 4 地震防災のための施設の整備 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 6 地震情報の収集と伝達 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進 10 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 11 災害の防除と拡大の防止 12 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 13 災害応急対策及び復旧資材等の確保 14 水防、その他の応急措置 15 被災企業等に対する融資等の対策 16 被災府営施設の応急対策 17 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 18 災害時における文教対策 19 災害時における公安の維持 20 災害対策要員等の動員 21 災害時における交通、輸送の確保 22 被災施設の復旧 23 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等 24 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
府 出 先 機 関	丹後広域振興局	1 京都府丹後災害対策支部に関する事務 2 防災に関する組織の整備と訓練 3 地震情報の収集と伝達 4 管内市町災害対策本部、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整 5 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報 6 被災企業等に対する融資等の対策
	丹後土木事務所	1 河川、海岸、道路、橋梁、砂防関係施設等の被害状況調査及び応急対策 2 水防資材の整備点検及び調達・輸送 3 災害による水防活動の指導 4 公共土木施設の災害復旧 5 水防に関する予警報の連絡 6 道路除雪対策
	丹後保健所	1 災害用医薬品等の整備補給 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3 医療救護、防疫及び飲料水の供給

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	丹後教育局	1 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2 災害地における児童・生徒の応急教育 3 教科書の調達及び配分 4 災害時における休校、登下校の措置
	京丹後警察署	1 災害に関する情報収集及び広報 2 被災者救出救助及び避難誘導措置 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 4 行方不明者の相談 5 危険物の応急対策 6 検視、被災遺体の身元確認 7 被災地及びその周辺の交通規制 8 緊急交通路の確保 9 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
指定 地方 行政 機関	近畿中国森林 管理局京都大 阪森林管理事 務所 宮津森林事務 所	1 国有保有林、治山施設、地すべり防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用資材の供給
	近畿農政局	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導 5 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧 6 土地改良機械の緊急貸付 7 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 8 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
	近畿地方整備 局福知山河川 国道事務所	1 国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 6 国土交通省管理公共土木施設の二次被害の防止に関すること 7 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導 8 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること 9 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 10 災害時の海上の流出油に対する防除措置 11 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
	大阪航空局大 阪空港事務所	1 空港（航空通信、無線施設を含む）及び航空機の保安 2 遭難航空機の捜索及び救助

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	大阪管区気象台 京都地方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	第八管区海上保安本部 舞鶴海上保安部	1 海難救助、海上警備、海上の安全確保 2 航路標識等の保全 3 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
	京都労働局丹後労働基準監督署	1 産業災害予防対策 2 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 3 災害応急対策に必要な労働力の確保
	近畿中部防衛局	1 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること
	その他の機関	京都府地域防災計画による
自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援
指定公共機関	西日本電信電話株式会社京都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
	日本赤十字社京都府支部	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2 災害時における被災者の救護保護 3 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4 義援金の募集及び義援品の募集・配分
	日本放送協会京都放送局 丹後舞鶴支局	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
	日本通運株式会社京都支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	日本郵便株式会社（峰山郵便局）	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除 5 郵便局の窓口業務の維持
	その他機関	京都府地域防災計画による
指定地方公共機関	北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 通信施設の確保と通信連絡の協力
	一般社団法人京都府バス協会(丹後支部)	1 災害時における避難者の輸送等に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府トラック協会(丹後支部)	1 災害時における緊急物資の輸送の確保に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府LPガス協会(丹後支部)	1 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 2 災害時における液化石油ガスの供給確保 3 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
	その他機関	京都府地域防災計画による
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 たん水の防排除施設の整備と管理
	丹後海陸交通株式会社 その他自動車運送機関	1 安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
	京都農業協同組合 丹後地区森林組合 京都府漁業協同組合 上宇川漁業協同組合 野間漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋 3 生産資材等の確保又は斡旋
	京丹後市社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受入れ事務 2 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		3 所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力
福祉関係団体		1 災害時のボランティアの受入れ事務の協力 2 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力
福祉関係施設の管理者		1 災害時における施設利用者の安全確保 2 要配慮者の救援、救護の提供協力
北丹医師会 病院等経営者		1 医療施設の整備と避難の訓練 2 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
金融機関		1 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
京丹後市商工会		1 食品、生活必需品等物資の調達、購入に対する協力
報道機関 N P O 法人京 丹後コミュニ ティ放送		1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
久美浜町有線 放送農業協同 組合		1 町民に対する防災意識の普及と予警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底
丹後、網野、 久美浜各救難 所		1 救難所員への出動要請 2 沿岸部における即時性の高い海難救助活動
建設業者		1 災害時における応急復旧の協力
液化石油ガス 取扱機関		1 液化石油ガスの防災管理 2 災害時における液化石油ガスの供給
危険物関係施 設管理者		1 災害時における危険物の保安措置に関すること
ホテル・旅館 等宿泊業者		1 災害時における施設利用者の安全確保 2 災害時における緊急避難場所、避難所、炊出し、入浴サービス等の提供協力
観光公社		1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡
区(自治会)		1 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡 2 避難の誘導、指定避難所の運営に関する協力 3 地域内に発生した事項についての応急措置 4 各種機関に対する協力
女性団体・ 青年団体・ P T A 等各 地域団体		1 各地域等における要配慮者等の安全確保のための協力 2 災害時の炊出し、緊急動員についての協力 3 災害状況等の報告及び情報の連絡に関すること
その他の団体 等		京都府地域防災計画による

第2節 住民・事業所の責務

区分	責務
住民	住民は、「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時には災害に備えるための手段を講じ、災害時には相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。
事業所	事業所は、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、住民と協力し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのためにその有する機能を発揮し、災害時には、従業員、来訪者の安全確保、救援保護を行い、地域住民と相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。

第3章 市の概況

第1節 市の自然条件

第1 位置と概況

1 京丹後市の位置

京丹後市は、京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府庁付近）へ直線距離で約 90km、最も近い府内市である宮津市へ約 15km、海上自衛隊基地もある舞鶴市へは約 40km の圏内にある。

2 京丹後市の隣接市町

東	宮津市、与謝郡伊根町
西	兵庫県豊岡市
南	与謝郡与謝野町(旧岩滝町、野田川町)、兵庫県豊岡市(旧出石郡但東町、出石町)
北	—

3 概況

(1)市の面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
501.43km ²	約 35km	約 30km	696.7m	0m

(2)地区別面積

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
面積	67.45km ²	68.93km ²	75.07km ²	64.55km ²	80.38km ²	145.05km ²

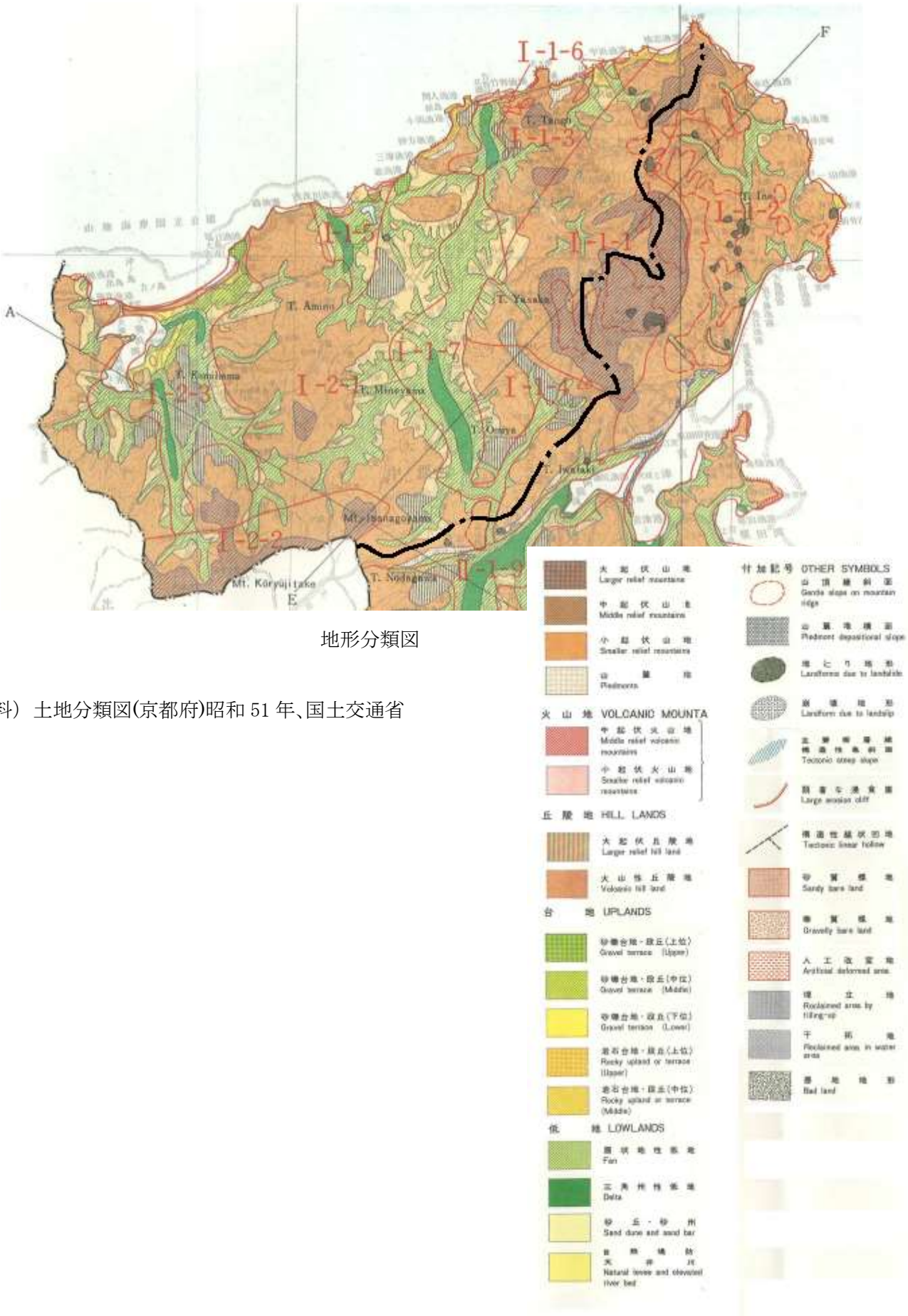
第2 地形、地質及び地盤

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近および丹後半島中央部に標高 500m～600m前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高 200m～300m前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で 0mとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳(旧久美浜町)で 696.7mとなっている。これに次いで、太鼓山が 683.1m、磯砂山が 661mなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。



京丹後市の地形（北から南を見下ろしたもの）

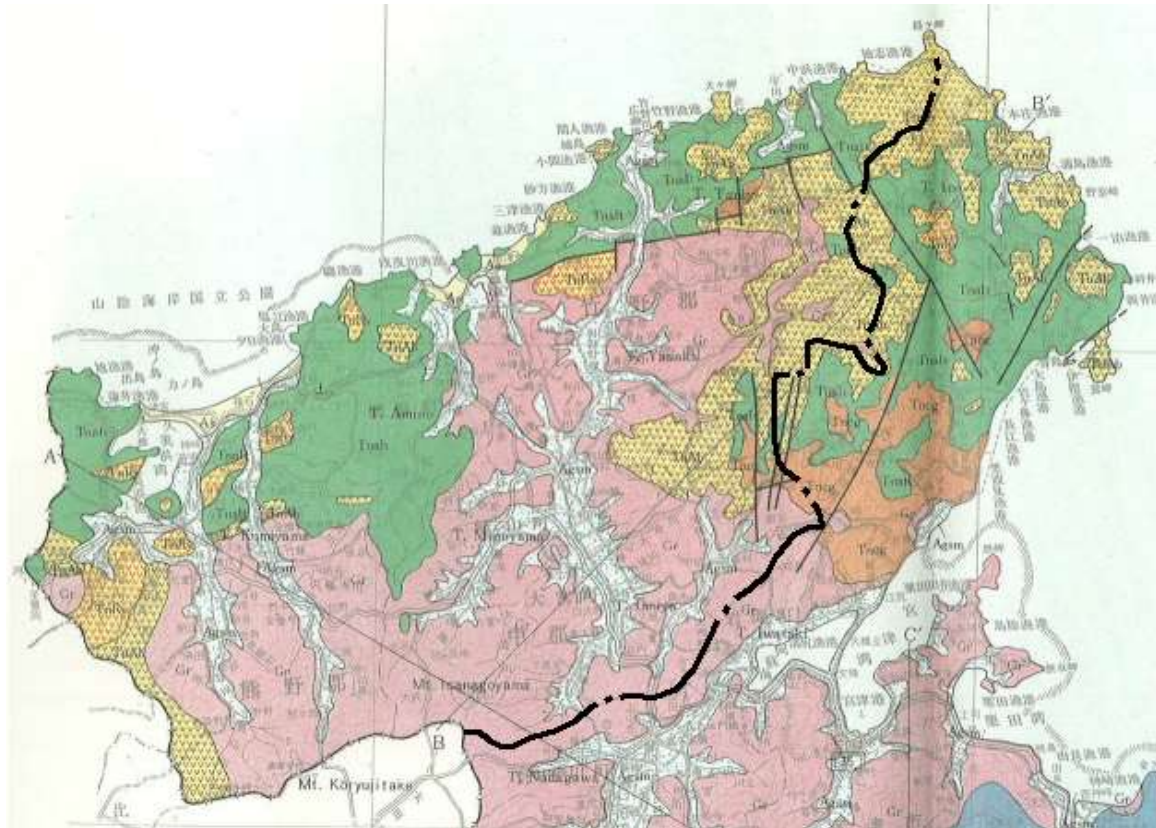


地質は、全体としては飛騨外縁帯に属する。地質は、基盤岩とこれを被う第三紀層と沖積層により構成される。

基盤岩である花崗岩類は中・南部に広く分布し、これらはいずれも固結した強固な岩盤を形成する。

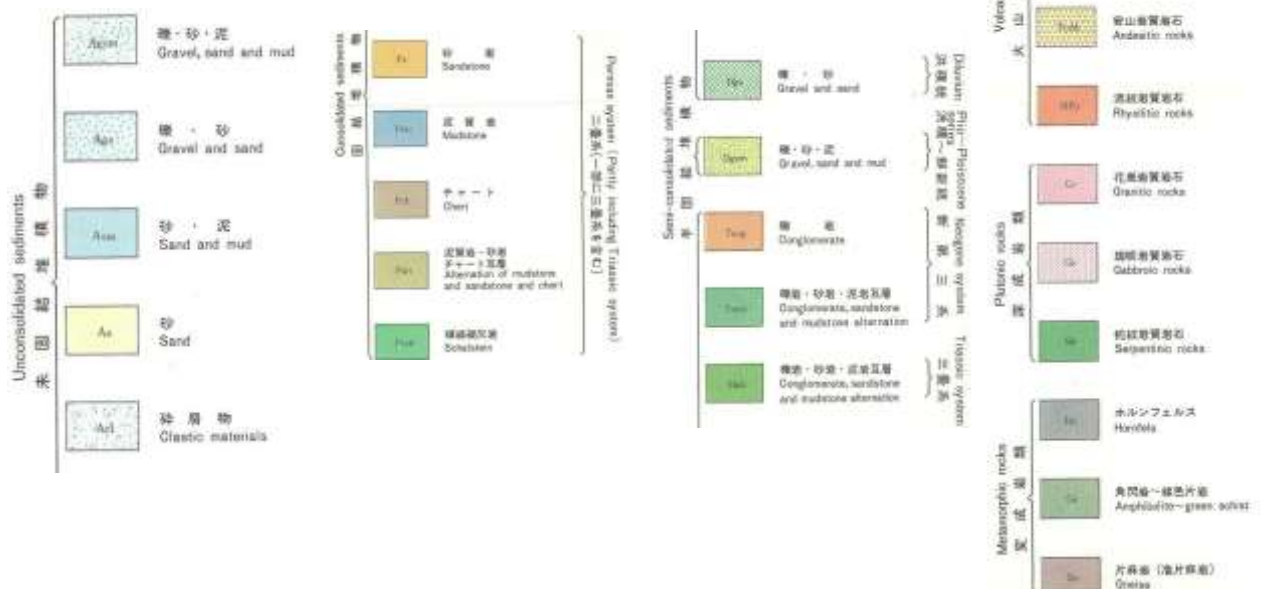
北部の海よりには第三紀中新世に堆積した礫岩・砂岩・泥岩の互層と、西部や東部の山地部に同時期に形成された火山性の安山岩質岩石が分布し、北但層群の丹後累層などと呼ばれている。

花崗岩や安山岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。また、安山岩は風化作用を受けると赤褐色を帯びた粘性土になり、東部の一部では地すべり地となっている。



表層地質図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省



第3 気象

市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし^{たいざ}」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。

アメダス(観測地：間人)によれば、1991～2020の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15.4℃で、夏期の8月では26.9℃、冬期の1月で5.3℃と寒暖の差が大きい。

丹後地域の気象(年平均：月・年)

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
1月	5.3	7.9	2.7	4.2	51.0	222.1
2月	5.5	8.4	2.7	4.0	79.5	125.4
3月	8.2	11.8	5.0	3.5	141.4	123.7
4月	13.1	17.1	9.5	2.7	188.1	99.3
5月	17.6	21.7	14.1	2.1	205.8	120.4
6月	21.1	24.6	18.3	1.9	162.9	141.8
7月	25.3	28.7	22.8	1.8	178.4	170.6
8月	26.9	30.5	24.2	1.9	220.9	117.7
9月	23.2	26.2	20.6	2.6	152.7	198.0
10月	18.2	21.0	15.5	3.0	141.8	138.9
11月	13.1	15.9	10.3	3.3	99.2	154.7
12月	7.9	10.7	5.2	4.0	63.7	264.9
全年	15.4	18.7	12.6	2.9	1692.5	1899.1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

気象の極値

項 目	極値(第1位)	年 月 日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018年 8月 22日	1977/2～2025/1
最低気温	-5.9℃	1981年 2月 26日	1977/2～2025/1
最大風速・風向	26m北東	2004年 10月 20日	1977/2～2025/1
日降水量	169mm	1990年 9月 18日	1976/4～2025/1
最大1時間降水量	51mm	1995年 9月 3日	1976/4～2025/1
月間降水量の多い方	677mm	2005年 12月	1976/4～2025/1
月間降水量の少ない方	5mm	2000年 8月	1976/4～2025/1
月間日照時間の多い方	264.7時間	2023年 8月	2021/3～2025/1
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年 12月	2021/3～2025/1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値

(令和6年の月別気象)

令和6年(2024年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和6年(2024年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大 日 降水量	起日	最大 1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	起日	最低 気温	起日	平均 風速	最大 風速	風向	起日	日照 時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	177.0	35.5	24日	7.5	24日	6.7	14.2	18日	-1.1	24日	5.0	17.5	西北西	7日	74.4
2月	130.5	16.5	25日	8.0	10日	7.5	20.3	15日	2.2	12日	4.8	13.2	西北西	15日	57.9
3月	138.0	22.0	26日	8.0	26日	8.1	18.8	30日	0.0	2日	4.6	16.7	北	20日	132.6
4月	104.0	28.0	9日	6.0	9日	15.3	26.2	29日	7.3	10日	2.4	10.6	北	9日	186.5
5月	126.0	63.5	28日	9.5	28日	17.9	29.5	27日	10.3	9日	2.8	12.6	西南西	16日	217.2
6月	176.5	99.0	23日	26.0	23日	22.5	33.6	15日	15.1	2日	2.1	11.3	西南西	23日	212.6
7月	190.0	57.5	14日	27.5	14日	27.2	35.0	26日	20.2	1日	1.9	12.4	西南西	10日	187.0
8月	60.0	43.0	31日	25.5	31日	28.3	36.6	27日	24.0	31日	2.4	9.0	北東	31日	250.2
9月	16.5	5.0	23日	3.5	24日	26.9	36.0	14日	19.8	23日	2.7	11.7	西南西	22日	203.9
10月	204.5	42.0	3日	17.0	12日	20.1	28.9	18日	13.4	21日	3.5	13.7	東北東	3日	125.5
11月	153.5	61.0	2日	12.0	2日	14.0	24.8	4日	5.0	30日	4.4	13.7	北東	2日	97.7
12月	238.5	38.5	18日	10.5	8日	7.5	17.1	3日	1.1	28日	4.9	14.7	西北西	13日	51.3
全年	1715.0	99.0	6月23日	27.5	7月14日	16.8	36.6	8月27日	-1.1	1月24日	3.5	17.5	西北西	1月7日	1796.8

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

1 人口と世帯

京丹後市の総人口は、令和2年国勢調査において 50,860 人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から令和2年の40年間で約30.3%の減少となっている。一方、世帯数は20,138世帯で、ほぼ変わらず1.05倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度（人／k m ² ）	平均世帯人員
50,860 人	20,138 世帯	101.4	2.5 人

2 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回るに至っている。

地区別人口で見ると内陸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の6割の人口が居住する。

（単位：人・％）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	50,860 (100)	11,337 (100)	9,575 (100)	11,778 (100)	4,657 (100)	4,671 (100)	8,842 (100)
14歳以下	5,662 (11.2)	1,405 (12.6)	1,252 (13.2)	1,149 (9.8)	415 (8.9)	481 (10.3)	960 (10.9)
15～64歳	25,593 (50.6)	6,039 (54.0)	5,262 (55.5)	5,783 (49.2)	2,147 (46.2)	2,201 (47.1)	4,161 (47.2)
65歳以上	19,292 (38.2)	3,737 (33.4)	2,973 (31.3)	4,813 (41.0)	2,086 (44.9)	1,987 (42.6)	3,696 (41.9)

※ 国勢調査（令和2年）

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約181万人。大部分は日帰り客（令和5年実績81％）である。

観光入込客											（単位：人）
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
126,563	105,562	127,920	111,404	146,270	106,390	231,091	280,475	128,555	142,332	163,167	138,246
合 計										1,807,975	

※ 令和5年観光入込客数 京都府観光入込客数等調査報告書

第2 産業

京丹後市一帯は旧来米作りや養蚕が盛んで、醸造また絹織物の発祥の地ともいわれ、特に絹織物は全国に名高い「丹後ちりめん」を生み、産業の中心となって発展してきた。しかし、和装需要の減退等によりちりめんの生産量は最盛時の7分の1を割り込む状況となっている。また、織物業と並ぶ地域の基幹産業である機械金属業は戦後急速な発展を遂げ地域経済を担ってきたが、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や他産地との競争激化により厳しい状況が続いている。そうした中で、丹後地方の優れた自然や歴史、文化を生かした観光拠点施設や温泉施設が丹後一円に整備が進められ、広域的な観光振興が期待されている。

第3 交通

1 道路

平成28年10月30日に山陰近畿自動車道の京丹後大宮IC－与謝天橋立IC間が開通し、市内初の自動車専用道路として京都縦貫自動車道に接続した。これにより京都市をはじめ、関西地方への高速道路網が整備された。現在、峰山町への延伸に向けて事業中である。

また、京丹後市の道路網は、国道178号、312号、482号が6町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が50%に満たないなど、低い整備状況にある。

2 鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178号又は312号）とほぼ平行して、京都丹後鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、JR線に接続し、京都方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

第4章 震災の想定、地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1節 地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1 災害履歴(北丹後地震による被害)

1927年(昭和2年)3月7日午後6時27分頃に起きた丹後半島の頸部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した。全体で、死者2,925人、全壊家屋5,149戸の被害を出し、また火災が多く発生して6,459戸が全焼した。

京丹後市においては、旧6町ごとの被害は次表に示すとおりである。家屋被害は焼失2,166棟、全壊3,778棟、半壊3,236棟であった。

人的被害は、死亡(行方不明を含む)は2,259人、重傷953人、軽傷1,240人であった。

(単位:棟・人)

		総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
家屋被害	焼失	2,166	1,424	44	690	4	4	0
	全壊	3,778	1,295	184	1,623	91	315	270
	半壊	3,236	695	164	787	326	385	879
人的被害	死亡	2,259	1,408	50	716	10	75	0
	重傷	953	427	24	442	8	52	0
	軽傷	1,240	527	76	554	12	49	22

※ 資料編1-1 京丹後市災害履歴

第2 考慮すべき災害特性

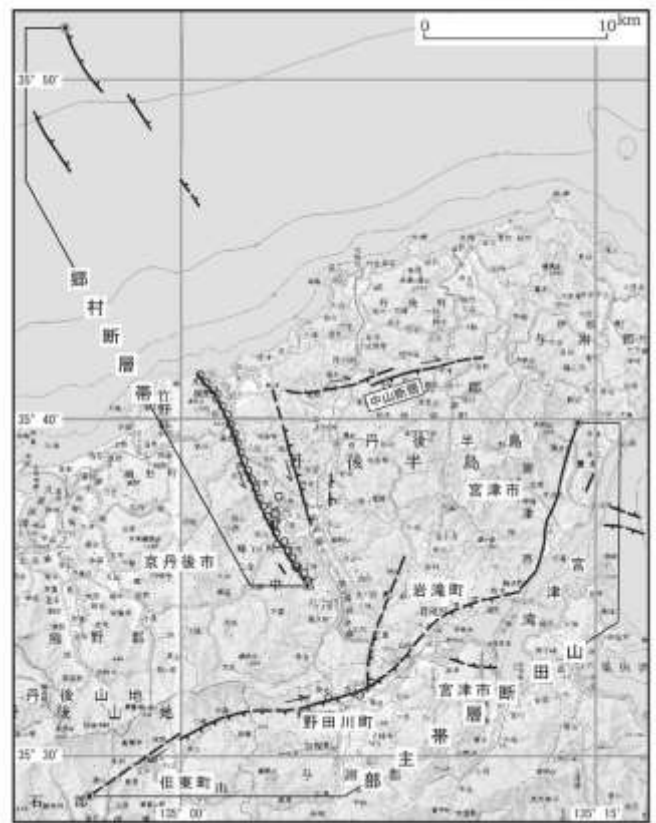
1 地震による被害

政府の地震調査研究推進本部の「山田断層帯の長期評価について」(平成16年12月8日)によれば、以下のように報告されている。

山田断層帯は山田断層帯主部と郷村断層帯に区分され、前者は、京都府宮津市北部から与謝野町を経て、兵庫県豊岡市但東（たんとう）町に至る断層帯である。断層帯の長さは約 33km で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。後者は、京都府丹後半島北西沖合いの海域から京都府京丹後市大宮町口大野付近に至る断層帯である。陸上部の長さは約 13km であるが、海底部まで含めた長さは約 34km もしくはそれ以上である。ほぼ北北西－南南東方向に延びており、左横ずれを主体とし、南西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。

山田断層帯主部の最新活動時期は、約 3 千 3 百年前以前であったと推定されるが、平均活動間隔は不明である。

郷村断層帯の最新活動時期は 1927 年（昭和 2 年）の北丹後地震である。平均活動間隔は、1 万－1 万 5 千年程度である可能性がある。



山田断層帯の評価で考慮された断層

将来の活動については、山田断層帯主部は、全体が 1 つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 33 km であることからマグニチュードは 7.4 程度と推定されている。地震発生の可能性は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明である。

郷村断層帯については、全体が 1 つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 34 km 以上であることからマグニチュードは 7.4 程度もしくはそれ以上と推定されている。本断層帯では、平均活動間隔が約 6 千 9 百年以上、最新活動時期が 1927 年（昭和 2 年）の北丹後地震であることから、今後 30 年以内、50 年以内、100 年以内、300 年以内の地震発生確率は、いずれもほぼ 0 % となる。

気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日より改定：一部略記）

	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強
屋内の状況	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
屋外の状況	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物	耐震性低	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多い。
	耐震性高	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性低	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	耐震性高	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
地盤	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。		地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。
斜面等	落石やがけ崩れが発生することがある。		がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

2 積雪の地震被害に対する影響

京丹後市は冬期の積雪が著しい地域に含まれる。積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。以下に、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

3 地区別災害特性

地区	風水害	地震
峰山町	竹野川、鱒留川、小西川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川、鱒留川、小西川の主要な谷底平野部で液状化の可能性がある。
大宮町	竹野川、常吉川、久住川などの河川沿いの谷底平野などでの水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川沿いの谷底平野部で液状化の可能性がある。
網野町	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
丹後町	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、海岸平野や谷底平野部で液状化の可能性がある。
弥栄町	竹野川、鳥取川沿いの谷底平野で水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で、震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
久美浜町	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 久美浜湾及び日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、谷底平野や海岸平野部で液状化の可能性がある。

第2節 震災の想定

第1 京丹後市付近の想定地震のタイプ

地震のタイプは、発生原因別により以下のタイプに区分される。

- 1 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震。直下型地震とも呼ばれる。
- 2 海洋型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- 3 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本で大きな被害を及ぼす地震は、内陸型の地震と海洋型の地震が多く、それぞれ兵庫県南部地震（1995年1月）と南海地震（1946年12月）などがあげられる。

第2 想定震源モデル

京丹後市は日本海に接しており、プレートの境界より遠く離れて、既往の海洋型地震では被害が出ていないため、活断層の活動によって発生する内陸直下型地震を想定地震として設定する。

政府の地震調査研究推進本部によれば、山田断層帯は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明となっている。また、郷村断層帯については、前述の通り、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、いずれもほぼ0%となっている。

しかし、2000年10月に発生した鳥取県西部地震は、マグニチュード7.3で、既知の活断層ではない場所を震源としたものであった。

このことから、内陸直下型地震は、日本においてはどこで起きても不思議ではない。

よって、震災の想定は、内陸直下型地震での被害想定を基本とする。

第3 京都府地震被害想定調査(平成20年)

京都府では、平成9年度に公表した第一次地震被害想定調査結果に基づき、地震防災対策に取り組んできたが、その後に確立された新たな科学的知見、各種調査による地質・地盤情報等の蓄積を踏まえ、新たに平成17年度から平成18年度までの2箇年をかけて、第二次地震被害想定調査を実施した。

この調査では、学識経験者で構成する京都府地震被害想定調査委員会を設置し、対象地震として京都府内及び周辺の22の活断層地震及び東南海・南海地震（同時発生）の計23地震を選定の上、京都府域における震度予測及び被害想定を行った。

京丹後市域に大きな被害を及ぼすおそれのある「郷村断層」及び「山田断層」の被害想定結果を以下に示す。（出典：京都府地震被害想定調査委員会報告（平成20年5月の報告））

表 想定される地震の被害状況

(京都府地震被害想定調査結果(2008))

郷村断層（人的被害）

京丹後市最大震度7

	夜間人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
峰山町	12,973	294	1,260	1,256	11,566
大宮町	10,336	225	922	892	8,771
網野町	15,358	333	1,476	1,349	12,507
丹後町	6,853	80	435	319	4,726
弥栄町	5,867	127	510	475	4,911
久美浜町	11,343	111	685	439	7,712
(合計) 京丹後市	62,730	1,170	5,288	4,730	50,193

※人口は夜間人口

※死者数、負傷者数、要救助者数は冬早朝の地震発生を想定したもの

郷村断層（建物被害）

京丹後市最大震度7

	建物総数 (棟)	建物全壊 (棟)	建物半壊・一部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
峰山町	12,483	9,175	1,928	1,849
大宮町	11,178	7,455	1,973	1,661
網野町	15,479	11,086	1,542	2,704
丹後町	8,527	3,434	2,459	1,043
弥栄町	6,450	4,286	1,103	1,030
久美浜町	15,831	5,561	4,597	1,678
(合計) 京丹後市	69,948	40,997	13,602	9,965

※焼失建物棟数は秋夕刻の強風時での地震発生を想定したもの

山田断層（人的被害）

京丹後市最大震度7

	人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
峰山町	12,973	219	950	857	9,729
大宮町	10,336	211	857	805	8,355
網野町	15,358	172	886	687	9,188
丹後町	6,853	50	309	203	3,805
弥栄町	5,867	84	389	331	4,166
久美浜町	11,343	85	530	329	6,708
（合計） 京丹後市	62,730	821	3,921	3,212	41,951

※人口は夜間人口

※死者数、負傷者数、要救助者数は冬早朝の地震発生を想定したもの

山田断層（建物被害）

京丹後市最大震度7

	建物総数 (棟)	建物全壊 (棟)	建物半壊・一 部損壊 (棟)	消失建物
峰山町	12,483	6,112	3,212	1,468
大宮町	11,178	6,657	2,372	1,572
網野町	15,479	5,262	4,021	1,629
丹後町	8,527	2,151	2,604	810
弥栄町	6,450	2,897	1,704	796
久美浜町	1,5831	3,961	4,708	1,329
（合計） 京丹後市	69,948	27,040	18,621	7,604

※焼失建物棟数は秋夕刻の強風時での地震発生を想定したもの

第4 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 26 年 9 月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。

京都府において、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983 年）、F20、F24、F49、F52、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度予測、津波浸水想定及び被害予測等が行われた。

断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53（若狭湾内断層）	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54（郷村断層）	57.6	7.2

京都府津波浸水想定における断層位置図



2 津波浸水想定

京丹後市における最高津波水位となる地点は、丹後町袖志地区の崖地で 8.5m、最高津波到達時間は約 28 分（いずれも F49 断層）となっているが、陸地の標高が約 17m であり、津波水位を上回っている。

浸水が想定される地域における最高津波水位は、網野町浅茂川の地点で 3.3m、最高津波到達時間は 31 分（いずれも F49 断層）となっている。

3 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

なお、F54（郷村断層）は、「第3 京都府地震被害想定調査（平成 20 年）」の対象震源断層に含まれているが、被害想定との根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法も異なる。

想定項目		最大震度	人的被害（人）						建物被害（棟）		
			死者数	負傷者数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
					重傷者数		短期	長期			
日本海中部地震		1	0	20	10	－	0	－	－	0	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	20	10	－			－	0	－
F20		3	0	20	10	－	10	－	－	10	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	20	10	－			－	10	－
F24		3	0	40	10	－	20	0	0	20	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	40	10	－			0	20	－
F49		5 強	40	100	30	0	270	30	70	280	－
	地震		－	10	－	－			20	80	－
	津波		40	90	30	0			50	200	－
F52		5 強	－	40	10	－	110	10	30	120	－
	地震		－	10	－	－			30	100	－
	津波		－	30	10	－			－	20	－
F53 （若狭湾内断層）		6 強	260	2,650	400	370	14,790	4,200	4,600	10,490	3,520
	地震		260	2,650	400	370			4,600	10,490	3,520
	津波		－	－	－	－			－	－	－
F54 （郷村断層）		7	2,950	8,040	3,590	3,460	41,440	22,210	35,250	9,210	7,550
	地震		2,940	8,030	3,590	3,460			35,240	9,190	7,550
	津波		10	10	0	－			10	20	－

第5章 防災ビジョン

第1節 計画の基本理念

第1 基本理念

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響で海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大など、水害や土砂災害、高潮災害等の頻度や規模の増大が懸念されている。また、都市化、少子高齢化、国際化、情報化等の社会構造の変化に伴い、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が増している。

そのため、この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災活動の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害対策の推進に努める。

第2 基本理念の展開方向

基本理念を具体化するためには、長期的なビジョンのもと、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する体系的かつ総合的な地域防災計画を確立し、市の各部・各支部、市民、事業所・団体、その他市域にあるすべての組織、人々が手を携えて、その実現をめざすことが必要である。

基本理念の具体化として、以下の4点を掲げて取り組むこととする。

- 1 災害に強いまちをつくる
- 2 防災施設・設備等を整備・強化する
- 3 防災行動力を向上させる
- 4 実質的な警戒・応急・復旧計画を確立する

基本理念の具体化は、おおむね以下の展開方向を重点課題として推進する。

1 災害に強いまちをつくる

展開方向	あらまし
防災空間の確保	☐ 市街地における道路、広場、公園、緑地等の確保 ☐ 市街地における消防水利の確保、耐災化の推進 ☐ 林地における林道、防火帯、消防水利の確保
建築物の不燃化、耐震化の促進	☐ 既存建築物の耐震診断、改修の促進 ☐ 市街地における防火地域、準防火地域の指定
防雪対策の強化	☐ 道路除雪対策の強化 ☐ 雪崩危険箇所における雪崩防止柵等の整備
治山、治水対策の促進	☐ 山地災害危険地区における治山事業の促進 ☐ 主要河川整備の促進、普通河川・沢地の整備推進 ☐ 土砂災害危険箇所の整備 ☐ 防災に配慮した土地利用の誘導 ☐ 危険地域等に関する情報公開の推進
港湾海岸施設防災施策等の促進	☐ 国土交通省所管海岸保全区域における風浪による海岸侵食防止工事の促進 ☐ 港湾環境・侵食対策事業の促進 ☐ 船舶保安対策の実施 ☐ 漁港施設整備事業の促進
公共公益施設の耐災化の推進	☐ 上下水道、観光拠点施設及び国・府・市道の耐災化 ☐ 電力、電話、ガスの耐災化の促進 ☐ その他公共公益施設における施設・設備の耐災化
福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進	☐ 建築物や歩道、案内標識等都市空間におけるバリアフリー化 ☐ 鉄道、バス等交通機関、公共公益施設における設備のバリアフリー化 ☐ 住民が相互に支えあう地域社会づくり

2 防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
防災拠点機能の整備	☐ 市本部、支部としての防災拠点の強化 ☐ 常備消防力の整備強化 ☐ その他地区における防災拠点の整備 ☐ 災害に強い情報通信ネットワークの整備
安全避難のための環境整備	☐ 災害危険区域に関するハザードマップの作成 ☐ 市街地における指定緊急避難場所の確保 ☐ 要配慮の安全避難支援体制の確保
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	☐ 緊急輸送環境の整備 ☐ 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 ☐ 社会福祉施設等を中心とした要配慮支援体制の整備 ☐ 被災者救援体制の整備
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	☐ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備 ☐ 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等

3 防災行動力を向上させる

展開方向	あらまし
市民・職員の防災行動力の向上	☐ 防災知識の普及、防災意識の啓発 ☐ 危険区域に関する情報の公開 ☐ 防災訓練の充実
自主防災組織等の充実	☐ 消防団の充実 ☐ 事業所等自衛消防組織の充実 ☐ 自主防災組織の充実
家庭内備蓄・事業所内備蓄の確保	☐ 救助活動等防災のための資器材の備蓄 ☐ 水・食料・生活必需品等物資備蓄の促進

4 実質的な警戒・応急・復旧対策計画を確立する

展開方向	あらまし
役割分担・連携方法・実施手順の明確化	☐ 対策要員確保のためのルール確立 ☐ 事態の推移に即した具体的実施要領の作成 ☐ 各部課・市民局・各機関・市民・事業所相互の分担・連携の整備
応援・支援受入れ体制の確立	☐ 応援・支援受入れ手順等の整備 ☐ 専門ボランティアの登録促進 ☐ 一般ボランティア受入れ体制の確立
防災に関する調査、研究の推進並びに成果活用のための体制確立	☐ 予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 ☐ 他市町村が経験した災害事例に関する情報収集、成果活用 ☐ 災害対策基本法想定外の事故事例に関する情報収集、成果活用

第2節 今後 10 年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後 10 年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
災害に強いまちをつくる	☐ 都市計画マスタープランの作成（用途地域等の検討） ☐ 身近な公園・緑地空間の整備 ☐ 河川改修事業、内水対策事業、港湾整備事業 ☐ 渇水や災害に強い上下水道施設の整備 ☐ 災害発生時における円滑な移動の確保等を考慮した道路交通ネットワーク整備 ☐ 除雪体制の整備 ☐ CATV等広域情報ネットワークの整備 ☐ 電子自治体構築事業 ☐ 市主要施設及び木造住宅の耐災化 ☐ 土砂災害等危険地域対策事業 ☐ 雪崩危険地対策事業 ☐ 保安林整備 ☐ 市の景観にマッチした避難誘導標識の整備 ☐ 駅・公共施設等のバリアフリー化
防災施設・設備等を整備・強化する	☐ デジタル防災無線システム（同報系含む）の充実 ☐ 府衛星通信防災情報システムとの機能連携 ☐ 災害の多様化にあわせた消防力の充実 ☐ 各種ハザードマップの作成 ☐ 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の充実 ☐ 支部等地区拠点における防災備蓄の強化 ☐ 防災拠点施設の整備
防災行動力を向上させる	☐ 想定される災害類型毎の総合防災訓練の実施 ☐ 消防団、自主防災組織の強化 ☐ 各種災害応援協定の拡充 ☐ 家庭内備蓄、事業所内備蓄 1 週間分確保の徹底
実際の警戒・応急・復旧計画を確立する	☐ 個別警戒・応急・復旧対策マニュアルの整備 ☐ 各種専門ボランティアの確保 ☐ ボランティアセンターの整備、充実

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第1節 総則

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、府が行う地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物等の震災対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (建設部)
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の4点を重点に建築物の震災対策計画を進める。

- (1) 防災上重要な建築物の地震災害予防
- (2) 建築物等に対する耐震・防災上の指導等
- (3) 地震被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備
- (4) 応急仮設住宅等供給体制の整備

第2 計画の内容

1 建築物の耐震性の向上促進

計画名	計画のあらまし
京丹後市建築物耐震改修促進計画（平成29年8月）	☐ 住宅、市有建築物等のうち旧耐震設計基準で建築され、現行の新耐震設計基準を満たしていない既存耐震不適格建築物についての耐震診断・耐震改修 ☐ 耐震診断・耐震改修の進行管理

2 防災上重要な建築物の地震災害予防

計画名	計画のあらまし
市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる学校等市有建物の災害予防対策	☐ 既存建築物の計画的な耐震診断・改修の推進（特に既存耐震不適格建築物） ☐ 非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保 ☐ 非常用電源、飲料水備蓄等バックアップ設備整備、防災設備の充実 ☐ 配管設備類の固定化、敷地内の排水施設及び擁壁等の整備 ☐ 段差部のスロープ化など要配慮者に配慮した施設、設備の整備 ☐ 施設の維持管理のための台帳、図面、手引きの整備 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備 ☐ 非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備

計画名	計画のあらまし
医療救護、避難施設となる建築物、社会福祉施設等の災害予防対策	☐ 市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる市有建物に準ずる整備 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備 ☐ 非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備
公共施設等の防災拠点としての位置づけ	☐ 公共施設等の地理的条件、保有機能等の把握 ☐ 現在防災拠点としての位置づけのない公共施設等について、防災拠点としての位置づけの検討

3 建築物等に対する耐震・防災上の指導等

計画名	計画のあらまし
（防災査察が特定建築物だけではない場合） ホテル等不特定多数の者が利用する特定建築物の安全確保 （防災査察が特定建築物のみの場合） ホテル等特定建築物の安全確保	☐ 既存耐震不適格建築物に対する耐震診断・耐震改修の促進 ☐ 防災査察の実施及び結果に基づく指導、助言
建築物の安全化	☐ 市及び施設管理者による建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の安全点検の実施、危険なブロック塀の撤去又は改修、エレベーターにおける閉じ込め防止等の啓発 ☐ 中高層ビルにおける長周期地震動対策の啓発
緊急輸送道路沿道建築物	☐ 府と連携した、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 ☐ 対象建築物 ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、地震時に緊急輸送道路を閉塞するおそれがある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）
建築物等の安全確保	☐ 耐震診断・改修等地震災害防止対策の必要の啓発、促進（特に既存耐震不適格住宅） ☐ 府と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発 ☐ 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性について、ホームページ等で啓発
宅地防災対策の実施	☐ 府が実施する都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 ☐ 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施
液状化危険性を考慮した防災対策の確立	☐ 液状化ハザードマップ等により液状化危険地域を周知する。

4 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
判定士の確保、養成の促進等	☐ 市職員、市内の建築士、砂防関係OBの講習会受講促進 ☐ 緊急連絡要領の整備、関係団体・事業所等との応援協力協定の締結

5 応急仮設住宅等供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
オープンスペース台帳等の策定	☐ オープンスペース台帳作成（仮設住宅用地、資材置き場用地等） ☐ 入居までの一時待機用住宅として利用可能な施設台帳の作成

計画名	計画のあらまし
近隣市町、民間事業者等との 応援・協力体制整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） ☐ 協力協定の締結（建設業者、資材業者、土木業者、運送事業者及びホテル・旅館業者等）

第3節 通信施設・電気施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に各事業所が必要な整備を行う。

(1)施設の耐災害性強化

(2)災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防	☐ 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、耐火対策 ☐ 電気通信設備等の耐火構造化 ☐ バックアップ対策 ☐ 災害対策用機器の配備
移動通信事業者の設備面の災害予防	☐ 西日本電信電話株式会社に準ずる整備
関西電力送配電株式会社の設備面の災害予防	☐ 要注意箇所における電力設備の耐震補強等安全対策 ☐ 漏電出火対策 ☐ 電力の安定供給（電力各社間の供給応援体制）

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
西日本電信電話株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 防災準備体制の整備 ☐ 防災教育及び防災訓練の実施 ☐ 災害対策用資機材等の確保 ☐ 災害対策用資材置場等の確保 ☐ 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 ☐ 広域応援体制の整備 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）の活用、充実
移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 西日本電信電話株式会社に準ずる整備

計画名	計画のあらまし
関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制 ☐ 防災訓練の実施 ☐ 定期的な巡視点検の実施 ☐ 災害対策用資機材等の確保及び整備点検 ☐ 災害復旧用施設及び設備の整備 ☐ 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 ☐ 各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 ☐ 「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事前対策の検討や市との連携強化

第4節 ガス施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行うよう、府消防保安課、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

(1) 施設の耐災害性強化

(2) 災害予防のためのソフト環境整備

※ 市内の多くは、L P ガス利用地域であるが、峰山町、大宮町、網野町、弥栄町、丹後町、久美浜町のそれぞれ一部地区については、全国農業協同組合連合会(全農)をガス事業者としてガス供給基地からの導管による簡易ガス供給区域となっている。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
供給施設の耐災害性強化	☐ 主要構造物の耐震化 ☐ 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 ☐ その他ガス事業法などの諸法規・基準に基づく安全装置、遮断装置の設置等安全対策の実施
保安管理体制の確立	☐ 緊急事態発生時における職務範囲の明確化等組織体制の確立 ☐ 各種初動マニュアル、応急復旧マニュアル等の整備 ☐ 資機材の点検・備蓄、調達体制の整備 ☐ 社員等関係者に対する防災教育の徹底 ☐ 各種災害を想定した防災訓練の実施
連絡体制の確立	☐ 緊急事態発生時における連絡体制の確立 ☐ 通信施設網の整備 ☐ 緊急時連絡マニュアル等の作成
土木、建設業者に対する周知	☐ 建設工事の際のガス施設(道路埋設管)損傷による災害防止のための保安措置の徹底

計画名	計画のあらまし
住民へのPR	☐ ガス（LPガス利用者も含む。）の正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項 ☐ 地震、台風、火災等発生時における避難の際のガス（LPガス利用者も含む。）元栓閉止の徹底

第5節 上・下水道施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部（上下水道部）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても上・下水道施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保すること、並びに被災時における迅速な応急給水活動を行うことを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1) 施設の耐災害性強化

(2) 災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
上水道施設の耐災害性強化	☐ 主要構造物の耐震化 ☐ 複数水源・非常用電源等バックアップ設備の整備 ☐ 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 ☐ その他機械設備や薬品管理における予防対策
下水道施設の耐災害性強化	☐ 上水道施設に準ずる整備 ☐ ポンプ、配電盤等の冠水防止対策 ☐ 処理場、ポンプ場のオープンスペースを一時避難場所として利用することを考慮した整備

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
上・下水道施設管理用図書等の非常時対策	☐ 水道、下水道台帳収納場所に関する耐災害性強化 ☐ 水道、下水道台帳のバックアップに関する整備 ☐ 応急復旧用地図の作成
上・下水道施設災害対策用資機材等の整備	☐ 応急給水用資機材の備蓄、調達体制の整備 ☐ 応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の整備
上・下水道施設応急対策マニュアルの策定	☐ 応急給水マニュアル ☐ 応急復旧マニュアル ☐ 災害時広報マニュアル
上・下水道施設災害時連絡体制の確立	☐ 府、隣接市町・上下水道事業者相互の電話、無線通信等による通信連絡網の整備 ☐ 緊急時連絡マニュアル等の作成

第6節 学校等の防災計画

第1 保育所・認定こども園災害予防計画

1 計画の方針

(1)とりまとめ責任担当部 (こども部)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても園児の安全を確保するとともに、要配慮者支援のための優先避難所設置施設として、また応急保育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

ア 非常時実施要領等の整備

イ 施設の耐震性の強化（第8節「社会福祉施設防災計画」による。）

2 計画の内容

(1)非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
保育所・認定こども園防災計画の整備	☐ 各種災害類型別緊急出勤・配置計画 ☐ 乳幼児の安全確保及び避難 ☐ 要配慮者優先避難所開設期間における施設利用計画 ☐ 要配慮者優先避難所開設及び運営要領 ☐ 保護者、地域住民組織等との連携計画 ☐ 地域事業者(商店、事務所、宿泊等事業者)との協力計画 ☐ 地域の実情に即した、また、障害の有無等に配慮した防災訓練の実施
応急保育計画に関する調査・研究	☐ 入園児以外の乳幼児を受け入れる期間における保育体制及び保育内容 (保育所以外の施設における応急保育体制を含む) ☐ 要配慮者優先避難所在住被災者との関係のあり方 ☐ こころのケアに関する配慮事項

第2 学校施設等災害予防計画

1 計画の方針

(1)とりまとめ責任担当部 (教育委員会)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設（指定施設の場合）として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

その際、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

ア 非常時実施要領等の整備

イ 施設の耐震性の強化（第2節「建築物の震災対策計画」による。）

2 計画の内容

(1)非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校防災計画の整備	☐ 各種災害類型別緊急出勤・配置計画 ☐ 保護者に学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引き渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。 ☐ 児童生徒等の安全確保等のための教職員対応マニュアル等の作成 ☐ 発災時別の教職員の対応方策 ・在校時 ・学校外の諸活動時 ・登下校時 ・夜間・休日等 ☐ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策 ☐ 施設・設備の被災状況の点検等 ☐ 児童・生徒の安全確保及び避難 □登校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。 ☐ 指定避難所開設及び運営要領（指定施設の場合） ☐ PTA等保護者、地域住民組織等との連携計画 ☐ 地域事業者（商店、事務所、宿泊等事業者）との協力計画 ☐ 地域の実情に即した、また、障害の有無等に配慮した防災訓練の実施
高校防災計画の整備促進	☐ 小・中学校に準ずる事項
生涯学習施設防災計画の整備	☐ 小・中学校に準ずる事項
災害時想定カリキュラム等に関する調査・研究	☐ 教科書が入手できるまでの期間における教育内容 ☐ 指定避難所在住被災者との関係のあり方 ☐ こころのケアに関する配慮事項

第7節 都市公園等施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

2 基本方針

市立公園等については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に指定緊急避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、市街地延焼火災発生時の延焼遮断機能や広域避難場所及び一時避難場所の機能を担うオープンスペースとして公園緑地を確保する。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
都市公園等の防災機能整備	☐ 防災・復旧活動拠点としての整備 ☐ 出入口等における段差解消等バリアフリー機能の強化 ☐ 公衆トイレ等の整備 ☐ 防災備蓄倉庫の設置 ☐ 自衛隊派遣部隊受入拠点としての必要な整備（峰山途中ヶ丘公園、網野グラウンド、久美浜中央運動公園） ☐ 進入路の整備 ☐ 炊飯、宿泊・野営場所として必要な整備 ☐ 消防広域応援部隊受入拠点としての必要な整備（大宮自然運動公園） ☐ 進入路の整備 ☐ 炊飯、宿泊・野営場所として必要な整備 ☐ 都市公園における仮設住宅建設候補用地としての必要な環境整備
公園緑地の整備計画の策定	☐ 都市緑地保全法に基づき、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定する場合、府等関係機関・団体・事業所等の助言、協力を得て、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう留意する。

第8節 社会福祉施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても施設の被害を最小限にとどめ、利用者・来訪者の安全確保を図るとともに、各地域において要配慮者支援のための活動拠点となることを目標として、各施設の管理者・事業者と連携・協力し、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1) 施設建物、設備の防災性能向上

(2) 非常時活動体制の整備・強化

第2 計画の内容

1 施設建物、設備の防災性能向上

計画名	計画のあらまし
市立施設等における防災点検の実施	☐ 施設建物、設備等の耐震、防火、防水害等防災性能の調査・補強 ☐ 防災設備の作動点検 ☐ 事務用家具・備品類の固定 ☐ 危険物等の安全管理
民間施設における防災点検の実施	☐ 市立施設等に準ずる措置の促進

2 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし
防災計画・防災体制の見直し	☐ 災害警戒時の防災情報収集・連絡体制の確立 ☐ 災害種別ごとの防災マニュアルの整備 ☐ 施設被災時の入所者・通所者一時避難、二次的受入先確保計画の作成 ☐ 各種障害に応じた「見やすい、分かりやすい」避難誘導標識・案内板等の整備 ☐ 実践的な防災訓練の定期的実施 ☐ その他利用者・来訪者の安全確保を図るために必要な措置
各施設周辺地域との交流の推進	☐ 区等周辺住民との日常的交流の促進 ☐ 区、高校、事業所、団体等との相互支援協力体制の確保 ☐ その他地域ぐるみ緊急避難支援体制づくりの推進
要配慮者支援拠点としての整備	☐ 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 ☐ 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できることを促進 ☐ 指定避難所としての住環境整備（要配慮者の避難スペース及び人員の確保） ☐ 非常時に備えた食料、飲料水等の備蓄並びに緊急調達ルートの確保 ☐ パソコンネットワークの災害時活用方策の確立 ☐ 携帯電話による災害情報の発信 ☐ その他救援活動拠点として必要な環境整備

※ 資料編 6－3－1 社会福祉施設等の現況

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第9節 鉄道施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （市長公室）

2 基本方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)の計画

計画名	計画のあらまし
鉄道施設の維持、改良	☐ 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強 ☐ 河川改修に伴う橋梁改良 ☐ のり面、土留の維持、補修及び改良強化 ☐ トンネルの維持、補修及び改良強化 ☐ 落石防止設備の維持、補修及び改良強化 ☐ 建物等の維持、修繕 ☐ 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進 ☐ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強 ☐ 危険及び不良箇所の点検整備 ☐ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化 ☐ その他防災上必要なもの
地震に対する対策	☐ 地震動の早期検知（沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示） ☐ 列車停止手配（運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達） ☐ 災害時の対策（「鉄道事故及び災害応急処置要領」による） ☐ 地震計・警報表示機器の点検整備 ☐ 防災訓練の実施

第10節 道路及び橋梁防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても道路機能の低下を最小限にとどめ、利用者の安全を確保することを目標として、各道路管理者・関係機関と相互に連携・協力し、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1)道路及び道路付帯施設の耐災害性強化

(2)道路災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等をはじめとする道路網の耐災害性強化	☐ 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施 ☐ 崩土、なだれ等危険箇所調査に基づく防災補修工事の実施 ☐ 早期改良の不可能な箇所における迂回路整備
災害に強い橋梁、横断歩道橋の整備	☐ 定期点検、臨時点検に基づく架替、橋脚の耐震補強等の実施 ☐ 耐震橋梁の整備
トンネルの整備	☐ 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施

2 道路災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
道路災害情報収集、連絡、提供体制の整備	☐ 観測・監視機器(地震計、雨量計等)の活用、整備 ☐ 通信施設の活用、整備 ☐ 情報提供装置の活用、整備
応急復旧用資機材の備蓄・調達体制の整備	☐ 関係機関・関係業者との事前配置体制の確保 ☐ 応急復旧用資機材の備蓄
道路通行規制実施体制の確立	☐ 道路通行危険区間における規制基準の実効性確保 ☐ 道路通行危険区間の周知及び通行規制実施体制の確立
道路利用者への広報	☐ 大規模地震発生時における留意事項のPR ☐ その他災害未然防止のための留意事項、防災知識のPR

※ 資料編 1－6 道路状況一覧表

※ 資料編 5－4－1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編 5－4－2 緊急輸送道路一覧表（府指定）

第11節 河川施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （建設部）

2 基本方針

(1)府が管理する2級河川について、耐震性を考慮して老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良、河川改修、しゅんせつ、河川管理用通路の整備等防災機能の強化・整備を要請していく。

(2)市が管理する準用河川及び普通河川の水害の原因となる箇所については、関連事業との整合を図りながら改修事業を優先的に実施する。

第2 河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川がある。

※ 資料編 1－2 京丹後市域を流れる主な河川

第12節 港湾海岸施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部) (農林水産部)

2 基本方針

(1) 津波、高潮、波浪から海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設被害、港湾施設の被害、土地の侵食を防ぐため、府及び関係機関と連携を図りながら海岸保全施設の構築に努める。

(2) 国（農林水産省、国土交通省）・府の指導、助成を受けながら、地震の被害を最小限に止め、復興に貢献できる地震に強い港湾及び漁港施設整備を進める。漁港及び漁港海岸の耐震対策推進については、危険箇所を把握し、危険施設の解消に努める。

第2 計画の内容

1 港湾海岸施設防災工事の推進

計画名	計画のあらまし
海岸保全区域における府が行う防災工事への協力	□社会資本整備重点計画に基づく海岸侵食防止工事の促進 □現地の状況に応じた新たな保全施設設置の要請
要保全海岸の海岸保全区域追加指定の要請等	□保全が必要と思われる海岸の調査及び海岸保全区域追加指定の要請 □養浜事業、保安林保護、育成、河口閉塞対策等総合的対策の実施

2 港湾及び漁港施設の耐震対策の推進

計画名	計画のあらまし
耐震強化岸壁等の整備等	□耐震強化岸壁の整備 □その他の岸壁における重力式、栈橋式等の地震応答特性の異なる構造形式採用による危険分散の推進
荷役機械等の耐震強化、複数化	□荷役機械等の耐震強化、複数化

3 船舶保安対策

計画名	計画のあらまし
港湾状況調査	□港湾状況の調査実施 □調査結果に基づく防災活動計画の整備・点検

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部) (農林水産部)

2 基本方針

地震の発生後に二次的に発生する土砂災害による被害を軽減するため、国（農林水産省、国土交通省）・府の助成を受けながら、砂防関係事業計画の総合的な推進に努める。

第2 計画の内容

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

市は、府と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

※ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されてない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

計画名	計画のあらまし
土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定	□府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水および土地利用状況等についての基礎調査を行い、市との連携を図って「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。
指定区域内での開発規制	□府は、市と連携して「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。
警戒避難体制の整備	□「土砂災害警戒区域」については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
住民への周知	□市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。
要配慮者利用施設に対する警戒避難体制の確立	□警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

2 土砂災害による警戒避難体制

計画名	計画のあらまし
警戒又は避難を行うべき基準の設定	□地区ごとの気象情報、雨量、前兆現象等に基づく自主避難基準の設定 □支部を単位とした避難支援基準の検討
適切な避難場所及び避難路の設定、周知	□避難場所及び避難路の再検討（土砂災害を受けるおそれのない場所への設定） □職員、区長・住民に対する避難場所、避難路、避難方法等の周知徹底
情報収集及び伝達体制の整備	□過去の災害事例等の収集、分析 □地域防災無線、同報系防災無線等災害に強い情報連絡システムの整備
防災知識の普及及び防災活動の実施	□職員、住民に対する土砂災害危険箇所や避難方法等の周知徹底 □消防団、区、協力団体等との連携、協力による防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし
要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制	□要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。 □市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 土砂災害対策工事等の推進

計画名	計画のあらまし
地形・地質・植生調査事業	□航空写真等による山の把握 □保安林、地すべり防止区域指定の促進 □伐採跡地等植林・造林適地調査
山地災害危険地区における対策事業の促進	□林地崩壊、土砂流出発生箇所における復旧治山 □保安林整備
土砂災害危険箇所における対策工等の実施	□危険箇所調査及び災害防止対策工の実施促進 □土砂災害危険箇所法指定の促進 □住宅移転の促進
雪崩危険地区に対する対策事業の推進	□雪崩防止のための植林指導 □雪崩防護施設の整備、点検維持 □積雪期におけるパトロールの励行及び警告の実施

4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
砂防ボランティア等の確保	□市内在住の砂防ボランティアの把握 □市内在住の斜面判定士の確保
判定実施体制の整備	□府砂防ボランティア協会等との緊急連絡要領の整備 □危険箇所及び対策施設調査点検実施要領の整備 □建築関係団体・事業所との応援協力協定の締結
山地災害危険地区の周知等	□地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。（詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる） なお、地震発生後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災害の危険性が増大しているとの連絡を受けた場合、市は地元で周知する。 □人的被災を極力軽減するため、市は山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

※ 資料編 1－3 土砂災害危険箇所等一覧表

第14節 危険物等施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (消防本部)

2 基本方針

危険物、火薬類、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備や事故が直ちに災害発生の原因となりうる。また地震、風水害等の自然災害や他の原因に基づく災害発生時には被害を拡大する要因ともなりうる。市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の3点を重点に予防計画を進める。

(1)施設・設備の耐災害性強化

(2)自主保安体制等の強化

(3)消防力の整備(第5章「消防組織計画及び火災予防計画」による。)

第2 計画の内容

1 危険物の予防対策

計画名	計画のあらまし
指導の強化	☐ 耐震性に関する消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態維持のための立入検査励行 ☐ 消防法及び各関連法に基づく技術上の基準適用前施設・設備に関する状況把握及び補強等の指導 ☐ 石油類屋外タンクの不等沈下対策の実施指導 ☐ 海上保安対策の指導、監督 ☐ その他災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の指導
危険物取扱者制度の効果的な運用	☐ 講習会等の開催による資格取得の指導 ☐ 保安講習の実施による資格者責務遂行の指導
自衛消防組織・自主防災組織等の組織化推進	☐ 実践的な活動要領類の整備 ☐ 隣接事業所等との相互応援協定の締結
防災訓練の強化	☐ 具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練実施 ☐ 隣接事業所等との連携を考慮した防災訓練実施
関係機関との連絡体制の確保	☐ 異常事態発生時における緊急通報体制の確立 ☐ その他消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保による応急対策、復旧対策実施に関する詳細要領の整備

2 火薬類及び高圧ガス対策

計画名	計画のあらまし
保安管理体制の確立	☐ 緊急事態発生時における保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立 ☐ 関係保安団体における災害に関する情報連絡体制、事業所相互応援体制の整備

計画名	計画のあらまし
製造設備等の整備改善等	☐ 火薬類製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の火薬類取締法の規定や基準に適合した状態の維持 ☐ 高圧ガス製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持 ☐ 高圧ガス製造施設等における地震等によるガス漏洩防止措置の実施 ☐ 災害事故を想定した防災訓練の実施
火災に対する予防	☐ 火薬類取扱事業所における延焼時を想定した安全な一時保管場所及び迅速な移動措置実施体制の確保 ☐ 高圧ガス取扱事業所における水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備
保安指導	☐ 対象事業所に対する保安検査、立入検査の実施に基づく関係法令技術基準維持の指導、適合しない事業所に対する改善命令等 ☐ 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練の実施に基づく自主保安体制の確立
海上保安対策	☐ 火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合において、必要な場合における一般船舶の立入交通制限の実施
火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握等	☐ 火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

3 毒物、劇物予防対策

計画名	計画のあらまし
府保健所毒物劇物監視員による指導の強化	☐ 毒物、劇物取扱状況に関する随時報告の提出要請、立入検査実施による指導取り締まり ☐ 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えた措置（表示による貯蔵場所の明示、貯蔵設備・方法の確立、在庫数量の厳格な把握、必要な場合の貯蔵場所移転等の検討）の徹底指導
毒物、劇物取扱事業所の把握等	☐ 毒物、劇物取扱事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

4 原子力以外の放射性物質対策

計画名	計画のあらまし
関係防災機関による原子力以外の放射性物質対策	☐ 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所における作業の安全管理及び安全衛生確保のための立ち入り検査、一斉監督の実施
原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握等	☐ 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

第15節 農地農林業用施設の防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (農林水産部)

2 基本方針

(1) 農地及び農林業用施設の保全と災害の未然防止を図るため、地震、豪雨、洪水、高潮及び津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、府に補強、整備促進を要請する。

(2) 管理者等に施設の補強等の対策を講じるよう指導する

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
農林業用施設等の耐震性の強化と緊急時連絡体制の確立	☐ 基幹的な農林道及び重要度の高い農林道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置 ☐ 危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置 ☐ 老朽ため池等施設の改修時における耐震設計整備 ☐ 地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮する。 ☐ 緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。 ☐ 地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。 ☐ 市及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。
地域全体の排水機能の向上を配慮した用排水施設整備	☐ 土地利用の変化や排水先河川の整備状況を配慮した湛水防除事業の推進
定期的診断の実施に基づく整備	☐ 農林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備
防災施設・災害対策施設としての活用	☐ 利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。 ☐ 防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置づけ、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
管理体制等の整備	☐ 各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成 ☐ 連絡体制の確立 ☐ 管理技術者の育成確保
情報管理手法の確立	☐ 農林業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討

計画名	計画のあらまし
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	☐ 民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保 ☐ 府・団体等の保有応急ポンプ等の貸出要請要領の整備

第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が第6次地震防災緊急事業五箇年計画を変更するにあたって行う市町村意向調査に際しては、以下の事業について、採択されるよう積極的に働きかけ、地震に強いまちづくりに資するよう努める。

区 分
☐ 指定緊急避難場所
☐ 避難路
☐ 消防用施設
☐ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
☐ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
☐ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
☐ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 上記のほか不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
☐ 海岸保全施設又は河川管理施設
☐ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
☐ 地域防災拠点施設
☐ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
☐ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
☐ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
☐ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
☐ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

大規模地震災害時等に想定される、電話の輻輳、電話通信施設の被災が発生した場合においても防災拠点間の通信連絡、防災機関相互の通信連絡、住民に対する緊急情報の伝達及び適切な状況判断を行い得ることを目標として、以下の3点を重点に情報通信連絡網の整備を行う。

- 1 通信施設等情報連絡手段の多様化
- 2 防災通信ソフト環境整備の強化
- 3 気象等防災観測体制の整備

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

計画名	計画のあらまし
地域防災無線システム等の整備	☐ 緊急地震速報等、緊急時における同報系無線（防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等）情報伝達手段整備 ☐ 防災拠点間・防災機関相互無線通信連絡手段整備 ☐ 幹部職員、防災基幹職員等への24時間緊急情報連絡・動員連絡手段整備 ☐ 災害警戒・対策本部会議用テレビ会議システム整備 ☐ 府地上系、衛星通信系防災情報システム整備
緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	☐ 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備
市内LANの非常時活用方策の確立	☐ LAN施設の非常時活用システムの整備 ☐ LAN施設の停電・耐災害対策の強化
地域情報化推進事業	☐ CATV整備 ☐ 高速インターネット接続・IP電話 ☐ 防災・防犯情報メール ☐ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進 ☐ デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 ☐ 平時からの災害情報のオープン化
防災中枢施設等への衛星携帯電話の整備	☐ 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保
非常用電源及び保守	☐ 非常用電源設備を整備 ☐ 保守点検の実施、的確な操作の徹底 ☐ 専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置
庁内システムの業務継続性の確保	☐ 電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保 ☐ 自治体クラウドを活用した業務継続性の確保

第2 防災通信ソフト環境整備の強化

計画名	計画のあらまし
非常時における情報連絡・処理マニュアル等の整備	☐ 地域における非常時情報連絡拠点の整備 ☐ マニュアルの整備 ☐ スペシャリスト職員の育成
情報ボランティアの確保	☐ 無線システム構築事業者との協力協定締結 ☐ 情報処理専門技術者等のボランティア登録
市民向け非常時協力ルールPRの強化	☐ 地域における非常時情報連絡拠点に関するPR ☐ 非常時における電話利用自粛ルール等の周知徹底 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）のPR
市における気象情報等観測施設の整備	☐ 市内LANを活用した雨量情報収集システムの整備検討 ☐ 地域防災無線システムを活用した雨量情報、河川水位情報収集システムの導入検討
関係機関との連携強化	☐ 丹後土木事務所、府立高校等府出先機関等との連携強化 ☐ 郵便局等公共機関・団体との連携強化 ☐ タクシー事業者・運輸業者等民間業者との連携強化

第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

- 1 府等から連絡を受けた地震及び津波に関する情報については、市民が「自らの安全は自ら守る」ことが必要かつ十分に行えるよう、市の有するあらゆる伝達手段を駆使し市民に対し迅速かつ的確に伝達する。
- 2 市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部局による総務部（総務課）への復命を徹底する。

第2節 地震情報及び津波警報の伝達計画

第1 地震情報及び津波警報の種類

京都地方気象台を通じて、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類		発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（市の場合は「京都府北部」）（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度情報	・震度1以上	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
	遠地地震の震源・震度に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

情報の種類		内容
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区（市の場合は「京都府」）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（市の場合は「舞鶴」）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの「地震及び津波警報等」の伝達基準は、おおむね次による。

情報の種類	情報の伝達基準
津波に関する情報	「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき
震源に関する情報	近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波の恐れがないと判断できたとき
震源・震度に関する情報	次のいずれかの地震を観測したとき (1) 京都府内で震度3以上 (2) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (3) その他の府県で震度6弱以上
各地の震度に関する情報	京都府内で震度1以上の地震を観測したとき
遠地地震の震源・震度に関する情報	外国で顕著な地震が発生したとき
その他の情報	その他上記以外に防災上有効と認められるとき

第3 地震観測等

1 防災関係機関による地震観測

京丹後市域における防災関係機関による地震観測は、次のとおりである。

機関名	観測地点名
気象庁関係	弥栄町
京都府関係	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町

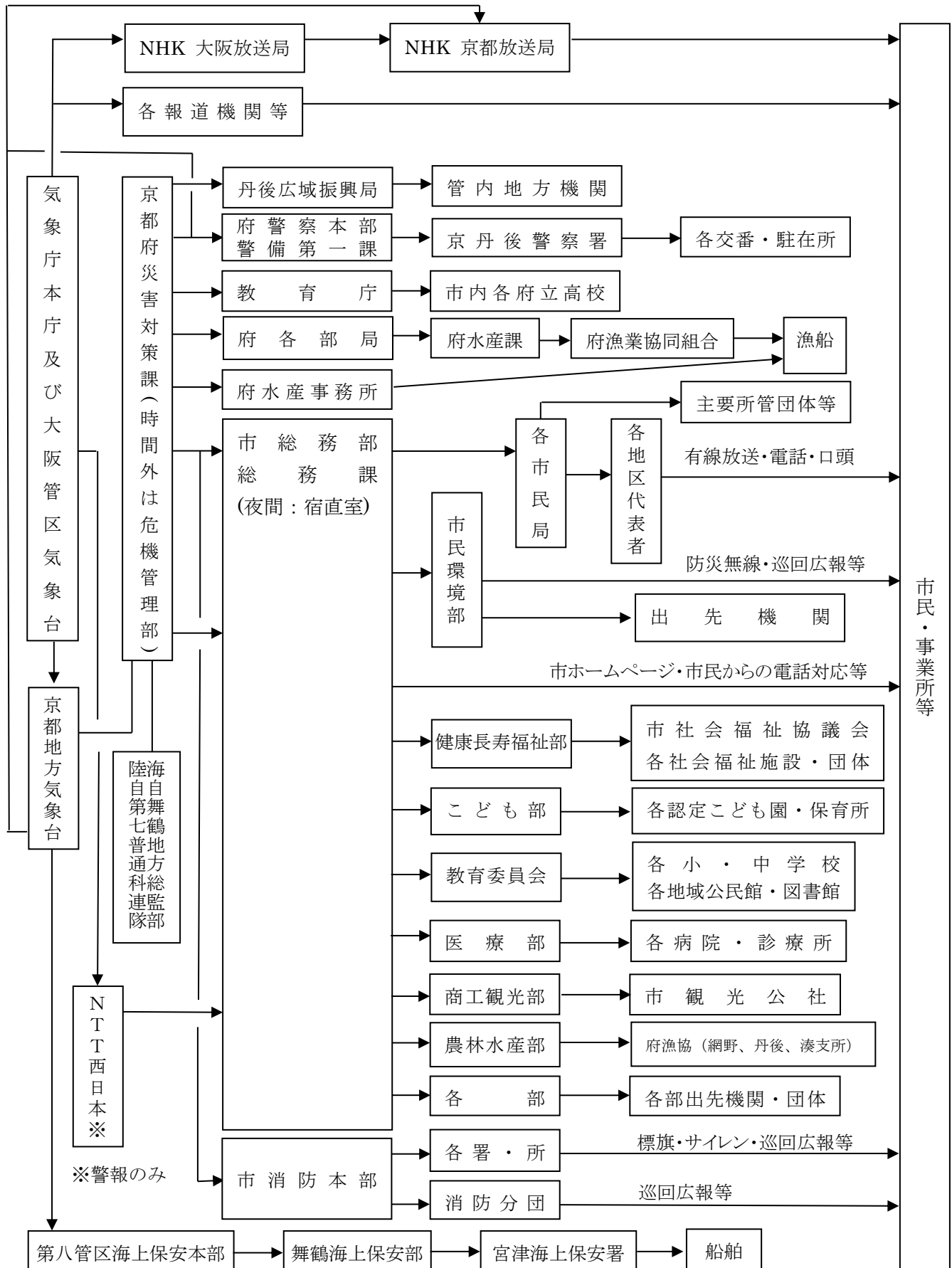
2 津波警戒監視

本市は、府の北端にある沿岸市となるため、府等を通じて伝達される京都地方気象台からの情報のほか、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、震度4以上の地震を感じたとき、又は震度3以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸となる網野、丹後、久美浜地区の在住・在勤職員及び消防団、漁業協同組合、区等のうちから、あらかじめ責任者（「現地連絡調査員」）を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制及び沿岸住民への周知・避難体制を確立しておくものとする。

第4 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法は、第3編第1部第1章第1節による。

なお、大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統は、以下のとおりである。



第3節 津波予報等の伝達計画

第1 津波警報等の種類及び発表基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こる恐れがある場合（主に京丹後市において地震の揺れを感じる場合）、及び津波の発生について外国からの通報があった場合（主に京丹後市では地震の揺れを感じない遠地地震の場合）に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から以下のとおり発表される。京都府全域が一つの予報区であり、名称は「京都府」となる。

1 種類

- (1) 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表する。
- (2) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (4) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合には とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	定性的 表現での発表	
大津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 3 mを超える場合	10 m超 (10m<高さ)	巨大	陸域に津波が及び浸水するお それがあるため、沿岸部や川沿 いにいる人は、ただちに高台や 避難ビルなど安全な場所へ避難 する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		10 m (5m<高さ≤10m)		
		5 m (3m<高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 1 mを超え、3 m以 下の場合	3 m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波 注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2 m以上、1 m以下で あって、津波による 災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記な し)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行 わない。 注意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近づいたりしな い。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、京丹後市において震度4以上の揺れを感じたとき、又は震度3以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報等を待つことなく、「海岸部付近にいる人は津波を警戒し念のため高台に避難し、津波の恐れが無いことが判明するまで市等からの情報に注意する」よう呼びかけを行うものとする。

第4節 異常現象発見時における措置

第1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市長（総務課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

通報すべき異常現象とは、おおむね次のようなものとする。

- 1 異常水位
- 2 激しい降雨、降雪又は降雹
- 3 なだれ
- 4 地すべり
- 5 火災

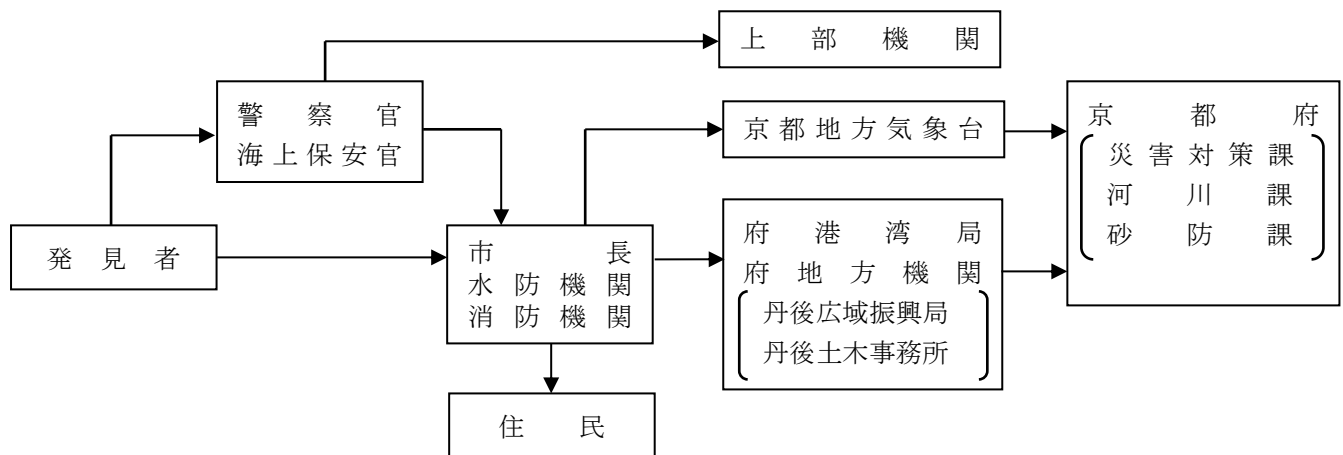


図 異常現象発見時の通報の流れ

第2 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行う。

第5節 近地地震、津波に対する自衛処置

第1 地震、津波についての教育

第16章「市民の防災活動の促進」による。

第2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織

海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局及び商工観光部は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、震度4以上を感じた場合の海面状態の監視体制を確保する。

第3 情報聴取の責任者

震度4以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局が行う。

第4 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行い、一般住民に対する周知徹底を図る。

第4章 医療助産計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 医療部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても医療救護活動を適時適所に行い得ることを目標として、以下の3つを柱に医療助産計画の円滑な実施のための整備を進める。

- 1 初期医療救護体制の整備
- 2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備
- 3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

第2節 計画の内容

第1 初期医療救護体制の整備

計画名	計画のあらまし
災害時地域中核病院となる市立病院の整備	☐ 施設建物、設備等の耐震補強、防火、防水害等防災性能の調査・補強 ☐ 災害時地域中核病院としての資機材（簡易ベッド、応急テント等）及び救急医薬品等の備蓄整備 ☐ 病院防災マニュアルの整備
災害時地域中核病院となる丹後中央病院、丹後ふるさと病院の整備	☐ 市立病院に準ずる措置の実施促進
救護所（医療救護拠点）設置予定施設の整備	☐ 救護所設置予定施設のめやす（災害時地域中核病院以外の分） ☐ 国保診療所 ☐ 峰山中学校、網野中学校、旧宇川中学校 ☐ 救護所設置予定施設としての整備のめやす ☐ 救護所設置予定スペースの指定 ☐ その他災害時救急医療拠点としての市立病院に準ずる整備
北丹医師会、薬剤師会等との連携	☐ 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備 ☐ 医薬品等の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
府（医療課、薬務課、丹後保健所）との連携	☐ 医療救護活動に関する応援要請詳細要領の整備 ☐ 医薬品、輸血用血液、医療機器、衛生材料等の緊急供給要請に関する詳細要領の整備
地域レベルでの災害対策の強化	☐ 保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連絡協議会）への参加 ☐ 病院の業務継続計画（BCP）の策定

第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

計画名	計画のあらまし
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	☐ 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）相互間の情報ネットワークの整備促進 ☐ 「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用 ☐ 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備
府災害派遣医療チーム	☐ 府から派遣された災害派遣医療チームの活動支援
災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン	☐ 府が委嘱した災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活用
広域医療搬送拠点	☐ 重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ☐ ヘリポート機能 ☐ 広域医療搬送拠点調整本部機能 ☐ 広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

計画名	計画のあらまし
市民に対する災害時初期対応の普及・啓発	☐ 消防団員に対する災害時初期対応の徹底 ☐ 市民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発

第5章 消防組織計画及び火災予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 消防本部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化にも被害を最小限にとどめるために必要な消防力の整備と、火災予防施策の推進について、以下の4点を重点に努める。

- 1 消防水利の多様化と科学消防力の強化
- 2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備
- 3 火災予防計画の推進
- 4 火災の拡大防止

第2節 計画の内容

1 消防水利の多様化と科学消防力の強化

計画名	計画のあらまし
消防水利の整備	☐ 河川、ため池、海水等自然水利の活用方策の確立 ☐ ビル受水槽、温泉施設、農業用水、消雪用井戸、下水処理水、プール等の消防水利活用方策の確立 ☐ 耐震性防火水槽の設置 ☐ 消火栓の整備、積雪時対策の推進
科学消防力の強化	☐ 高層建築物災害対応のためのはしご車の整備 ☐ 危険物災害対応資機材等の整備 ☐ 悪路対応型消防車両、積雪時対応型消防車両等の整備 ☐ 消防通信施設の高度化
消防団施設・装備の充実	☐ 老朽化した消防団拠点施設の更新整備 ☐ 消防車両、通信・装備の更新整備

2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
多様な災害種別消防活動計画の確立	☐ 地震時の消防力運用計画 ☐ 台風時の消防力運用計画 ☐ なだれ、山くずれ、地すべり等の警戒、防御、避難誘導支援等計画 ☐ その他特殊災害時の消防力運用計画 ☐ 積雪時の大規模災害対応消防力運用計画 ☐ 橋梁、トンネル等支障発生時の消防力運用計画 ☐ 空中消火等多様な消火戦術の検討
広域応援体制の維持・強化	☐ 府内他市町村消防組織との相互応援体制 ☐ 広域消防応援に関する活動要領の整備、習熟
市消防団の活用	☐ 消防団員の資質向上と定員確保 ☐ 自衛消防隊等との連携方策の確立 ☐ 女性の消防団への加入促進

※ 資料編 3－5 消防力等の現況

※ 資料編 5－1－1 京都府広域消防相互応援協定書

3 火災予防施策の推進

(1) 出火防止対策の強化

計画名	計画のあらまし
一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	☐ 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化 ☐ 予防査察及び防火診断の実施 ☐ 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR
防火管理者・施設管理者等に対する指導	☐ 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 ☐ 消防用設備等の維持管理の徹底 ☐ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 ☐ スプリンクラー設備等の適正な設置
火災予防運動等の実施	☐ 春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デーの実施 ☐ 火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ
林野火災の予防	☐ 防火線・防火林の整備等森林環境の整備 ☐ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導 ☐ 大火危険気象等に対する警戒 ☐ 防火思想の普及

(2) 初期消火体制の強化

計画名	計画のあらまし
防火管理者を置く事業所に対する指導	☐ 自衛消防組織による消火技術の習熟 ☐ 消防用設備等の点検・整備 ☐ 各種訓練の実施
その他の事業所及び住民に対する指導	☐ 自主防災組織の結成及び活動強化促進 ☐ 地域における消火訓練への参加促進 ☐ 印刷物等の配布による防災行動力の向上

4 火災の拡大防止

計画名	計画のあらまし
火災の延焼、被害拡大の防止	☐ 消防力の強化 ☐ 消防設備の充実 ☐ 消防水利等の増設

第6章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。

平成 27 年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、沿岸地域の主な集落・漁港における最高津波水位は 6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。

このため、市は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な判断ができる知識と情報を提供するとともに、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の9つを柱に避難体制の整備を進める。

また、沿岸地域については京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備
- 2 安全避難の環境整備
- 3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等
- 4 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保
- 5 指定避難所運営体制の整備
- 6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備
- 7 広域避難
- 8 広域一時滞在
- 9 防災上重要な施設の避難計画
- 10 車中避難計画

第2節 計画の内容

第1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし
「指定緊急避難場所」の指定・整備	□指定緊急避難場所の指定 □管理上の基準、立地上の基準、構造上の基準等の指定基準を満たしていること □異常な現象（地震、津波）ごとに指定すること □土砂災害の危険区域外にあること □液状化の危険性がないこと □津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること □指定緊急避難場所としての整備のめやす □要配慮者にも配慮した施設・設備の整備 □放送設備等避難者への情報伝達手段の整備 □要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄 □他の指定避難所（避難施設）への移動、救援・輸送用の車両・ヘリコプターの進入が容易に行えるよう道路、駐車・着陸スペースの整備 □施設及び周辺地域における案内標識、図等整備 ※「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）
「指定避難所」（避難施設）の指定・整備	□指定避難所の指定 □避難した住民等を、一定期間滞在させるために、必要かつ適切な規模であること □速やかに避難した住民等を受け入れ、又は生活関連物資を避難した住民等に配布することが可能な構造又は設備があること □想定される災害による影響が、比較的少ない場所にあること □車両などによる輸送が、比較的容易であること □市施設又はその他の公共施設であること □広域一時滞在を考慮（他の市町村からの被災住民を受け入れることができる）した施設 □指定避難所としての整備のめやす □飲料水、食料、毛布等の備蓄又は調達ルートの確保 □必要な物資の備蓄 □その他指定緊急避難場所に準ずる整備 ※「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）

計画名	計画のあらまし
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	☐ 福祉避難所の指定 ☐ 指定避難所と同様の基準を満たす施設であること ☐ 要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること ☐ 要配慮者が相談や助言を受けることができる体制が整備されていること ☐ 要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること ☐ 要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること ☐ 市施設又はその他の公共公益施設であること ☐ 要配慮者の安全確保 ☐ 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
地区避難所の開設・運営	☐ 地区避難所の開設・運営 ☐ 住民が自主避難できるよう、自治会、自主防災組織などが自主的に開設、運営するものであること ☐ 自治会等の住民組織が所有または管理する施設であること ☐ 災害種別（大規模な火災は除く）ごとの適否を示すこと

第2 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
避難情報伝達体制の整備	☐ 避難基準の定量化のためのデータの収集 ☐ 避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成 ☐ 「京丹後市避難情報発令基準」の運用・検証 ☐ 防災行政無線（同報系屋外・屋内、地域防災無線端末局）等の整備
避難路の整備	☐ 十分な幅員の確保及び複数ルートの確保 ☐ 沿道部の安全化（対延焼、倒壊、落下物等危険） ☐ 避難路としての機能確保（道路損壊、橋梁損壊等への対策）

計画名	計画のあらまし
安全避難誘導体制の整備	□徒歩避難原則の徹底 □施設及び周辺地域における案内標識、図等整備 (外来者にもわかりやすく、また夜間時や積雪時の避難にも配慮したものとする) □津波浸水想定図の活用(第7章第2節第2参照) □警察・消防等関係機関との連携体制の確保 □地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保 □津波到達時間の確認 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮する。 □学校の対応 「とにかく下校させる」、「とにかく保護者に引き渡す」は避難行動に結びついていない点で危険である。 □住宅の耐震化や家具の固定 □津波対策は避難が重要であるが、住宅の耐震化や家具の固定がなされていないと、ケガにより避難が不可能となることがあるため、これらの対策も進める。
避難者を収容しきれないと見込まれる避難所における避難場所の事前の確保	□指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、地区避難所(以下、この項において「避難所」という。)のいずれかを問わず、避難所の規模から勘案し、想定しうる避難者数を収容しきれないと見込まれる場合、避難所の開設者は、地域の実情や災害危険性を考慮のうえ、公共施設など他の利用可能な避難場所を事前に確保するよう努めるとともに、避難場所の提供を求められた公共施設などの管理者はやむを得ないと認められる事情がない限り、避難場所の提供に協力するものとする。 □避難場所の使用については、避難所の開設者と施設管理者間であらかじめ十分調整するものとし、協定を締結するなどして円滑に開設、運営できるように努めるものとする。
施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資(食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等)の備蓄に努める。 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	☐ 指定避難所運営マニュアルの作成 ☐ 高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、L G B Tなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 ☐ 指定避難所運営訓練の実施 ☐ 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 ☐ 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 ☐ 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 ☐ 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ☐ 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 ☐ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
車での避難について	☐ 車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。 ☐ 車での避難については要配慮者を優先する。 ☐ 使用してよい者、いけない者、使用してよい地域、いけない地域の検討 ☐ やむを得ず車により避難せざるを得ない場合において、避難者が車で安全かつ確実に避難できる方策について検討
居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動	☐ 必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備
避難所まで距離のある地域との連携の強化	☐ 気象情報の的確な収集と住民への早期情報提供体制の確保 ☐ 避難所の早期開設 ☐ 地域に即した避難支援体制の確保 ☐ 避難所確保のためのハード対策の促進
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	☐ 新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。 ☐ 避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。 ☐ 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災担当部局と保健福祉担当部局が府とも連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、府と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等）。 ☐ 防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。
被災者支援の仕組みの整備	☐ 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

1 伝達手段

伝達手段	特長	課題
防災行政無線（同報無線）	・住民への一斉伝達が可能	・可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 ・倒壊・破損対策 ・停電時の非常電源確保 ・バッテリー切れ ・燃料切れ
J-ALERT	・気象予警報等を受信すると即座に防災行政無線を自動起動して繰り返し市民に周知できる。	同上 （防災行政無線を使用するため）
緊急速報メール （携帯電話等へのメール）	・登録の必要なし。 ・被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。	
「京都府防災・防犯情報メール配信システム」 （携帯電話等へのメール）	・登録の必要あり。 ・被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。	・登録の促進
広報車	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。	・道路、橋梁等の損壊により使用不可となる。 ・津波到達時間が迫った時点での使用は被災の可能性があるため危険
消防団、自治会	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。 ・確実な伝達が可能 ・同時に安否確認や避難状況の把握が可能	・市から自治会、消防団への伝達が可能であること。 ・津波到達時間が迫った時点では被災の可能性があるため危険
避難行動要支援者登録制度に基づく支援者	・訪問、電話による伝達	・支援者が被災した場合も考えられるため、地元自治会、消防団等と連携が必要
衛星携帯電話	・携帯電話の通話に規制がかかり、つながりにくいときでも通話可能	・停電の長期化に備えて予備バッテリーの確保、充電が可能な発電機も合わせた整備が必要
地上デジタル放送	テレビ、スマートフォン等携帯端末での各種データ放送、字幕放送等	テレビは停電で視聴不可

2 伝達体制

計画名	計画のあらまし
体制の確保	□津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定 □津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備 □徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合の方策検討 □消防団員、警察官、職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化
伝達体制の整備	□防災行政無線など既存設備の再点検と対策 津波発生時の住民への情報伝達手段の再点検として、沿岸部における屋外スピーカーの可聴範囲調査を実施し、可聴範囲外の津波浸水想定地域への増設について検討する。 □「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 □電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため □地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応 迅速な避難指示の発令、自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制の整備 □情報の更新と確実な伝達体制の整備 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。 最初に実際を大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 □津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築 津波浸水想定図の作成と活用 □津波知識等、防災知識の普及啓発 全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。 □住民以外の避難者に対する避難の呼びかけ体制の整備 事業所等勤務者、海水浴客、釣り客、走行中の車両に対する情報伝達 □沿岸部における避難についての検討 沿岸部における避難について、沿岸部の自治体と連携し、安全な避難対策を検討する。 □津波到達時間の確認 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮する。

第4 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

計画名	計画のあらまし
津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理	□職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。
防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定	□襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルートを定めておく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある）
要配慮者の避難の支援方策の検討	□高齢者や障がい者など要配慮者の避難を迅速に行えるよう支援方策を徹底的に検討し、事前に取り決めておく。（特に要配慮者避難支援プラン（避難行動要支援者登録制度）作成を希望しない、又は避難支援プラン未作成の要配慮者）

第5 指定避難所運営体制の整備

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	□指定避難所運営マニュアルの作成 □高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 □指定避難所運営訓練の実施 □感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 □指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 □避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成

計画名	計画のあらまし
指定避難所生活長期化に対応する環境整備	□施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 □し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を検討する。 □避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を検討する。 □指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理について検討する。 □「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線） □女性や子育てに配慮した指定避難所の設計を検討する。 □乳幼児のいる家庭専用部屋の設置 □女性用物干し場の設置 □女性専用スペースの設置 □指定避難所、不在住宅等の防犯対策について検討する。 □指定避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について指定避難所運営マニュアルに反映させる。
指定避難所の代替施設等の検討	□津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の指定避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を検討するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の地区への協力要請など、指定避難所運営のあり方について検討する。

第6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

計画名	計画のあらまし
住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築	□災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。
全国避難者情報システム（総務省）の活用	□市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第7 広域避難

計画名	計画のあらまし
広域避難	□市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議する。 □市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 □市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係期間と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第8 広域一時滞在

計画名	計画のあらまし
広域一時滞在	□市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中に使用することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる避難所を予め決定するよう努める。 □市は、指定避難所が広域一時滞在中に使用する可能性があることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模災害時に円滑な広域一時滞在中が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災者の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第9 防災上重要な施設の避難計画

計画名	計画のあらまし
防災上重要な施設の避難計画の作成	□学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。 □学校においては、地域特性等を考慮し、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法 □児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法 □病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等 □高齢者、障害者及び児童施設等においては、地域特性等を考慮し、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法 □防災上重要な施設のうち、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。 □市は府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。 □避難確保計画を作成又は変更した施設の所有者又は管理者は、遅滞なく市へこれを報告する。

第10 車中避難計画

計画名	計画のあらまし
車中泊対応可能な避難場所のリストアップ	□車中避難場所候補地一覧の作成 □民間施設との協定締結 □電気・水道・トイレの確保 □指定避難所における車中泊可能台数の把握
車中避難場所運営体制の整備	□車中避難場所運営マニュアルの作成 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等の事前調整 □車中泊避難に係る情報提供 □車中避難場所の周知、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起 □避難場所の確保・環境整備 □避難者の状況把握及び健康管理、健康指導 □エンジン騒音等のトラブル回避 □車中泊避難から自宅への帰宅及び指定避難所への移行

※ 屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。

※ 車中避難場所：車により一時的に安全確保ができる場所

第7章 津波災害予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

地震の発生により、市北部の沿岸地区においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。津波対策については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析等において、出来るだけ過去に遡って津波の発生等を調査するものとする。津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて住民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成 29 年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減するため、「地域としての災害危険性」に即して、以下の6つを柱として必要な整備を進める。

- 1 津波警戒の周知徹底
- 2 防災知識の普及、防災教育
- 3 津波に強いまちづくり
- 4 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策
- 5 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知（第6章「避難に関する計画」による。）
- 6 海岸、港湾、水産施設等の施設整備（第1章第12節「港湾海岸施設防災計画」による。）

第2節 計画の内容

第1 津波警戒の周知徹底

計画名	計画のあらまし
一般住民に対する「広報京丹後」、市HP、携帯電話等を含めた多様な媒体による周知徹底	☐ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 正しい情報をラジオ、テレビ、市の巡回広報車、有線放送などを通じて入手すること（噂で行動を左右されない！）。 ☐ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

計画名	計画のあらまし
船舶関係者に対する通知、研修会、市広報等による周知徹底	☐ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避すること。 ☐ 揺れを感じなくても津波注意報、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。 ☐ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手すること（噂で行動を左右されない！）。 ☐ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること（時間的余裕がある場合のみ行う）。 ☐ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

第2 防災知識の普及、防災教育

計画名	計画のあらまし
津波避難に関する知識の周知	☐ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 避難は、徒歩を原則とする。 ☐ 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること ☐ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生可能性があること。 ☐ 防災意識の向上（浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組）
津波浸水想定図の活用	☐ 津波浸水想定図の沿岸地域世帯、ホテル・旅館・民宿向け配布用マップ作成、配付 ☐ 津波浸水想定図の「広報京丹後」、市HPへの掲載 ☐ 津波浸水想定図を活用した緊急避難訓練の実施 ☐ 避難訓練の実施に基づく指定緊急避難場所、避難経路の見直し
津波に係る防災教育	☐ 児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得 ☐ 教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施
緊急地震速報関係	☐ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 ☐ 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 ☐ 普及啓発の推進 ☐ 国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。 ☐ 緊急地震速報を取り入れた訓練 ☐ 国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第3 津波に強いまちづくり

計画名	計画のあらまし
津波に強いまちの形成	☐ 徒歩による避難を原則とした、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり ☐ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備を行う。 ☐ まちづくりへの防災専門家の参画等 ☐ 行政関連施設、要配慮者利用施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化
避難関連施設の整備	☐ 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への指定緊急避難場所の整備 ☐ 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保 ☐ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

第4 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策

計画名	計画のあらまし
津波浸水想定の設定	☐ 知事は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。
津波避難計画の策定	☐ 市は、津波浸水想定を踏まえ津波避難計画を策定し、津波を想定した防災訓練を実施する。
津波災害警戒区域の指定	☐ 知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。
津波災害特別警戒区域の指定	☐ 知事は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。 ☐ 市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても災害対策活動を迅速に実行し得ることを目標として、以下の4点を柱として、交通対策及び輸送対策の環境整備を行う。

- 1 緊急時道路輸送体制の整備
- 2 ヘリポート開設施設の指定・整備
- 3 物資供給方法の確立
- 4 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

第2節 計画の内容

第1 緊急時道路輸送体制の整備

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等の指定・整備	☐ 対象となる道路 ☐ 市内防災基幹施設間をつなぐ幹線道路 ☐ 市本庁舎、各市民局庁舎と各地域拠点施設をつなぐ幹線道路 ☐ 市外との連絡ルートとなる幹線道路 ☐ 整備のめやす ☐ 土砂崩れ、雪崩等危険区間における対策工実施 ☐ 拡幅、待避所その他道路改良 ☐ 橋梁被災等による通行困難時の迂回路整備 ☐ 新規路線（橋梁、トンネル新設を含む）整備
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	☐ 対象となる施設 ☐ 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 ☐ 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※ 第3編第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照 ☐ 整備のめやす ☐ 案内標識、進入路標識等の設置 ☐ 非常時開設、運営等要領の作成
緊急通行車両の事前届出	☐ 市有車両の事前届出 ☐ 調達予定業者所有車両の事前届出
災害時において運転者のとるべき措置の事前PRの徹底	☐ 災害時におけるマイカー利用の自粛 ☐ 災害時において交通規制が実施された場合のとるべき措置の周知徹底

※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府指定）

※ 資料編7-5 緊急通行車両確認のための証明書等様式

第2 ヘリポート開設施設の指定・整備

計画名	計画のあらまし
専用又は臨時ヘリポートの指定	☐ 指定目的のめやす ☐ 重症患者の後方医療機関への緊急搬送 ☐ 輸血用血液、医療用資機材の緊急供給 ☐ 各種応急対策要員・資機材の緊急輸送 ☐ 道路被災等による孤立危険のある地区への輸送
その他ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備	☐ 庁舎、市立病院、小・中学校等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング整備 ☐ 主要施設チェックリストの作成 ☐ ヘリポート開設のための資機材の備蓄 ☐ 予定施設周辺環境整備（車両進入路標識整備、地域団体との協力協定締結等）

第3 物資供給方法の確立

計画名	計画のあらまし
必要物資の情報収集体制の整備	☐ どこが何を求めているのかの情報を収集する仕組みを整備する。 ☐ ニーズの把握 ☐ 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。この供給時にニーズを把握する。 ☐ 最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。 ☐ 「救援要請シート」の導入検討 集落が孤立した場合、住民は、ヘリコプターからの確認ができるよう地上にシートを広げて自ら情報発信を行う。大型シートに布テープ等で集落名、けが人の数等を表示する。

計画名	計画のあらまし
必要物資の配送・供給体制の整備	☐ 必要な場所に必要な物を迅速に届ける仕組みを整備する。 ☐ 民間企業との連携体制の整備 ☐ 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を整備する。 ☐ 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。 ☐ 物資集積所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によることを検討する。 ☐ 燃料の確保体制の整備 ☐ 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。 ☐ 仕分け体制の整備 ☐ 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。 ☐ 開封しないと中身がわからない等の個人からのダンボールや混載は、仕分けに人手と時間がかかり、その結果、物資集積拠点は物資で溢れているのに指定避難所には届かないことになる。必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信し、善意の提供等をコントロールすることが必要である。 ☐ 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。

第4 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

計画名	計画のあらまし
緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備	☐ 警察署との協議に基づく緊急通行車両の事前届出の促進等 ☐ 緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握 ☐ 緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握
緊急輸送道路確保作業協力体制の整備	☐ 国、府、公団との応援協力体制の確立 ☐ 緊急輸送道路確保作業協力業者の把握 ☐ 区間の振り分け等初動対応要領の作成
航空輸送に関する協力体制の整備	☐ 府、関係業者等との協議に基づく航空輸送応援協力体制の確立 ☐ 航空輸送実施要領の作成 ☐ 航空輸送応援協力業者・団体の把握 ☐ 協力協定の締結

※ 資料編 5-3 ヘリポート開設候補施設等一覧表

第9章 資材・機材等確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に防災資材・機材等の点検・整備を適切に行う。

- 1 適正備蓄の推進
- 2 緊急調達体制の整備

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

計画名	計画のあらまし
市における適正備蓄の推進	☐ 備蓄場所設置のめやす ☐ 各庁舎 ☐ 防災倉庫 ☐ 地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等） ☐ 備蓄品目のめやす ☐ 救助・救出活動用資機材 ☐ 水防資機材 ☐ 救護用医薬品 ☐ 防疫用資機材 ☐ 給水活動用資機材 ☐ 燃料その他本部運営用資機材 （物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備） ☐ 市民の備蓄を補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄 ☐ 定期点検のめやす ☐ 毎年8月最終日曜日に実施する市防災訓練と併せて 1回
市民及び事業所における適正備蓄の推進	☐ 備蓄品目のめやす ☐ 初期消火活動用資機材 ☐ 救助・救出活動用資機材 ☐ 水防資機材 ☐ 救護用医薬品 ☐ 定期点検のめやす ☐ 市に準じて行う

第2 緊急調達体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模な災害を想定した緊急調達体制の整備	☐ 調達品目のめやす ☐ 備蓄品目の補給量確保 ☐ 平常時レンタル対応品目 ☐ 緊急調達要領の作成 ☐ 市として、一括調達すべき品目と各部局にて調達すべき品目の区別 ☐ 夜間・休日連絡担当窓口、物資集配拠点の明記 ☐ 燃料等、物資の供給について、民間企業等との協定締結による確保体制の拡大
特殊災害を想定した緊急調達体制の整備	☐ 消防本部と連携し、災害種別ごとに必要となることが想定される品目、調達先、連絡方法等について、広く調達供給先を確保

※ 資料編 3－3 市備蓄の現況

第3 人材の確保・育成

計画名	計画のあらまし
人材の確保・育成	☐ 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成

第4 各種データの整備保全

計画名	計画のあらまし
復興の円滑化のための各種データの総合的な整備保全	☐ 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備

第10章 応急給水用飲料水確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (上下水道部)

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても必要な応急給水活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

- 1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

第2節 計画の内容

第1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

計画名	計画のあらまし
小・中学校への受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備	☐ 道路輸送が困難な場合の初期応急飲料水用給水源として、指定避難所となる小・中学校にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 ☐ プール等の貯留水活用のための濾過器備蓄 ☐ 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備 ☐ 災害対策用井戸の整備
災害時給水協力井戸の確保	☐ 市民局単位に確保 ☐ 協力井戸の対象となる施設のめやす ☐ ホテル等宿泊事業者 ☐ 酒造業者その他井戸を所有する事業所 ☐ 現に井戸を飲料用として使用する個人
応急給水用資機材等の整備	☐ 備蓄場所のめやす ☐ 上下水道部（丹後庁舎） ☐ 各浄水場 ☐ 備蓄又は調達すべき資機材等のめやす ☐ 給水車 ☐ ポリタンク、組立式給水タンク ☐ 可搬型発電機、エンジンポンプ ☐ 浄水機 ☐ 仮設給水栓 ☐ 飲料水（ペットボトル入り）

第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進	☐ 自家用井戸の点検・保全の促進 ☐ 1人1日3リットル1週間分の備蓄促進 ☐ 風呂水の貯め置き促進 ☐ ローリングストック法の活用 ☐ アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫
病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進	☐ 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進 ☐ 各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進

※ 資料編6－5 応急給水用飲料水確保体制の現況

第11章 食料・生活必需品確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても必要な救援物資供給活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。

- 1 市としての救援物資供給体制の整備
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校における毛布等の備蓄の推進	☐ 道路輸送が困難な場合の指定避難所開設用生活必需品として、指定避難所となる小中学校にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 ☐ 毛布、携帯用断熱シート ☐ パーティション ☐ 簡易ベッド
災害時物資供給協力事業所の確保	☐ 市民局単位に確保 ☐ 協力事業所の対象となる施設のめやす ☐ 農業協同組合、生活協同組合 ☐ ホテル等宿泊事業者 ☐ レストラン等飲食業者 ☐ 食料、生活必需品等小売販売業者
市庁舎における備蓄の推進	☐ 備蓄場所設置のめやす ☐ 健康長寿福祉部（福祉事務所） ☐ 各庁舎 ☐ 備蓄すべき物資のめやす ☐ 食料 ☐ 毛布、携帯用断熱シート ☐ その他指定避難所開設のために必要な備品類
物資の調達体制の整備	☐ 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 ☐ 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 ☐ 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立

第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	☐ 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 ☐ 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 ☐ 携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄 ☐ ローリングストック法の活用 ☐ 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進	☐ 拠点施設としての機能を果たすために必要な物資等の備蓄、調達ルートの確保 ☐ 入所者、職員向け食料、生活必需品等各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進
家庭動物の飼料等の確保	☐ 家庭動物がいる場合、飼い主の責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄の促進

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人の人的被害を最小限にとどめ、適切な救援支援対策を実施することを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進
- 2 非常における要配慮者優先ルールの確立
- 3 建築物の耐震性向上による人的被害の防止（第1章第2節「建築物の震災対策計画」による。）

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

計画名	計画のあらまし
都市空間におけるバリアフリー化の推進	☐ 段差の解消、スロープの設置、レバー式ドアノブの採用等建築物のバリアフリー化 ☐ 歩道、案内標識等のバリアフリー化（表示板の多言語化等） ☐ 公共公益施設における設備のバリアフリー化
交通機関のバリアフリー化の促進	☐ ノンステップバス、リフト式バス等の導入 ☐ リフト式タクシーの導入 ☐ 駅における設備のバリアフリー化

地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	☐ 地域コミュニティの形成促進 ☐ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 ☐ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (次に掲げる者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者) ☐ 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ☐ 要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3以上である者 ☐ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者 ☐ 療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちA判定を受けた者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級又は2級である者 ☐ 指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 ☐ 乳幼児 ☐ 妊産婦 ☐ 外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者 ☐ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 ☐ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法 ☐ 住民基本台帳 ☐ 身体障害者手帳交付台帳 ☐ 療育手帳交付台帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳 ☐ 要介護・支援認定台帳 ☐ 名簿の適正管理 ☐ 名簿は市の福祉担当部局において保管する ☐ 名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限る）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する ☐ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める ☐ 個別避難計画の作成 ☐ 福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 ☐ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。 ☐ 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。 ☐ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 ☐ 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 ☐ ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等の間で共有する。 ☐ 避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議
----------------------------	--

計画名	計画のあらまし
	会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者）との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 ☐ 名簿の適正管理 ☐ 名簿は市の福祉担当部局において保管する ☐ 名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限る）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する ☐ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める ☐ 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 ☐ ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等間で共有する。 ☐ 避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者）との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 ☐ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の同意が無くても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供 ☐ 平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供（提供拒否者を除く） ☐ 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 ☐ 避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 ☐ 情報伝達体制の整備 ☐ 避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意） ☐ 避難訓練の実施

第2 非常における要配慮者優先ルールの確立

計画名	計画のあらまし
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	※ 第1章第8節「社会福祉施設防災計画」参照
要配慮者の避難生活の支援	☐ ユニバーサルデザインにするための取組 ☐ 要配慮者の避難スペース ☐ 要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置 ☐ 要配慮者に適切に対応できる人材の確保
市民及び職員に対する要配慮者優先ルールの徹底	☐ 要配慮者の障がいのあり様に応じた配慮事項の周知 ☐ 災害時救援対策等実施上の要配慮者優先ルールの徹底

計画名	計画のあらまし
外国人に対する支援	☐ 市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載 ☐ 外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布 ☐ 外国人向け防災教育、防災訓練の実施 ☐ 通訳、翻訳ボランティアの事前登録 ☐ 外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

第13章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 市民環境部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても一般廃棄物、遺体処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策並びに遺体処理を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化
- 2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備
- 3 遺体処理体制の整備

第2節 計画の内容

第1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化

計画名	計画のあらまし
各廃棄物処理施設の施設・設備の安全化	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保 ☐ 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄
各衛生センターの施設・設備の安全化	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の用水源の多角的確保 ☐ 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄

第2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模災害時想定ごみ・し尿・がれき処理計画の策定	☐ 処理必要量の想定 ☐ 仮置場、臨時収集場所用地候補の選定 ☐ 収集体制の想定 ☐ 中間、最終処理体制の想定 ☐ 片付けごみなどの収集運搬体制の確保
設備補修用資機材、仮設トイレ等の備蓄	☐ 設備補修用資機材の備蓄 ☐ 仮設トイレの備蓄 ☐ 仮設トイレ管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制の整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）、広域処理体制の確立 ☐ 補修用資機材、仮設トイレ（管理に必要な薬剤含む。）等の緊急調達体制の確保 ☐ その他協力協定の締結（収集処理業者、土木業者、運送事業者等）
資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ等の分別等に関する住民・事業所向け事前広報の徹底	☐ 被害甚大地域優先収集原則の周知 ☐ 資源ごみ分別の周知 ☐ 有害ごみ・危険ごみ等分別の周知 ☐ がれきの自己搬入原則の周知

第3 遺体処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
火葬場の整備	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） ☐ その他協力協定の締結（葬祭業者等）

※ 資料編6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第14章 文化財災害予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 基本方針

市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
建造物災害予防対策	☐ 各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 ☐ 既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 ☐ 必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進 ☐ 必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進
美術工芸品災害予防対策	☐ 耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 ☐ 建造物防災に準じた措置
史跡、名勝、天然記念物災害予防対策	☐ 指定地域の保全 ☐ 建造物防災に準じた措置
その他文化財保護対策の推進	☐ 文化財所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 ☐ 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 ☐ 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 ☐ 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

※ 資料編 1－8 指定文化財一覧

第15章 防災訓練・調査計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に実践的な防災訓練の実施、防災に関する調査・研究を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

- 1 総合防災訓練の実施
- 2 個別訓練の実施
- 3 防災に関する調査・研究

第2節 計画の内容

第1 総合防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし
府が行う総合防災訓練への参加	☐ 他市町村で実施される府主催総合防災訓練への職員・消防団員等派遣 ☐ 府主催総合防災訓練の誘致
市としての総合防災訓練の実施	☐ 災害種別ごとの訓練設定、複合災害を想定した訓練 （訓練項目は府地域防災計画による） ☐ 図上演習の実施 （災害対策基幹職員の研修、各課・各機関との連携習熟）

第2 個別訓練の実施

計画名	計画のあらまし
地区防災訓練等の実施	☐ 市民局（支部）を単位とした防災訓練 ☐ 地区を単位とした防災訓練 ☐ 自主防災組織、自衛消防組織、福祉関係施設相互の連携 （訓練項目は府地域防災計画による）
職員非常参集訓練の実施	☐ 全職員参加による非常参集訓練 ☐ 本部・支部初動対応要員（緊急時指定職員含む。）を中心とした非常参集訓練
各部課による個別対策項目訓練の実施	☐ 各対策項目実施要領習熟のための訓練 ☐ 各対策項目実施要領点検・修正のための訓練 （訓練項目は府地域防災計画による）

第3 防災に関する調査・研究

計画名	計画のあらまし
防災に関する調査・研究	☐ 府が行う防災計画基本調査の活用 ☐ 市内災害危険箇所に関する調査、資料の収集・活用 ☐ 災害予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 ☐ 他市町村が経験した災害事例に関する資料収集・活用 ☐ 災害対策基本法想定外の事故事例に関する資料収集・活用

第16章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の5つを大きな柱として防災思想・防災知識の普及を行う。また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)職員に対する防災研修

(2)防災リーダーの養成等

(3)一般住民に対する啓発

(4)学校における防災教育

(5)事業所・従業員に対する啓発と防災教育

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
防災リーダーの養成等	☐ 地域における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。 ☐ 自主防災組織や自治会の役員等を対象に、防災知識の普及と地域の防災力の向上を目的として「地域防災リーダー研修会」を開催する。 ☐ 防災士の養成促進
住民に対する防災知識の普及方法	☐ 市職員まちづくり出前講座による普及 ☐ 社会教育等を通じての普及 ☐ 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及 ☐ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及 ☐ その他の関係団体の諸活動を通じての普及 ☐ 広報媒体等による普及 ☐ 「広報京丹後」による普及（市地域防災計画、災害要警戒期に重点を置いた防災に関する記事等の掲載） ☐ ホームページによる普及（市地域防災計画、災害履歴等防災情報サイトの開設） ☐ 市公式F a c e b o o k、市公式L I N Eによる普及（防災関連情報） ☐ 防災行政無線、市ケーブルテレビ（データ放送）、FMたんご等による普及 ☐ その他印刷物による普及 ☐ 図書館（室）等における市地域防災計画、防災関係図書・資料の充実

計画名	計画のあらまし
住民の防災意識向上のための普及啓発の内容	□地震に関する一般的知識 □日常普段の減災に向け取組 □住宅、屋内の整理点検 □火災の防止 □非常食糧、非常持出品の準備 □避難地、避難場所、避難路等の確認 □市地震・津波ハザードマップや市洪水・土砂災害ハザードマップ、府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握 □応急救護 □物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資 □地震発生時の心得 □場所別、状況別 □出火防止及び初期消火 □避難の心得 □「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保 □自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 □自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力 □災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 □災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること □津波発生時の心得 □生徒全員が無事避難した釜石市の鵜住居小学校、釜石東中学校の事例 □津波の正確な知識 □津波避難方法等 □津波浸水想定図を介在させた住民と行政との協働による点検・話し合い □津波浸水想定図の記載の仕方や住民への周知方法の検討（指定避難所への想定を超える大津波襲来による死亡事例を踏まえた対応） □日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を徹底する。 □地震保険、火災保険の加入の必要性 □緊急地震速報、5段階の警戒レベルの普及啓発
要配慮者等に関する防災PRの推進	□要配慮者等向け防災パンフレット等の作成・配布 □要配慮者等の安全確保支援のためのPR

計画名	計画のあらまし
防災イベントの開催	☐ 「1月17日防災とボランティアの日」 ☐ 「3月7日丹後震災の日」 ☐ 「9月1日防災の日」 ☐ 「11月5日津波防災の日」 ☐ 各種団体等と連携した防災イベントの開催
学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	☐ 小学校、中学校、高校での災害への対応能力育成のための防災教育の充実 ☐ 震災及び津波に関する基礎知識 ☐ 風水害の基礎知識 ☐ 災害時の心構え ☐ ボランティアへの参加促進 ☐ すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 ☐ 保育所・認定こども園における防災教育 ☐ 震災及び津波に関する基礎知識 ☐ 風水害の基礎知識 ☐ 教職員の災害への対応能力向上 ☐ 研修会の実施 ☐ 応急手当等の技能向上
職員向け防災教育の推進	☐ 市地域防災計画、職員災害初動マニュアルの周知徹底 ☐ 市、学校職員防災研修の実施
事業所・従業員向け啓発・防災教育の推進	☐ 市地域防災計画の周知徹底（地域における継続計画としての認識の普及） ☐ 事業所・従業員向け啓発・防災研修の実施 ☐ 事業所向け防災ハンドブックの作成 （特にホテル等宿泊、観光事業者、福祉関係事業者） ☐ 事業継続計画策定に向けた支援
災害時の協力事項の啓発	☐ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 ☐ 自らの被害が軽微であった場合、生活物資等の提供等の協力 ☐ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
史実の継承	☐ 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

第2節 自主防災組織の整備と指導

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に自主防災組織の育成を行う。

消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の結成促進・強化

(2) 地域における相互協力体制の確立

第2 計画の内容

1 自主防災組織の結成促進・強化

計画名	計画のあらまし
地域住民自主防災組織の整備	☐ 区を単位とした組織化促進 ☐ 防災資機材の整備助成 ☐ 地区防災計画作成、防災訓練実施のための支援 ☐ 女性等多様な視点に配慮したリーダーの育成・確保
事業所自主防災組織の整備	☐ 自衛消防組織の充実（消防計画、事業所防災計画作成、防災訓練実施のための指導強化） ☐ 事業所自主防災組織の結成促進 ☐ 総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等

2 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 ☐ 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 ☐ 参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 【災害発生時】 ☐ 災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等
地区防災計画作成	☐ 自発的な防災活動に関する計画の作成 ☐ 共同して防災訓練の実施 ☐ 物資等の備蓄 ☐ 高齢者等の避難支援体制の構築 ☐ 地区防災計画作成における関係部局、市民局、各機関の連携の強化 ☐ 地区防災計画の素案として京丹後市防災会議に提案
自主防災組織相互の連携促進	☐ 支部を単位とした区自主防災組織の連携 ☐ 支部間区自主防災組織の連携 ☐ 市外自主防災組織との交流促進

計画名	計画のあらまし
要配慮者利用施設と地域内自主防災組織との交流促進	☐ 区自主防災組織、福祉関係施設との交流促進 ☐ 事業所自衛消防組織、福祉関係施設との交流促進

第3節 学校における防災教育

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 計画の内容

第1節「防災知識と地震時の心得の普及」により行う。

第17章 企業等防災対策促進計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 基本方針

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、この地域防災計画を地域での継続計画として捉え、その内容について理解するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を行うとともに、燃料・電力等重要なライフラインからの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時に事業を継続するための態勢を整えるなど、防災活動の推進に努める。

第2節 計画の内容

第1 企業における防災対策

計画名	計画のあらまし
事業所等における防災対策の推進	☐ 各事業所における防災体制の整備 ☐ 防災訓練の実施 ☐ 災害時行動マニュアルの作成 ☐ 事業継続計画の策定
府、市、商工会の連携	☐ 事業継続力強化計画の作成支援
多数の者が出入りし利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所における防災対策の推進	【対象施設】 ア 中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設 イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設 ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設 エ 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設） オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設 ☐ 自衛消防組織等の編成 ☐ 消防計画の作成 ☐ 災害時行動マニュアルの作成 ☐ 定期的な防災訓練の実施
事業所等における備蓄	☐ 従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。 ☐ 多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資備蓄の検討

計画名	計画のあらまし
災害時における出勤抑制	従業員等に不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 □テレワークの実施 □時差出勤 □計画的休業
災害時の企業等の事業継続	□事業継続計画の策定 企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。 □事業継続計画の普及啓発 市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。 □京都BCPの普及、行動指針に基づく取組推進 ※ 京都BCPの趣旨 京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。 ※ 京都BCP行動指針 府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進する

計画名	計画のあらまし
	ものとする。 また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。

第18章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても適時適所に一般ボランティア受入れを行い得ることを目標として、災害ボランティアセンターを設置し、以下の2つを柱に体制の整備を行う。

(1) ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

(2) ボランティア活動に関するPR

第2 計画の内容

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

計画名	計画のあらまし
市社会福祉協議会等との災害ボランティア支援協定の締結	☐ ボランティアセンター本部・支部設置要領の作成 ☐ ボランティアコーディネーターの育成・確保 ☐ 日赤奉仕団、市内外ボランティア団体との連携 ☐ 本部・支部設置予定スペースにおける非常用設備強化(電源、電話差込口、パーティション、ホワイトボード等)
ボランティア活動支援体制の整備	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 市社会福祉協議会活動支援 ☐ ボランティア保険の加入促進
ボランティア登録の推進	☐ 福祉関係ボランティア(手話通訳、点字通訳、介護職等) ☐ 医療・保健関係ボランティア(保健師、看護師、栄養士等) ☐ 文化サークルによるボランティア ☐ 地域団体・業種団体によるボランティア
NPO・ボランティアとの連携	☐ 地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援 ☐ リーダーの育成 ☐ NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携
防災訓練へのボランティア参加の推進	☐ 府主催総合防災訓練への関係ボランティア参加支援 ☐ 市が実施する各種防災訓練へのボランティア参加推進

2 ボランティア活動に関するPR

計画名	計画のあらまし
ボランティア意識の普及・PR	☐ ボランティアに関する相談、情報提供窓口の設置 ☐ ボランティアに関する各種研修、講座等の開催
除雪ボランティア活動の促進	☐ 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等自力での除雪が困難な世帯に対する支援の組織化

第2節 専門ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても適時適所に専門ボランティア受入れを行い得るよう必要な整備を行う。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
各種専門ボランティアとの連携促進	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 事業所、業種別団体との協力体制の確保
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 被災建築物応急危険度判定士 ☐ 被災宅地危険度判定士 ☐ 砂防ボランティア（府土木事務所OB等を中心に組織） ☐ 防災エキスパート（国土交通省OBを中心に組織） ☐ 福祉関係専門ボランティア ☐ その他各部が担当する専門分野ごとのボランティア

第19章 行政機能維持対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 基本方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

- 1 業務継続性の確保
- 2 防災中枢機能等の確保、充実
- 3 各種データの整備保全

第2節 計画の内容

第1 業務継続性の確保

計画名	計画のあらまし
業務継続性の確保	☐ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の代行順位 ☐ 非常時優先業務を遂行するための業務継続計画の策定 ☐ 迅速かつ円滑な災害応急対策の実施のための取組 ☐ 平常時における優先すべき業務の絞り込み ☐ 優先業務を遂行するための役割分担及び全庁体制の構築 ☐ 必要な資源の継続的な確保 ☐ 定期的な教育・訓練・点検等の実施による経験の蓄積 ☐ 状況の変化に応じた体制の見直し及び計画の改訂

第2 防災中枢機能等の確保、充実

計画名	計画のあらまし
防災中枢機能を果たす施設整備	☐ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ☐ 設備の充実及び災害に対する安全性の確保 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備 ☐ 食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備 ☐ 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保 ☐ 災害情報の一元化及び共有化による災害対策本部機能の充実・強化

第3 各種データの整備保全

計画名	計画のあらまし
データの整備保全	☐ 各種データの整備保存 ☐ 各種データのバックアップ体制の整備

第20章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の5点を重点に広域応援体制の整備を行う。

なお、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

- 1 近隣市町等との相互協力体制の整備
- 2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備
- 3 広域応援受入れのための拠点の整備
- 4 応援受入れのためのソフト環境整備
- 5 民間関係団体等との協力体制の整備

第2節 計画の内容

第1 近隣市町等との相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
府内近隣市町との連携	☐ 物資・人員等の相互応援（大規模地震発生初期における自区内居住他自治体職員に関する相互交換配置を含む） ☐ 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換 ☐ 津波警戒監視情報、地震情報、気象情報、河川情報等の相互交換 ☐ 河川・海岸における総合的治水対策、津波、流出油防除対策等予防施策に関する協力の推進 ☐ 「府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」及び「府災害時応急対応業務マニュアル」により、市及び府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって府からの受援、市町村の相互応援を円滑に行う応援、受援体制を整備する。
府外隣接市町村等との連携	☐ 国道 178 号、482 号沿線市町村に関する上記に準ずる連携

第2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
同時被災しない自治体との連携	☐ 広域災害を想定し近隣市町も被災した場合に備える相互応援協定

第3 広域的応援受入れのための拠点の整備

計画名	計画のあらまし
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	☐ 対象となる施設 ☐ 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 ☐ 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※ 第3編第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照 ☐ 整備のめやす ☐ 案内標識、進入路標識等の設置 ☐ 非常時開設、運営等要領の作成

第4 応援受入れのためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
相互応援協定締結市町の拡大	☐ 国道178号、482号沿線府外市町村との締結 ☐ 各種テーマ国内交流市町村との締結
応援要請及び受入れ要領の整備	☐ ケース別関係機関・自衛隊受援要領の整備 ☐ ケース別他自治体受援要領の整備 ☐ 協定自治体等との平常時からの相互交流 災害時の円滑な応援要請、受入・受援のために、平常時から相互に交流を深めておく。
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	※ 第18章第2節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照

第5 民間関係団体等との協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
多種多様な団体との災害時応援協定の締結推進	☐ 災害時等において事業所や業界団体との協力体制を確立するため、事業所等との間で協定を締結する。 ☐ 事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

第21章 市災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 基本方針

災害対応は、基礎自治体が機能することが前提である。ところが、東日本大震災のような大災害の場合、市災害対策本部機能の喪失又は著しい低下が懸念される。そこで、ハード・ソフトの両面からの対策を講じて災害対応を行う拠点を失わないようにする。

- 1 災害対策本部等の機能確保（ハード対策）
- 2 災害対策本部等の機能確保（ソフト対策）

第2節 計画の内容

第1 災害対策本部等の機能確保(ハード対策)

計画名	計画のあらまし
立地場所、耐震性、通信基盤の点検・見直し	□市役所（各庁舎も含む）が地震や津波で破壊されることがないように立地場所、耐震性、通信基盤の点検・見直しを行う。
代替施設の確保	□災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。 □代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。 □移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。
電源・機材の確保体制の点検・見直し	□電源の確保体制の点検・見直しを行う（非常用電源の設置場所、稼働持続時間、燃料の確保体制を確認）。 □機材の確保体制の点検・見直しを行う。

第2 災害対策本部等の機能確保(ソフト対策)

計画名	計画のあらまし
防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の作成	□大規模地震が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定する。 □想定を超える災害に対処するために、郷村断層帯地震、山田断層帯地震のような特定の事象を想定したBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを検討する。 □災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。 □本市単独では業務継続が困難な場合を想定し、地域や複数の自治体が連携したBCPを検討する。 □関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

計画名	計画のあらまし
人材の育成	□多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

災害対応は、市役所だけでなく消防署、市立病院（災害時地域中核病院）等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようそれぞれの事前対策を講じる。

第22章 孤立集落への対応整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市域において、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前の対策を講じる。
 救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高める。

- 1 孤立集落と外部との通信の確保
- 2 孤立集落に係る物資供給、救助活動体制の整備
- 3 孤立に強い集落づくり

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
孤立集落と外部との通信の確保	☐ 地震の発生を前提とした通信設備の運用 ☐ 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備 ☐ 集落と市間の通信確保 ☐ 孤立集落への情報発信 ☐ 衛星携帯電話の配備 国の補助制度「地域防災力向上支援事業」を活用するなどして衛星携帯電話、衛星携帯電話のバッテリーを充電可能な非常用発電機をあわせて整備する。 ☐ 「救援要請シート」の導入検討 集落が孤立した場合、住民は、ヘリコプターからの確認ができるよう地上にシートを広げて自ら情報発信を行う。大型シートに布テープ等で集落名、けが人の数等を表示する。
孤立集落に係る物資供給、救助活動体制の整備	☐ 孤立集落の被災状況や住民ニーズの適切な把握 ☐ ヘリコプターの有効活用 ☐ 孤立集落における消防団員の活用 ☐ 集団避難への対応
孤立に強い集落づくり	☐ 備蓄の整備・拡充 ☐ 避難体制の強化 ☐ 住宅の耐震化 ☐ マニュアル等の整備 ☐ 地域完結型の備蓄施設と備蓄品の確保 ☐ 自主防災組織の育成

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、又は発生するおそれがあり、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
観光客・帰宅困難者への啓発	☐ 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」 ☐ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用 ☐ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 ☐ 公共機関が提供する正確な情報入手及び伝達 ☐ 帰宅できるまで、自助・共助による助けあい
事業所等への要請	☐ 施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 ☐ 飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 ☐ 無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実 ☐ 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。 ☐ 事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。
観光客への支援の検討	☐ 市は府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。 ☐ 災害時における観光客等の一時収容等の協力体制の検討 ☐ 多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討 ☐ 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。 ☐ 帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
帰宅支援拠点の確保	☐ 男女のニーズの違いに配慮した運営 ☐ 要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営

第24章 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
地区防災計画の作成推進	☐ 市地域防災計画に地区防災計画を位置付け ☐ 市内の一定地区内の住民からの提案 ☐ 市内の一定地区内に事業所を有する事業者からの提案 ☐ 防災会議で審議の上、必要があると認めた場合は、市地域防災計画に地区防災計画を規定 ☐ 地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画策定

※ 資料編2－3 地区防災計画一覧

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第1章 地震発災初期及び警戒対策

第1節 震度5弱以下の地震が発生した場合

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 平常時の部名称

第2 初動対応上の基本指針

- 1 総務部及び市民局においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、応急活動体制における本部及び支部指揮機能を確認する。
- 2 市内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。
- 3 府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。
- 4 住民への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。
- 5 水防法に基づく「洪水浸水想定区域」及び土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。
- 6 被害状況により必要な場合は、より高次の体制へ遅滞なく切り替え適切に対応する。

第3 初動対応のめやす

1 総務部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度4 地震発生 津波注意報発表	●総務課→危機管理監 □震度4地震発生報・津波注意報受信連絡、災害警戒本部体制配備発令報告（市長へ） ●総務課→部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □震度4地震発生報・津波注意報伝達、所管事項防災情報、災害情報収集・報告指示、要請 □災害警戒本部体制配備指示又は通知 □海岸部地域向け津波避難・警戒指示又は通知 ●総務課→秘書広報広聴課 □市民向け広報体制確保(市HP等サイト) □海岸部地域向け津波避難呼び掛け ●総務課→消防本部→団本部 □海岸部地域向け津波警戒・監視巡回指示 □連絡体制確保	●宿・日直嘱託員→総務課職員 □震度4地震発生報・津波注意報受信連絡 ●総務課職員 □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	●総務課→危機管理監 □震度5弱地震発生報・津波注意報受信連絡、災害警戒本部体制配備発令報告（市長へ） ●総務課→部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報伝達、災害警戒本部体制配備指示又は通知 □大津波警報発表時は、防災行政無線等あらゆる手段を用いて住民へ遅延無く周知 □所管事項防災情報、災害情報収集・報告指示、要請 □海岸部地域向け津波避難・警戒指示又は通知 ●総務課→秘書広報広聴課 □市民向け広報体制確保(市HPサイト) □海岸部地域向け津波避難呼び掛け ●総務課→消防本部→団本部 □海岸部地域向け津波警戒・監視巡回指示 □連絡体制確保 ●危機管理監→市長 □被害状況により災害対策本部設置意見具申	●宿・日直嘱託員→総務課職員 □震度5弱地震発生報・津波警報受信連絡 ●総務課職員 □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応

2 建設部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	●管理課→部内・府・国出先機関 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報、災害警戒本部設置連絡 □道路、河川、海岸等所管事項防災情報、災害情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □道路、河川、海岸等所管事項防災情報、災害情報収集 □連絡体制確保 □応援出動要請 ●管理課→総務課 □以上に関する復命報告（第1報）	●管理課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

3 各部

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱地震発生 津波警報・大津波警報発表	●庶務担当課→部内・関係機関・団体等 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報、災害警戒本部設置連絡 □所管事項防災情報、災害情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □団体等を通じた所管事項防災情報、災害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □連絡体制確保 □応援出動要請 ●庶務担当課→総務課 □以上に関する復命報告（第1報）	●各部庶務担当課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

4 各市民局

区分	勤務時間内	勤務時間外
震度4 地震発生 津波注意報発表	●市民局→局内・各部出先課等 →区長及び協力団体等 □震度4地震発生報・津波注意報、災害警戒本部○○ 支部設置連絡 □所管地区内道路、河川、海岸等防災情報、災害情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □分団・区長・団体等との連絡体制確保 ●各部出先課等→学校・保育所・団体等 □学校・保育所・団体等を通じた防災情報、災害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □必要に応じて応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務課 □以上に関する復命報告（第1報）	●市民局防災担当職員 （連絡を受けた場合） □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応
震度5弱 地震発生 津波警報・大津波警報発表	●市民局→局内・各部出先機関 →区長及び協力団体等 □震度5弱地震発生報・津波警報・大津波警報、災害警戒本部○○支部設置連絡 □大津波警報発表時は、防災行政無線等あらゆる手段を用いて住民へ遅延無く周知 □所管地区内道路、河川、海岸等防災情報、災害情報収集指示又は要請 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □分団・区長・団体等との連絡体制確保 ●各部出先課等→学校・保育所・団体等 □学校・保育所・団体等を通じた防災情報、災害情報収集 □必要な場合津波避難又は警戒指示 □応援要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務課 □以上に関する復命報告（第1報） □必要に応じて支部体制強化のための応援要員の派遣要請	●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

第2節 震度5強以上の地震が発生した場合

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 平常時の部名称

第2 初動対応上の基本指針

- 1 市長の災害対策本部設置の指示を待つことなく、総務部及び市民局においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、本部及び支部指揮機能の確保・維持に努める。
- 2 市内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。市各部は、要員について不足することがないように、対象地域在住職員を中心に応援派遣する。
- 3 府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても迅速な応急対策実施を期する。
- 4 震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後においては勤務時間内外を問わず、緊急初動体制により延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の二次災害の未然防止、建物倒壊、土砂崩れ等による生き埋め者救出、重傷者の救命医療救護等人的被害の軽減に全力を集中する。
- 5 休日・夜間に震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名する緊急時指定職員が速やかに峰山本庁舎その他の庁舎にかけつけ、それぞれ本部及び各支部における災害対策本部体制又は緊急初動体制の編成、指揮に着手し、正規の本部指令班及び各部幹部職員又は庶務要員、支部総務班が参集し次第任務を引き継ぐものとする。

第3 初動対応のめやす

1 活動体制

震度		勤務時間内	勤務時間外
□ 5 強	→	災害対策本部	緊急時指定職員による災害対策本部 ↓ 災害対策本部
□ 6 弱以上	→	緊急初動体制 ↓ 災害対策本部	緊急時指定職員による緊急初動体制 ↓ 災害対策本部

2 緊急初動体制

(1) 消防指揮所の指揮による緊急初動体制

緊急初動体制においては、消防長を長とする消防指揮所の指揮のもと、延焼火災阻止、建物倒壊・土砂崩れ等による生存者救出のための緊急初動活動を行い、消防長が不要と認めた時点又は災害対策本部体制が確立した時点における市長の指示により解除される。

ア 消防指揮所及び消防署隊・消防団隊

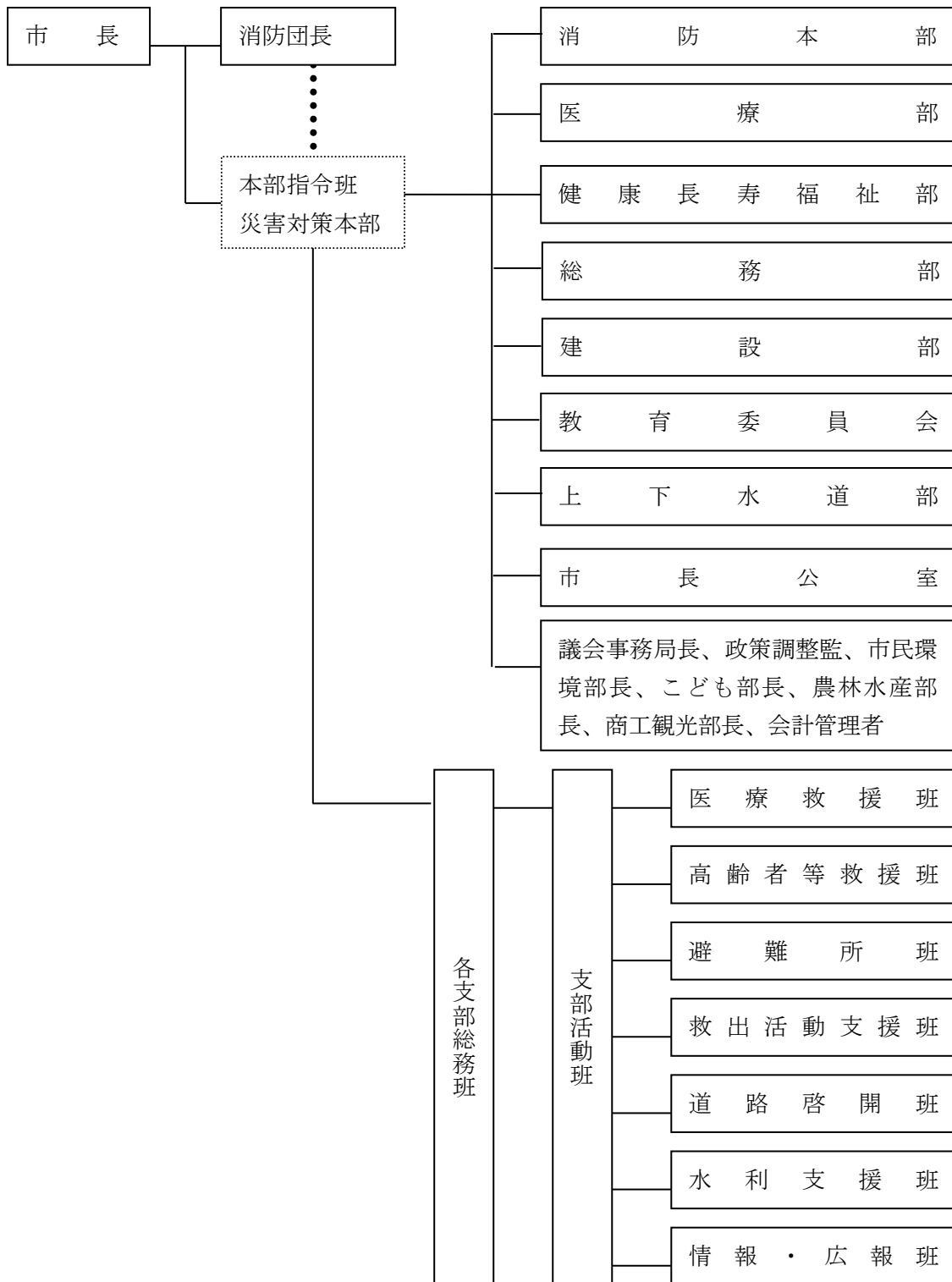
消防指揮所は、消防本部内に設置し、指揮隊、情報隊、総務隊をもって構成する。消防指揮所及び消防署隊・消防団隊に関する必要な措置等については、京丹後市警防活動規程による。

イ 本部指令班及び各支部総務班

本部指令班及び各支部総務班は、勤務時間内については災害対策本部組織上の部の事務分掌に基づく正規担当職員により、また勤務時間外については緊急時指定職員又は先着正規担当職員により編成する。

ウ 本部及び支部各活動班

各活動班は、災害対策本部組織上の部の事務分掌に基づき、勤務時間内については各部の長が部の職員のうちから、勤務時間外については各部緊急時指定職員又は各部先着上位の職員が参集した部の職員により臨時に編成する。



(2) 緊急時指定職員

危機管理監、各部長及び各市民局長は、本部指令班、各部庶務担当要員及び各支部総務班の要員となる職員について、居住地その他の事情により震度5強以上の地震発生後徒歩1時間以内にそれぞれの配備場所に参加することが困難と認められるときは、所属の如何を問わず徒歩1時間以内に参集可能な職員のうちより「緊急時指定職員」として、代替要員を指名しておくことができるものとする。

「緊急時指定職員」に指名された職員は、夜間・休日において、京丹後市域に震度5強以上の地震が発生した場合又はテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各指定庁舎に参加する。

3 緊急初動体制における活動のめやす

(1) 本部指令班要員

ア 指揮実施上の基本指針

- ☐ 延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の2次災害（以下「延焼災害等」という。）の未然防止（阻止）を第一に行う。
- ☐ 延焼火災等発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊による生理者の救出、重傷者の救命医療救護等人的被害の軽減に全力を集中する。
- ☐ 市の持つ総合的防災力の最大限動員を図る。
- ☐ 被災者をはじめとする市民との情報収受ルート、警察署・府・国・自衛隊等防災関係機関、協力団体との連携・協力ルートの網羅的確保を行う。
- ☐ 災害対策本部体制の全面的な確立を得るまでの間（発災後6時間をめやすとする。）、もしくは延焼火災等発生を回避できる見込みが立つまでの間については、市の各部・機関は、消防本部に設置される消防指揮所のもと、必要な支援・協力活動を行う。

イ 指揮手順のめやす

時期区分	措置のめやす
発生後～2時間	☐ 津波襲来可能性の有無の把握 ☐ 津波襲来危険がある場合の安全な高台への避難の呼び掛け、徹底 ☐ 市民通報、119番通報、職員の収集情報等による災害の全体像の把握及び想定 ☐ 初動方針の決定 ☐ 警察署、府・国・自衛隊等各機関及び団体への連携・協力の要請 ☐ 電力会社等ライフライン機関への通報及び協力の要請 ☐ 危険物爆発、有毒ガス流出等阻止、消火、救助・救急、警戒その他の人的・物的被害軽減のための活動 ☐ その他基本目標達成のための諸活動
～6時間 (24時間)	☐ 引き続き必要な上記の措置の継続 ☐ 災害対策本部体制への移行

ウ 発生当日に緊急に取り組むべき措置のめやす

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
市街地火災発生を防ぐ	☐ 消火用水 ☐ 消火薬剤 ☐ 消防車両 ☐ 消火器 ☐ 消防ポンプ ☐ 重機類 ☐ のこぎり ☐ ハンマーなど	☐ 危険物爆発、有毒ガス流出等の阻止 ☐ ガス漏れの場合の煙草禁止その他出火注意の徹底 ☐ ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 ☐ 被害甚大地域における通電再開の一時留保の要請 ☐ 消防水利確保支援
生理者を救い出す	☐ 重機類 ☐ 照明装置 ☐ のこぎり ☐ スコップ ☐ パールなど	☐ 周辺住民相互の協力による救出作業 ☐ 地元建設業者等への協力依頼（重機類等） ☐ 警察・自衛隊等への要請

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
重傷者の命を救う	☐ 救急車等搬送車両 ☐ ヘリコプター ☐ 担架 ☐ 医薬品、機材、水等 ☐ 輸血用製剤・血液	☐ 応急的な手当 ☐ 救護所、高度医療可能病院、人工透析機関等の確保 ☐ 搬送
緊急避難させる	☐ ハンドマイク ☐ 照明装置 ☐ 懐中電灯 ☐ バス等移動用車両	☐ 海岸部からの避難徹底 ☐ 火災、有毒ガス流出、土砂崩れ危険時の2次避難誘導 ☐ 2次避難所の確保、指示
要配慮者支援	☐ 担架 ☐ 毛布 ☐ リヤカー ☐ 背負いひもなど	☐ 避難誘導途上における高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者・病人への配慮 ☐ 指定避難所における配慮
立入禁止	☐ ロープ、コーン、バリケード ☐ 警告ランプ、掲示	☐ 倒壊危険建物、土砂くずれ危険箇所等の応急措置
知らせる	☐ 防災行政無線 ☐ 広報活動用車両 ☐ 市HP専用サイト開設 ☐ 広報紙資料	☐ 市民への「市」による広報 ☐ 市職員への情報提供

(2) 支部総務班要員

ア 指揮実施上の基本指針

- ☐初期においては、消防署・消防団の要請を最優先する。
- ☐担当地区内各区の甚大被害の有無、情報未着集落の有無、道路網の被害の有無を重点に災害の全体像の早期把握に努める。
- ☐担当地区内協力団体・事業所に対し網羅的に応援協力を要請する。
- ☐初動期（2～3日目まで）における応急対策は、本部からの応援なしに地元の力によるほかないことを誠心誠意説明し、区長を中心に住民総出であたる。
- ☐市各部・府・国等関係機関が実施する応急対策、復旧対策、救援サービスに関しては、「事前広報」重視の情報提供を密に行う。
- ☐その他「情報の空白時間帯」、「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた情報提供及び情報収集を行う。

イ 指揮手順のめやす

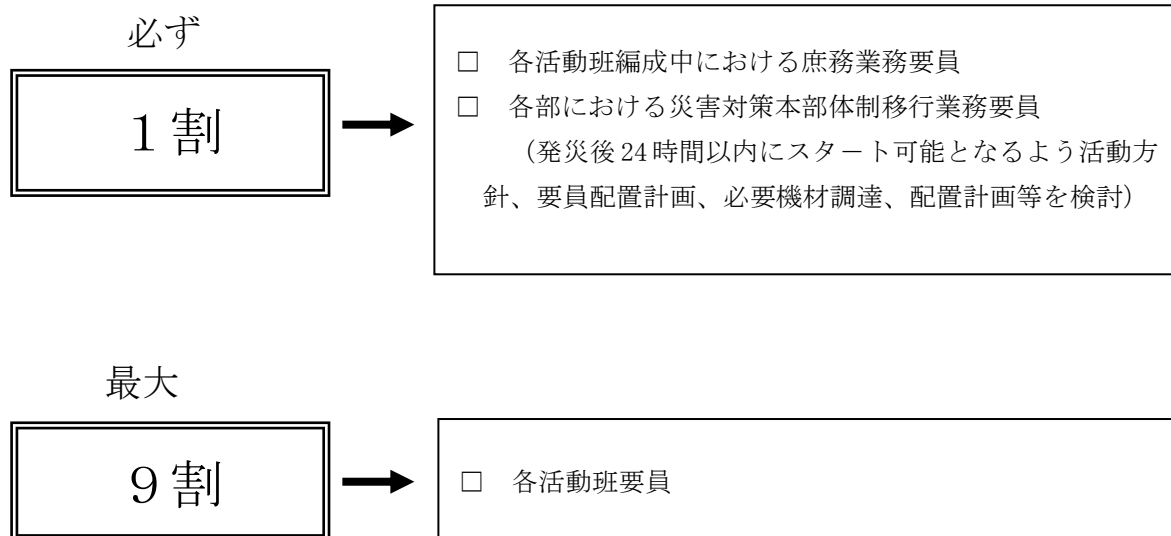
時期区分	措置のめやす
発生後～2時間	☐ 津波襲来危険がある場合の安全な高台への避難の呼び掛け、徹底 ☐ 担当区域内の火災の有無把握 ☐ その他の人的・物的被害軽減のための活動の必要性の有無の把握 ☐ 緊急輸送道路等道路網の現況把握 ☐ 上記に関する本部指令班又は消防指揮所、連絡可能な消防署・所に通報 ☐ 区長、地区内協力業者等と協力し要員・資機材確保 ☐ 被害甚大地域、生存重症者優先を基本として、初動方針決定
時期区分	措置のめやす
～6時間 (24時間)	☐ 引き続き必要な上記の措置の継続 ☐ 消防署・消防団の指揮のもと担当地区における初期消火・救出作業協力 ☐ 担当地区内指定避難所開設状況把握 ☐ 担当地区内広報活動の実施 ☐ 1時間ごとの定時報告

ウ 発生当日における任務のめやす

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
直後報告を直ちに行う	☐ 無停電電話 ☐ 携帯電話 ☐ 電話、FAX ☐ 自転車、バイク (伝令による場合)	☐ 被害の有無も含めて、発生直後の支部設置施設周辺等の状況を取りまとめ ☐ 着任後1時間以内に本部指令班(本庁舎)へ報告
支部の設置を明らかにする	☐ 支部名を示す看板 ☐ 掲示貼り紙 ☐ 掲示板	☐ 支部名を示す看板を見やすいところに設置 ☐ 周辺に居住する市民に対し、地区における防災活動拠点としての存在をアピールすること
地区内防災機関と連絡する	☐ 警察署又は交番 ☐ 府出先機関 ☐ 協力団体 ☐ 事業所	☐ 「支部の設置」、「設置施設周辺の状況」を通報 ☐ 網羅的に支援・協力を要請
市街地火災発生を防ぐ	☐ 消火用水 ☐ 消火薬剤 ☐ 消防車両 ☐ 消火器 ☐ 消防ポンプ ☐ 重機類 ☐ のこぎり ☐ ハンマーなど	☐ 危険物爆発、有毒ガス流出等の阻止 ☐ ガス漏れの場合の煙草禁止その他出火注意の徹底 ☐ ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 ☐ 被害甚大地域における通電再開の一時留保の要請 (本部指令班を通じて要請) ☐ 消防水利確保支援
生埋者を救い出す	☐ 重機類 ☐ 照明装置 ☐ のこぎり ☐ スコップ ☐ バールなど	☐ 周辺住民相互の協力による救出作業 ☐ 地元建設業者等への協力依頼(重機類等) ☐ 警察・自衛隊等への要請 (本部指令班を通じて要請)
重傷者の命を救う	☐ 救急車等搬送車両 ☐ 担架	☐ 応急的な手当 ☐ 救護所、高度医療可能病院、人工透析機関等への搬送

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
	☐ 医薬品、機材、水等 ☐ 輸血用製剤・血液	☐ 救護所への医薬品、機材、水、輸血用製剤・血液等の供給協力 （本部指令班を通じて確保の上行う）
緊急避難させる	☐ 防災行政無線 ☐ ハンドマイク ☐ 照明装置 ☐ 懐中電灯 ☐ バス等移動用車両 ☐ ヘリコプター ☐ 船	☐ 海岸部からの避難徹底 ☐ 延焼火災拡大、有毒ガス流出時等の2次避難誘導 ☐ 建物倒壊、土砂崩れ危険箇所からの避難の指示、誘導 ☐ 区長との協力による指定避難所の確保、運営、秩序の維持
要配慮者救護支援	☐ 担架 ☐ 毛布 ☐ リヤカー ☐ 背負いひもなど ☐ ミルク、ほ乳びん、水、離乳食等確保	☐ 避難誘導途上における高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者・病人への配慮 ☐ 専用又は優先避難所確保 ☐ 指定避難所における配慮
危険区域の立入禁止措置	☐ ロープ、コーン、バリケード ☐ 警告ランプ、掲示	☐ 倒壊危険建物、土砂くずれ危険箇所等の応急措置
情報収集・広報その他	☐ 広報活動用車両 ☐ ハンドマイク ☐ 自転車、バイク ☐ ドローン ☐ 広報紙資料	☐ 参集職員から情報聴取 ☐ 学校、保育所・認定こども園等職員、関係者からの情報収集 ☐ 区役員等から情報収集 ☐ 市民等からの通報 ☐ 市職員への情報提供

エ 各部及び各支部における参集職員振り分けの原則



※ 弥栄病院、久美浜病院、消防本部・署・団は、それぞれの計画による。

(3) 本部各部活動班の編成と任務のめやす

編成対象部局	任務のめやす	
	緊急を要する措置の実施	資機材等の確保
医療部	☐ 市外後方支援病院、人工透析機関等確保 ☐ 重症者救急搬送用車両等確保 ☐ 市立病院、救護所等への医薬品・医療資機材・上水確保、供給 ☐ 医療ボランティアの広域的確保	☐ 救急車両等搬送車両 ☐ ヘリコプター ☐ 担架 ☐ 医薬品、機材 ☐ 輸血用製剤、血液 ☐ 水など
健康長寿福祉部 こども部	☐ 高齢者・障がい者・病弱者等要配慮者専用又は優先避難所の確保	☐ 関係リスト ☐ 担架 ☐ 毛布 ☐ リヤカー ☐ 背負いひも ☐ ベッド ☐ 車椅子など
市長公室 総務部 教育委員会	☐ 延焼火災拡大や有毒ガス流出時等の安全避難ルート準備 ☐ 要配慮者等避難移動用バス等車両等の確保 ☐ 鉄道・バスの被害状況、緊急移動手段の確保 ☐ 府・国関係機関への協力要請（特殊資機材・救出要員確保） ☐ 警察・自衛隊等への被害甚大支部、地理等に関する情報提供 ☐ 府・国関係機関への協力要請（特殊資機材・救出要員確保） ☐ 警察・自衛隊等への被害甚大支部、地理等に関する情報提供	☐ ハンドマイク ☐ 懐中電灯 ☐ 照明装置 ☐ 発電機 ☐ バス等車両 ☐ テント類
建設部	☐ 市外建設業者等への協力要請（重機類等資機材、要員確保） ☐ 市内外緊急輸送道路の被害状況の全体像把握 ☐ 道路啓開・交通規制実施に関する府、国及び警察との連携 ☐ 指定緊急輸送道路の緊急確保 ☐ その他消防車両等緊急車両通行のための道路確保	☐ 重機類 ☐ 照明装置 ☐ 発電機 ☐ 削岩機 ☐ エアジャッキ ☐ スコップ ☐ チェーンソー ☐ ロープ ☐ 木材、土砂 ☐ アスファルト混合物 ☐ 通行止看板 ☐ 警告ランプ類
上下水道部	☐ 水道消火栓確保のために必要な措置 ☐ 防火水槽・貯水槽への充水 ☐ 市立病院、社会福祉施設への緊急給水	☐ 給水車両 ☐ 給水用資材等
市長公室	☐ 報道関係対応、市HPへの情報	☐ 市HP ☐ メガホン ☐ ハンドマイク ☐ 自転車 ☐ バイク ☐ 拡声器付車両

(4) 支部各活動班の編成と任務のめやす

区分	編成対象部局	任務のめやす	
		緊急を要する措置の実施	資機材等の確保
医療 救 援 班	市民局 診療所 健康長寿福祉部 こども部 市民環境部 医療部	☐ 救護所の開設 ☐ 負傷者の搬送 ☐ 区長・協力団体等と協力連携し重症者の救急搬送	☐ 搬送車両 ☐ 担架 ☐ 医薬品、機材 ☐ 水など
高 齢 者 等 救 援 班	市民局 健康長寿福祉部 こども部 市民環境部 保育所・認定 こども園	☐ 高齢者・障がい者・病弱者等要配慮者専用又は優先 避難所の確保 ☐ 要配慮者の安否確認支援 ☐ 区長・協力団体等と協力連携し高齢者等の避難支援 ☐ 避難誘導、指定避難所運営用資機材等の確保 ☐ 要配慮者避難に必要となる資機材・要員の確保	☐ 関係リスト ☐ 担架 ☐ リヤカー ☐ ベッド ☐ 車椅子など
避 難 所 班	市民局 地域公民館 小中学校 給食センター 図書館 教育委員会事務局	☐ 指定避難所の開設 ☐ 避難者リストの作成 ☐ 安否要確認リストの作成 ☐ 区長・協力団体等と協力連携し指定避難所運営	☐ パソコン ☐ 地区住民名簿 ☐ 毛布 ☐ 敷物 ☐ ダンボール等
救 出 活 動 支 援 班	市民局 建設部 農林水産部 商工観光部	☐ 住民と協力し生き埋め者救出作業 ☐ 建設業者等協力団体から重機類確保 ☐ 警察・自衛隊等救助隊への困難現場に関する情報提供	☐ 重機類 ☐ 照明装置 ☐ 発電機 ☐ 救出用資機材 ☐ 地図
道 路 啓 開 班	市民局 建設部 農林水産部 商工観光部	☐ 地区内幹線道路の被害状況の全体像把握 ☐ 指定緊急輸送道路の緊急確保 ☐ 交通規制実施に関する警察への協力 ☐ 危険建物、土砂くずれ危険箇所等への通行禁止他危険回避のための措置 ☐ 危険建物、土砂くずれ危険箇所等への立入禁止その 他人的危険回避のための措置	☐ 重機類 ☐ 照明装置 ☐ 木材、土砂 ☐ アスファルト混合物 ☐ 通行止看板罫 ☐ 警告ランプ類
水 利 支 援 班	市民局 農林水産部 上下水道部	☐ 水道消火栓確保のために必要な措置 ☐ 防火水槽・貯水槽への充水 ☐ 救護所、診療所、社会福祉施設への緊急給水	☐ 給水車両 ☐ 給水用資機材
情 報 ・ 広 報 班	市民局 市長公室 総務部 市民環境部	☐ 住民からの情報、要望等の聞き取り ☐ 住民への広報（出火注意、ガス元栓閉止、電気ブレーカー閉止の徹底） ☐ 初期消火、救出作業への協力要請 ☐ 本部各部からの緊急広報情報の提供 ☐ 出火注意の徹底 ☐ ガス元栓の閉止、電気ブレーカー閉止の徹底 ☐ マイカー利用禁止の徹底 ☐ 初期消火、救出作業への協力要請など	☐ メガホン ☐ ハンドマイク ☐ 自転車 ☐ バイク ☐ 拡声器付車両

第2章 災害対策本部等運用計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 平常時の部名称

第2 非常時組織等の基本指針

- 1 地震による甚大な被害発生を認めたときは、災害対策基本法をはじめ法の認めるあらゆる権限を行使し事態のいかなる推移にも適切に対処するため、災害対策本部設置を基本とする。
- 2 災害対策本部は、府、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。
- 3 災害警戒段階及び災害対策本部設置を要しない場合については、災害警戒本部設置により、情報の一元的処理、各部・各市民局の実施する災害警戒活動、災害応急活動の総合力が発揮されるよう担保する。
- 4 災害警戒本部及び災害対策本部は、部又は班及び支部により構成する。
- 5 各非常時組織の指揮室又は本部長室は峰山庁舎内に、また部は各庁舎内に置く。
- 6 支部は、災害警戒期、発災期の初動対応の拠点として各地区庁舎に置き、市内各地区における情報収集・連絡・応急対策活動を行う。
- 7 支部において、より強力な体制を必要とする場合は、現地災害対策本部を置き対処する。
- 8 本部長室、部及び支部が被災その他の事情により上記によることが困難な場合は、別に示す順位に基づき代替場所となる施設に設置し、その旨を関係機関及び市民に対し明らかにする。
- 9 災害対策本部を設置したときの市一般業務の取扱いは、災害対策本部体制3号配備においては全面的停止、災害対策本部体制2号配備においては受付業務等簡易な業務を除き停止する。

第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

1 設置基準、手順

区分	基準	手順
災害対策本部	☐ 市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置） ☐ 市域に震度5弱以上の地震が発生し、かつ4以上の支部管内において、住家の被害が発生もしくは発生することが予想されるとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 市長の指示又は市長に意見具申 ☐ 総務課より各部等庶務担当課及び市民局への通知、要員招集指示 ☐ 本部長室設置（峰山庁舎内） ※通信手段確保（電話、LAN、携帯電話） ☐ 各機関への通知、必要に応じて要員派遣要請
災害警戒本部	☐ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ☐ 津波警報、大津波警報が発表されたとき（以上自動設置） ☐ 市域に震度4の地震が発生したとき ☐ 津波注意報が発表されたとき ☐ 複数の市民局管内において、地震による住家の被害が発生もしくは発生することが予想され、複数の支部設置が必要と認めたとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 市民向け広報（「設置」の旨区長への電話、FAX、ホームページ掲載、巡回広報等による。）

2 本部長室及び支部長室代替設置場所

(1) 本部長室及び峰山支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	京都府丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	福祉事務所	〃

(2) 大宮支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	アグリセンター大宮	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	大宮社会体育館	〃

(3) 網野支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	網野南小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	網野中学校	〃

(4) 丹後支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	丹後小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	丹後中学校	〃

(5) 弥栄支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	弥栄地域公民館	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	弥栄中学校	〃

(6) 久美浜支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	久美浜中学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第2位	かぶと山小学校	〃

3 本部長及び各級責任者の代行順位

(1) 災害対策本部

区分	責 任 者	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位以下
本 部 長	市 長	副 市 長	危機管理監	教 育 長	消 防 長	市長公室長 以下別に定める
副 本 部 長	副 市 長	危機管理監	市長公室長	総 務 部 長	以下別に定める	
副 本 部 長	危機管理監	市長公室長	総 務 部 長	議会事務局長	以下別に定める	
副本部長(消防)	消 防 長	消 防 次 長	消 防 署 長	以下別に定める		
副本部長(教育)	教 育 長	教 育 次 長	教 育 理 事	以下別に定める		
各支部の支部長	市 民 局 長	市民局長補佐	以下別に定める			
各部の部長		庶務担当課長	以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める			
各班の班長		各課各班ごとに別に定める				

(2) 災害警戒本部その他

災害対策本部に準じて、別に定める。

4 本部の標識及び職員の証票

市災害対策本部の標識及び職員の証票は、以下のとおりとする。

※ 資料編 3-1-2 市災害対策本部の標識及び職員の証票

第2節 災害警戒本部

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 平常時の部名称

第2 災害警戒本部運営の基本指針

- 1 災害警戒本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、災害警戒本部設置基準に該当する事態が生じたときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 災害警戒本部の設置又は廃止を決定した場合は、防災関係機関・団体に通知するとともに、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。
- 3 災害警戒本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより地震、津波等により災害発生のおそれのある地区に関し、的確な減災活動、災害発生の兆しの的確な把握、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。
- 4 4以上の支部管内において、住宅被害が発生した旨の情報を得たときは、遅滞なく災害対策本部体制に切り替える。
- 5 班及び支部間の連携・調整は危機管理監が行う。

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
本部長	災害対策本部に準じて、別に定める。	
副本部長		
本部員		
各班長	以下の優先順位により決定する。	
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
衛生班長		市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、子育て支援課長、医療政策課長、保険事業課長
農林水産班長		農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
教育班長		こども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
建設班長		管理課長、都市計画・建築住宅課長、土木課長
上下水道班長		経営企画整備課長、施設管理課長
商工観光班長		観光振興課長、商工振興課長
各病院班長		各管理課長
消防署班長		消防本部各課長、消防署長
消防団班長		消防団長

各支部長	各市民局長	各市民局長
------	-------	-------

※ その他「第4節 支部」に記載

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	1号		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	☐ 災害警戒本部・体制に関する統括 ☐ 警戒対策要員に関する統括 ☐ 情報の収集・連絡に関する統括 ☐ 防災関係機関との連携に関する統括 ☐ 緊急輸送に関する統括 ☐ 応急資機材等の確保に関する統括 ☐ 警戒時における広報に関する統括 ☐ 緊急避難に関する統括 ☐ 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括 ☐ 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、子育て支援課	☐ 要配慮者救援対策に関する統括 ☐ 医療、救護対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営に関する統括 ☐ 被災者救援対策に関する統括
衛生班		○	市民課、生活環境課、税務課	☐ 環境・衛生対策に関する統括
農林水産班		○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	☐ ため池、水路等対策に関する統括 ☐ 山崩れ、地すべり対策に関する統括 ☐ 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 ☐ 漁港施設等対策に関する統括 ☐ 水産及び漁業関係対策に関する統括
商工観光班		○	観光振興課、商工振興課	☐ 観光客の安全確保対策に関する統括
建設班		○	土木課、管理課、都市計画・建築住宅課	☐ 市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 ☐ 浸水、土砂災害・津波災害等の防止に関する統括 ☐ 道路交通確保対策に関する統括 ☐ 河川・海岸・砂防施設等対策に関する統括
上下水道班		○	経営企画整備課、施設管理課	☐ 上下水道施設等対策に関する統括
教育班		○	教育総務課、学校教育課、こども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課	☐ 学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 ☐ 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
各病院班		○	管理課	☐ 入院者、来院者の安全確保 ☐ 救護班の編成、派遣
消防署班		○	消防本部各課、消防署	☐ 消防署による水防活動に関する統括 ☐ 消火・救急・救助活動等に関する統括 ☐ 消防署による避難誘導に関する統括
消防団班		○	消防団	☐ 消防団による水防活動に関する統括 ☐ 消防団による消火・救助活動等に関する統括 ☐ 消防団による避難誘導に関する統括

※ 基本配備体制の職員は総務課のみとする。

※ 各班の事務分掌の詳細は、災害対策本部の規定を準用する。

班の名称	本部を構成する班		事務分掌	班の名称
	基本	1号		
支部	○	○	市民局、消防分団、小・中学校、保育所	□管轄地区における災害警戒活動の実施 ※ 「第4節 支部」に記載

※ 基本配備体制の職員は市民局のみとする。

第3節 災害対策本部

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※災害対策本部設置時の部名称

第2 災害対策本部運営の基本指針

- 1 災害対策本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、本部設置基準に該当する災害が発生したときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 災害対策本部の設置又は廃止を決定した場合は、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。また防災会議構成機関等関係機関・団体に通知し、本部連絡員の派遣を要請する。防災関係機関派遣の本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。
- 3 本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、本部員会議、関係部長会議、支部長会議を適宜開催する。
- 4 本部長は、職員の参集状況又は被害状況等に応じて、部・班の統合・追加もしくは分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。
- 5 部間の連携・調整は本部長が行う。また各部内の連携・調整は、各部長が行う。
- 6 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対策、被災者救援対策及び災害復旧対策については、実施目標期間を設定し、対策相互の連携と相乗効果を図る。
- 7 本部長は、本部設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、職員の体力・気力・知力の回復に留意しつつ、長期化にも持続し得る職員の配備体制をとる。業務量もしくは想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援、国・府・他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規もしくは臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。
- 8 各会議に関する庶務をはじめとする本部長室の事務局業務は、総務部本部指令班が行う。

第3 各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項

1 各会議の構成

名称	構成
本部員会議	☐ 本部長 ☐ 副本部長（副市長、教育長、消防長、危機管理監） ☐ 本部員 ☐ 本部長がそのつど必要と認めたもの

名称	構成
関係部長会議	☐ 本部長 ☐ 関係副本部長 ☐ 関係本部員 ☐ 関係支部長 ☐ 本部長がそのつど必要と認めたもの
支部長会議	☐ 本部長 ☐ 関係副本部長 ☐ 関係本部員 ☐ 支部長 ☐ 本部長がそのつど必要と認めたもの

2 各部・班責任者

区分	部・班名	責任者となる職名
部長	総務部	総務部長
	救護厚生部	健康長寿福祉部長
	衛生部	市民環境部長
	農林水産部	農林水産部長
	教育部	教育委員会事務局教育次長
	建設部	建設部長
	上下水道部	上下水道部長
	商工観光部	商工観光部長
	弥栄病院部	弥栄病院長
	久美浜病院部	久美浜病院長
	消防署部	消防長
	消防団部	消防団長
班長	総務部本部指令班	総務課長
	同 本部庶務班	人事課長
	同 情報処理班	秘書広報広聴課長
	同 資機材調達班	財政課長
	救護厚生部生活救援班	生活福祉課長
	同 医療救援班	医療政策課長
	同 福祉救援班	長寿福祉課長
	衛生部防犯対策班	市民課長
	同 環境救援班	生活環境課長
	農林水産部農林業用施設復旧班	農林整備課長
	同 農林業救援班	農業振興課長
	同 水産業対策班	海業水産課長
	教育部学校救援班	学校教育課長
	同 施設救援班	生涯学習課長
	建設部施設復旧班	土木課長
	同 防災救援班	管理課長
	同 住宅救援班	都市計画・建築住宅課長
	上下水道部上下水道庶務班	経営企画整備課長

区分	部・班名	責任者となる職名
	同 上下水道対策班	施設管理課長
	商工観光部観光客安全対策班	観光振興課長
	同 商工業対策班	商工振興課長
	消防署部消防署班	消防本部各課長、消防署長
	消防団部各消防分団班	各消防団方面隊長
	各支部各班	※ 「第4節 支部」に記載

3 本部長室

本部長室	本部長、副本部長、総務部本部指令班
------	-------------------

4 本部長室業務運営上留意すべき事項

- (1) 本部長指示をはじめ伝達事項は、全て文書によること。
- (2) その場合、日時、発令責任者（部・班）、対象責任者（部・班）を必ず明記すること。
- (3) 未確認情報の取扱いは、その旨を必ず明記するとともに、断片的に伝えられ、無用の混乱を起こす要員とならないよう細心の注意を払うこと。
- (4) 市が本部として行う業務については、全職員がその進捗状況を含め全体像を常に把握し市民に対して説明するための本部要員参考資料にまとめ配布するよう努めること。

5 各部間、各部内連携・調整のめやす

- (1) 発災直後 72 時間については、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先すること。
- (2) その他延焼火災阻止、生埋め者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う消防署部の要請は最優先とすること。
- (3) 高齢者、障がい者等要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。
- (4) 指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記 3 点による場合を除き市街地内外の如何に係らず仮設住宅建設用地を第 1 順位、復旧対策用地を第 2 順位とすること。
- (5) その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長 副部長…議世事務局長・市長公室長・会計管理者	総務課長	議会総務課 総務課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課 教育総務課 消防本部 総務課 消防団 の各1名指名する職員・団員	(本部指令班) 1 災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめに関すること 2 本部の設置及び閉鎖に関すること 3 本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関すること 4 支部及び現地災害対策本部に関すること 5 災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関すること 6 災害救助法に基づく救助に関する各部との連携及び指導に関すること 7 災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報告に関すること 8 府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること 9 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関すること 10 り災証明書の発行のとりまとめに関すること（本部閉鎖後は市民局所管） 11 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること 12 災害応急対策全般の調整に関すること 13 全般的な被害状況、災害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること 14 防災行政無線局の管理運用に関すること 15 活動拠点の配置のとりまとめに関すること 16 電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施状況のとりまとめに関すること 17 高齢者等避難、避難指示、及び緊急安全確保並びに警戒区域設定のとりまとめに関すること 18 市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関すること 19 災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること 20 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること
		人事課長	人事課 監査委員事務局	(本部庶務班) 1 災害対策に関する職員の動員計画に関すること 2 災害対策要員の動員計画に関すること 3 配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること 4 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること 5 災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長 副部長…議世事務局長・市長公室長・会計管理者	秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 ふるさと応援推進課 デジタル戦略課	(情報処理班) 1 被害情報及び防災情報の処理に関する事 2 会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関する事 3 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関する事 4 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関する事 5 本部長、副本部長の秘書、特命に関する事 6 防災功労者の褒章に関する事 7 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関する事
		財政課長	地域コミュニティ推進課 財政課 財産活用課 入札契約課 会計課	(資機材調達班) 1 災害用電話の確保に関する事 2 応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関する事 3 車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関する事 4 災害関係費の予算措置及び支出に関する事 5 各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関する事 6 見舞金及び義援金の収入に関する事 7 救援物資の受付、保管に関する事
衛生部	部長…市民環境部長	市民課長	市民課	(防犯対策班) 1 被災地内の防犯対策のとりまとめに関する事 2 被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関する事 3 被災地内の交通規制対策のとりまとめに関する事
		生活環境課長	生活環境課 税務課	(環境救援班) 1 防疫、衛生対策のとりまとめに関する事 2 遺体の搜索、収容、埋火葬のとりまとめに関する事 3 ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関する事 4 災害時における環境保全対策のとりまとめに関する事 5 ペットの保護対策のとりまとめに関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
救護厚生部	部長…健康長寿福祉部長 副部長…医療部長	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 子育て支援課	(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関する事 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関する事 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関する事 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関する事 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関する事 6 義援金の配分のとりまとめに関する事 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関する事 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関する事
		医療政策課長	医療政策課 大宮診療所 間人診療所 保険事業課	(医療救援班) 1 医療、助産救護対策のとりまとめに関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 災害対策用医療薬品及び衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関する事 ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事
		長寿福祉課長	政策企画課 障害者福祉課 長寿福祉課	(福祉救援班) 1 高齢者、障がい者、乳幼児その他要配慮者等の救援に関する統括 2 外国人の救援救護対策のとりまとめに関する事
農林水産部	部長…農林水産部長	農林整備課長	農林整備課	(農林業用施設復旧班) 1 被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関する事 2 山崩れ、地すべり関係応急対策のとりまとめに関する事 3 農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関する事
		農業振興課長	農業振興課 農業委員会事務局	(農林業救援班) 1 農林産物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 2 農林業関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 3 農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力の取りまとめに関する事
		海業水産課長	海業水産課	(水産業対策班) 1 漁港施設及び養殖施設の被害状況調査、応急復旧対策の取りまとめに関する事 2 水産の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
商工観光部	部長・商工観光部長	観光振興課長	観光振興課	(観光客安全対策班) 1 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関する事 2 観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事 こと
		商工振興課長	商工振興課	(商工業対策班) 1 商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事 2 中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事 3 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事
建設部	部長・建設部長	土木課長	土木課 管理課	(施設復旧班) 1 道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関する事 2 河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまと めに関する事 3 災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関する事
		管理課長	管理課 土木課	(防災救援班) 1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関する こと 2 冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめ に関する事 3 他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
上下水道部	部長…上下水道部長	経営企画整備課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道庶務班) 1 上下水道対策班の庶務に関する事 2 他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関する事
		施設管理課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道対策班) 1 上下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関する事 2 緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関する事 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまとめに関する事 4 下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関する事
教育部	部長…教育委員会事務局教育次長 副部長…こども部長	教育総務課長	学校教育課 教育総務課 こども未来課	(学校救援班) 1 園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関する事 2 保育所・認定こども園・学校施設における指定避難所の開設・運営協力のとりまとめに関する事 3 保育所・認定こども園・学校における応急保育・応急教育の実施のとりまとめに関する事 4 保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保存活用課	(施設救援班) 1 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事 2 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事 3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事 4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関する事

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班員課名		
弥栄病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。		1 入院者、来院者の安全確保に関すること 2 災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関すること 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること 5 救護班の編成、派遣に関すること 6 遺体の検案に関すること
久美浜病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。		1 入院者、来院者の安全確保に関すること 2 災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関すること 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること 4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること 5 救護班の編成、派遣に関すること 6 遺体の検案に関すること
消防署部	部長…消防長	消防本部総務課 〃 警防課 〃 予防課 峰山消防署 網野分署 久美浜分署 竹野川分遣所 ※班の編成は、消防本部の計画による。		1 消火及び救出、救助、救急活動全般に関すること 2 水防活動に関すること 3 市本部との連絡調整に関すること 4 消防団との連絡調整に関すること 5 消防活動状況の把握及び記録に関すること 6 災害情報の収集連絡に関すること 7 被害状況の把握及び記録集計に関すること 8 気象観測に関すること 9 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 10 危険物等の被害調査及び応急対策に関すること 11 避難の安全確保に関すること
消防団部	部長…消防団長 副部長…消防副団長	各消防団方面隊長	各消防団分団	(各消防分団班) 1 初期消火及び出火防止活動に関すること 2 倒壊建物等生埋め被災者の救出に関すること 3 市民向け避難情報の伝達、広報の協力に関すること 4 緊急避難時の誘導、安全確保に関すること 5 負傷者の救護に関すること 6 水防活動に関すること 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動に関すること 8 火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること 9 河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること 10 被災地における防犯対策への協力に関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班員課名		
支部	支部長…各市民局長	峰山支部	市民局	※「第4節 支部」に記載
		大宮支部	地域公民館	
		網野支部	小・中学校	
		丹後支部	給食センター	
		弥栄支部	保育所・認定こども園	
		久美浜支部	各部派遣職員	

第4節 支部

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 支部運営の基本指針

- 1 支部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合は、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。
- 2 支部の設置又は廃止を決定した場合は、区長・管内防災関係機関・協力団体に通知する。
- 3 支部の要員は、先行的かつ網羅的に配備する。
- 4 必要に応じて、ボランティアセンター現地支部等を併設する。

第3 支部の各級責任者、構成・事務分掌

- 1 支部各級責任者となる職員のめやす

区分	責任者となる職員
支部長	市民局長
副支部長	市民局長補佐
支部総務班長	市民局職員
避難・救援対策班長	市民局職員
土木対策班長	市民局職員

消防班長	方面隊長
------	------

- 2 支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員	事務分掌
支部総務班	市民局	☐ 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 ☐ 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務
	総務部派遣職員	
避難・救援対策班	市民局、小・中学校、図書館、給食センター、保育所・認定こども園	☐ 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り ☐ 要配慮者等の安全確保対策 ☐ 指定避難所等の開設準備・初期開設、運営業務 ☐ 災害時における総合相談窓口の開設・運営

	議会事務局、市長公室、総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、こども部、教育委員会事務局、会計課、監査委員事務局の各派遣職員	☐ その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
土木対策班	市民局 農林水産部、商工観光部、建設部、上下水道部、農業委員会事務局の各派遣職員	☐ 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 ☐ 道路交通に関する応急対策活動 ☐ 農林業用施設等に関する応急対策活動 ☐ 上下水道施設に関する応急対策活動 ☐ 観光施設に関する応急対策活動 ☐ その他農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部の所管する災害警戒、応急対策活動

※-----以下は、災害対策本部体制配備の場合

消防分団班	消防団員	☐ 水防活動 ☐ 土砂災害・積雪災害等警戒活動 ☐ 消火・救急・救助活動 ☐ 緊急避難、誘導 ☐ その他消防団部の所管する災害警戒及び応急対策活動
-------	------	--

第5節 現地災害対策本部

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例をめやすとして、その必要があるときは、支部設置予定施設その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部をおく。

- 1 橋梁損壊、トンネル支障・道路損壊等により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき
- 2 がけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき
- 3 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき

第3 現地災害対策本部の要員

現地災害対策本部長は、副本部長又は部長の内から本部長がそのつど指名する。また、その他現地本部の要員は、支部及び各部から派遣される複数の職員をもってあてる。

第4 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地災害対策本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

- 1 現地災害対策本部所管地域における避難指示又は緊急安全確保の発令
- 2 現地災害対策本部所管地域における警戒区域の設定
- 3 現地災害対策本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担
- 4 現地災害対策本部所管地域における府・国等関係機関への協力要請

第5 現地災害対策本部の組織及び事務分担のめやす

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、支部の規定を準用する。

第6節 活動拠点の配置計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 活動拠点配置の基本指針

- 1 本部長及び支部長は、本部及び支部を設置したときは速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し本部及び支部としての活動拠点を確保する。
- 2 施設利用に関する連絡・調整は、各部間、部内連携・調整のめやすに基づき行う。
- 3 発災直後の緊急を要する初動対応時には、消防署部の利用を優先する。

第3 活動拠点配置計画

- 1 「本部」としての主な活動拠点

区分			施設の名称
本部拠点	本部長室		峰山庁舎
	各部	総務部	峰山庁舎
		救護厚生部	福祉事務所
		衛生部	峰山庁舎
		教育部	大宮庁舎
		農林水産部	大宮庁舎
		建設部	網野庁舎
		上下水道部	丹後庁舎
		商工観光部	網野庁舎
		弥栄病院部(災害時地域中核病院)	弥栄病院
		久美浜病院部(災害時地域中核病院)	久美浜病院
		消防署部	消防庁舎
		消防団部	消防庁舎
		災害時総合相談窓口	
	議会災害対策本部		峰山庁舎
	医療関係団体医療救護対策本部		峰山庁舎
	ボランティアセンター本部		弥栄庁舎
その他拠点	災害時地域中核病院（救急医療拠点）		弥栄病院、久美浜病院、丹後中央病院、丹後ふるさと病院
	ごみ焼却施設		峰山クリーンセンター
	し尿処理施設		網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター
	ごみ埋め立て施設、ごみ仮置き場用地		市最終処分場施設又はその都度定める適地
	遺体火葬場		京丹後市火葬場
	遺骨一時保管所		各庁舎

2 「支部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
峰山地区	支部	峰山庁舎
	ボランティアセンター支部	福祉事務所
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	峰山中学校
	遺体安置所	峰山地域公民館、府立丹後勤労者福祉会館
大宮地区	支部・ボランティアセンター支部	大宮庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	大宮診療所
		五十河診療所
	遺体安置所	大宮織物ホール
網野地区	支部・ボランティアセンター支部	網野健康福祉センター（ら・ぽーと）
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	網野中学校
	遺体安置所	網野体育センター
丹後地区	支部・ボランティアセンター支部	丹後庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	間人診療所
		宇川診療所
	遺体安置所	丹後社会体育館
弥栄地区	支部・ボランティアセンター支部	弥栄庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	野間診療所
	遺体安置所	弥栄社会体育館
久美浜地区	支部・ボランティアセンター支部	久美浜庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	佐濃診療所
	遺体安置所	久美浜公会堂

注) 峰山、網野、弥栄、久美浜地区は、それぞれ丹後中央病院、丹後ふるさと病院、弥栄病院、久美浜病院にも救護所設置

3 広域的応援受入れのための主な活動拠点

区分		施設の名称
自衛隊派遣部隊	集結場所	宮津市方面経由 峰山途中ケ丘公園
		兵庫県豊岡市方面経由 久美浜中央運動公園
	炊飯、宿泊・野営場所	上記及び網野グラウンド
消防広域応援部隊	集結等場所	大宮自然運動公園
	炊飯、宿泊・野営場所	大宮中学校グラウンド
国・府・他自治体派遣職員		指定ホテル等
救援物資地域内輸送拠点	宮津市方面経由	大宮社会体育館
	兵庫県豊岡市方面経由	久美浜中学校

第3章 動員計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害警戒、応急対策要員確保の基本指針

- 1 配備指示は、連絡に要する時間、参集に要する時間を見込み、できる限り早めに行う。また、「待機指示」、「配備指示」の2段階に分けて行う。
- 2 災害対策本部設置時の配備は、「2号配備」を基本とし、「災害の全体像」が明確に把握された段階で必要に応じて「1号配備」又は「3号配備」に切り替える。
- 3 当該配備指名職員は配備事由に該当する情報を知ったとき自主的に指定場所に参集する。また1段階高次の配備指名職員は「待機指示」を受けたものとして行動する。
- 4 市職員だけでは、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは市の内外を問わず府・国・自衛隊等各機関・団体・事業所その他あらゆる個人に対し応援要請を行う。また、原則として、あらゆる応援申入れを受入れる。
- 5 府・国・自衛隊等各機関・団体への応援要請にあたっては、逐次要請を避け網羅的かつ先行的に行う。特に道路、通信手段が途絶し、本部設置後1～2時間以内に「災害の全体像」の把握が困難な場合はただちに行う。
- 6 自衛隊の応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に対して要請する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 7 協力団体・事業所等への警戒対策要員確保の要請は支部管内においては、各支部担当班（課）を通じて行う。

第3 職員の服務その他必要な事項

- 1 勤務時間内における遵守事項
 - (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。
 - (2) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
 - (3) 待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。
 - (4) 自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。
- 2 自主参集（勤務時間外の場合）
 - (1) 災害が発生し「配備事由」に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。当該配備より1段階高次の配備指名職員は待機体制にあるものとして行動する。
 - (2) 災害の状況により勤務地への参集が不可能な場合は住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。病気その他止むを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。
 - (3) 災害のため、緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する

■ 京丹後市地域防災計画 震災対策計画編 第3編 災害応急対策計画【第1部 第3章 第1節】

服・ヘルメット・安全を確保するための装備着用、食料1食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。

(4)大規模地震災害時の参集に際しては、特に認める者を除き自動車は利用しない。

(5)参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 職員の動員・配備

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 職員の動員・配備手順のめやす

- 1 職員の動員・配備の各部への伝達は、勤務時間内については、緊急時職員参集メール、職員ポータル、庁内一斉放送、庁内電話等とし、勤務時間外については、緊急時職員参集メール、電話等、各部において定める伝達方法による。
- 2 各部の長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を特に指示した場合を除き 60 分ごとに本部長に報告する。
- 3 各部の長は、各部に所属する班の長及び班の庶務・連絡に要する最小限の要員は必ず確保する。その上で職員の参集状況に応じ、災害応急対策実施上緊急を要する班から優先的に編成する。
- 4 各部の長は、部内各課職員の参集状況、各部・班の編成状況をたえず把握し、必要に応じて、他部への応援配備の指示、本部長に対する他部職員の応援配備要請を迅速に行うよう留意する。

第3 配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	基本配備	☐ 市域に震度4の地震が発生したとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 総務部（複数名） ☐ 市長公室（複数名）
	1号配備	☐ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ☐ 津波注意報が発表されたとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 議会事務局（2～3割） ☐ 市長公室（2～3割） ☐ 総務部（2～3割） ☐ 市民環境部（2～3割） ☐ 医療部（2～3割） ☐ 健康長寿福祉部（2～3割） ☐ こども部（2～3割） ☐ 農林水産部（2～3割） ☐ 商工観光部（2～3割） ☐ 建設部（2～3割） ☐ 上下水道部（2～3割） ☐ 教育委員会事務局（2～3割）

	2号配備	☐ 津波警報が発表されたとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 会計課（2～3割） ☐ 監査委員事務局（2～3割） ☐ 農業委員会事務局（2～3割） ※津波注意報または津波警報のみの場合、峰山、大宮、弥栄地区を除く。 ☐ その他各部において災害警戒対策及び予防的な応急対策のとりまとめを実施するために必要な職員（各部所属職員の1～2割をめやすとする） ☐ 消防団（必要数） ※津波注意報または津波警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（5割） ※大津波警報の場合は、網野、丹後、久美浜地区は、災害対策本部1号配備体制と同規模の体制とする。
--	------	--	--

区分	配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害対策本部体制配備	☐ 市域に震度5弱の地震が発生し、かつ4以上の支部管内において、住家の被害が発生もしくは発生することが予想されるとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 議会事務局（5割） ☐ 市長公室（5割） ☐ 総務部（5割） ☐ 市民環境部（5割） ☐ 医療部（5割） ☐ 健康長寿福祉部（5割） ☐ こども部（5割） ☐ 農林水産部（5割） ☐ 商工観光部（5割） ☐ 建設部（5割） ☐ 上下水道部（5割） ☐ 教育委員会事務局（5割） ☐ 会計課（5割） ☐ 監査委員事務局（5割） ☐ 農業委員会事務局（5割） ☐ その他各部において小規模な応急対策を実施するために必要な職員（各部所属職員の2～3割をめやすとする） ☐ 消防団（5割）

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
	2号配備	☐ 市域に震度5強の地震が発生したとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	☐ 議会事務局（全員） ☐ 市長公室（全員） ☐ 総務部（全員） ☐ 市民環境部（全員） ☐ 医療部（全員） ☐ 健康長寿福祉部（全員） ☐ こども部（全員） ☐ 農林水産部（全員） ☐ 商工観光部（全員） ☐ 建設部（全員） ☐ 上下水道部（全員） ☐ 教育委員会事務局（全員） ☐ 会計課（全員） ☐ 監査委員事務局（全員） ☐ 農業委員会事務局（全員） ☐ その他各部において中規模な応急対策を実施するために必要な職員 （各部所属職員の4～6割をめやすとする） ☐ 消防団（全員）
	3号配備	☐ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ☐ その他市長が必要と認めたとき	（全職員・全消防団員）

注）各配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

注）消防本部・署については、消防本部の定めるところによる。

第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力

第1 基本方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 相互協力の基本指針
 - (1)被災者救援、都市機能の早期復旧及び2次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会及び隣接市町との相互協力体制を迅速に確立する。
 - (2)相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化と競合重複の極力排除を図る。
 - (3)要員・資機材の投入において、競合が生じた場合、発災後72時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。
 - (4)要配慮者向け救援対策は、一般被災者向け救援対策に優先して協力する。
 - (5)被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第2 市議会との相互協力

- 1 実施手順のめやす
 - (1)本部長は、大規模な地震災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合、ただちに市議会議長に対し、市に本部を設置した旨を報告するとともに、市本部と市議会との相互協力体制の確立を図るため、必要な措置を講ずるよう要請する。
 - (2)議会災害対策本部の設置は、議長が職権により行い、災害により次々と生じる市民の要求にこたえるため、市の組織による効率的、積極的な対応を調整し、条例の制定や規制の緩和措置、緊急対応から復旧、復興に至るまでの政策の方向付けを指示することを基本業務とする。その役割は、そのつど議会災害対策本部が決める。
 - (3)市は、市議会議長が議会災害対策本部及び市議会議員連絡所（以下「議会本部等」という。）の設置を決めた場合は、総務部内に議会本部等担当専任職員を置き峰山本庁舎内に市議会議員連絡所設置のためのスペースの確保、テレビ・ラジオの設置、電話・FAX・コピー機、災害情報掲示板等の設置その他運営支援業務を行う。また、議会としての災害対策活動のための情報の収集、市本部との連絡業務、災害調査活動の補佐を行う。
なお、本庁舎が被災したため、本部長室が他の代替施設に設置された場合は、市議会議員連絡所を併設するよう努める。
- 2 議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす
 - (1)大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続きを統括
 - (2)府・国等に対する特別措置発動の要請
- 3 議会災害対策本部の政策の方向付けを指示すべき役割のめやす
 - (1)緊急条例による被災者の生活再建支援と安全な指定避難所の提供
 - (2)被災した沿道建築物の撤去その他切迫した危険の即時除去促進
 - (3)大量のがれきの撤去とリサイクル計画の実施
 - (4)再建のための公的手数料や各種規制の免除及び猶予

- (5)新築及び補強建築物における耐震対策等安全性の向上
- (6)再開発地における仮設住宅の建設、歴史的建造物保存その他地域共同体としての復興への取組みの促進
- (7)被災者の要求に応えた、緊急融資プログラムの検討
- (8)税制上の優遇策、その他の支援策による商業・業務の復旧促進
- (9)資金貸付の拡充、雇用の増進のための支援
- (10)被災地における交通混雑を緩和し復興のための交通を確保するための管理の推進
- (11)市民の防災教育啓発のための広範囲にわたる緊急対策の実施

第3 隣接市町等との相互協力

1 相互協力上の基本指針

- (1)市町境界部をはじめとして、延焼火災阻止を最優先で行う。
- (2)延焼火災発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊、土砂崩れ、雪崩等による生理者の救出、重傷者の救命医療救護、被災者の避難誘導並びにその他の人的危険回避措置を講じ、人的被害の軽減に全力を集中する。
- (3)発災直後における各職員の居住地における救援活動、在住市町本部業務への支援業務を公務とみなすよう事前に計画・協定化する。また、事前に指名する幹部職員等を除く他の職員については、交通事情その他の状況に応じて、そのつど定める期間について、在住市町における業務を所属市町における業務とみなす措置を講ずるよう相互に調整する。
- (4)被災者救援、都市機能の早期復旧、二次災害防止のための活動並びに応急的な救援対策、災害復興のための府・国等に対する特別措置発動要請等について、相互に連携・協力し行う。

2 直後に相互協力すべき事項のめやす

隣接する市町と災害発生直後に相互に協力すべき事項については、例えば、以下のような事項が想定される。

- (1)市町境界部における消火活動及び救助・救出活動
- (2)市町境界部における避難誘導・指定避難所・指定緊急避難場所の相互利用
- (3)指定避難所の開設・運営における担当職員の相互派遣及び協同化
- (4)市町境界部・指定避難所等における災害時広報活動
- (5)病院、産院その他医療施設のあっせん
- (6)火葬、ごみ、がれき、し尿の処理並びに道路確保に関して必要な要員、車両機材、施設の提供
- (7)要配慮者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供
- (8)市町が実施する災害救援対策に関する情報交換
- (9)府・国等に対する特別措置発動の要請

3 協力要請の手続き

協力の要請にあたっては、各市町へとりあえず、府防災行政無線電話、N T T電話・F A X、伝令派遣

等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

4 連絡調整ルート確保のめやす

手順項目	あらまし
通信手段の確保	府内市町の場合は、原則として、府防災行政無線電話による。困難な場合及び他県市町の場合は、N T T電話・F A X、伝令派遣など、その状況に即した迅速な方法による。
情報の交換	大規模災害発生時における第一報は、発災後1時間以内に行う。以後当日中は1時間毎に、また2日目以降本部設置期間中は、毎日そのつど定める時刻に定時情報交換を行う。
本部連絡員の交換	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、相互に本部連絡員を交換する。
合同現地対策本部の設置	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、現地の適当な場所に合同現地対策本部を設置する。

第4節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請

第1 基本方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

2 応援要請上のめやす

- (1) 府・国・自衛隊等各防災関係機関に対する応援要請は、府地域防災計画及び各応援協定書に定める方法により本部長が行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、より上位の機関又は非被災地にある各出先機関等（府東京事務所等）に緊急連絡する。
- (2) 応急対策及び災害復興業務に要する中・長期的な応援要員派遣については、適宜各部長に対し必要人員調査を実施し、市全体としての必要数を把握・調整した上で要請する。
- (3) 各支部管内協力団体・事業所等への応援要請は各支部担当班を通じて行う。総合的な調整を必要とする場合は、本部長を通じて各部担当班が行う。

第2 市内民間団体、区及び事業所への協力要請

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体、区、日赤奉仕団等民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、主に以下のとおりとする。

- (1) 災害に関する予警報、その他防災情報の地区内住民への伝達
- (2) 災害時における広報広聴活動
- (3) 災害時における出火の防止及び初期消火
- (4) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- (6) 被害状況の調査
- (7) 被災地域内の秩序維持
- (8) 道路啓開、公共施設等の応急復旧作業
- (9) 応急仮設住宅の建設等の業務

(10) 食品、生活必需品、災害対策用資機材等の供給、調達

(11) その他市が行う災害応急対策業務

2 協力要請の方法

各支部長は、以下の事項を明らかにして、電話、口頭その他可能な連絡手段により団体等の責任者に対し協力を要請する。

なお、本部長は、部長又は支部長から要請があった場合、及び全市的な観点から調整が必要と認めた場合は、調整を行うものとする。

(1) 活動の内容

(2) 協力を希望する人員

(3) 供給、調達を要する資機材等の品名、数量

(4) 協力を希望する地域及び期間

(5) その他必要な事項

第3 防災関係機関との相互協力

1 相互協力に関する基本指針

(1) 発災直後 72 時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。

(2) その他延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、危険回避のために行う消防機関及び警察機関の要請は最優先とする。

(3) 要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。

(4) 指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記 3 点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第 1 順位、仮設住宅建設関連の復旧対策用地を第 2 順位、その他復旧対策用地を第 3 順位とすること。

(5) その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

2 関係機関等連絡協議会の設置

市域内における災害応急対策、災害復旧対策の遂行上その必要があると認めたときは、市及び防災関係機関相互の連絡・調整機関として、関係機関等連絡協議会を設置する。この場合、関係機関等連絡協議会は、原則として峰山本庁舎内で開催する。また、その事務局業務は市総務部本部指令班が行う。

第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項

1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請

府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、ファクシミリ（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第 1 として、行う。

(1) 応援派遣（又は派遣あっせん）を求める理由

(2) 応援派遣（又は派遣あっせん）を求める職員の職種別人員

(3) 応援派遣（又は派遣あっせん）を必要とする期間（□月□日～□月□日まで）

(4)集合の場所（要員移送の方法）

(5)派遣される職員の給与その他必要な勤務条件

(6)その他職員の応援派遣（又は派遣あっせん）について必要な事項

2 中・長期的な応援要員に関する調査項目のめやす

本部長は、災害応急対策の長期化、作業量の膨大化等により中・長期的な応援要員が必要と判断されるか否かについて、早めに判断するよう努めるとともに、各部長及び支部長に対し随時以下について調査報告を命じる。

(1)派遣を求める期間(以下の3区分によった上で)

ア 災害発生当該年度内の派遣を求めるもの

イ 次年度以降派遣を求めるもののうち、引き続き同一人の継続派遣を求めるもの

ウ 同じく、随時職員の交代が可能であるもの

(2)職種

(3)必要人数

(4)事務内容

3 その他留意事項

他自治体からの派遣職員は、「応援職員」である旨を腕章・プレート等により明示する。また可能な限り後方支援業務に配置する。やむを得ず住民対応を必要とする部署に配置する場合は、市職員のアシスタント業務につける、業務の遂行上必要な背景、経過等に関する事前説明を十分行うなど配慮する。

第5 その他職員の派遣要請、派遣あっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関^{※1}に対して職員派遣を要請する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※2}の職員派遣のあっせんで要請する。

要請に際しては、上記第4と同様の必要事項について明らかにして伝達する。

※1：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

第5節 労働者の確保

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

1 被災者の避難

2 医療及び助産

3 被災者の救出

4 飲料水の供給

- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の処理
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

災害応急対策を実施するにあたり、市本部要員及び市内民間団体、区及び事業所への協力による動員のみでは労力的に不足する場合は、以下の事項を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて人員の確保要請を行う。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 賃金、従事する地域等労働条件
- 5 労働者の輸送方法、待機場所
- 6 労働者確保を要する業務の所管部（支部）
- 7 その他必要な事項

第4 峰山公共職業安定所との連携

本部長は、府に労働者確保の要請を行った場合は、峰山公共職業安定所と緊密な連携をとり、災害応急対策に必要な労働者の円滑な確保を図る。

第5 費用の負担

労働者確保に要する費用の負担は以下のとおりとする。

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、市の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第4章 通信情報連絡活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 情報の収集・連絡の基本指針

- 1 全市域に関する「甚大な被害の有無の別」「孤立地区の有無」に関する情報の収集・連絡を最優先で行う。特に、緊急輸送道路等幹線道路支障の有無、河川・海岸堤防の被害の有無、市街地火災発生の有無、大規模な土砂災害、雪崩等の発生又は発生危険の有無、市施設・防災関係機関の「甚大な被害の有無の別」について、優先する。
- 2 官民を問わず、市において動員可能な「対策用人員、資機材、施設の現有力」に関する情報の収集・連絡を重点的かつ迅速に行う。
- 3 その他緊急に行うべき対策の優先手順・役割分担等を決定するために必要な事項については、各部・各機関が適切に分担するとともに、情報収集要員を出動させるなどして、災害発生後1～2時間以内に把握するよう努める。
- 4 本部設置期間中については、各部・支部等は「災害情報」、「防災情報」を収集し、本部あて「重要報告」、「定時報告」を行う。また本部はそれを把握し、とりまとめた「災害情報」、「防災情報」を各部・支部等あて「重要連絡」、「定時連絡」を行う。これにより時々刻々と変化する状況に際して、各部・支部、各職員が臨機応変に対処することを期する。
- 5 市各部・各支部及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、発信及び受信の各専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な情報の収集・連絡を行う。
- 6 市施設、支部、災害現場等に出動している各職員との連絡は、庁内電話（専用回線）、携帯電話により行う。

第3 情報項目区分の定義

区分		定義
災害情報	警戒情報	人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)
	発生情報	人的・物的被害発生状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)
防災情報	対策情報	人的・物的被害を軽減・防止するためにとられた措置・対策並びにそのために必要な人員、資機材、施設に関する情報 (復旧見込みにに関する内容を含む)
	救援情報	災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報並びに救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 (その有無に関する内容を含む)

第2節 情報収集・連絡体制

第1 指定電話・連絡責任者及び各部災害情報調査連絡員の指定、確保

項目	手順のあらまし
連絡責任者の指定	☐ 連絡責任者（正・副各1名ずつ）を指定し窓口の統一を図る。 ☐ 連絡責任者は、各所属及び各部・支部、防災関係機関相互の通信連絡を統括する。
専用電話・専任担当者配置	☐ 指定電話の平常業務使用を制限し発信専用電話として確保する。 ☐ 受信専用電話を確保し専任の電話担当者を配置する。
本部指令班要員及び本部連絡員の確保	☐ 各部に対し本部指令班要員を総務部に配置するよう指示する。 ☐ 防災関係機関に対し本部連絡員を市本部に派遣するよう要請する。 ☐ 連絡責任者の統括のもと各所属及び各部、防災関係機関との情報収集要員・連絡要員として配置する。
災害情報調査連絡員の確保	☐ 各部及び各支部は特命調査事項収集のための要員として災害情報調査連絡員を複数指名する。 ☐ 支部は、区長に対し区域ごとに情報収集要員・連絡要員を確保するよう要請する。
その他留意事項	☐ 本部指令班要員、災害情報調査連絡員及び本部連絡員は携帯無線機、携帯電話等を可能な限り携行する。

第2 総務部情報処理班による参集職員・市民からの情報収集

項目	手順のあらまし
参集職員	☐ 居住地区に関する情報の聴取、図上記載 ☐ 参集途上における情報の聴取、図上記載
市民	☐ 市民からの電話等通報の聴取、図上記載 ☐ 市民への電話・インターネットサーチによる情報の聴取・収集、図上記載

第3 各部・支部・各機関からの第1報の集約

項目	手順のあらまし
各部	☐ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否の確認 ☐ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無に関する確認 ☐ 所管施設の防災対策基幹施設としての利用可能能力の現況の把握
支部	☐ 各地区における市民等の生命の安全を脅かす事象の有無の把握 ☐ 各地区における主要な道路、橋梁等被災の有無の把握（孤立集落の有無を含む） ☐ 各地区における防災対策、救助救護基幹施設被災の有無の把握
各機関	☐ 市域内の所管施設に関する被災の有無及びすでにとられた措置の把握 ☐ 今後災害に対し取ろうとする措置の把握

第4 有線通信及び府防災行政無線が使えない場合の措置

区分	代替通信・連絡手段のめやす
府・近隣市町・防災関係機関との相互連絡	☐ 消防無線 ☐ 警察無線その他機関による非常通信無線 ☐ 本部連絡員携帯無線機 ☐ 伝令の派遣
市各部・支部等間相互連絡	☐ 市防災行政用無線 ☐ 伝令派遣（自転車・オートバイ利用もしくは徒歩による） ☐ タクシー無線、その他事業者無線、アマチュア無線

第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡

第1 情報項目のめやす

区分	情報項目	担当部
災害情報	☐ 気象庁、府、西日本電信電話株式会社による津波、地震及び気象に関する情報 ☐ 府河川防災情報システム及び土砂災害警戒情報システムによる雨量に関する情報 ☐ 府冬期気象情報システムによる積雪深に関する情報 ☐ 支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 ☐ 市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 ☐ 支部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	総務部
	☐ P T A等連絡網により学校等が把握した学区等内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	教育部
	☐ 水門、水路、ため池等農業用施設の現況に関する情報 ☐ 漁業協同組合等から漁業用施設の被害状況等に関する情報	農林水産部
	☐ 丹後土木事務所による市内河川に関する水位情報（福田川水防警報含む） ☐ 丹後土木事務所への照会による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 ☐ 市建設業協会連絡網により業者が把握した市内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	建設部
	☐ ホテル・スキー場・物産館等観光施設、宿泊施設の現況に関する情報	商工観光部
	☐ 消防署・所による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 ☐ 河川巡視による市内河川の現況に関する情報 ☐ 巡視による土砂崩れ、雪崩等危険箇所の現況に関する情報 ☐ 危険物取扱施設の現況に関する情報	消防署部
	☐ 各々が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	各部
	☐ 支部による人的・物的被害発生情報 ☐ 市民通報、防災モニタリングによる人的・物的被害発生情報	総務部
	☐ 市建設業協会通報等による建物被害、土砂崩れ、雪崩、堤防損壊・越流等発生情報	建設部
	☐ 巡視、消防119番通報による人的・物的被害発生情報	消防署部
	☐ 各々が把握した人的・物的被害発生情報	各部
防災情報	☐ 府、国、警察署等防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報 ☐ 電話、電力、ガス、鉄道施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報 ☐ 支部が把握した管内防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報	総務部
	☐ 小・中学校・高校の現況、とられた措置・対策等に関する情報	教育部
	☐ 丹後土木事務所及び支部からの通報又は照会による道路通行止区間、橋梁通行止等に関する情報	建設部
	☐ その他各々が所管する防災対策基幹施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報	各部
	☐ 支部が把握した緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 ☐ 市民通報、防災モニタリングにより把握された緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報	総務部
	☐ 在宅要配慮者の現況に関する情報 ☐ 福祉関係施設の現況に関する情報	救護厚生部
	☐ 災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報 ☐ 救出・救助活動を必要とする状況に関する情報	各部

第2 災害情報及び防災情報の報告・連絡

1 情報の総括責任者

区 別	情 報 の 総 括 責 任 者	
	本 部 職 名	平 常 時 職 名
総 括 責 任 者	総務部長	総務部長
取 扱 責 任 者	本部指令班長	総務課長

2 本部における報告・連絡基準のめやす

区 分	報 告 (支部・各部等配備職員→本部長)	連 絡 (本部長→支部・各部等配備職員)
即 時	☐ 被害の有無、要警戒の有無に関する復命（第1報） ☐ 緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 ☐ 特命指示事項に関する復命 ☐ その他緊急を要する情報	☐ 本部体制、配備・規模に関する情報（第1報） ☐ 「全体状況」に関する第1報 ☐ 緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 ☐ その他緊急を要する情報
重 要	☐ 地震、増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 ☐ 大規模な土砂崩れ、雪崩発生のおそれのある事象に関する情報 ☐ 危険物取扱施設の地震、浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 ☐ 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 ☐ その他重要と判断した情報	☐ 本部体制、配備・規模の変更に関する情報（第2報以降） ☐ 「全体状況」に関する第2報以降（上記情報と同時に） ☐ 地震、増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 ☐ 大規模な土砂崩れ発生のおそれのある事象に関する情報 ☐ 危険物取扱施設の地震、浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 ☐ 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 ☐ その他重要と判断した情報
定 時	☐ 1時間ごとの「警戒情報」 ☐ 1時間ごとの「発生情報」 ☐ 1時間ごとの「対策情報」 ☐ 1時間ごとの「救援情報」	☐ 1時間ごとの本部体制、配備・規模に関する情報 ☐ 1時間ごとの「警戒情報」に関する総括 ☐ 1時間ごとの「対策情報」に関する総括
形 式	☐ 発信者（部・支部・班） ☐ 情報項目種別 ☐ 発生・現在日時 ☐ 内容 ☐ 情報源（確認・未確認の別）	☐ 京丹後市本部・発信者氏名（部・班） ☐ 情報項目種別 ☐ 発生・現在日時 ☐ 内容 ☐ 情報源（確認・未確認の別） ☐ 取扱い上の留意事項

3 情報とりまとめ上のめやす

- (1) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
 - ☐ 全ての情報は図上に整理する。
 - ☐ これにより「被害の全体像」の視覚化を図る。
 - ☐ また部・支部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」を図る。
- (2) 未確認情報の一覧の評価
 - ☐ 至急確認すべきもの
 - ☐ 至急訂正情報の伝達を行うべきもの
(例えば、「悪質なデマ・ウワサ」に類する情報)
 - ☐ 応急対策要員の派遣を行うべきもの
(例えば、確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」)
- (3) 情報の空白地区の把握
(大規模な地震発生時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。)
- (4) 被害軽微もしくは無被害である地区の把握
- (5) 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

第3 府(本部)への報告

1 報告すべき事項

報告の区分	報告の時期	留意事項
災害概況報告 (第一報)	本部設置後 30 分 以内を目途に災 害概況を報告	☐ 人的被害及び住家被害を重点にする。 ☐ 被害状況が十分把握できない場合であっても第一報は迅速性を第一に報告する。 ☐ 部分情報、未確認情報も可 ☐ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。
被害状況報告 (定時報)	発生後毎日定時 に報告	☐ 災害概況速報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する。 ☐ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 ☐ 被害の状況が十分把握できない場合であっても毎日定時に迅速な被害状況報告に努める。
被害確定報告 (詳細)	被害確定後 15 日 以内	☐ 災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。 ☐ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにする。
被害詳細報告	—	☐ 保健環境、商工、土木及び教育関係の被害を詳細に調査し報告 ☐ 別に指示するところに従い報告する。
被害写真報告	—	☐ 被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

2 報告担当者

被害状況及び措置状況一般	法令の定めによる所要の報告
本部指令班長 → 下記のとおり	各担当部長 → 府支部各担当班

3 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行う。なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、府の様式により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

区分	留意事項
電話による場合	□「災害時優先電話」を利用する。場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。
防災行政無線による場合	□次の通信優先順位による。 (1)緊急要請 (2)災害対策本部指令及び指示 (3)応急対策報告 (4)被害状況報告 (5)その他災害に関する連絡 □その他無線の取扱いについては、府が別に定める取扱要綱による。
通信途絶時における措置	□いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派し連絡の確保に努める。

4 事態が切迫している場合の措置

□事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する

□府に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する

[通常時 : 応急対策室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49033]

[夜間・休日時：宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49036]

□災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を府その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する

□地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに府及び国（消防庁）へ同時に報告する。

□震度5弱以上を観測した場合、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、被害の有無に関わらず、直ちに、原則として覚知後30分以内に府及び国（消防庁）へ同時に報告する。（直接即報基準）

□報告は以下に掲げる事項が発生次第、その都度報告する。

(1)被害の概要

(2)市災害対策本部設置の状況

(3)避難指示及び緊急安全確保の状況

(4)消防機関の活動状況（消防職団員別とし、使用資機材と主な活動内容）

(5)応援要請状況

(6)要員及び職員派遣状況

(7) 応急措置の概要

(8) 救助活動の状況

(9) 要望事項

(10) その他の状況

(11) 震度6弱以上を観測した場合は119番通報の概数（火災・災害等即報要領）

□自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない場合は、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に努め、被害の詳細が把握できない段階であっても、迅速性を第一に当該情報を報告する。

第5章 災害広報広聴計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害広報広聴に関する基本指針

1 警戒段階

(1) 「事前広報」重視の「攻めの広報」を行う。

警戒段階において、いかなる事態の推移、急変にも適切に対応できる配備体制の強化は容易ならざる課題であり、時に後手に回ることがありうるのは避けがたい。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、警戒時に把握された情報は早めに提供するとともに、起こりうる事態をできる限り多様に想定し、事態の推移を先取りした「事前広報」を重視した「攻めの広報」を行うよう努める。

(2) 「プラス情報は慎重に！マイナス情報は大胆に」公表する。

「警戒情報」は真偽の確認や公表に伴う混乱の懸念等価値評価に時間をかけたりすると「警戒情報」としての価値が消滅してしまう。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、特に「警戒情報」の溜め置きはせず迅速に公表するよう努める。

(3) 災害警戒本部設置後速やかに市のホームページに専用サイトを開設する。

2 発生後

(1) 広報広聴活動は、「総合力」で、「総合的」な広報広聴活動を行う。

市は、大規模な地震発生に際しては防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災地の市民、来訪者だけでなく被害を免れた地域の市民、来訪者や全国各地の人々を含めた総合的な広報広聴活動を行う。

(2) 「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置く。

初期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」「市・府・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」「要配慮者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動への協力要請」に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。

(3) 「広報京丹後被災者支援情報」毎日発行体制を確立する。

市のホームページ専用サイト開設を継続するとともに、災害発生後2日目を目途として、「広報京丹後被災者支援情報」第1号を発行し、以後指定避難所開設期間中毎日発行体制を確立するよう努める。

(4) 「事前広報」重視の広報活動を行う。

各部・関係機関が行う応急対策、復旧対策、被災者向け救援サービスに関しては、その準備措置期間の初期において、対策・サービスの概要、協力要請事項、申込書配布・受付・サービスの実施等のスケジュールを先行的に広報するよう努めるなど「事前広報」重視の広報活動を行う。

(5) 本部及び支部に総合的な相談窓口を設置し、被災者の要望の把握に努める。

速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

(6) 被災者等の権利利益を配慮した広聴活動を行う。

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害広報広聴体制

第1 総務部の役割

項目	手順その他必要事項
事前広報重視の広報活動用資料の作成	☐ 災害時広報活動計画の作成 ☐ 各部への資料の提供要請、収集及びとりまとめ ☐ 本部としての広報活動用資料作成
庁内LAN等による広報体制の確立	☐ システムの点検・ネットワーク体制確保 ☐ 自家発電電源の確保等停電時のための措置 ☐ オペレータ要員確保（入力作業要員等関係団体等への応援協力要請） ☐ 電話FAX、LAN、伝令等による各部及び支部・指定避難所への配布
市ホームページ災害専用情報サイトの開設	☐ 市ホームページ管理者への広報体制確保指示 ☐ 災害専用情報サイト専任広報担当職員の配置
「広報京丹後被災者支援情報」発行体制の確立	☐ 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） ☐ 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ☐ 災害発生2日目以降毎日発行
要配慮者向け広報体制の確立	☐ 市社会福祉協議会との連携（手話・点字ボランティアの確保） ☐ 市内国際交流グループ等との連携（通訳・翻訳ボランティアの確保） ☐ 要配慮者向け広報資料の作成
報道機関専任担当配置及び報道機関対応	☐ 各報道機関に対し専任担当職員配置、共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の通知並びに報道協力の要請 ☐ 共同記者会見所・臨時記者詰所における報道資料提供 ☐ その他報道機関対応
総合相談窓口の開設	☐ 峰山庁舎本部における総合相談窓口の開設、運営 ☐ 市民要望等のとりまとめ、所管各部への照会・連絡 ☐ 各支部における総合相談窓口の開設、運営に関する総合調整

第2 支部の役割

項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	☐ 支部避難・救援対策班が担当地域内において広報活動実施 ☐ 支部としての広報活動用資料作成 ☐ 指定避難所に対し広報活動用資料配付（掲示、館内放送、口頭伝達等）
「広報京丹後被災者支援情報」の配布	☐ 支部避難・救援対策班が担当地域内において掲示・配布 ☐ 指定避難所担当者が指定避難所内において掲示・配布
総合相談窓口の開設	☐ 支部における総合相談窓口の開設、運営 ☐ 市民要望等のとりまとめ、総務部を通じた各部への照会・連絡

第3 各部の役割

各部は、担当する対策項目に関して、市民からの問い合わせに対して担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し提供する。

また、消防署部は、あわせて警戒防御に関する報道機関向け発表を行う。

第3節 市による災害広報活動要領

第1 津波等災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け

おもな広報事項	広報手段
☐ 災害警戒本部の設置、支部の設置（地区名・場所） ☐ 道路、橋梁通行止区間に関する情報 ☐ 緊急対策車両の通行確保のためのマイカー利用自粛呼びかけ ☐ 引き続き市広報、テレビ・ラジオへの留意の呼びかけ ※津波注意報、津波警報発令対象地域の市民に対しては、安全な高台への避難、津波注意報・津波警報解除まで少なくとも6時間は要する場合があること、解除まで避難を継続し海岸部へ近づかないこと、海面異常等津波発生の前兆と思われる現象への注意・監視警戒・通報を呼びかける。	☐ 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE ☐ 防災行政無線放送指示 ☐ 有線放送等依頼 ☐ 電話FAX、LAN（当該施設へ）

第2 災害発生後にとるべき主な措置

1 発災直後から3日目程度まで（地震災害発生地域向けの場合発生中）

おもな広報事項	広報手段
☐ 必要な区域、施設に対する高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 ☐ 要配慮者救援及び人命救助の協力呼びかけ ☐ 出火防止及び初期消火の呼びかけ	☐ 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE ☐ 防災行政無線放送指示 ☐ 有線放送等依頼 ☐ 電話FAX、LAN（当該施設へ）

おもな広報事項	広報手段
☐ 道路、橋梁通行止区間に関する情報 ☐ 緊急車両通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 ☐ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること ☐ 本部、支部の設置（現地本部の設置） ☐ 指定避難所、救護所の設置 ☐ 本部、支部における災害時総合相談窓口の設置 ☐ 府・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 ☐ 協力団体・広域的支援団体の活動状況 ☐ 救援対策及び応急復旧対策実施に関するめやす ☐ 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ☐ 安心情報に関すること ☐ 「……………地区は被害なし」 ☐ 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 ☐ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）利用の呼びかけ ☐ 余震被害、土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 ☐ 大規模地震災害発災2日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ	（上記に加え） ☐ 支部との連携による巡回広報・掲示 ☐ 隣接市町への広報依頼 ☐ テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

2 被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
☐ 救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること ☐ 支部、本部災害時総合相談窓口における業務内容 ☐ 救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること ☐ 要配慮者専用避難所における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請 ☐ 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） ☐ 応急給食・その他の救援活動の実施状況 ☐ 被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること ☐ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること ☐ 義援金の配分計画に関すること ☐ り災証明書発行申し込みの受付に関すること ☐ 生活関連情報 ☐ 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 ☐ 電気、電話、下水道、ガス施設の復旧状況（見込み） ☐ 農協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 ☐ ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 ☐ 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 ☐ 無料公衆電話の設置場所、台数等状況 ☐ 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） ☐ 京都丹後鉄道、路線バス等公共交通機関の復旧、運行状況 ☐ 代替公共交通手段の提供に関する情報（必要な場合） ☐ 病院等医療機関の再開状況 ☐ 安心情報に関すること ☐ 「……………地区は被害なし」 ☐ 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 ☐ その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）利用の呼びかけ ☐ 余震被害、土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 ☐ 道路、橋梁通行止区間及びう回路に関する情報 ☐ 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ☐ 大規模災害発災2日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」） 「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ	☐ 市ホームページ、CATV（データ放送）、市公式Facebook、市公式LINE ☐ 防災行政無線放送指示 ☐ 有線放送等依頼 ☐ 電話FAX、LAN（当該施設へ） ☐ 支部との連携による掲示・ちらし配布 ☐ 広報京丹後被災者支援情報 ☐ 総合相談窓口における各部・各支部対応 ☐ テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

第4節 防災関係機関との相互協力

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第5節 報道機関への発表・協力の要請

第1 市の発表

区分		あらまし
担当	記者会見	発表は原則として、本部長が共同会見方式で行う。
	庶務	総務部（情報処理班）
手順その他		☐専任の報道機関対応担当職員を複数名指名する。 （繁忙時においても他の業務要員は対応しない） ☐特設の臨時記者詰め所及び共同記者会見所の開設 ☐広報資料掲示板を設置し随時資料を更新・掲示する。 （本部要員及び各報道機関が同じ情報を得られるよう努める） ☐情報の照会に対しては把握している限りで回答し、未確認情報については率直にその旨伝える。また不明な詳細事項に関する照会に対しては個別に調査せず、後刻一括発表する旨を伝え、質問項目を記録する。 （報道対応に追われ、本部としての応急対策、災害復旧対策の実施がおろそかにならないよう留意する） ☐配付資料は、必ず「〇月〇日〇時現在」とする。 ☐記者発表資料は、同時に同じものを府支部に報告・送付する。

第2 消防部の発表

消防署部の行う警戒防御に関する発表は、市消防本部の定めるところにより行う。

第3 ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請

ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請は府地域防災計画の定めるところにより行う。

第6章 災害救助法の適用要請

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称 (救護厚生部)

第2 災害救助法の適用要請に関する基本指針

- 1 大規模地震が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、被害の「大」であることをもって、躊躇なく災害救助法の適用を知事に要請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。災害救助法の適用を受けるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。しかし、被害が甚大であればあるほど被害状況に関する報告は滞りがちであり、全半壊住宅の「数」の把握に時間をとり救助の要請が遅れるようなことがあってはならない。
- 2 市庁舎自体が壊滅的な被害を受けるなどのため、市長がその職権を行使できない状態にある場合は、速やかに知事にその旨を通報し、知事による職権の行使を求める。
- 3 各部は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間毎日記録、整理し、総務部（本部指令班）を通じて、市長（本部長）に報告する。
- 4 災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が災害救助法に準じて、応急措置を実施する。

第2節 災害救助法の適用要請要領

第1 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長もしくはその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。京丹後市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

区分	人 口 令和2年 国勢調査	1号適用 (市内の住家 滅失世帯数)	2号適用 (府内の住家 滅失世帯数 2000世帯 以上の時)	3号適用 (府知事が必要と認めたとき)	4号適用
京丹後市	50,860 人	80世帯以上	40世帯以上	※ ¹ ※ ²	※ ³

※¹ 府下の被害世帯数が9,000世帯以上あり、かつ京丹後市内の被害世帯数が多数であるとき

※² 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする
特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき

※³ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、府が救助の実施主体となって、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第4 救助法による救助の実施

1 応急救助の実施

救助法に基づく救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1)避難所の設置
- (2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4)医療及び助産
- (5)被災者の救出
- (6)被災した住宅の応急修理
- (7)学用品の給与
- (8)埋葬
- (9)死体の搜索及び処理
- (10)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、市長は知事が実施する救助に協力する。

- (1)応急仮設住宅の供与

2 情報提供及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「情報提供」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「決定情報」の3段階があり、そのつど知事に情報提供する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し、整理し知事に提出する必要がある。

3 救助の程度、方法及び期間

救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。救助の程度、方法及び期間については、厚生労働省事務次官通知に基づき知事が定めることとなっている。

※ 資料編 6－8－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第7章 輸送計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急輸送の基本指針

- 1 各部・各市民局所管車両は、原則として該当各部・各支部の活動に使用する。ただし、非常災害時の輸送対象優先順位に基づき、総務部又は支部総務班が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。これにより車両不足による対応の遅れ・遊休車両の発生 of 未然防止を期する。
- 2 民間輸送業者の車両は、広域的な調達時には総務部が、また地区内調達時には支部総務班が一括確保する。また、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。
- 3 緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行うほか、車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。
- 4 各部及び各支部は物資・資機材、要員の調達にあたっては、可能な限り当該業者・団体に調達から供給までの全業務を委託し、市による輸送業務の軽減に努める。
- 5 特に大規模災害の場合は、物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
 - (1) 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
 - (2) 物資集積所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によることを検討する。

第3 輸送対象優先順位

第1順位	☐ 緊急救命医療を要する重症者の搬送 ☐ 緊急避難を要する被災者の避難支援（搬送）
第2順位	☐ 人的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な要員派遣、資機材の輸送 ☐ 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な専門家・資機材の搬輸送
第3順位	☐ 対策実施上の拠点となる施設の応急復旧のために必要な要員派遣、資機材の輸送 ☐ 救援物資の輸送

第2節 輸送業務実施体制及び要領

第1 車両等調達・調整運用手順

区分		手順のめやす
市有車両	その時点で未使用の車両	☐ 各部・支部に対し所管車両のうち未使用車両リストの提出指示 ☐ 配車可能車両リストの作成、総務部への提出 ☐ 総務部(又は支部総務班)による配車指示
	使用中の車両	☐ 各部・支部に対し所管車両の使用内容の報告指示 ☐ 各部・各市民局所管車両使用状況一覧の作成、総務部への提出 ☐ 総務部(又は支部総務班)による転用配車指示

区分		手順のめやす
調 達 車 両 等	車両 (特にトラック、4輪駆動車、バス)	☐ 協力業者・団体等への調達準備要請 ☐ 事前リストに基づく協力業者・団体等からの調達 ☐ 配車可能車両リストの作成、総務部への提出 ☐ 総務部(又は支部総務班)による配車指示 ☐ 調達不能の場合は、府へ調達・あっ旋を要請
	ボート類	☐ 協力業者・団体等への調達準備要請 ☐ 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(供給先の指定)
	ヘリコプター	☐ 各部・支部に対しヘリコプター要請の有無の報告指示 ☐ 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(出動先の指定)

第2 広域避難等における人員輸送

市は、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者を避難させる必要が生じた場合は、人員輸送を実施する。なお、市内で車両等の確保が困難な場合は、府及び隣接市町村に協力を要請する。

第3 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急通行車両の範囲
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示又は緊急安全確保に関するもの (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの (4) 災害時の応急教育に関するもの (5) 施設及び設備の応急・復旧に関するもの (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの (7) 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

市において使用する車両の確認手続に関しては、総務部が京丹後警察署に対し所定の書類をもって要請する。なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

第4 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 航空機(ヘリコプター)による輸送 | ※府(災害対策課)→京都市・警察本部・自衛隊 |
| 2 鉄道による輸送 | ※京都丹後鉄道 |
| 3 船による輸送 | ※漁協、府(災害対策課)→海上保安庁 |

第3節 救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保

第1 救援物資地域内輸送拠点の確保

総務部は、大規模な地震災害発生によりその必要があると認めたときは、広域的な救援物資地域内輸送拠点として次の施設の確保を大宮支部及び久美浜支部に対し指示する。各支部は、施設管理者にその旨を指示するとともに、商工会等関係団体に対し、開設・管理協力のためのボランティア要員の提供・呼びかけ協力等を要請する。ボランティアを活用するなどして仕分け作業を行うとともに、薬剤師を配置して医薬品の仕分けを円滑に進める。

- 1 宮津市方面経由 : 大宮社会体育館
- 2 兵庫県豊岡市方面経由 : 久美浜中学校

第2 臨時ヘリポートの開設

1 開設のめやす

道路・橋梁の損壊、交通渋滞の発生等によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、臨時ヘリポート開設予定地及び物資投下可能地点について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講ずる。

2 開設の方法及び府への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに府（丹後広域振興局、災害対策課）にそれぞれ開設の有無を報告する。

なお、臨時ヘリポート開設の方法は、府地域防災計画の定めるところによる。

※ 資料編 5－3 ヘリポート開設候補施設等一覧表

第8章 応急資機材等の確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応急資機材等調達の基本指針

- 1 各部・各支部が必要とする応急資機材等は、原則として各部・各支部が調達する。ただし、非常災害時の供給対象優先順位に基づき、総務部が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、可能な限り協力する。これにより資機材不足による対応の遅れ・不要不急資機材調達の未然防止を期する。
- 2 一括調達することが望ましい品目は、広域的な調達時においては総務部が、また地区内調達時には支部総務班が一括確保する。これにより全体調達量及び調達業務の最適化を期する。
- 3 各支部において不足する応急資機材等の調達・供給は、総務部が行う。
- 4 業者委託して大きな支障がない調達物資・機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に調達から供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、調達業務そのものの円滑化と市本部としての業務量の軽減化を図る。

第3 供給対象優先順位

第1順位	☐ 被災者の救出、緊急避難のための資機材 ☐ 医療・助産活動における資機材
第2順位	☐ 要配慮者救援対策実施に必要な資機材 ☐ 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な資機材
第3順位	☐ 対策実施上の重要な拠点となる公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材 ☐ その他公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

第2節 応急資機材等確保体制及び要領

第1 一括調達・総合調整手順

区分		手順のめやす
要 調 整 想 定 品 目	重機類、発電機、排水ポンプ、土のう、バリケード等	☐ 各部・支部に対し要調整品目リストの提出指示 ☐ 要調整品目リストの作成、総務部(又は支部総務班)への提出 ☐ 総務部(又は支部総務班)による調整指示
	通信手段(電話、携帯電話等)	☐ 各部・支部に対し電話、携帯電話使用状況報告の指示 ☐ 各部・市民局所管電話等使用状況一覧の作成、総務部への提出 ☐ 必要に応じて、N T T等より携帯電話調達 ☐ 総務部(又は支部総務班)による調整指示
一 括 調 達 品 目	燃料(車両用、暖房用)	☐ 協力業者・団体等へ供給体制準備要請及び協議 ☐ 協議結果に基づく燃料供給拠点配置計画の作成 ☐ 各部・支部に対し燃料(車両用)供給拠点の指定等指示 ☐ 協力業者・団体等へ燃料(暖房用)供給先の指定等要請
	テント、防水シート、作業用装備品類(長靴、雨合羽、防塵マスク、防塵めがね等)、事務用品等	☐ 協力業者・団体等へ調達準備要請 ☐ 各部・支部に対し必要品目・数量リストの提出指示 ☐ 協力業者・団体等へ調達協力要請(供給先の指定等)
	事務用品・本部要員用食糧等	☐ 協力業者・団体等への調達準備要請 ☐ 各部に対し必要品目・数量リスト、必要員数の提出指示 ☐ 総務部(又は支部総務班)による調達協力要請(供給先の指定)

第2 調達業務の業者委託

1 調達業務の業者委託に関する基本指針

(1)大規模な地震が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。

(2)業者の選定にあたっては、調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を総務課があらかじめ把握しておく。

2 調達品目の例示

行政サービス業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、業者委託になりむと思われる品目を以下に例示する。

(1)救護所において必要な医薬品・医療資機材

(2)各対策活動拠点において必要な車両用燃料、応急修理部品等

(3)指定避難所における炊出しに必要な食材・燃料等

第9章 災害義援金品受付計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害義援金品受付の基本指針

- 1 被災者救援、都市機能の早期復旧及び2次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、災害義援金・義援品（物資）の受入れ体制を迅速に確立する。
- 2 原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

第3 役割分担

主な任務	担当部（班）
義援金の募集、受付、保管	総務部（資機材調達班）
義援金の配分	救護厚生部（生活救援班）
義援品（救援物資）の受付、保管	総務部（資機材調達班）

第2節 義援金の受付・保管

第1 受付

市に届けられる義援金は、直接市に寄せられるもののほか、府災害対策本部、日赤京都府支部、京都府共同募金会等関係機関・団体を経由して市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付もふくめ、総務部（資機材調達班）が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

第2 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

なお、府に義援金募集・配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や用途を指定した場合は、市の責任において処理する。

第3 配分

※ 第4部第4章第5節「義援金配分計画」による。

第3節 義援品の受付

原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

ただし、府において仕分けされた義援品、メーカー等業者・団体から寄せられた災害救援物資については、総務部（資機材調達班）が受付、保管業務を行う。

第1 義援品募集の際の広報内容

- 1 原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。
- 2 必要とする物資
- 3 不要である物資
- 4 当面必要でない物資
- 5 義援物資送付の際の留意事項
 - (1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
 - (2) 複数の品目を混載しないこと。

第2 保管

- 1 宮津市方面経由 : 大宮社会体育館
- 2 兵庫県豊岡市方面経由 : 久美浜中学校

第10章 自衛隊災害派遣受入計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 自衛隊災害派遣受入の基本指針

- 1 市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。
また、市長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第7普通科連隊長に通知する。
- 3 市長は、災害が発生し市に災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、航空自衛隊第35警戒隊に対し災害警戒本部又は災害対策本部の設置、市の被害の状況等に関する情報を連絡する。

第3 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示又は緊急安全確保が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領

第1 派遣要請依頼

1 本部長（市長）は、災害派遣を必要とする事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請を要する場合は、丹後広域振興局を通じて知事に対し、次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び市に係る災害の状況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。

指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等	
		昼間	夜間
陸上自衛隊 第7普通科連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4169（第3科）	電話 0773-22-4141 内線 299 府防災行政無線 29-4168
海上自衛隊 舞鶴地方隊	舞鶴市字余部下1190番地	電話 0773-62-2250 内線 2548 Fax 内線 2800 府防災行政無線 30-4169（作戦室）	電話 0773-62-2250 内線 2222 又は 2223 緊急 0773-62-2255 緊急 Fax 0773-64-3609 府防災行政無線 30-4169

第2 災害派遣部隊の受入手順

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入れ措置を行う。

区分	活動内容
準備	☐ 応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に協議できるよう作業計画をたてる。この場合他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業分担を行うよう配慮する。 ☐ 必要な資機材等の確保・調達を行う。 ☐ 派遣部隊の集結場所兼宿泊・野営場所となる峰山途中ヶ丘公園及び久美浜中央運動公園、宿泊・野営場所となる網野グラウンドの確保を行う。 ☐ 本部内待機所、車両、機材等の保管場所の確保その他受入のために必要な措置及び準備を行う。
受入	☐ 派遣部隊集結場所へは職員を派遣し部隊を目的地に誘導する。 ☐ 作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。
府への報告	☐ 総務部は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について丹後広域振興局を通じて知事に報告する。

第3 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

第11章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 専門ボランティア（総務部） ※ 災害対策本部
一般ボランティア（救護厚生部） 設置時の部名称

第2 災害時ボランティア受入の基本指針

- 1 寄せられるボランティア申し出はすべて受け入れることを基本とし、必要な体制を確立する。
- 2 ボランティアの「自発性」原則、「サービスの公平さより供給スピード最優先」原則を尊重し、一般ボランティア受入の中心的な業務の担い手は、市社会福祉協議会等民間団体もしくは応援にかけつけたボランティア自身とする。
- 3 救護厚生部は、専任の連絡担当員を定め、一般ボランティアの受入に当たって必要となる拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに最善を尽くす。
- 4 府・国等を通じての専門ボランティア派遣、又はあらかじめ協定する団体・事業所から出動する専門ボランティアの受入については、各担当部が行う。

第2節 専門ボランティアの受入

以下の分野に関しては、各部が府及び登録又は協定団体を通じて、専門ボランティアの受入、調整を行う。

- 1 発生初期における消火活動支援（コンクリートミキサー車による水利補給等）
- 2 土砂崩れ等による生き埋め者の救出活動支援（重機類等による）
- 3 負傷者の応急手当及び救護所等における医療救護活動支援（医師、看護師による）
- 4 災害時における広報広聴活動支援（広報資料編集、外国語通訳、手話通訳等による）
- 5 災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線、ドローン等による）
- 6 指定避難所等における健康管理活動支援（保健師、看護師等による）
- 7 災害相談窓口での活動支援（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- 8 福祉避難所における要配慮者支援（介護職、手話通訳、点字通訳等による）
- 9 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 市における一般ボランティア受入体制確立の手順

項目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への協力要請	☐ 一般ボランティア受入体制確立の要請 ☐ 市内被害状況に関する情報（地区別）提供 ☐ 市本部・支部体制の現況に関する情報の提供
支部及び関係各部への指示	☐ 各支部へ一般ボランティア受入に関する支援体制確保の指示 ☐ 総務部へ一般ボランティア受入に関する広報活動実施指示 ☐ 総務部、教育部へ場所・資機材・設備等の提供支援指示 ☐ 関係各部へその他の協力支援指示
報道機関対応	☐ テレビ・ラジオ等への一般ボランティア受入に関する情報資料提供 ☐ 周辺市町報道機関各支局への一般ボランティア受入に関する情報資料提供
ボランティア支援チームの編成	☐ 市社会福祉協議会との連絡調整 ☐ 市各部・支部、防災関係機関との連絡調整 ☐ 市内外からの問い合わせ対応
一般ボランティアに対する支援	☐ 被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事の確保等について配慮する。

第2 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、市から一般ボランティア受入体制確立の要請があったときは、弥栄庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター本部を設置するとともに、市内外からのボランティア団体等の協力を得て、一般ボランティアの受入に関する総合調整業務を行う。また、社会福祉協議会各支所に対し、各庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター地区支部を設置するとともに、地区内における一般ボランティアの受入に関する調整業務を行うよう連絡する。

なお、府が市内又は周辺市に京都府災害ボランティアセンター現地本部を設置したときは、これと密接な連携のもと活動する。

第12章 災害支援（応援）計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害支援の基本指針

他市町村で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生した場合、協定に基づくほか、国や都道府県、他市町村からの要請に基づき、可能な限り支援を行う。

第2節 災害支援の内容

第1 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府等と連携して、災害状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を入手する。

第2 災害支援の実施

1 救援物資の送付

被災市町村の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、本市の備蓄又は流通からの調達により確保し送付する。

2 職員の応援

被災市町村の支援ニーズに応じて、応援部隊を編成し派遣する。

3 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災市町村の意向を踏まえ、内容を決定する。

第13章 応援協力要請（受援）計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部（総務部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応援協力要請の基本指針

本市で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生し、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる場合、府や他の市町村、協定先等に対して応援要請を行う。

特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失わないよう留意する。

第2節 応援協力要請の内容

第1 応援要請発動のめやす

- 1 災害対策本部において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
- 2 各部において、その時点又は以降に、協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- 3 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- 4 その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

第2 応援の要請

応援の要請は協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には、電話等の手段により行うものとする。

第3 受入に向け必要な業務

1 先遣隊の受入

応援要請先から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行う。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動が円滑に進むよう配慮する。

2 応援部隊の活動調整

災害対策本部は、応援部隊に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は関係部署と共有し、以降の調整方法等について協議を行う。また、必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを関係部署との間で実施する。

3 応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は、関係部署と調整を行い、応援部隊の待機場所やミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて、駐車場、宿所、食料、飲料水等を関係部署を調整の上準備する。

4 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、共に災害対応を行う観点から、応援部隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援部隊からのアドバイスも得るように努める。

第4 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるように直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第5 府による応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第 72 条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第 24 条の 3 第 2 項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第6 広域的応援体制

市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

第7 府の市町村等への支援

1 府職員の派遣についての協力

府は被災市町村等から職員派遣の要請又はあつ旋の要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

2 京都府職員災害応援隊の派遣

(1) 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府は、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。

(2) 応援の実施

府内市町村等からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね 1 週間以内の期間で、府内市町村等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第8 近畿地方整備局の応援

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成 24 年 5 月 23 日締結）」に基づき、市に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む）
- イ 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- ウ 災害に係る専門家の派遣

- エ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
 - オ 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
 - カ 通行規制等の措置
 - キ その他必要な事項
- (2) リエゾン派遣受け入れ
 - (3) 緊急災害対策派遣隊の派遣・受け入れ

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第1章 消防活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防署部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生時の消防活動の基本指針

- 1 市街地大火が発生した場合、もしくは地震発生直後においては、消防団部以外の各部、各支部・各機関は、消防署部の要請を最優先し市長(本部長)の指揮のもと大火阻止を第一に対処する。また、市長(本部長)は、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告を府災害対策課、消防保安課を通じて知事に行う。
- 2 道路・橋梁の交通支障・損壊等により消防力の二次運用が困難な場合、消防職員の参集数が火災発生状況に対して劣勢である場合、又は増強部隊の出動を要する炎上火災件数が2つ以上ある場合、その他市の有する消防力によっては延焼火災阻止が困難であると判断される場合は、近隣消防機関の応援出動要請、その他消防広域応援出動の要請を迅速に行う。また、府知事への緊急消防援助隊派遣要請依頼、受入等万全を期する。
- 3 鎮火困難な場合は、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、市街地大火阻止を第一に対処する。
- 4 地震発生後相当時間内に関しては、各部、各支部・各機関は、その全組織機能を駆使して、避難の安全確保と、市街地・住宅密集地を中心として、倒壊建物、土砂崩れ等において生き埋めになった市民等の救出活動支援を行う。
- 5 その他の場合における消防署、消防団の出動は、災害対策本部が設置された場合において、市長(本部長)の指揮命令により行動する。この場合、消防団は、消防庁舎内に消防団本部を、また各支部に各消防団方面隊長を長とする消防団支部を設置し行動する。

第3 火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模(抜粋)

1 一般基準

- (1) 死者3人以上生じたもの
- (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

2 個別基準

(次の火災及び事故については、一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について報告する)

●建物火災

- (1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (2) 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- (3) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (4) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (5) 損害額1億円以上と推定される火災

●林野火災

- (1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

(2) 空中消火を要請したもの又は実施したもの

(3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

●交通機関の火災 ※ 第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告

(船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの)

(1) 航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む)

(2) タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災

(3) トンネル内車両火災

(4) 列車火災

●その他

以上に掲げるもののほか、消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災など特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

3 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告する

第2節 組織

第1 警防指揮本部及び消防団本部・消防分団支部

市に災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、消防本部に警防指揮本部を設置する。また、消防庁舎内に消防団本部、各支部に地区消防団支部を設置する。

第2 動員体制

市に災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、京丹後市警防活動規程による非常招集を実施する。また消防団については、消防団消防計画及び第1部第3章第2節「職員の動員・配備」による。

第3節 初期活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、ただちに次の初動措置を行う。

☐ 車両・機材等の安全確保

☐ 有線電話の通話統制

☐ 全無線局の開局及び点検

☐ 被害状況の把握

☐ 重要防御地域の状況把握

☐ 消防車・救急車・広報車等の出動準備

第4節 消火活動

消火活動は、以下の原則に基づき行う。

☐ 火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。

■ 京丹後市地域防災計画 震災対策計画編 第3編 災害応急対策計画【第2部 第1章 第4節】

- 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し消防活動を行う。
- 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川耐火造建築物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- 延焼火災が拡大した場合は、人命の安全を優先し、指定緊急避難場所・避難路確保の消防活動を行う。
- 事業所等の火災に対して、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物から出火した場合は人命の救助を目的とした消防活動を行う。

第5節 消防団の活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、消防団の活動は次のとおり行う。
なお、その他必要な事項については、京丹後市警防規程及び消防団消防計画による。

第1 出火の防止

火災が発生するおそれがある場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

第2 情報の収集

各消防団支部長は、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無等地区内の情報収集にあたり、収集した情報を消防団本部に報告する。消防団本部は、直ちに警防指揮本部に連絡する。

また、その他必要な情報の収集・報告を随時行うとともに、団員に対し警防指揮本部あるいは消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

第3 火災警報の伝達及び周知

火災警報の発令を受けたとき、各消防団支部長は、消防団施設にこれを標示した旗等を掲げるとともに、消防車両による巡回、各戸訪問等により住民に周知するよう各分団長に指示する。

第4 消火活動

各消防団支部長は、地区内で出火があった場合は、各消防分団を指揮し住民と協力して初期消火に全力をあげる。初期消火に失敗した場合は、住民の安全及び避難路の確保を優先した消火活動を行う。

第5 救助・救急

各消防団支部長は、各消防分団を指揮し要救助者の救助救出と負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

第6 避難誘導

避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第6節 応援協定等に基づく応援要請並びに緊急消防援助隊の受入

火災が拡大・延焼し、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、府広域消防相互応援協定その他に基づき他消防機関の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。なお、緊急消防援助隊の受入に伴う応援調整本部の設置等必要な事項については、京都府受援計画により行う。

第1 応援消防隊集結場所への要員の配置

大宮自然運動公園に消防署員又は消防団員を連絡要員として配置し、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な連絡業務を行わせる。

第2 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

第3 添乗署員等の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、消防署員もしくは消防団員を添乗させる。

第7節 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2章 水防活動計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生後における水防活動の基本指針

- 1 地震発生直後の延焼火災の危険が回避された場合は、速やかに河川・海岸管理施設・ため池・治山施設等について被害状況を調査し、緊急避難を要するなど切迫度に応じて必要最小限度の応急措置を講ずる。
- 2 倒壊建物、土砂崩れ、雪崩等からの救出活動が概ね終了すると想定される地震発生後4日目頃開始をめやすとして、被災した河川・海岸管理施設・ため池・治山施設等について応急復旧措置を講ずる。
- 3 河川・海岸・ため池等護岸・堤防の復旧工事が完了するまでの間に関しては、各部・各機関はその分掌するところはもとより直接分掌しない業務に関しても、その全組織機能を駆使して、危険区域における市民の安全確保、その他水防活動における応援協力活動を積極的かつ迅速に行う。
- 4 洪水、台風等による風水害発生が懸念されるとき、これを警戒・防御し被害軽減のために行う水防活動は、別に定める京丹後市水防計画に基づき、消防署及び消防団各水防隊により対処する。

第2節 震度5強以上の地震発生直後の緊急対応措置のめやす

第1 樋門・ため池及び河川・海岸管理施設の応急措置

地震、洪水、高潮等により海岸、竹野川等河川及び内排水路の堤防、護岸、水門その他の河川・海岸管理施設並びに樋門・ため池等農業用施設が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

応急復旧対策のあらまし	
1	水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに府に報告するとともに、河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去、堤防・ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防ぐためのビニールシート張等必要な措置を実施する。
2	水門等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切りを行うとともに、速やかに府に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより内水による被害拡大防止のための体制を確保する。
3	施設の応急復旧については、大規模なものを除き府の指導のもとにこれを実施する。

第2 河川堤防及びため池の監視

施設	手順その他必要な事項
河川・海岸堤防	☐ 地震発生による被災のため、そのつど必要と認める河川・海岸堤防に監視員及び連絡員の配置を行うとともに、降雨量及び河川の増水状況により、消防車両などでパトロールを行う。 ☐ 監視員及び各地区消防団の巡視員は、随時自己の担当区域の堤防を監視又は巡視中に水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を各担当方面隊長を経由し支部長又は消防団部長を通じて、本部長に報告する。
樋管・ため池等農業用施設	☐ 水防上注意を要する樋管・ため池等並びに地震発生による被災のため、そのつど必要と認める樋管・ため池等に、監視員及び連絡員の配置を行う。監視員、連絡員は、樋管・ため池等の警戒にあたりその状況を支部長及び樋管・ため池等管理者に報告する。 ☐ 樋管・ため池等管理者は、本部長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を丹後広域振興局に報告する。

第3節 役割分担、連携等のめやす

第1 消防署部、消防団部の活動

消防署部、消防団部の活動については、京丹後市水防計画、消防本部警防規程による。

第2 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	☐ 災害の全体像を把握するための特命調査活動 ☐ 避難指示等本部長指示の伝達 ☐ 現場活動用資機材調達に関する協力のとりまとめ ☐ 水防活動に関する全市民向け広報活動の実施 ☐ 消防署部、消防団部以外の各部、各支部の水防活動のとりまとめ ☐ 府・国との連絡調整
建設部	☐ 河川・海岸管理施設情報の収集及び応急措置の実施 ☐ 土砂崩れ、雪崩等による生埋者の早期救出 ☐ 宅地造成地等開発行為箇所等の巡視及び被害状況の調査 ☐ 被害宅地、宅地危険箇所等の応急措置の実施 ☐ 道路の通行止め及び危険の掲示工作等の措置 ☐ 危険区域住民収容のための応急仮設住宅等の確保及び提供 ☐ 現場活動用資機材の調達・輸送、自動車の借上、作業員の招集等市建設業協会・建設業者その他協力団体との連絡
農林水産部	☐ 樋門・ため池・山崖情報及び雪崩情報の収集及び応急措置の実施 ☐ 土砂崩れ、雪崩等による生埋者の早期救出 ☐ 現場活動用資機材の調達・輸送、自動車の借上、作業員の招集等農協その他協力団体との連絡
その他各部	☐ 所管施設、所管事務分掌に基づく水防活動協力
支部	☐ 危険地域住民の避難誘導、要配慮者の緊急避難支援、指定避難所開設、運営 ☐ その他被災者救援対策 ☐ 周辺地域住民向け広報活動の実施 ☐ 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 ☐ その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第3 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	☐ 河川、海岸施設・道路・砂防施設等所管施設に関する被害状況の調査及び応急措置の実施 ☐ 近畿地方整備局・第八管区海上保安本部・自衛隊等関係機関に対する被害状況の報告及び災害復旧に係る技術的指導のための専門家の派遣・現地駐在等応援の要請 ☐ ヘリコプターによる被害状況調査依頼 ☐ 危険区域における警察署及び関係機関合同パトロールの実施 ☐ 被災施設の応急復旧の実施及び本格復旧方法の検討 ☐ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 ☐ 降雨期、融雪期における二次災害防止体制の強化に関する総合調整 ☐ その他市が行う水防活動に関する支援
国	☐ 専門家派遣のためのとりまとめ ☐ 災害復旧に係る技術的指導 ☐ 改良復旧事業に係る事前調査の実施 ☐ 降雨期、融雪期における二次災害防止体制の強化に関する支援 ☐ その他府・市が行う水防活動に関する支援

名称	役割のあらまし
警察署	☐ 災害時交通規制の実施 ☐ 倒壊建物、土砂災害、雪崩発生地域における、生埋者の早期救出 ☐ 危険地域住民の安全な避難の誘導 ☐ その他市が行う水防活動に関する支援

第4 自衛消防隊、区長及び市民の活動

自衛消防隊、各業種別団体、事業所、区長及び市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域において、水害が予想される場合は、高潮、洪水等による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するための水防活動に進んで協力する。

特に、市や消防署・消防団等の水防関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第4節 その他

第1 水防活動の組織

本編第1部第2章による。

第2 重要水防区域

一般計画編第2部第2章第3節「重要水防区域」による。

第3 水位、雨量等観測通報

一般計画編第2部第2章第4節「水位、雨量等観測通報」による。

第4 水防及び出動作業

京丹後市水防計画による。

第5 水防用資材の位置及び輸送等

一般計画編第2部第2章第6節「水防用資材の位置及び輸送等」による。

第6 公用負担

一般計画編第2部第2章第7節「公用負担」による。

第3章 危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震発生後における人的危険回避のための基本指針

- 1 危険建物等・土砂災害による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の降雨量（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、通常警戒時の50%として、時間雨量20mm以上又は24時間雨量65mm以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に危険建物等及び土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 2 特に避難路となる道路支障の発生その他により孤立危険のある地区については、大雨警報が発令された時点で「高齢者等避難」を当該地区の区長及び消防団員に伝達し、市指定避難所への避難を促す。
- 3 震度5強以上の地震発生後においては、土石流危険渓流及び特に危険な箇所や崩壊・倒壊時の支障が大である箇所に警戒員の配置、ワイヤーセンサー・変位計・傾斜計その他のセンサー類の設置等を行い、状況の変化に迅速に対処する体制をとる。また幹線道路沿道の危険建物等については、所有者の責任もしくは市の責任において必要な範囲における取り壊しを行う。
- 4 強風が予想される場合については、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう、必要な広報活動を行う。
- 5 雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、60cm～130cmをめやすとする）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 6 警戒活動及び避難誘導支援は、各支部が区等住民の協力を得て行う。
- 7 対策の実施にあたっては、府・国の技術的指導及び応援出動実施要請とともに、市内外の関係機関・団体・事業所・専門ボランティアの全面的協力体制を確保する。また、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう、各部、消防本部、各機関・団体等相互との密な情報連携を漏れなく行う。

第2節 危険建物等・土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

1 危険箇所に関する情報収集

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	☐ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ☐ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所 ☐ 山地災害危険地区 ☐ その他必要と認める地域・箇所等
危険建物 ブロック塀 その他	☐ 幹線道路、小・中学校通学路沿道のもの ☐ 駅周辺地区 ☐ その他必要と認めるもの

2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施

初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。

なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	☐ 土砂災害危険箇所の通行、立入禁止措置 ☐ 必要と認める場合のシート保護 （落石防止対策もしくは降雨対策として行う）
危険建物	☐ 立入禁止区域の設定 （ガラス落下危険範囲はおおむね建物の高さ相当とする） ☐ 沿道通行禁止措置の実施 ☐ 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し （所有者の了解が得られた場合、市が行う）
ブロック塀 その他	☐ 倒壊もしくは落下危険がある旨の標識設置 ☐ 通学路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し （所有者の了解が得られた場合、市が行う）

3 安全点検調査体制の確立等

(1) 危険建物

項目	措置のめやす
要員の確保	☐ 部の職員により安全点検調査班（一部被災宅地危険度判定班を兼ねる）を編成する。 ☐ 市建設業協会その他業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する。
府・国への 応援の要請	☐ 府・国に対し専門家及び被災建築物応急危険度判定士等の派遣支援を要請する。
被災建築物 応急危険度 判定の実施	☐ 応急危険度の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の調査票等の定められた基準により行う。 ☐ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 ☐ 判定は、原則として、「目視」により行う。 ☐ 建築物の判定は、外観調査による実施を原則とする。 ☐ 積雪期においては、1階部分が周囲の積雪により外見上軽度な被害に見える場合があるため、特にこの点について注意を喚起する。
被災宅地危 険度判定の 実施	☐ 被災宅地の危険度の判定は、被災宅地危険度判定連絡協議会の調査票等の定められた基準により行う。 ☐ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ☐ 判定及び調査方法は、原則として、「目視」及び「簡易な計測」により行う。
第二次安全 対策の実施	☐ 主な措置は、建築物・宅地所有者に対する危険防止のための応急的補強措置・シート保護、立入り禁止措置、建築物の被災度区分判定の実施促進、融雪期直前の再度対策実施の促進とする。 ☐ 判定結果の通知を受けた建築物・宅地所有者が自己の責任において、建築構造等技術者へ依頼して行うよう促進する。 ☐ 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険建物に対しては、立入り禁止区域の設定、取り壊し措置、倒壊防止のための建物補強等を行う。

(2) 土砂災害危険箇所

項目	措置のめやす
要員の確保	☐ 部の職員により安全点検調査班（一部被災建築物危険度判定班を兼ねる）を編成す

項目	措置のめやす
	る。 ☐市建設業協会その他業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する。
府・国への 応援の要請	☐府・国に対し専門家及び被災宅地危険度判定士等の派遣支援を要請する。
緊急安全点 検調査の実 施	☐緊急安全点検調査は、「継続的な監視が必要な箇所」（Aランク）の状況を短期間に把握することを目的として行う。 ☐土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等による。 ☐必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
第二次安全 対策の実施	☐安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるとき関係各部・機関・協力団体等と連携・協力し行う。 ☐土砂災害危険に対して、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となる恐れがあるもの）、崩壊面の補強等を行う。 ☐全体的に立入禁止区域の拡大、定期的パトロールの実施、センサー類の設置等を行う。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視により収集すべき情報項目

- ☐土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む。以下、同じ）及びその付近の地表及び湧水の状況
（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
- ☐土砂災害危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
- ☐土砂災害危険箇所等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- ☐土砂災害危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- ☐土砂災害危険箇所等及びその付近の住民及び滞在者の数
- ☐危険建物及びその付近の住民及び滞在者の数
- ☐その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒に関する手順その他必要な事項

- ☐警戒体制をとるべき時期
 - ☐震度4以上の余震が発生した場合
 - ☐危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長又は支部長が必要と認めたとき
 - ☐地震発生後の調査結果をふまえた府・国等による専門的技術的指導によりそのつど定める基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長又は支部長が必要と認めたとき
- ☐警戒員の配置
 - ☐危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる
- ☐その他
 - ☐警戒体制をとったのち必要と認める場合は、各雨量観測所における雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。また必要に応じて、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う

5 危険箇所における緊急避難

危険箇所における避難指示又は緊急安全確保の発令、避難の誘導及び指定避難所の開設・運営に関しては、第6章「緊急避難に関する計画」及び第4部第3章「避難所開設・運営計画」に基づき行う。

第2 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、土砂災害等が予想される場合は、自主的に避難する。また、区や消防署・消防団等から必要な活動協力、建設用機械・資機材の提供、指定避難所としてのスペース提供等の要請があった場合は、積極的に協力・提供する。

※ 資料編 1－3 土砂災害危険箇所等一覧表

第3節 降・積雪対策

第1 とるべき措置のめやす

1 情報の収集・受付・連絡

- (1) 気象情報、雨量情報、降・積雪情報
- (2) 住民、各機関からの前兆現象情報、小規模被害発生情報、小規模雪崩等発生情報

2 警戒対策の実施

- (1) 住民等からの各種情報の各機関への連絡
- (2) パトロール活動、雪崩危険箇所標識設置、う回路利用広報活動等の実施
- (3) 雪おろし、雪庇落とし等建物・施設等管理者への安全措置要請
- (4) 雪おろし、雪庇落とし等要支援世帯の確認
- (5) 要配慮者世帯の雪おろし、雪庇落とし等支援体制の確保
- (6) 危険区域住民向け高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による。）
- (7) 緊急避難体制準備又は避難誘導実施指示
- (8) 配備体制の移行・強化要請を伴う「重要情報」の評価
- (9) 必要に応じて配備体制移行・強化準備

3 その他必要な事項

その他の事項については、土砂災害対策に準じて行う。

第2 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、雪崩が予想される場合は、自主的に避難する。また、区や消防署・消防団等から必要な活動協力、建設用機械・資機材の提供、指定避難所としてのスペース提供等の要請があった場合は、積極的に協力・提供する。

※ 資料編 4－4 各支部指定観測地点の警戒積雪深一覧

第4章 危険物等応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 消防署部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震時における危険物・有毒物等施設対策の基本指針

- 1 各施設責任者は、地震、浸水、土砂災害等発生により必要と認めたときは、あらかじめ定める計画に基づき必要な安全措置、危険防除措置を行う。また危険物・有毒物等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、ただちに市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等関係機関に緊急通報するとともに、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るための緊急避難の警告等、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- 2 各施設責任者から通報を受けた場合、もしくは危険物・有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する府各部・関係機関・関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、市及び消防本部の有する消防力によっては災害防御が困難であると判断される場合は、近隣消防機関・自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- 3 災害時、危険物・有毒物等施設において大規模な災害が発生した場合、もしくは発生するものと判断される場合においては、消防署部以外の各部・各機関は、消防署部の要請を最優先し、消防本部（署）の指揮のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

第2節 計画の内容

第1 施設責任者のとるべき安全措置、危険防除措置

区分	安全措置、危険防除措置
石油類等危険物	☐ 危険物の流出あるいは、爆発等の恐れのある作業及び移送の停止 ☐ 施設の応急点検と出火等の防止 ☐ 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏洩の防止 ☐ 初期消火要領の徹底並びに、混触発火等による火災の防止、及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止 ☐ 石油類の流出又は火災の発生の場合は、発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置、立入禁止区域の設定及び交通整理を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、港湾施設管理者等関係機関へただちに通報する。 ☐ 充填容器等が危険な状態になったときは、ただちに安全な場所に移動する。 ☐ 緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 ☐ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。

区分	安全措置、危険防除措置
火 薬 類	☐保安係員等による施設の損傷状況の目視による確認 ☐異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。 ☐火災発生等異常有りの場合は、保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかに移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。 ☐道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ☐搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。 ☐その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等へただちに通報する。 ☐消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。
高 圧 ガ ス	☐保安係員等による施設の損傷状況の目視及びガス検知器等による異常の有無の確認 ☐異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。 ☐爆発又はガス漏洩発生の場合は、高圧ガス運転設備の緊急停止、注水、消火活動、引火性物質又は発火性物質の移動、立入禁止区域の設定及び交通整理、これらの作業に必要な作業員以外の従業員の退避等の安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所等関係機関へただちに通報する。 ☐貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったとき、又は必要と認めたときはただちに充填容器等は安全な場所に移動する。 ☐上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 ☐消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量と保有位置等について報告する。
毒 物 ・ 劇 物	☐保安係員等による施設の損傷状況の目視及びガス検知器等による確認 ☐異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。 ☐異常有りの場合、発火源除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒等安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署、丹後保健所等関係機関へただちに通報する。 ☐飲料水汚染の可能性がある場合は、その旨直ちに市（上下水道部）へその旨通報する。 ☐上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 ☐消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量と保有位置等について報告する。
放 射 性 物 質	☐保安係員等による施設の損傷状況の目視及び放射線検知器等による確認 ☐異常無しの場合、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。 ☐異常有りの場合、放射線同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域・危険区域の設定・立入禁止制限、放射線量の測定、被曝者等の救出・救護を行うとともに、その旨を市支部（市民局）、消防本部（署）・警察署等へただちに通報する。 ☐必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	☐ 避難指示等本部長指示の伝達 ☐ 危険物・有毒物等対策活動に関する全市民向け広報活動の実施 ☐ 消防署部、消防団部以外の各部の危険物・有毒物等対策活動協力のとりまとめ ☐ 府・国との連絡調整
弥栄病院部 久美浜病院部	☐ 重症者等に対する救急医療活動の実施
衛生部	☐ 除毒、防除等環境保全対策に関する府（丹後保健所）・国等との連絡調整 ☐ 除毒、防除等作業の市内関係事業所への協力要請
その他各部	☐ 所管施設、所管事務分掌に基づく危険物・有毒物等対策活動協力
支部	☐ 危険地域住民の避難誘導、要配慮者の緊急避難支援、指定避難所開設、運営 ☐ その他被災者救援対策 ☐ 周辺地域住民向け広報活動の実施 ☐ 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 ☐ その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	☐ 各危険物・有毒物等所管省庁・関連団体等へ応援出動の要請 ☐ 自衛隊に対する危険物・有毒物等対策活動支援の要請 ☐ 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 ☐ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 ☐ その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
国	☐ 所管する危険物・有毒物等取扱施設に関する危険防除等応急措置の実施 ☐ 各関連団体等への応援出動の指示 ☐ 自衛隊による危険物・有毒物等対策活動支援の調整 ☐ 全国的広域消防応援体制のとりまとめ ☐ その他市が行う危険物・有毒物等活動に関する支援
ライフライン 機関	☐ 危険地域における電気の供給停止、簡易ガス・L P ガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 ☐ 電話による非常通信機能の確保 ☐ その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
警察署	☐ 交通規制の実施 ☐ 必要に応じて立入禁止区域の設定、監視等の実施 ☐ 危険地域住民の避難誘導 ☐ その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援

第5章 救出救護計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防署部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 基本指針

- 1 建物倒壊、土砂崩れ、雪崩や屋内外落下物等により多数救助・救急事案が発生した場合は、消防署部救助隊・救急隊、消防団と区長・建設業者、住民等の連携により早期救出活動・重症患者の早期救命搬送を行う。
- 2 各部・各支部、関係機関はその全組織機能を駆使して、自衛隊、警察署及び消防署部救助・救急隊、消防団と連携し救命処置を必要とする者を最優先した救出、救助・救急搬送体制を確立し、発生後 72 時間以内の全事案対応完了に努める。
- 3 事態把握後市のもてる能力では対応困難と判断した場合は、可能な限り速やかに自衛隊の災害派遣出動及び広域的な消防応援、救助・救急用資機材調達支援を要請し救助・救急活動に必要な要員、資機材、重機類等の大量かつ迅速な補充体制を確立する。

第2節 計画の内容

第1 緊急調達資機材等のめやす

区分	緊急調達資機材等の一例
救助関係	消防用ホース、投光器、発電機、捜索用探知機、救助犬、特殊カメラ、削岩機、ブルドーザー・クレーン車等、重機類、エンジンカッター、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、バール、のこぎり、防塵メガネ、防塵マスク
救急関係	集団救急用資機材、浄水装置、医療ガス、毛布、担架、防水シート
その他	自転車、オートバイ、スクーター、携帯無線機、簡易トイレ、テント、貯水タンク、車両応急修理用部品

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	☐ 現場活動用資機材調達に関する民間への協力 ☐ 被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 ☐ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う ☐ 消防署部、消防団部以外の各部の被災者救出活動協力のとりまとめ ☐ 関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 ☐ 職員等の惨事ストレス対策の実施に努める ☐ 関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う ☐ 府・国との連絡調整
弥栄病院部 久美浜病院部	☐ 重症者等に対する救急医療活動の実施
救護厚生部	☐ 地域災害拠点病院等第2次搬送先収容医療機関の確保 ☐ 丹後保健所との連絡調整
その他各部	☐ 所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力

名称	役割のあらまし
支部	☐ 負傷者の指定避難所、救護所指定施設への一時収容 ☐ その他被災者救援対策 ☐ 周辺地域住民向け広報活動の実施 ☐ 重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 ☐ その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	☐ 重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 ☐ 自衛隊に対する救出活動支援の要請 ☐ 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 ☐ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 ☐ 発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく ☐ 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める ☐ その他市が行う被災者救出活動に関する支援
国	☐ 広域航空消防応援（ヘリコプターの動員）のとりまとめ ☐ 自衛隊による救助・救急活動支援の調整 ☐ 全国的広域消防応援体制のとりまとめ ☐ その他市が行う被災者救出活動に関する支援
ライフライン 機関	☐ 被害甚大地域における電気の供給停止、簡易ガス、L P ガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 ☐ 電話による非常通信機能の確保 ☐ その他市が行う被災者救出活動に関する支援
警察署	☐ 災害時交通規制の実施 ☐ 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等の実施 ☐ 救助隊による生理者の早期救出 ☐ 救出者の救出時における状況記録作成、死傷者の身元確認、行方不明者の捜索に関する聞き取り、事故原因の調査等の実施 ☐ その他市が行う被災者救出活動に関する支援

第5 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、消防署、消防団その他各機関の行う救助・救急活動に協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第6章 緊急避難に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急避難の基本指針

- 1 災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。そのため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難を発令し、周知を徹底することとする。
- 2 危険地区における住民等の緊急避難誘導は、関係支部、消防署・団が警察署、自警団、自衛消防隊、区長等と協力・連携し行う。
- 3 市（本部・支部）は住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の有無を判断できるよう、市が把握した延焼火災、危険物・有毒物等取扱施設事故の発生情報、土砂災害・倒壊建物、雪崩、高潮、津波、洪水、浸水等災害危険情報については、漏れなく公開する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、関係住民及び事業所等施設管理者向けの情報発信を行い、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れのないよう努める。

第3 避難に関する情報等の区分のめやす

区分	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	☐ 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 ※ 津波については、適用しない。	☐ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ☐ 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
避難指示	☐ 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	☐ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
緊急安全確保（注2）	☐ 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	☐ 立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ☐ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

第2節 避難の指示及び警戒区域の設定

第1 避難の指示

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	☐ 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法 第60条第1項
府知事	☐ 災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	☐ 市長から要求があったとき ☐ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合警察官は直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法 第61条第1項
	☐ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	☐ 市長から要求があったとき ☐ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合海上保安官は直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	☐ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないときに限る。	自衛隊法 第94条第1項
府知事又はその命を受けた職員	☐ 災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

2 指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

☐避難対象地域（地区名、施設名等）

☐適切な避難行動のあり方（立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

☐避難先（安全な方向及び避難場所の名称）

☐避難経路

☐避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

☐避難行動時の最少限の携帯品、要配慮者の優先避難・避難支援・介助協力の呼びかけ等

☐その他必要な事項

第2 警戒区域の設定

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	☐ 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ☐ 危険が切迫して、市長が発令するいとまがないときで危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部長、建設部長、その他の部長及び市民局長が実施する。（この場合事後ただちにその旨を市長に報告する）。	災害対策基本法第63条第1項
警察官、海上保安官	☐ 市長又はその職権を代理する職員から要請があったとき ☐ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	☐ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつこの職権を行う者が現場にいないときに限る（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法第63条第3項
消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む。）	☐ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止、関係者以外の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	☐ 消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちにその旨消防長又は消防署長に通知する）。	消防法第23条の2第2項
消防職員、消防団員	☐ 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	水防法第21条第1項
警察官	☐ 消防職員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限することができる。	水防法第21条第2項

2 警戒区域の設定が必要とされる地域のめやす

- 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」
- 土砂災害危険地域
 - ☐ 土石流危険箇所
 - ☐ がけ崩れ危険箇所
 - ☐ 山崩れ危険箇所
 - ☐ 地すべり危険箇所
 - ☐ 雪崩危険箇所
 - ☐ 山地災害危険地区
 - ☐ その他必要と認める箇所

- 水防法に基づく「洪水浸水想定区域」
 - 洪水浸水想定区域指定箇所
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域指定箇所
 - その他必要と認める箇所
- ため池決壊浸水想定区域
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」
- 倒壊危険のある大規模建物周辺地域
- 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- 放射線使用施設等の被害・事故等により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- その他住民の生命を守るため必要と認められる地域

第3節 緊急避難実施要領

第1 市各部及び支部の役割

名称	役割のあらまし
総務部	☐ 危険区域・安全区域に関する情報の提供 ☐ 避難施設・指定避難所等安全確保のための施設もしくは情報の提供 ☐ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 ☐ 避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 ☐ 緊急避難に関する全市民向け広報活動の実施 ☐ 消防署部、消防団部以外の各部の緊急避難活動協力のとりまとめ ☐ 府・国との連絡調整
建設部	☐ 避難路確保のために必要な場合の府丹後土木事務所、国との連絡調整 ☐ 府建設業協会等関係団体との連絡調整
その他各部	☐ 所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力
支部	☐ 避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 ☐ 危険区域・安全区域に関する情報の住民への周知徹底 ☐ 避難施設・指定避難所等安全確保のための施設開設、運営 ☐ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の住民への周知徹底 ☐ その他地域住民向け広報活動の実施 ☐ 管内事業者・協力団体との連絡調整

第2 各機関の役割

名称区分	役割のあらまし
府・国等防災 関係機関	☐ 市がその機能を発揮できない場合の権限代行 ☐ 所管施設等に関する避難措置 ☐ 市の行う措置に関する協力
警察署	☐ 緊急必要な場合の避難指示 ☐ 必要な場合の避難誘導 ☐ 避難路・避難施設における秩序の安定 ☐ その他市の行う措置に関する協力
危険物・有毒 物等取扱施設	☐ 管理施設等に関する緊急避難措置 ☐ その他市・府・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力

名称区分	役割のあらまし
事業所等	☐ 自ら必要と判断した場合の従業員、施設利用者等の安全確保のための緊急避難の実施 ☐ 緊急に必要な場合の指定避難所としての施設の提供 ☐ その他市等防災関係機関の行う措置に関する協力

第3 区長及び住民等の果たすべき役割

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、自ら必要と判断した場合の安全確保のための緊急避難の実施、必要な場合の避難誘導、要配慮者の避難支援に関する協力、その他市等防災関係機関の行う措置に関して協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第4 緊急避難実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
危険区域・安全区域の想定	☐ 災害の規模・態様、道路、橋梁の状況等により危険区域を評価する。 ☐ 消防隊の運用等を加味して安全区域を想定する。 ☐ 災害危険箇所に関する調査その他資料を活用する。
関係地域内住民等への避難指示及び緊急安全確保の伝達	☐ 防災行政無線一斉放送、有線放送依頼、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。 ☐ 避難措置解除の連絡は避難指示等の伝達に準じて行う。
関係機関への通報	☐ 避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。 ☐ 警察署、その他の府関係機関に連絡し協力を要請する。 ☐ 地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。また避難の誘導上経路により協力を求めなければならない場合もあるので隣接市町に対しても連絡する。
避難路・避難場所の安全確保	☐ 避難指示及び緊急安全確保の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努める ☐ 避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。 ☐ 警察署は、避難指示又は緊急安全確保が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、避難路の安全を確保する。
避難の誘導	☐ あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。 ☐ 派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、区長等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。 ☐ 学校、保育所、認定こども園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等について、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。 ☐ 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ず

項目	手順その他必要な事項
	る。
避難誘導時の留意事項	□避難の誘導は、避難行動要支援者及び病傷人等避難することが困難な者を優先する。また、できる限り早めに事前避難させる。 □避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 □避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる □携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。 □自動車による避難、家財の持出し等は危険なので中止させる。 □交差点やトンネル・橋梁・ガード等の混雑予想地点においては要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の目印を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
避難の完了報告	□避難誘導員は、安全な地域・施設への避難を完了させたのち、完了報告を市本部あて速やかに行う。
府への報告その他	□避難の措置及びその解除について、次の事項を明らかにして、速やかに丹後広域振興局を通じて、府（災害対策課）に報告する。 □発令者 □発令の理由 □発令日時 □避難の対象区域 □指定緊急避難場所、指定避難所 □避難の措置及びその解除について、以上の事項を記録する。

第5 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

項目	手順その他必要な事項
津波到達時間	□襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、到達予定時間までには避難を完了させる。 □予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖
防災対応や避難誘導に係る行動ルール	□避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、予め定めた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがらない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある）
要配慮者の避難の支援	□高齢者や障がい者など要配慮者の避難は、事前に取り決めた支援方策に基づき迅速に行う。（特に要配慮者支援プラン（避難行動要支援者登録制度）作成を希望しない、又は支援プラン未作成の要配慮者）

第6 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設等、及び避難者の健康対策については、第4部第3章「避難所開設・運営計画」参照

※ 資料編6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (建設部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針

- 1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊急輸送道路(国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、木津網野線、久美浜停車場線)に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。
- 2 所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、被災した道路の啓開確保を行う。
- 3 その他緊急活動車両の交通確保を第一とし、信号機、標識の復旧措置、通行規制実施等を行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～3日目)	☐ 市中心地域を含む被災地域全域における交通支障箇所の有無把握 ☐ 必要に応じて、一般車両の通行規制の要請(→警察署) ☐ 緊急輸送道路指定路線のうち主要幹線道路の応急復旧・通行の確保 ☐ その他緊急自動車の通行確保のために必要な措置
指定避難所開設期間 (4日目～28日目)	☐ 引き続き必要な場合における上記の措置項目 ☐ 広域的応援受入れのための搬入・搬出ルート及び迂回ルートの設定 ☐ 信号・標識等の応急復旧並びに案内板等の設置 ☐ 著しい被害を受けた区間を除く緊急輸送道路指定路線の応急復旧完了
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 引き続き必要な場合における上記の措置項目

第4 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
建設部	☐ 交通支障箇所に関する情報のとりまとめ ☐ 道路交通対策に関する総合調整 ☐ 府・国等道路管理者、協力団体との連絡調整
総務部	☐ 応急復旧用資機材調達に関する協力 ☐ 道路交通対策に関する全市民向け広報活動の実施 ☐ 消防署部、消防団部以外の各部の道路交通対策に関する活動協力のとりまとめ
その他各部	☐ 交通支障箇所に関する情報の収集協力 ☐ その他所管施設、所管事務分掌に基づく道路交通対策活動協力

名称	役割のあらまし
支部	☐ 管内道路の交通支障箇所の把握、建設部への連絡 ☐ 管内建設土木業者等への道路交通確保のための協力要請 ☐ 管内道路・橋梁等の応急復旧 ☐ その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第5 警察署の役割

名称	役割のあらまし
警察署	☐ 交通支障箇所発見の場合の各道路管理者への通報 ☐ 必要な場合の災害時交通規制の実施 ☐ その他市が行う道路交通対策に関する協力

第2節 交通支障箇所の把握

建設部及び支部は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、緊急輸送道路指定路線を中心として、交通支障箇所の有無を最優先で把握するため、調査班を出動させる。調査班は、調査の結果交通支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長に報告する。建設部は、府丹後土木事務所に対し同様の情報を通報する。

第3節 道路・橋梁等の応急措置

第1 道路の確保順位

- 1 市は、建設業協会等建設土木関係業者、関係機関と連携・協力し、指定路線のうち第1順位の路線から順次確保する。
- 2 建設業協会は、市からの依頼がなくとも大規模地震災害発生により交通支障が予想されるときは、区間ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路支障箇所の有無の把握、道路の確保のための作業を開始するよう指示する。ただし、この場合事後速やかに市本部に連絡する。
- 3 第1順位の路線は、原則として災害発生後3日目までの通行確保を目標とする。
- 4 指定路線は、原則として災害発生後28日目までに応急復旧完了を目標とする。

第2 緊急輸送道路確保作業のめやす

- 1 応急復旧目標
原則として、2車線の車両用走行帯を確保する。
- 2 応急復旧方法のあらまし
 - ☐倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。
 - ☐鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。
 - ☐路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又はレッカー車等で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
 - ☐路面の陥没及び亀裂は、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
 - ☐橋梁取付部の段差は、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
 - ☐がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械（ブルドーザー等）により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。

- 落下した橋梁もしくはその危険があると認める橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
- 橋梁の応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

第3 警察署の任務

- 緊急輸送道路に指定される道路に関し、交通の障害となっている路上駐車車両、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、その状況（重機の必要の有無その他）を各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する
 - 緊急輸送道路に指定される道路に関し、歩行者や自転車等の通行が応急復旧工事の支障にならないよう、警備業者・地区交通安全協会等の協力を得て、整理する。
- ※ 資料編 5－4－1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）
- ※ 資料編 5－4－2 緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

第2章 交通規制に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における交通規制に関する基本指針

- 1 消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両（道路交通法施行令第 13 条で定める緊急自動車）の通行を最優先とする交通規制区域指定を災害発生と同時に実施する。
- 2 市民に対しマイカー利用自粛、多人数相乗利用を要請するとともに、臨時バスの運行等を行う。
- 3 必要に応じて、道路交通対策関係機関等連絡協議会を設置し、警察署と市その他の道路管理者、関係防災機関並びにバス・タクシー等公共交通事業者等が連携し総合的に道路交通対策を行う。

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
公安委員会	□災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。	災害対策基本法 第 76 条
警察官	□道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、必要な限度において歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 □通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。	道路交通法第 6 条 災害対策基本法 第 76 条の 3
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	
道路管理者	□災害による道路の破損、欠壊その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。 この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知する。	道路法第 46 条

第2 対策のめやす

1 交通量の多い場合

- 規制区域内においては、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用する。
- 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- 道路の中央に放置された車両については、手段をつくして道路の左側に寄せる。
- 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、

道路上の車両を出来るだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

□交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をとる。

□規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。

□被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。

□避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者の境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、「交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に特に以下の事項に留意する。

□警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

□情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。

□自動車を用いて避難することが予想されるが、重症者が病院への搬送のため、また要配慮者が移動のため、それぞれ乗車している車両の場合を除き、自動車による避難はやめさせる。

第3節 交通情報の収集、広報及び渋滞対策

第1 交通情報の収集

交通情報の収集は、緊急輸送道路指定路線を重点にして、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1 警察署

□災害警備活動、地域警察活動、その他あらゆる警察活動を通じて交通情報の収集を行う。特に、オートバイ等の機動力を活用して行う。警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

□道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

□適宜、交通情報を京都府警察災害緊急事態対策本部に報告するとともに、市（本部）に通報する。

2 市本部・支部

市本部（衛生部防犯対策班）及び支部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、職員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

□鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し

□主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し

□交通規制の実施状況

□特に危険と認められた道路及び橋梁

□その他必要な事項

第2 交通情報の広報

交通情報の広報は、交通規制の実施状況及び解除の見通し・迂回路・交通渋滞状況等について、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1 警察署

□ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送を依頼する。

□記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。

□府交通安全協会、バス協会、トラック協会、乗用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業運転者にその周知徹底を依頼する。

□沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配付等により交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

2 市本部・支部

□市ホームページ災害専用サイトへの掲載

□「広報京丹後被災者支援情報」への掲載

□指定避難所等掲示板への掲示

□区長等へ随時関係情報を提供し、地域住民にその周知徹底を依頼する。

□記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。

□市民等からの交通情報の照会に対して、各職員が適切に回答できるよう市各部及び全支部へ随時関係情報を提供し、情報の周知漏れのないよう留意する。

第3 渋滞対策

市は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、京都府に対し、京都府災害時渋滞協議会の開催を要請することができる。

※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

第4節 地震発生時における道路通行規制要領

府は、異常気象時（豪雨時等）において、道路の通行規制基準を設定しているが、地震発生に伴う通行規制基準は設定していない。そのため、府地域防災計画では、「参考」として、以下の「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」を記載している。

市においては、地震発生後に府と緊密な連携をとり、必要な規制を行うものとする。

第1 豪雨時における道路通行規制の態勢

規制区分	規制基準	規制に対する態勢
通行注意 （予備規制）	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合	□丹後土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通行止 （交通規制）	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合 □上記の降雨量に達しないが、明らかに崩落の兆候がみられたとき	□交通規制（通行止）を行う。 □通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 □災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに、復旧に対する適切な措置を講ずる。
解除	□注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により丹後土木事務所長が通行の安全を確認したとき	□道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

第2 市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(府地域防災計画抜粋)

種別	路線名	区間	延長 km	規制基準 mm		危険内容
				通行注意 対象雨量	通行止 対象雨量	
一般国道	178号	与謝郡伊根町～丹後町袖志	7.0	100	150	落 石 土砂崩落
一般国道	312号	久美浜町坂井～柅谷	2.5	120	170	落 石 土砂崩落
一般国道	312号	宮津市字須津～大宮町森本 (野田川大宮道路)	4.3	時間雨量20 連続雨量70	時間雨量40 (連続110mm と組合せ) 連続雨量160	落 石 土砂崩落 路肩決壊
主要地方道	香美久美浜 線	久美浜町須地～兵庫県境	1.5	100	150	落 石 土砂崩落 路肩欠壊
主要地方道	浜丹後線	弥栄町中山～中津	1.8	100	150	落 石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町黒部～中山	3.0	100	150	落 石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町田中～川久保	2.8	80	120	落 石 土砂崩落

注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。また、4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

第3章 道路、河川等障害物除去計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針

- 1 府指定1次緊急輸送道路（国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間）及び府指定2次緊急輸送道路（国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、木津網野線、久美浜停車場線）をはじめ市指定緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。
- 2 河川障害物の除去に関しては、それぞれの管理者が行うが、災害のおそれがあり、緊急を要する場合は、市が関係団体・業者の協力を得て行う。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

※ 住宅関係障害物除去については、第4部第5章「住宅対策計画」参照

第2節 計画の内容

第1 道路上の障害物の除去

機関名	手順その他必要事項
市	□市域内道路の障害物の有無について、建設部及び各支部による調査活動（道路パトロール含む）、府（丹後土木事務所）・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により把握に努める。 □調査の結果障害物による通行支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長及び府（丹後土木事務所）に報告する。発生直後においては、緊急活動用道路の通行確保を最優先事項として、除去を行う。 □倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。 □鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。 □路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 □がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械（ブルドーザー等）により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。 □上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、必要に応じて現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後に連絡する。
府	□府道及び所管する一般国道の障害物の有無について、調査するとともに、市・各機関からの報告をまとめ、道路網の障害物の状況に関する全体像の把握に努める。 □近畿地方整備局福知山河川国道事務所との連絡を密にし、緊急度に応じて、復旧、障害物除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業の実施を早急に行う。 □通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府指定）

第2 河川・排水路等の障害物の除去

建設部、農林水産部、上下水道部及び各支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。巡視の結果、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる障害物や河道が著しく埋そくした箇所を発見した場合、市管理の河川等については、市建設業協会等民間業者の協力を得て除去作業を実施する。また、府管理の河川等については、府（丹後土木事務所）等関係機関に通報するとともに、必要に応じて応急的な除去作業を同様に実施するなど当面必要な措置を講ずる。

なお、各建設業者等への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて建設部、農林水産部、上下水道部が総合的に調整する。

第3 航路障害物の除去

農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視を行う。巡視の結果、海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、漁協等関係団体・業者の協力を得て、速やかに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合的に調整する。

第4章 災害時防犯対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 衛生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における防犯対策の基本指針

- 1 災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持する。
- 2 警察署は、被災地における凶悪犯罪や集団窃盗事件等の犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、情報収集、警ら活動、指導取締、検挙活動等を実施する。
- 3 警察署は、災害時防犯対策の実施にあたって、広域的な応援部隊の出動を確保する。また地区防犯協会等協力団体・（一社）京都府警備業協会その他警備保障業者等関係団体・業者並びに市・区長等の全面的な協力を求める。
- 4 市並びに市民・区長・地区防犯協会・各事業所等は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～3日目）	☐ 緊急活動用車両の通行の確保 ☐ 救護隊員による被災者の救出救助活動 ☐ 検視要員等による遺体の検視 ☐ 指定避難所に危険が迫った場合における避難誘導 ☐ 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務
指定避難所開設期間 （4日目～28日目）	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 被災地域における重点警戒 ※パトカーによる24時間パトロール活動の実施 ※指定避難所緊急パトロール隊の編成による巡回警ら ※指定避難所等における移動交番、仮設交番等の設置 ☐ 重点地域における防犯・街路灯の新設・復旧 ☐ ボランティア防犯パトロール活動の要請及び連携
指定避難所閉鎖以降 （29日目～）	☐ 被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒 ※交番勤務員等による管轄地域内の巡回連絡 ※警察官を中心にしたところのケアを兼ねた巡回 ☐ 防犯・街路灯の新設・復旧 ☐ その他被災地の安全確保のために必要な措置

第2節 計画の内容

第1 警察署の災害警備対策

1 犯罪の予防検挙

項目	手順その他必要な事項
犯罪情報の収集	☐ 犯罪に係る情報を収集・分析する。 ☐ 収集すべき情報のめやす ☐ 各種犯罪の発生状況及び拡大予想 ☐ 犯罪を誘発し、又は犯罪に移行するおそれのある事象 ☐ 繁華街、駅その他要情報収集場所の動向 ☐ 人心の不安に乗じて発生する悪徳商法等生活経済事犯 ☐ 暴力団等の動向 ☐ 警戒区域、無人化地域及び指定避難所の治安状況 ☐ 一時解放被留置者の動向 ☐ 援助物資をねらった犯罪
地域警察活動の強化	☐ 警備上の重点地域に対し必要により臨時交番の設置、集団警ら等を行い地域警察活動を強化する。 ☐ 重点地域のめやす ☐ 被災地 ☐ 避難場所 ☐ 犯罪の多発地域 ☐ 警戒対象の多い地域
ボランティア防犯パトロール等の実施協力の要請	☐ 区長、地区防犯協会等に対して「ボランティア防犯パトロール」等の実施協力を要請する。 ☐ ボランティア防犯パトロールの任務のめやす ☐ 火災及び盗難の予防 ☐ 被災者の救出 ☐ 防災関係機関の行う諸活動への協力 ☐ 情報等の伝達
警備業者の協力要請	☐ 地域安全活動に必要があると認める場合は、府警備業協会その他警備保障業者に協力を要請する。
応援要請	☐ 二次災害の発生、犯罪の多発、集団的不法事案の発生等が予想される場合は、府警察本部に対して応援部隊の派遣要請を行う。

2 保安活動

項目	手順その他必要な事項
銃砲刀剣類対策	☐ 銃砲刀剣類の製造・販売業者に対して、盗難等の防止について指導する。 ☐ 緊急措置が告示された場合は、その告示の内容に従って、銃砲刀剣類の所持者に提出を命じ、提出された銃砲刀剣類を仮領置するなどの措置をとる。

項目	手順その他必要な事項
危険物等対策	☐ 主な措置 ☐ 警備要員の派遣による被害調査 ☐ 被害の発生防止及び被害の拡大防止のための管理者対策 ☐ 警戒区域（警戒線）の設定 ☐ 負傷者に対する救出活動 ☐ 避難措置 ☐ 対象のめやす ☐ 石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物・劇物類、放射性物質等の製造又は保管のために使用する施設 ☐ 放射性物質・危険物の輸送車両等 ※ 第2部第4章「危険物等応急対策計画」参照

第2 市並びに市民・事業所等の役割

1 市各部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
総務部	☐ 各部・各支部、各関係機関、協力団体並びに区等の住民団体が行う、指定避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力に関する調整を行う。 ☐ 防犯灯・街路灯の復旧・設置等に関して必要な協力措置のとりまとめ、調整を行う。
衛生部	☐ 被災した街路灯・防犯灯の調査を行う。 ☐ 調査結果に基づき、建設部、府（丹後土木事務所）・関係機関等と連携・協力し復旧・設置等の必要な措置を講ずる。 ☐ その他防犯活動に必要な協力を行う。
消防署部、消防団部及び各支部	☐ 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、区長及び付近住民を指揮し、道路通行規制、救助・救出活動等を行う。 ☐ 警察署並びに消防署・自衛隊等が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。 ☐ 夜間においては、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。
各部共通	☐ 各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2 市民・事業所の果たすべき役割

- ☐ 自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救助・救出部隊に協力し救出活動に参加する。
- ☐ 指定避難所及び被災地における「安全確保」のための防犯活動への協力
- ☐ 市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、「ボランティア防犯パトロール」の編成による巡回協力など被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第5章 防疫及び保健衛生計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 衛生部、保健活動は救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における防疫・保健衛生対策に関する基本指針

- 1 消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除等の感染症予防措置その他、防疫上緊急を要する対策を最優先で実施する。
- 2 府・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、当面の対策として、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保その他の保健衛生活動を行う。
- 3 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 4 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 6 被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難もしくは実施しても不十分であると認めるときは、府に対し災害対策基本法に基づく代執行を行うよう要請する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施 (感染症病原体媒介昆虫・ねずみ族の駆除、死亡動物の適正処理等) ☐ 同じく指定避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 ☐ 指定避難所開設期間中における対策実施計画の検討及び体制の確保 ☐ 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫・保健衛生対策計画に関する広報
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	☐ 指定避難所等の仮設トイレの衛生管理指導 ☐ 指定避難所等の食品・飲料水の衛生管理指導 ☐ 指定避難所等の健康診査・栄養指導の実施 ☐ 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による感染症防止のため必要な臨時予防接種実施 ☐ 被災地における食品の衛生監視 ☐ 被災者に対する入浴機会の確保 ☐ 被災動物の保護収容対策 ☐ 指定避難所閉鎖以降の対策実施計画の検討及び体制の確保
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ☐ 救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による仮設住宅等巡回健康相談 ☐ 仮設住宅等における巡回栄養指導 ☐ 被災動物の保護収容対策 ☐ 平常時防疫・保健衛生体制への移行

第2節 計画の内容

第1 対策実施手順のめやす

1 防疫活動

項目	手順その他必要事項
府が行う健康調査・健康診断への協力	☐ 健康調査に関する情報提供、健康診断対象人員把握等への協力
臨時予防接種の実施	☐ 府の指示に基づく臨時予防接種の実施
被災者に対する衛生指導	☐ 指定避難所の被災者及びその他の一般被災者に対する、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行
防疫用薬剤・資機材及び要員の確保	☐ 市備蓄分による初期防疫活動の実施 ☐ 不足防疫用薬剤・資機材の調達（府への応援供給要請、薬剤師会等への協力要請による） ☐ 防疫・保健衛生対策要員等の確保（応援他市町村に対する協力要請）
指定避難所の消毒	☐ 必要に応じて適宜便所その他の消毒の実施
被災家屋等の消毒	☐ 被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒実施 ☐ 消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
ねずみ族・昆虫等の駆除	☐ 市又は市の一部区域の被害が集中的かつ著しい場合等に被災家屋において実施
被災井戸（飲料水）の消毒	☐ 被災井戸の通報等により必要と認める場合に実施 ☐ 消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
廃棄物等の防疫活動	☐ 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動
感染症患者の入院等	☐ 状況に応じ感染症対策班編成による感染症患者の入院勧告、患家消毒等の実施
その他府が行う防疫活動への協力	☐ 府の指示により適宜実施
府への報告	☐ 丹後保健所を通じ府に対する被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額の報告 ☐ 災害防疫活動終了後「災害防疫完了報告書」の作成・提出
代執行の要請	☐ 市のみで困難と認める場合は迅速にその旨府（丹後保健所）に連絡し協力もしくは代執行要請

※ 資料編 6－4－2 防疫用薬品等調達先

※ 資料編 6－4－1 防疫器具の現況

2 食品の衛生監視

知事が実施する。大規模地震災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、府（丹後保健所）は食品衛生監視員を食品の流通集積拠点、指定避難所等に派遣し、おおむね以下のような活動を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

- ☐救護食品の監視指導及び試験検査
- ☐飲料水の簡易検査
- ☐弁当製造業者その他食品関係営業者の監視指導
- ☐その他食料品に起因する危害発生の防止

3 その他の保健衛生対策

項目	手順その他必要事項
巡回栄養指導	□市は、丹後保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所・被災地及び仮設住宅に暮す市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。
健康診査・健康相談	□市は、丹後保健所、北丹医師会、協力団体・ボランティア等と連携・協力し指定避難所及び仮設住宅等において、健康診査・健康相談を実施する。 □これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診勧奨を行う。
入浴機会の確保	□具体的には、そのつど可能な方法によるが、市内温泉施設、ホテル、旅館などのうち、開設可能な施設の提供協力を受け行う。自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置等については、必要に応じて、タンクローリーによる温泉水の補給等により行う。

4 被災動物の保護収容

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

- 放浪動物の保護・収容
- 負傷や病気の動物の治療・収容
- 飼い主が飼養困難な動物の一時保管
- 被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握
- 飼養されている動物に餌を配布
- 動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供
- 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置
- 家庭動物に関する相談窓口の設置

第2 事前広報の実施等

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等により事前広報を行い市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、災害時総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- 指定避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- 指定避難所等における手洗の励行
- 生水の飲用に対する注意
- 食中毒の防止のための注意
- バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

第3 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、丹後家畜保健衛生所を主体として、これに農林水産部が協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。また、精密な病性鑑定については、中央家畜保健衛生所が実施する。

第6章 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における遺体の搜索、処理及び埋火葬対策に関する基本指針

- 1 地震発生直後（発災後 72 時間をめやすとする）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の搜索を行う。
- 2 遺体の搜索から火葬までの措置は、発災後 7 日間以内完了を目標として行う。
- 3 遺体の検案、検視は、各救護所設置施設内で行う。
- 4 犠牲者への哀悼の意を表するとともに、市民の生活再建を支援・促進する観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に、また市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後 2 か月以内を目途として、それぞれ行う。
- 5 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 6 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 遺体の発生状況に関する概要把握 ☐ 要搜索者名簿の作成 ☐ 遺体の搜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ☐ 遺体の搜索・遺体安置所への収容 ☐ 収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） ☐ 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 発生後 10 日以内に完了しない場合の延長手続 ☐ 市民合同葬の実施 ☐ 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務 ☐ 指定避難所閉鎖以降の対策計画に関する事前広報
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ☐ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ☐ 市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務

第2節 計画の内容

第1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	☐ 要搜索者名簿の作成 ☐ 遺体の検案に関する連絡・調整 ☐ 遺体の収容、埋火葬の実施 ☐ 遺体の埋火葬手続きに必要な事務処理 ☐ 身元不明遺体に関する措置 ☐ 遺体の搜索・収容・埋火葬に関する総合調整
消防署部及び消防団部	☐ 行方不明者及び遺体の搜索 ☐ 遺体の収容並びに搬送に関する協力
各病院部	☐ 遺体の検案
総務部	☐ 市民合同葬等の実施
各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る協力

第2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
搜索依頼・届出の受付等	☐ 所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、衛生部及び各支部が各警察署と連携・協力し行う。 ☐ 届出を受けたときは、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。 ☐ 警察署及び市は「届出」リストを相互に通報する。 ☐ 市は「届出」リストのうち指定避難所記録簿、医療救護班診療記録簿、その他市で把握する災害規模や被災地の状況に関する情報・安否情報等により生存が確認されるものを除き「要搜索者リスト」を作成する。
搜索の実施	☐ 搜索活動は、要搜索者リストに基づき消防署部、消防団部及び関係各部・支部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元区長、ボランティア等の協力を得て行う。 ☐ 搜索活動中に遺体を発見したときは市本部及び警察署に連絡する。 ☐ 遺体は、現地最寄りの救護所に収容し検視・検案を受ける。検案を待つ間所要の警戒員を配置し監視を行う。 ※ 救護所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」）参照
遺体の検視・検案	☐ 発見した遺体の検視・検案は、各救護所設置施設内において、警察、市及び府医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。 ☐ 検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。 ☐ 身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。 ☐ 検視・検案を終えた遺体を、各機関の協力を得て、遺体安置所へ移す。また警察署、地元区長等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。 ※ 遺体安置所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照）

項目	手順その他必要な事項
遺体の収容・安置	□あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。 □市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。 □死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。 □棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 □遺族その他より遺体引き受けの申し出があった時は、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。 □遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。 ※ 遺体安置所設置予定施設（第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照）
埋火葬	□引き取り手のない遺体及び遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合については、市で応急措置として埋火葬する。 □遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、市火葬場もしくは指定された火葬場に送付する。 □遺体の火葬場への搬送については、自衛隊、民間輸送業者、民間葬祭業者等に依頼して行う。 □遺体が多数もしくはその他やむを得ない事情のため、市火葬場で処理できないときは、府（丹後保健所）に連絡し、近隣府県市町村等の協力体制の確立を要請する。 □遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所内又は各支部内に設置する「遺骨遺留品保管所」に一時保管する。 □家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。 □身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合1年以内に引取人の判明しないものは身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。
市民合同葬等の実施	□災害により住宅を失いかつ家族を失った市民の生活再建を支援・促進するとともに、死者に対する哀悼の意を市・府・国・関係機関並びに市民が共に表明する場を提供し再建への意志を新たにする観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に行う。 □市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後2か月以内を目途として行う。

※ 資料編6－4－4 市火葬場の現況

第7章 廃棄物処理計画

第1節 し尿処理対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 （ 衛生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 大規模地震災害時におけるし尿処理対策に関する基本指針
 - (1) 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。
 - (2) 上記の措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。
 - (3) し尿の処理対策の実施にあたっては、指定避難所・災害時地域中核病院（市立病院等）・社会福祉施設その他拠点施設から排出される「し尿」並びにその他の「仮設トイレ」からの収集を最優先する。
 - (4) 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集業務委託業者の全面的な協力を得るとともに府を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
 - (5) 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ し尿の要収集施設・場所、量等の把握 ☐ 防疫対策上緊急を要する応急措置 ☐ 仮設トイレの補充確保及び設置 ☐ バキュームカーの補充確保 ☐ 被災地域及び指定避難所等拠点施設における重点対策 ☐ 指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ☐ その他被害甚大な地域等の仮設トイレからの収集 ☐ 市衛生センターにおけるし尿処理 ☐ 周辺市町処理施設におけるし尿の応援処理 ☐ 広域的体制によるし尿の応援処理 ☐ 市民・事業所に対する広報
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	☐ 引き続き必要な上記措置の継続 ☐ 仮設トイレの消毒（週1回程度をめやすとする） ☐ 仮設トイレの使用状況点検、下水道復旧状況等に応じた撤去・縮小 ☐ 汲取地域からのし尿の収集 ☐ 平常時収集・処理体制への移行

第2 計画の内容

1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	☐ し尿の収集・処理対策の実施 ☐ 仮設トイレの設置、管理
上下水道部	☐ 下水道を利用した「し尿」処理に関する協力
各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る「し尿」処理対策に関する協力

2 対策実施手順のめやす

(1) 仮設トイレの設置

区分	仮設トイレ設置のめやす
設置すべき場所	☐ 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） ☐ その他被災者を収容する施設 ☐ 災害時地域中核病院、救援物資地域内輸送拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 ☐ 高層集合住宅、住宅密集地及びホテル・旅館等観光客滞在施設
設置期間	☐ 上下水道施設復旧など、その必要がないと認めるときまで

(2) 初期における重点収集・処理の実施

項目	手順その他必要な事項
重点収集	☐ 指定避難所・災害時地域中核病院その他拠点施設を最優先で収集する。
緊急的な処理	☐ 衛生センターに搬入して処理する。 ☐ 下水道管路・ポンプ場等排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。

(3) 第二次処理対策の実施

項目	手順その他必要な事項
し尿収集の実施	☐ 汲取地域について、収集を開始する。 ☐ 交通渋滞の要因となることのないよう、周辺市町の協力を得て、収集地域区分ごとに臨時の搬入先処理場を指定し行う。 ☐ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
仮設トイレの撤去・縮小	☐ 水洗トイレの復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、関係各部からの情報連絡、巡回点検活動により把握し段階的に仮設トイレの撤去・縮小を行う。 ☐ 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。
平常時収集・処理体制への移行	☐ 施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。 ☐ 関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。

3 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

☐ 被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性

☐ 仮設トイレ利用上の留意事項

☐ 平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 資料編 6－4－3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第2節 ごみ・がれき等処理対策計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (衛生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

2 大規模地震災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針

(1) 生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。

(2) 甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。

(3) 家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う。）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。

(4) がれき（コンクリート、瓦、その他）は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。

(5) 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得る。

(6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(7) 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前広報を徹底し協力を求める。

3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～7日目）	☐ ごみ・がれき等の発生状況（要収集地域・施設・場所、量、質等）の把握 ☐ 防疫対策上緊急を要する応急措置 ☐ 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ☐ 有害ごみ等発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ☐ その他被災地域及び拠点施設における重点対策 ☐ 指定避難所・医療施設・要配慮者専用施設その他拠点施設からの収集 ☐ 被災地放置ごみの収集 ☐ 市各廃棄物処理施設における処理 ☐ 周辺市町処理施設による応援処理 ☐ 仮置場における中間処理 ☐ 広域的支援、産業廃棄物処理許可業者等による中間処理及び最終処分 ☐ 市民・事業所に対するごみ・がれき分別・排出抑制等の協力要請並びにその他 応急収集計画に関する広報
指定避難所開設期間 （8日目～28日目）	☐ 引き続き必要な上記措置の継続 ☐ 全市域を対象とする応急的収集・処理対策 ☐ 有害ごみ等に対する安全対策上必要な措置

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 引き続き必要な上記措置の継続 ☐ 平常時収集体制への移行 ☐ 災害廃棄物処理処分計画の検討及び体制の確立

第2 計画の内容

1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	☐ ごみ・がれき等収集・処理対策の実施 ☐ ごみ・がれき等収集・処理対策に関する連絡・調整
建設部及び農林水産部	☐ 仮置場の確保
各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係るごみ・がれき等収集・処理対策に関する協力

2 対策実施手順のめやす

(1) 第1次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場の設置	☐ 仮置場は、開発宅地予定地、休耕農地その他の空地等に複数確保する。搬出動線の簡略化、車両の効率的運用の観点から市域をいくつかの区域に区分し各地域内で発生した、がれき等の受入れを行う。 ☐ 仮置場内は、可燃物、不燃物、粗大ごみ、危険物、家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）、及び同フロン回収対象物（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）の分別に留意したレイアウトを確保する。 ☐ 火災、危険物混入防止等安全対策を実施する。
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物の収集・処理	☐ 委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し市クリーンセンター又は指定処理施設へ搬送し焼却処理する。 ☐ 施設破損等により市施設のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 ☐ 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。
その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」の収集・処理	☐ いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、指定する処理施設に搬送し適切に処理する。
がれき等の収集・処理	☐ 分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛隊もしくは単独企業体へ作業委託する。 ☐ 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 ☐ 選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。 ☐ 原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。 ☐ 仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 ☐ 不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。

項目	手順その他必要事項
医療廃棄物の収集・処理	□産業廃棄物業者及び専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物の収集・処理	□道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場又は処理施設まで収集・搬送する。

(2) 第2次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場における減量化、分別回収処理等	☐ 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。 ☐ 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。 ☐ 家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）、及び同フロン回収対象物（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）の分別・回収については、製造業者、電気店等に対し、協力を求める。
処理業者への協力要請	☐ 施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 ☐ （公社）京都府産業資源循環協会等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
最終処分	☐ 焼却灰を含め埋め立て最終処分については府に協力を要請し適切に処理する。 ☐ 災害関連のがれき等については、災害発生後2年以内に最終処分が完了するよう、適宜府・国と協議し、速やかに処理を行う。

3 事前広報の実施

ごみ・がれき等処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

☐ 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請

☐ 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性

☐ 分別排出と排出抑制の協力要請

☐ 各地域の収集日の区別の徹底

☐ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

（例えば、家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）、及び同フロン回収対象物（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）の「分別」の徹底、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」、「分別」の徹底

適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など）

☐ 粗大ごみは、直接最終処分場へ持込むものとし、市民局を通じた減免申請書の記入提出方式によること

☐ 平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 資料編6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第8章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 衛生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における環境保全対策に関する基本指針

- 1 水道取水施設周辺の有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損による二次災害防止措置を最優先で実施する。
- 2 対策全般を通じて、甚大な被災地及び主要工場・事業場に関する措置を優先して実施する。
- 3 市民・中小事業者を含めて有害物質発生排出源における危険防止のための応急措置の実施、市及び関係機関への早期通報、分別その他の安全管理措置等の実施を徹底する。
- 4 各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握 ☐ 主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ☐ 必要な場合における応急措置の指示 (除去、規制、周辺地域住民への周知等) ☐ 燃料等貯蔵施設の被害状況の把握 ☐ 公共用水域及び地下水への影響調査 ☐ 必要な場合における応急的汚染防止措置 ☐ 建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握 ☐ 環境汚染防止措置の指導 ☐ アスベスト飛散防止のために必要な措置 ☐ その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ☐ オゾン対策、ダイオキシン対策、特に野焼禁止の徹底 ☐ 有害物質の分別・安全管理の徹底、飛散防止に必要な措置 ☐ 市民・事業所に対する環境保全に関する広報及び苦情等相談受付事務
第1次対策実施期間 (8日目～14日目)	☐ 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ☐ 原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 ☐ 公共用水域及び地下水の汚染追跡調査 ☐ その他上記措置の継続
第2次対策実施期間 (15日目～)	☐ 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ☐ 汚染状況等詳細調査の実施 (汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討) ☐ 汚染地域の拡大防止措置 (除去、地下水の飲用禁止、浄化措置等) ☐ 大気汚染調査、水質汚濁調査の定期的実施 ☐ その他上記措置の継続

第2節 計画の内容

第1 市各部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	☐ 環境保全対策の実施 ☐ 環境保全対策に関する連絡・調整
建設部	☐ 道路上の障害物除去に伴う適正処理に関する協力 ☐ 建築物解体に伴う適正処理に関する協力 ☐ 公共用水域及び地下水の環境保全に関する協力
上下水道部	☐ 水道取水施設の安全管理
各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る環境保全対策に関する協力

第2 対策実施手順のめやす

1 有害物質に係る二次災害防止対策

項目	手順その他必要事項
緊急汚染源調査	☐ 被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染の恐れがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。 ☐ 必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。
被災状況調査及び緊急現地調査	☐ 被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。 ☐ そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。
公共用水域及び地下水の監視	☐ 水道施設、温泉施設と密接な関係があることから上水道取水施設周辺水域及び温泉水源井戸の確保を最重要として監視する。 ☐ 専用水道の被害状況把握及び水質検査を行い、その結果から汚濁井戸を把握し必要な対策を講ずる。

2 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
粉塵飛散防止対策	☐ 工事現場においては、シートでカバーする。 ☐ 水を確保し解体作業時に散水を必ず行う。
アスベスト飛散防止対策	☐ 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物がアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する ☐ アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前にアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 ☐ 調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 ☐ アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 ☐ 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 ☐ 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 ☐ 全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 ☐ アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
がれき等の搬出時の飛散防止対策	☐ がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付ける。 ☐ その他必要な措置を講ずる。

3 大気・水の監視

大規模災害が発生した場合における環境調査については、そのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

第3 事前広報等の実施

環境保全対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ☐ 環境汚染の恐れがある箇所に関する情報の市本部への提供
- ☐ できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと
- ☐ 手洗・うがいの励行
- ☐ 防じんマスク着用のよびかけ
- ☐ その他環境汚染の恐れがある箇所に関する留意事項

第9章 鉄道施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における鉄道施設応急対策に関する基本指針

- 1 地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、旅客・乗客の生命・身体・財産を保護するため、安全避難、救護その他必要な措置を講ずるとともに、直ちに被害状況、代替交通手段等について、市及び関係機関に通報し、連携協力により輸送業務の早期復旧を図る。
- 2 市は、市ホームページ等を通じて鉄道施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第2節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 地震発生時の列車の措置

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって2次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

- 1 地震を感知した場合で、震度4（40ガル）以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。
- 2 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁・トンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで15km/hの速度で注意して移動する。

第2 事故復旧本部及び事故対策本部の設置

災害が発生したときは、宮津本部に事故対策本部を、災害現場に事故復旧本部を下記の場合に設置する。

- 1 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき
- 2 5名以上の死傷者を生じ、又は車両脱線を生じたとき
- 3 その他特に必要と認めたとき

第3 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、機材について次のとおり協力を要請する。

要請先	担当者
自衛隊	総務部長
警察署	関係部長、関係現場長
消防署	関係部長、関係現場長
市町	関係部長、関係現場長
医療機関	関係課長、関係現場長、乗務員
輸送機関	関係課長、関係現場長
関係業者	関係課長

第10章 上下水道施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部（上下水道部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 上下水道施設の応急対策に関する基本指針

- 1 初期消火の重要性を考慮し、「水道」については、消火栓使用が可能となるよう地震発生直後相当の時間に関し供給を継続する。
- 2 被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。
- 3 復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 4 復旧は、供給・処理施設から需要家・末端施設へ向けて行う。
- 5 市、府等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～当日相当時間)	☐ 水道の火災発生地域への供給の継続並びに必要な応急措置 ☐ 下水道施設の使用継続並びに必要な応急措置 ☐ 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 ☐ 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 ☐ その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請
指定避難所開設期間 (～28日目)	☐ 被災地域向代替サービスの供給 ☐ 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※水道 … 期間中に応急復旧完了 ※下水道 … 期間中に応急通水完了 ☐ 上下水道施設の復旧見込み、応急給水に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 本復旧計画の検討並びに実施 ☐ 上下水道施設の本復旧計画等に関する広報活動並びに相談業務

第4 災害時ライフライン対策実施体制の確立

1 市防災会議

災害時におけるライフライン対策の効率的かつ安全な復旧が進展するよう必要に応じて、市防災会議を開催する。

2 ライフライン施設対策関係機関等連絡協議会

ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、各事業者実務担当者並びに警察署、道路管理者等を構成メンバーとしてライフライン施設対策関係機関等連絡協議会を市峰山庁舎本部内に設置する。事務局業務は総務部本部指令班が行う。

第2節 上水道施設応急対策計画

第1 応急活動体制

1 応急活動体制

大規模地震発生時は、上下水道部内に応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

2 被害状況の収集及び伝達

取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の全体像の迅速な把握に努める。有線による通信連絡が不可能な場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令派遣その他による。とりまとめた被害状況は、本部長に報告するとともに、消防本部・署等関係各部、丹後広域振興局、警察署等関係機関に迅速に伝達する。

3 動員体制

発災時における応急給水及び応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため、以下のとおり動員体制を確立する。

- (1) 全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、自主的に参集する。
- (2) 交通機関が途絶した場合、職員は、徒歩、自転車、バイク等により可能な限り現所属又は最寄りの上下水道部の施設に参集する。
- (3) 最寄りの上下水道部の施設に参集した職員は、当該施設長の指揮命令を受ける。災害初期において、施設長が不在の場合の指揮命令は、参集した職員のうち管理職又は上席の職員がこれにあたる。施設の参集職員に不均衡が生じたときは、上下水道部長の指示に基づき職員を移動させる。

4 応援体制

市上下水道部の職員及び保有資機材等で対応が困難な場合は、府、隣接市町（水道事業者）及び関係会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

※ 資料編 6－5－2 市指定給水装置工事業者一覧

※ 資料編 5－2－1 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

5 災害広報

市上下水道部は、市各部、各支部及び府と連携し、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2 応急復旧体制

1 基本方針

- (1) 応急復旧は、原則として上下水道部職員の監督のもとで施工業者によって行う。
- (2) 水源施設・浄水場施設等の基幹施設の復旧を最優先で行い、逐次末端施設の復旧を行う。
- (3) 配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に配水小管へと適切な情報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧を実施する。
- (4) 本復旧が困難なときは、応急復旧を実施し、飲料水の早期供給に努める。
- (5) 応急復旧作業は昼夜兼行で行い、災害発生の日から7日以内もしくは指定避難所開設期間内に完了させる。

2 復旧活動のあらまし

- (1) 各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。また、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。
- (2) 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- (3) 施工業者に出勤要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。
- (4) 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。
 - ア 応急復旧は本復旧（原形復旧）を原則とし、これが困難なときは、施工容易な資材等をもって仮配管等による仮復旧とする。
 - イ 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期に復旧可能な方法を選定する。
 - ウ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
 - エ 応急復旧完了後ただちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。
- (5) 仮復旧による応急復旧完了後は、施工可能な区域から原形復旧を実施する。

第3節 下水道施設応急対策計画

第1 応急活動体制

1 応急活動体制

第2節「上水道施設応急対策計画」を準用し行う。

2 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の全体像の迅速な把握に努める。有線による通信連絡が不可能な場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令派遣その他による。とりまとめた被害状況は、本部長に報告するとともに、消防本部・署等関係各部、丹後広域振興局、各警察署等関係機関に迅速に伝達する。

3 災害広報

市上下水道部は、市各部、各支部及び府と連携し、下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するように周知する。

第2 管渠の応急措置

- 1 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- 2 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- 3 枝線の被害については直接本復旧を行う。
- 4 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

- 5 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

第3 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

- 1 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- 2 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

第11章 ガス施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 ガス施設の応急対策に関する基本指針

- 1 全国農業協同組合連合会(全農)等ガス供給事業者等は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、施設周辺住民に対し必要な場合の避難の指示、危険区域の設定等応急対策に万全を尽くす。あわせて、府消防保安課、消防本部・署、警察署及び市にその旨を速やかに通報する。
- 2 火災爆発等の恐れがなくなったときは、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。
- 3 市は、市ホームページ等を通じてガス施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。
- 4 市は、ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、ガス供給事業者等に対しライフライン施設対策関係機関等連絡協議会への担当者の派遣を求める。

第2節 計画の内容

第1 非常災害体制の確立

1 動員・配備体制

ガス供給事業者等は、大規模地震災害が発生した場合は、全社的動員体制を指示する。

2 非常災害対策本部の設置

災害発生時、ガス供給事業者等は、本店に非常災害対策本部を設置するとともに、支店をはじめ各事業所内に支部を編成し、全社的な応急活動体制を確立し対応する。

第2 応急対策及び復旧対策

1 通信連絡及び情報収集

電話、携帯電話等により連絡及び情報収集にあたる。

2 復旧の順序等

復旧の順序は被害の軽微な地区から優先して供給開始を行うことを原則とするが、ガス以外の燃料が得られ難い住宅（例 高層住宅）及び市街地区を優先とする。

第3 再供給時の事故防止措置

1 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため、地区ガバナーの閉止の確認、中圧ラインの漏洩有無のチェック、低圧本支管の有無のチェック等の点検措置を行う。

2 需要家設備の点検

各戸の内管検査及びガスメーターの点検を実施し個別に点火試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

3 その他

その他現場の状況により適切な措置を行う。

第4 LPガス施設の場合

ガス施設に準じて行う。

第5 ガス施設事故応急対策計画

一般計画編第1部第1章第4節第4の5「大規模工場等火災、爆発等事故の場合」に準じて行う。

第12章 通信施設・電気施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 通信施設・電気施設の応急対策に関する基本指針

- 1 応急対策実施上有用であるが、被害拡大要因ともなり得る電気については、消防・警察等の要請により被害甚大地域への供給停止措置をとる。また、通電再開にあたっては、消防・警察等の要請に留意し二次災害防止に努める。
- 2 電話については、地震の発生した時間帯により即電話輻輳が想定されにくい場合は、直後1～2時間は発信規制を行わず、防災機関への通報を確保する。
- 3 被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。
- 4 復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 5 復旧は、供給・処理施設から需要家・末端施設へ向けて行う。
- 6 復旧再開にあたっては、復旧によるサービス再開に伴う連携に配慮するとともに可能な限りトータルなサービスの復旧を実現するよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- 7 市、府等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

第3 大規模地震時における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～当日相当時間)	☐ 電気の被害甚大地域への供給停止措置 ☐ 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置 ☐ 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 ☐ 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 ☐ その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請
指定避難所開設期間 (～28日目)	☐ 被災地域向代替サービスの供給 ☐ 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※電 気 … 7日目までに応急送電完了 ※電 話 … 7日目までに応急復旧完了 ☐ 通信施設・電気施設に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 必要な場合の被災地域向代替サービスの供給継続 ☐ 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) ※電 気 … 発生後2か月以内仮復旧完了 ☐ 本復旧計画の検討並びに実施 ☐ 通信施設・電気施設に関する広報活動並びに相談業務

第4 災害時ライフライン対策実施体制の確立

1 市防災会議

災害時におけるライフライン対策の効率的かつ安全な復旧が進展するよう必要に応じて、市防災会議を開催する。

2 ライフライン施設対策関係機関等連絡協議会

ライフライン施設応急復旧に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな復旧の実施等を推進するため必要と認めるときは、各事業者実務担当者並びに警察署、道路管理者等を構成メンバーとしてライフライン施設対策関係機関等連絡協議会を市峰山庁舎本部内に設置する。事務局業務は総務部本部指令班が行う。

第2節 通信施設応急対策計画

第1 設備及び回線の応急復旧措置

1 電気通信施設が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急の措置をとる。

2 回線の復旧順位は次のとおりとする。

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第2 営業所等建物に対する措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等の利用・借入れ等を行い、すみやかに業務の再開を図る。

第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

第1 非常災害発生時の対策

1 電力融通の迅速な確保

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

2 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、災害対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況、復旧見込み等の周知を行う。

4 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

大規模災害により市内に大規模停電が発生し、関西電力送配電株式会社（応援要請による他の電力会社等含む）が復旧作業を実施する場合の作業車両の集結地及び活動拠点として次の場所を予定する。

区分	施設の名称	備考
大規模停電復旧作業活動拠点 （作業用車両集結地、資材置 場等含む）	府丹後文化会館駐車場 （峰山町杉谷）	府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合は、避難所・ヘリポート等として利用していない旧学校の社会体育グラウンド等を使用するものとする。

第13章 市の施設及び観光施設等応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針

- 1 各施設等管理者は地震情報、津波情報、気象情報、河川情報、土砂崩れ、浸水、雪崩等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休館、休業等必要な措置を実施する。
- 2 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
- 3 施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を発揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。
- 4 市は、各施設を指定避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。
- 5 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定調査、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、当該施設の当該状況における活動拠点としての必要度を踏まえ、優先順位をつけて行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～3日目)	☐ 利用者・入所者の安全の確保、避難誘導 ☐ 施設の出火防止措置 ☐ 施設の被害状況の把握と報告 ☐ 立入禁止措置その他の人的危険防止のための当面の措置実施 ☐ 機能確保のための必要限度内の応急復旧措置実施 ☐ 建築物に関する応急危険度判定調査の実施 ☐ 応急対策実施のために必要な要員、資材等の応援要請
第1次応急対策 (4日目～14日目)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 施設・設備、備品の被害に関する詳細調査の実施 ☐ 応急危険度判定調査結果及び詳細調査に基づき必要となる安全対策、応急的な補修・補強等応急復旧措置の実施 ☐ 被災度区分判定調査の実施
第2次応急対策 (15日目～)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 被災度区分判定調査結果に基づく補修・補強の要否の判定と解体又は恒久復旧の措置の検討、実施 ☐ 詳細調査結果に基づく本格復旧方針の検討、実施 ☐ 激甚災害の特別財政援助に関する予算措置等必要な財務処理 ☐ その他必要な財政措置

第2節 計画の内容

第1 各施設等管理者の発災直後にとるべき措置

項目	手順その他必要な事項
施設利用者・入所者の安全確保	□施設利用者・入所者の人命救助を第一として、避難計画に基づき、災害発生時に万全を期する。 □館内放送、職員・従業員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ、インターネット等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。 □けが人等の発生時には、応急措置をとる。 □講じた応急措置のあらましについて、市所管部、支部又は消防署もしくは警察署・交番等の関係機関を通じて市本部長へ速やかに報告する。 □市文化施設、観光施設その他公共公益施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。
出火及び浸水防止措置	□地震発生後直ちに火気の点検、消火設備・器具の点検、その他出火防止措置を講じる。 □万一火災が発生したときは、直ちに消防署に通報するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。 □浸水のある場合は、土のう積み等により応急的な措置を講じるとともに、市本部、支部又は消防本部・署に通報し消防団、消防隊等の出動を要請する。
被災状況の把握、報告及び必要な措置の実施要請	□施設の被災状況を速やかに把握し、地震時においては、発災後1時間以内にまず安否報告その他把握された限りの情報を報告する。 □ついで1時間毎に利用者・入所者等の状況、拠点施設としての機能を果たせるかどうかを中心とした施設・設備の被害状況、周辺の被害状況等について、順次所管部に報告し、必要な措置の実施を要請する。 □電話の輻輳その他により連絡が困難な場合は、伝令の派遣など速やかな通報を最優先する。
避難者受入れの報告	□避難者を受入れる必要があるとき、又は受入れたときは、直ちに市本部又は支部に報告する。

第2 施設の点検基準のめやす

- 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- 建築物・設備の浸水・冠水の有無
- 建築設備（機械設備・電気設備・放送設備）の機能点検
- 使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- 受水槽等の貯水確認（受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保）
- 消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

第3 応急措置のめやす

1 応急措置が可能な程度の被害の場合

☐ 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

☐ 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

☐ 電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、必要に応じて市所管部又は支部、協力会社等へ連絡をとり、応援を得て実施する。

2 応急措置が不可能な被害の場合

☐ 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

☐ 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は市所管部へ、連絡し仮設建築物の建設等の手配を行う。

☐ 電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接市所管部又は支部、協力会社等へ、あるいは消防署、警察署・交番等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

3 浸水時の清掃等の実施

☐ 浸水した施設はなるべく建具、床板等を取り外し、日光の射入、空気の流通を図る。

☐ 床下の汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。

☐ 泥土などで汚染された建具、床板等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

☐ 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（フェノール水）、クレゾール水もしくはホルマリンをもって拭浄する。または、クレゾール水もしくはホルマリンを散布する。便池には苛性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

4 その他の留意事項

☐ ガラス類等の危険物の処理

☐ 危険箇所への立入り禁止の表示

☐ 特に社会福祉施設については、高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として、「二次的避難の受入れ先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 社会福祉施設応急対策に関する基本指針

- 1 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における当該施設については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。
- 2 各施設等管理者は地震情報、津波情報、気象情報、河川・海岸情報、土砂災害、浸水、雪崩等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者・入所者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休所、休館等必要な措置を実施する。
- 3 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
- 4 施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を発揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。
- 5 市は、各施設を高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。
- 6 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定調査、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、設備の必要度を踏まえ、優先順位をつけて行う。
- 7 その他第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」に準じて行う。

第2節 計画の内容

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練等を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用にも努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市本部又は支部、丹後保健所等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模地震災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう相互に非常災害支援協定を策定する。

※ 資料編 6－3－1 社会福祉施設等の現況

第3節 施設の復旧

第1 市営施設の場合

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、府の指導助言を得て、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

また、入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の徹底を図る。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行う。

第2 私営施設の場合

府が法人より被害状況の報告を得て、実施する復旧等について指導助言を行う。

入所者の安全及び保健管理については、府が関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、府は施設長に対し指導助言を行う。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。市は、これらに協力する。

第3 補助金及び融資

区分	内容
補助金	□公益財団法人 J K A 等の非常災害復旧事業補助金
融資	□独立行政法人福祉医療機構が行う融資 □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第15章 農林水産施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 農林水産部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 農林水産施設応急対策に関する基本指針

地震災害により農林水産用施設が被災した場合には、その被害の拡大や2次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するよう計画的に行う。

第2節 計画の内容

第1 農業用施設

- 府丹後広域振興局と連携し、農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況を速やかに報告することとする。
なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。
- 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに消防、警察、農協・漁協等関係機関・団体と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第2 林業用施設

- 府丹後広域振興局と連携し、林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第3 畜産施設

- 大地震の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、斃死、病気の発生等が生じた場合は、府丹後広域振興局、丹後家畜保健衛生所と連携し、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講ずる。
- 丹後農業改良普及センター、丹後農業研究所、農協等関係機関並びに府丹後広域振興局と連携をとり、家畜の斃死、病気の発生又はその恐れがあるときは、斃畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又は蔓延を防止する措置を講ずる。
- 被災地域における家畜飼料を確保するために、府丹後広域振興局、農協等関係機関・飼料販売業者の協力を得る。

第4 漁業用施設

- 府水産事務所、漁協等と連携し、漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な

復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第5 治山施設

- 地震により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、府丹後広域振興局と連携し、早急に現場の被災状況を点検調査し、消防、警察関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第16章 文化財等の応急対策

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (教育部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 地震時における文化財等応急対策に関する基本指針

- 1 出火防止のための火気の点検、消火設備・器具の点検その他を行う。万一火災が発生したときは、直ちに消防署に通報するとともに、消火設備、消火器具等を活用し初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。
- 2 地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合はその救助を優先して行う。
- 3 文化財は、地域の経てきた長い歴史の中で過酷な自然的条件と、戦乱その他厳しい社会的条件の中で現在まで伝えられたものであり、未永く、少なくとも現状のまま保存し伝えるべき貴重な宝ものと位置付け、必要な保全措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 文化財保護のための初動措置

- 1 大規模な地震が発生した場合、教育部内に文化財被害調査担当職員を配置する。
- 2 市内文化財の被害の有無・程度に関する情報の収集・とりまとめ、府教育委員会、文化庁等関係機関・団体との連絡・調整業務、文化財救出・保護のための他自治体派遣応援職員、史料レスキュー等専門ボランティアの受入れ等にあたる。

第2 応急対策のめやす

項目	手順その他必要な事項
文化財施設の保護	□文化財施設に火災が発生した場合、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報する。また被災の防止、拡大防止に努める。 □消防署等関係機関及び当該地区区長は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。 □被害が小さいときは、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。 □被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。 □被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。 □美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないときは、管理体制及び設備の整った公共施設に仮保管、又は寄贈先あつせん等の措置を講ずる。 □文化財に被害が発生した場合、府指定の文化財にあつては府教育委員会に、国指定の文化財にあつては、文化庁へ報告する。 □被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。
埋蔵文化財に関する 応急措置	□府、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。 □発掘に関する費用は、災害復旧事業として認定されるよう国・府に要請し、原則として、地権者の負担がないように努力する。 □その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱を行う。 □災害復旧事業として認定された事業など、そのつど定める要件を備える案件については、公費負担により行うこととするよう府・国等に要請する。

※ 資料編 1－8 指定文化財一覧

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害時医療救護対策に関する基本指針

- 1 大規模な地震発災直後においては、医療救護要員・医療資機材・医薬品及び後方医療機関（市外における高度医療機関）の最大限確保・供給体制の迅速な確立を最優先とする。
- 2 市立病院は、市における高度医療機関として、緊急に救命処置を施すべき重症患者の受入れを最優先とし、外来患者の受付中止その他必要な措置をとる。
- 3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校並びに旧宇川中学校のうち設置可能な施設に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院への搬送依頼など、救護所を医療救護サービスの地域医療拠点とする。
- 4 災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行をスムーズに行う。
- 5 こころのケア対策を適切に行う。
- 6 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 市立病院等市内外高度医療機関の確保 ☐ 重症者の市立病院等高度医療機関への搬送 ☐ 救護所における地域医療救護活動の展開 ☐ こころのケア対策の着手 ※重症患者の救命医療、後方医療機関への救急搬送最優先
救護所開設期間 (8日目～14日目)	☐ 引き続き必要な場合における上記の措置の継続 ☐ 指定避難所における感染症対策及び被災者の健康管理 ☐ その他市内における医療サービス供給機能低下を補完するための地域医療救護活動の展開 ☐ こころのケア対策の展開 ※指定避難所及び周辺被災地域における被災者の健康管理に重点移行
救護所閉鎖以降 (15日目～)	☐ 引き続き必要な場合における上記の措置の継続 ☐ 救護所閉鎖後の医療対策班の指定避難所巡回 ☐ 仮設住宅等被災者の健康管理（対策班の巡回等） ☐ 市内医療機関の再開支援措置等による復旧促進 ☐ 長期的こころのケア対策の着手 ※平常時医療救護体制へのスムーズな移行と「こころのケア」対策に重点移行

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第1 市その他各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
各病院部	☐ 災害時地域中核病院としての体制確保 ☐ 基幹災害拠点病院、丹後医療圏地域災害拠点病院との連絡確保 ☐ 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保 ☐ 担当救護所への救護班派遣
消防署部及び消防団部	☐ 救急車両、担架等による搬送 ☐ 他自治体等消防機関への救急車両の応援出動要請
支部	☐ 救護所の開設、運営事務 ☐ 市有車等による患者搬送、要員・医療用資機材輸送
総務部	☐ ヘリコプターの出動要請 ☐ その他重症者搬送及び緊急輸送に関する府・国等との連絡・調整
上下水道部	☐ 市立病院等災害時地域中核病院への水の供給
各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る医療救護対策に関する協力
府	☐ 災害派遣医療チームの派遣 ☐ 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活動 ☐ 広域医療搬送拠点の設置

第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
北丹医師会、歯科医師会への連絡	☐ 災害時医療救護体制確立の要請 ☐ 救護所への医師、歯科医師派遣の要請 ☐ 市内被害状況及び市本部体制の現況に関する情報の提供
薬剤師会等薬局・薬店への連絡	☐ 災害時医療救護体制確立の要請 ☐ 救護所への薬剤師派遣の要請 ☐ 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
救護所の設置	☐ 各設置予定施設における設置場所の確保指示（→支部、各病院部） ☐ 救護所設営要員の派遣（→支部、各病院部）
関係各部、府等への協力要請	☐ 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広報活動の要請（→総務部） ☐ 資機材・設備・水道水等の提供協力の要請（→上下水道部等） ☐ 府により編成される医療救護班の派遣要請（→丹後保健所） ☐ 府からの要請により編成される医療救護班（日本赤十字社京都府支部、京都府医師会）の派遣要請 ☐ その他の協力要請（→その他各部・関係機関）
市立病院等高度医療機関の確保	☐ 市立病院の現況把握及び重症者受入れ要請（→各病院部） ☐ 丹後中央病院、丹後ふるさと病院の現況把握及び重症者受入れ要請 ☐ 市外高度医療機関の確保（受入れ要請）（→丹後保健所等）
搬送体制の確立 ※総務部を通じて	☐ 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） ☐ 救急車両他搬送用車両の確保 ☐ ヘリコプターの確保（官・民）（→府災害対策課・自衛隊等）
報道機関等広報対応 ※総務部を通じて	☐ 各種報道機関への医療救護体制に関する放送枠、紙面提供協力要請
医療救援担当チームの編成	☐ 北丹医師会等関係団体との連絡調整 ☐ 市各部及び支部、防災関係機関との連絡調整 ☐ 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ ☐ 市立病院等災害時地域中核病院の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ ☐ 市民等による電話問合せ等への対応

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
設置場所	☐ 6 国保診療所・峰山中学校、網野中学校及び旧宇川中学校の 9 箇所のうち設置可能な施設 ☐ 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
活動体制	☐ 救護所 1 か所に対して、原則として医師 2 名以上が出動する。 ☐ 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。
医療救護のめやす	☐ 傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） ☐ 市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ☐ 傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する治療 ☐ 死亡の確認及び死体の検案
助産救護のめやす	☐ 対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後 7 日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 ☐ 救護の範囲は分べんの介助、分べん前・分べん後の処理、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
こころのケア対策について	☐ 府並びに関係機関・団体等と連携し、巡回精神医療救護班を編成し、指定避難所に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民へのこころのケア対策に努める。 ☐ 市峰山本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口を通じて行う。
経費の負担について	☐ 災害救助法の適用を受けた場合は府負担（限度額以内）とする。 ☐ その他の場合は市負担とする。

第4 市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
市立病院等災害時地域中核病院の確保	☐ 被災状況の把握 ☐ 患者緊急受入れのためのベッド、要員確保要請 ☐ 災害時救急医療機能を果たすために供給が必要な物資等の把握（医薬品、医療用資機材、診療材料、医療用ガス、水、燃料、通信手段等） ☐ 上記事項に関する市本部への通報要請 ☐ 外来患者受付の中止要請 ☐ その他災害時救急医療機能を果たすために必要な措置
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	☐ 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 ☐ 指定外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請 ☐ 近接府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、福井県）への受入れ要請 ☐ その他都道府県への受入れ要請 ☐ 府に対する連絡が困難な場合は、国又は該当都道府県もしくは各病院に直接要請する。この場合、事後速やかに府に報告する。

第5 重症者等搬送手順のめやす

項目	手順その他必要事項
被災現場から拠点救護所までの搬送	☐ 消防署部及び消防団部が、警察署、区、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。

項目	手順その他必要事項
救護所から市立病院等災害時地域中核病院及び後方医療機関（収容医療機関）への搬送	☐ 消防署救急車の配車・搬送 ☐ 消防署以外の救急車類似車両を市立病院に集結させ搬送 ☐ 市有車又は各救護所担当職員が使用している自動車により搬送 ☐ 府、民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送
その他の留意事項	☐ 消防署部及び消防団部は、関係各部の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。 ☐ 搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

第6 医薬品・資機材等の確保

1 確保すべき医薬品・資機材のめやす

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、薬品、診療材料、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	輸液、薬品
慢性疾患用	指定避難所開設が長期化する頃（8日目以降をめやすとする）	慢性疾患患者等への対応

2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	☐ 各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか薬剤師会、丹後保健所等と連携し補給を行う。 ☐ 輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。
水の確保・供給	☐ 水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期する。
電気の確保・供給	☐ 電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、関西電力送配電株式会社が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ救護所の設置状況、市立病院等災害時地域中核病院について、その旨要請しておく。 ☐ 市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は関西電力送配電株式会社に対し、移動電源車の出動を要請する。 ☐ 市立病院等災害時地域中核病院から要請があった場合は自家発電機用の燃料の供給を行う。

項目	手順その他必要事項
電話その他の通信手段の確保・供給	□電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

第7 こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

1 基本的考え方

- 1995年1月阪神・淡路大震災の経験は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民が何らかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。
- また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアに「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などが発生することを明らかにした。
- こころのケア対策については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。
- しかし同時に、被災地においては一般市民だけでなく「こころのケア対策」に関する専門家自身も被災者となる。医療救護対策と同様、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援サービスニーズと市域の有する専門的救護サービス供給能力低下というアンバランスな条件下で「立ち上げ」を行わざるを得ないという困難な問題を抱える。

これらのことから、以下の基本指針を設定する。

2 基本指針

- こころのケア対策を必要とする対象者は、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者すべてとする。
- 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。
- 「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。
- 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。
- 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針

- 1 要配慮者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。
- 2 日本語を解しない外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の相違による二次的災害が発生しないよう配慮するよう努める。
- 3 市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・都道府県、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。
- 4 市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、要配慮者等救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。
- 5 警戒を要する時期においては、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直前・直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 要配慮者の安否確認・所在把握 ☐ 指定避難所その他所在地における応急的な介助支援 ☐ 要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ☐ 要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 ☐ 指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ☐ 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ☐ 要配慮者向け住宅供給の推進 ☐ 要配慮者向け広報活動並びに相談業務 ☐ 必要な場合の関係機関等連絡協議会の設置・運営
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	☐ 指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ☐ 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービス ☐ 要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ☐ 要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 ☐ 要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 ☐ 要配慮者向け広報活動並びに相談業務 ☐ 設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ☐ 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ☐ その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 ☐ 設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営

第2節 計画の内容

第1 避難行動要支援者等救援対策実施体制

1 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	☐ 避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認並びに安全確保 ☐ 被害が予想される地震が発生した場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。 ☐ 避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。 ☐ 指定避難所その他所在地における介助支援の実施 ☐ 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保並びに移送 その他必要な措置の実施 ☐ 指定避難所その他所在地の設備の補修・新設 ☐ 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ☐ 災害時総合相談窓口の設置・運営 ☐ 避難行動要支援者向け住宅供給ニーズの把握 ☐ その他市民との対応 ☐ 関係機関等連絡協議会の設置・運営
府	☐ 避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ☐ 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 ☐ 精神障がい者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ☐ 人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ☐ 災害時の手話通訳、外国語通訳、翻訳ボランティア確保のための各団体との連絡等支援 ☐ 災害救助法に基づく避難行動要支援者向け住宅供給計画の作成並びに建設 ☐ 市が行う避難行動要支援者向け広報活動並びに相談業務に関する協力 ☐ その他市が行う対策に関する全面的協力
国・防災関係機関等	☐ 避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ☐ 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 ☐ その他府・市が行う対策に関する全面的協力

名称区分	役割のあらまし
市社会福祉協議会その他要配慮者等支援関係団体・事業所等	☐ ボランティアセンターの開設・運営 ☐ 避難行動要支援者の安否確認並びに安全確保に関する協力 ☐ 指定避難所その他所在地の介助支援への協力 ☐ 避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の運営並びに移送 その他必要な措置の実施の協力 ☐ 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 ☐ 市が行う避難行動要支援者向け相談業務に関する協力 ☐ その他国・府・市が行う対策に関する全面的協力
自治会・自主防災組織・NPO・ボランティア等	☐ 地域における避難行動要支援者の安否確認並びに避難の支援 ☐ 指定避難所その他地域における介助支援 ☐ 避難行動要支援者専用避難所及び要避難行動要支援者専用施設への移送その他 必要な措置の実施への協力 ☐ ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ☐ 行政サービス各種申込書の配布 ☐ その他避難行動要支援者等救援対策に必要な措置 ☐ 市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議

2 関係機関等連絡協議会

市は、市社会福祉協議会、府・国・協力団体・市民と連携・協力し、避難行動要支援者等救援対策を統一かつ適切に行うため、必要に応じて関係機関等連絡協議会を設置する。あわせて、各救援対象区分別に関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。関係機関等連絡協議会の事務局業務は救護厚生部福祉救援班が行う。

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点

1 高齢者

- ☐ 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- ☐ 高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- ☐ 管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。
- ☐ 高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。
- ☐ 高齢者の健康管理には特に留意する。
- ☐ 指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

2 障がい者

- ☐ 指定避難所設営のための資材として、誰もがわかりやすいサイン（案内表示）、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ速やかに指定避難所に提供する。
- ☐ 手話通訳者等のボランティアの協力を得て、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- ☐ 指定避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- ☐ 管内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制

の確保に努める。

□障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。

□障がい者の健康管理には特に留意する。

□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

3 乳幼児・児童

□ほ乳びん、粉・液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。

□指定避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

□要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

□児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスカを実施する。

4 妊産婦

□妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。また、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

□府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

□健康管理には特に留意することとし、府と連携し、「第4部第3章第3節避難者健康対策」により対策を講じる。

□助産を実施する場合は、「第4部第1章医療助産計画」により対策を講じる。

5 外国人

□大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが市及び京丹後市国際交流協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

□府及び京丹後市国際交流協会との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。

□府及び京丹後市国際交流協会の連携のもとに、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

□指定避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

□在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

※ 資料編 6－3－1 社会福祉施設等の現況

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3章 避難所開設・運営計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

- 1 市は、災害の状況により必要に応じて、災害から緊急に逃れるための指定緊急避難場所、要配慮者を受け入れるための福祉避難所、一定期間滞在するための指定避難所（この章で「避難所」という。）を開設し、それぞれ避難者（被災するおそれのある人、被災者、帰宅困難者等）を収容保護するとともに、自治会等が自主的に運営する地区避難所の開設を要請する。避難所が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、災害の状況に応じ土砂災害や浸水害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

大規模災害などにより要配慮者のために必要がある場合は、被災地以外の地域にあるものも含め、民間の賃貸住宅、旅館、ホテル等を借り上げて実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 2 市は、市が開設する避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 3 災害救助法による指定避難所の開設期間は発災後1週間（7日間）とする。総合的な復旧対策、救援対策の実施により逐次退所できるよう促進し期間内に完了するよう努める。

ただし、大規模地震発生時においては、発災後4週間（28日間）以内を目標とする。4週間を超え長期化する見込みの場合もしくはその後に必要となる住宅に関する救援措置は、仮設住宅の建設等応急的な住宅供給により行う。
- 4 市が開設する避難所の実務は、市支部所属職員が必要に応じ、自治会、自主防災組織、避難者などの関係者と相互に協力して行う。

ただし、災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、指定避難所の運営要員となる。
- 5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに來ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。
- 6 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
- 7 発災直後避難者の受け入れにあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2日目以降の高齢者、障がい者、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは専用施設等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
- 8 避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化や生活環境の激変に伴う心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持を図る。

- 9 市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市と自治会の負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールなどを提示した避難所運営マニュアルを作成する。
- 10 指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 11 指定避難所が不足する場合には、府並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

第3 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	☐ 避難所開設・運営要員の派遣、各種記録の整備 ☐ 避難所の管理、入所者の保護、入所者向け救援サービスの実施 ☐ 避難所内における各種情報の提供、広報活動の実施 ☐ 必要な場合の発災後5日以内の指定避難所開設期間延長の府への要請 ☐ 避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 ☐ 必要な場合の指定避難所施設利用に関する強制命令の府への要請
府	☐ 市の要請に基づく指定避難所開設期間の延長承認（災害救助法による） ☐ 市の要請に基づく指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 ☐ 市の要請に基づく指定避難所施設利用に関する強制命令の執行 ☐ スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 ☐ 市がその機能を発揮できない場合の権限代行 ☐ その他市が行う対策に関する協力
警察署	☐ 指定避難所における秩序の安定 ☐ その他市が行う対策に関する協力
国	☐ 災害救助法による指定避難所開設・運営のために必要な手続きの実施 ☐ 府の指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給に関する支援 ☐ スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 ☐ その他府・市が行う対策に関する全面的協力
ライフライン事業者 等防災関係機関	☐ 指定避難所における通信手段の確保に関する協力（公衆電話の設置含む） ☐ 指定避難所における電気、水道、ガス、水道の優先的応急復旧の実施 ☐ スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 ☐ その他府・市が行う対策に関する協力
学校教職員、PTA 保護者会、学校医	☐ 指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 ☐ 指定避難所における「応急教育」「こころのケア」「健康管理」等児童・生徒向け救援対策の実施に関する協力 ☐ その他指定避難所の開設・運営に関する協力

名称区分	役割のあらまし
市社会福祉協議会その他被災者支援団体	☐ 各種ボランティアの確保 ☐ その他指定避難所の開設・運営に関する支援 ☐ スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援
区長等	☐ 指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 ☐ 指定避難所運営委員会の結成等指定避難所の管理・運営に関する協力 ☐ 入所者の要望、意見のとりまとめ ☐ その他入所者と、市本部・支部、関係機関・団体等との連絡・調整

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
避難所の開門等	☐ 避難所の開設は、原則として、本部長又は支部長の指示により行う。 ☐ 突発的な地震発生により必要となった場合は、支部職員又は居あわせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。 ☐ すでに避難者が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し避難者の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱防止に努める。
要配慮者優先スペース及びその他居住区域の割り振り	☐ 避難した市民の受入れスペース（教室）の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。 ☐ 事情の許す限り区長等の協力を得て地域ごとに教室（スペース）を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。 ☐ 各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し居住区域ごとに代表者（班長）の選出及び庶務当番（順位）の決定を行うよう要請する。 ☐ 間仕切りを設置する。 ☐ 男女別更衣室を確保する。
指定避難所利用マナーの徹底	☐ 指定避難所滞在者に対しては特に要配慮者最優先ルール of 徹底を図る。 ☐ 夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し徹底する。

項目	手順その他必要な事項
指定避難所開設第1報の支部への報告、指定避難所内事務室の開設	□庁内LAN、電話（FAX又は口頭）もしくは伝令により指定避難所開設の旨を市支部に報告する。 □指定避難所内に事務室を速やかに開設し「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。 □指定避難所の運営に必要な用品（ノートパソコン、指定避難所指定地区住民名簿、避難者カード、指定避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を確保する。 □市本部は、府丹後広域振興局、警察署等関係機関に対して、下記の事項をめやすとして、開設の状況を連絡する。 □指定避難所開設の日時 □場所、施設名 □収容状況及び人員 □開設期間の見込み □市内に収容余力がない場合は、府知事に対し非被害地もしくは小被害地である他市町又は隣接県地区への移送を要請する。
避難者名簿の作成	□避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。 □指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 □避難者名簿を基に、できる限り早い時期に避難者収容記録簿を作成し、指定避難所運営のための基礎資料として事務室内に保管する。また本部へ報告する。
指定避難所運営委員会の結成要請	□指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り被災者自身により行う体制を確保する。 □代表者により構成する指定避難所運営委員会の結成を要請する。 □指定避難所運営委員会に対し指定避難所の閉鎖に向けて市が行う各救援対策・復旧対策の計画立案のための基礎資料の収集、進捗状況等に関する情報の周知徹底等について、市民の取りまとめ役となるよう要請する。
生活環境	□食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 □プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 □避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
避難場所の運営における女性の参画	□避難所の運営における女性の参画を推進する。 □男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。

項目	手順その他必要な事項
	☐ 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。
女性や子供等の安全への配慮	☐ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生の防止 ☐ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。 ☐ トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するよう努める。 ☐ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 ☐ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	☐ 責任者となる職員は、指定避難所全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、支部に報告し調達・供給を要請する。 ☐ 到着した食品や物資を受取った時は、そのつど指定避難所物品受払簿に記入の上居住区域ごとに配布を行う。 ☐ 生理用品、粉・液体ミルク、離乳食などを確保する。 ☐ 生理用品や女性用下着の物資を手渡し担当者は必ず女性が担当する。
要配慮者・病人等の専用避難所等への移送	☐ 2日目以降の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは病院等へ移送する。 ☐ やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
ホームレスの受入	☐ 市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
指定避難所に滞在することができない被災者への配慮	☐ 食料等必要な物資の配布 ☐ 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供 ☐ 正確な情報の伝達
指定避難所の運営状況及び運営記録の作成	☐ 責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市本部に報告する。 ☐ 指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。 ☐ 本部長に対する報告は、救護厚生部が正午までに取りまとめて行い、傷病人の発生等、特別の事情のあるときそのつど必要に応じて報告する。
中長期にわたる災害対応	☐ 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 ☐ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等、指定避難所生活が長引くにおいて耐えられない状況は強力に改善する。 ☐ 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止） ☐ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。 ☐ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線） ☐ 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。 ☐ 女性用物干し場を設置する。 ☐ 女性専用スペースを設置する。 ☐ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

項目	手順その他必要な事項
	□「重点分野雇用創造事業」※を活用して指定避難所運営にあたる被災者を雇用する。（※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業） □状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。
新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応	□市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 □市は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 □発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。 □自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。
その他	□指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 □指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任者が行う。 □災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。 □小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。 □校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等（学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から） □保健室、和室等（病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から） □校庭（各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から） □市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づきルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第2 避難者等の把握及び指定避難所の生活環境の把握

項目	手順その他必要な事項
避難者等の把握	□避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所 で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、 府等への報告を行う。
指定避難所の生活環境の把握	□避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を 講じる。 □避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無 及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ 対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態 の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討 し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第3 縮小・閉鎖の手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
縮小・閉鎖方針の検討、作成	□ライフラインの復旧状況、営業店の再開の状況、応急仮設住宅の建設状況等を 総合的に勘案し、入所者が自立した生活を再建することができると判断できる 場合は、指定避難所の漸次縮小、閉鎖時期、閉鎖手順等の指定避難所縮小・閉 鎖方針を検討し作成する。 □指定避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅、公営住宅の空き家等入所者 の居住先がおおむね確保できる時期をめやすとして決定する。
縮小・閉鎖方針の決定	□縮小・閉鎖方針の決定は本部長又は支部長が行う。 □決定にあたっては、指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との 事前協議を十分に行う。
指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との閉鎖に向けた手順の協議、実施	□閉鎖に向けた問題点を協議し残務整理全般について調整する。 □生活困難者への配慮事項、市本部への要請事項等の集約 □自立支援サービスに関する情報の提供 □夜間の巡回等防犯・防火その他秩序維持業務の実施手順の作成 □指定避難所として使用した施設が本来の機能を再開できるよう後始末し引き 渡すために必要な業務の実施手順の作成 □指定避難所撤収後の生活再建がスムーズに行われるよう入所者への個別面談、 情報・資料提供を十分に行う。
運營業務全般の残務整理及び閉鎖	□残った救援物資の整理を行い、市支部へ返却する。 □避難者名簿等指定避難所の運営に係る記録類を整理し市支部へ返却する。 □使用した施設・設備を元に戻し、清掃した上で指定避難所を閉鎖する。

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第4 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて府に広域避難収容に関する支援を要請する。

第3節 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第4節 避難者健康対策

第1 健康対策に関する基本指針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 健康対策支援活動の実施

被災者の健康問題に対応するため、市と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整

- ☐ 保健活動に関する情報収集等の実施
- ☐ 被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整
- ☐ 居宅及び避難所の支援体制の確立
- ☐ 派遣支援者へのオリエンテーションの企画・実施
- ☐ 関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有
- ☐ 支援者の健康管理としての、心身の疲労状況の把握及び必要に応じた対処
- ☐ 必要物品・設備の点検、整備及び調整

2 活動内容時期

	活動内容
概ね災害発生後 24時間以内 (初動体制の確立)	☐ 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 ☐ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 ☐ 統括保健師の設置 ☐ 丹後保健所との情報共有及び連携
概ね災害発生後 72時間以内 (緊急対策期)	☐ 被災地の健康被害状況に基づき、府を通じて国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備 ☐ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状況などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定 ☐ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防 ☐ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備 ☐ 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供
災害発生後概ね 3日から2週間 (応急対策期 避難)	☐ 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援 ☐ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活による

	活動内容
所が中心)	ストレス状況への対応に留意するとともに、派遣チーム・専門家チーム等との十分な連携及び情報の共有
災害発生後概ね 2週間から2か月 (応急対策期 避難 所から仮設住宅入居 まで)	☐ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法についての検討及び実行 ☐ 避難所から仮設住宅入居又は自宅へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境の支援 ☐ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施 ☐ 連絡調整員(精神保健福祉相談員や保健師等により構成)を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
災害発生後概ね 2か月から1年まで (復旧・復興対策 期)	☐ 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援 ☐ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防 ☐ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画及び実施
災害発生後概ね 1年以降 (復興支援期)	☐ 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援 ☐ 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理の継続的实施

第3 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

☐府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、丹後保健所に精神科救護所を設置(必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請)する。また医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し各指定避難所等において巡回診療を行う。

☐市は、丹後保健所に精神科救護所が設置された場合、府と連携のもと、対応する。

☐府は、医療機関の開業状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を丹後保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、指定避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

☐府は、精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、知識の普及・啓発、巡回相談の実施、相談電話の設置、アルコール問題等への対応について、検討・実施する。

☐府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員(精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成)を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

☐災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる者に対して、市が、府に派遣要請し必要と認められたときは、災害派遣精神医療チーム(DPAT)(医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成)が派遣され、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第5節 広域避難

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認めるときは、府内他市町村または府に対し、居住者等の受入れについて協議する。

また、協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第3 広域避難

項目	手順その他必要な事項
府内における広域避難	□府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議する。 □府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。 □府内他市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
府外における広域避難	□他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。 □府外からの広域避難先として、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
居住者等に対する情報提供と支援	□市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 □広域避難を受け入れたときは、当該市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第6節 広域一時滞在

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府に報告の上、住民の受入れを協議する。

第3 広域一時滞在

項目	手順その他必要な事項
府内における広域一時滞在	□府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。
府外における広域一時滞在	□府に対し具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
他の都道府県から協議を受けた場合	□府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。
被災住民に対する情報提供と支援	□被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備し、その生活支援に努める。

第7節 被災者への情報伝達活動

第1 情報伝達活動の基本方針

市は、被災者のニーズを十分把握し、役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、府と連携して、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 情報伝達活動の実施

1 情報

- 地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
- 安否情報
- ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- 医療機関などの生活関連情報
- それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- 交通規制
- 被災者生活支援に関する情報

第3 安否不明者等の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第8節 車中避難場所対策

第1 車中泊避難対策の基本方針

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。

第2 車中避難対策の実施

- 1 車中泊避難者数の把握
- 2 車中泊避難に係る情報提供及び連絡体制の確立
- 3 救援物資の提供及びトイレ等の生活環境の確保
- 4 エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策
- 5 自宅への帰宅や指定避難所への移行の推進
- 6 車中避難場所の開設要請

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 観光客保護・帰宅困難者対策に関する基本指針

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。
- 2 観光関係団体との連携し、駅周辺の一時滞在施設の情報提供

第2節 計画の内容

項目	手順その他必要な事項
観光客・帰宅困難者への広報	☐ 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報 ☐ 出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報 ☐ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
交通情報の提供・一時滞在施設の開設	☐ 駅での情報提供 ☐ 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の多言語により提供し、混乱を防止 ☐ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認の推進 ☐ 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報 ☐ 一時滞在施設の開設 ☐ 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設 ☐ 男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営 ☐ 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供 ☐ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受け入れを優先
災害時帰宅支援ステーションの開設	☐ 水道水・トイレ等の提供 ☐ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供
ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請	☐ 必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。 ☐ 府と連携のうえ、府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結している「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第3節 各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
市	☐ 駅周辺の一時滞在施設の情報提供 ☐ 一時滞在施設の開設・運営 ☐ 観光団体との連携
府	☐ 鉄道事業者等からの情報を収集し、府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供 ☐ 緊急速報メールによる注意喚起 ☐ 帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ☐ 避難誘導・交通規制 ☐ 災害時応援協定に基づく宿泊施設等の避難場所の提供
関西広域連合、隣接他府県	☐ 府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援道路の設定、代替輸送の調整等） ☐ 他地域の道路状況・道路等の運行状況の情報提供 ☐ 主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	☐ 所管区域の総合的な交通の情報提供 ☐ 代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	☐ 運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ☐ 他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ☐ バス等による代替輸送手段の確保 ☐ 計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	☐ ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話株式会社	☐ 災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ☐ 特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	☐ 観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・駅等の事業者	☐ 利用者を施設内や安全な場所で保護 ☐ 施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時的に安全な場所へ案内

第5章 生活救援対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活救援対策に関する基本指針

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 要配慮者等向けの生活救援対策は、一般健常者に優先して実施する。
- 水、食品、日用品その他物資の供給は、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、供給活動の実施が各機能の復旧上の支障とならないよう、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。
- 生活救援対策の実施にあたっては、り災証明書添付の要否、所得制限その他受給上の資格条件の有無、申し込み受付開始日（予定）、サービス支給開始日（予定）、り災証明書発行業務スケジュールを明らかにする。
- 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また災害時総合相談窓口において、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な生活救援対策の立案・実施に反映させる。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～7日目）	☐ 備蓄物資等現在量の点検・確保 ☐ 当面の必要供給量の概数把握（推定） ☐ 府・国・業者等に対する最大限供給協力の要請 ☐ 指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の緊急供給の実施（要配慮者等最優先で当面对応） ☐ り災証明書発行のための計画・体制の検討・準備 ☐ 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所開設中期 （8日目～21日目）	☐ 指定避難所単位の必要供給量の把握 ☐ 指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の供給体制の確立（業者・団体等への委託で対応） ☐ 要配慮者等及び要援護被災者に対するサービス供給状況の点検・補充 ☐ 義援金配分のための事前準備措置 ☐ り災証明書発行のための調査台帳の作成 ☐ 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所後期以降 （22日目～）	☐ ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、災害時救援物資等供給対策の段階的縮小 ☐ 義援金配分の実施 ☐ り災証明書発行事務の開始 ☐ 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務

※ 資料編6－8－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第2節 給水計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 上下水道部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 給水計画に関する基本指針

- 1 大規模地震発生直後においては、消火用水の供給及び病院・福祉施設等の緊急給水を最優先で行う。
また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。
- 2 応急給水期間を最小限にとどめるため、上下水道部職員及び他水道事業者から派遣される応援技術職員等の要員は施設復旧活動に重点的に配置する。
- 3 被災した水道施設の応急復旧は、指定避難所開設期間（災害発生後 28 日間をめやすとする）中に完了させることを目標とする。そのため施設の復旧の進捗状況に応じて、応急給水供給量の段階的拡大を計画的に行う。
- 4 応急給水対策の実施にあたっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにして行う。
- 5 水道施設からの給水が困難な断水地域に対しては、市が確保した車両及び応援派遣された給水車を集中的に投入・活用し、市職員・ボランティア等を中心とする要員が運搬給水を行う。その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 6 対策の実施にあたっては、災害発生後 2 日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の区長もしくは代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案・実施に反映させる。

第3 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
上下水道部	☐ 応急給水源の点検・確保・運営 ☐ 断水地域の把握 ☐ 要緊急給水地域・施設の把握及び緊急給水の実施 ☐ 拠点給水地域に関する応急給水計画の検討及び実施 ☐ 運搬給水地域・施設に関する応急給水計画の検討、協力要請・調整 ☐ 応急給水用資機材の確保
救護厚生部	☐ 所管施設における拠点給水の実施に関する協力 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
総務部	☐ 応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 ☐ 応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 ☐ 井戸の活用
支部	☐ 上下水道部の指示に基づく応急給水活動の実施、その他必要な協力 ☐ 応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報
各部共通並びに関係機関・協力団体等	☐ 所管する施設及び所管業務に係る給水活動への協力
区長等	☐ 応急給水及び水道施設復旧への必要な協力

第4 応急給水活動のめやす

1 応急給水供給目標量と給水方法

給水対象	供給量 人／日	時期区分(発災後)	給水方法
断水地域における 一般利用者	3 リットル	3 日目まで	☐ 水道施設における拠点給水 ☐ 給水タンク車等による運搬給水
	20 リットル	4 日目～10 日目	☐ 仮設給水栓の設置 ☐ 給水タンク車等による運搬給水
	100 リットル	11 日目～21 日目	☐ 仮設給水栓の増設
	被災前給水量 (約 250 リットル)	22 日目～28 日目	☐ 各戸給水 ☐ 仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	☐ 仮設送水管・給水栓の設置 ☐ 給水タンク車等による運搬給水
消火用水	必要量	水道復旧まで随時	—

2 応急給水用資機材の確保

上下水道部及び支部の車両及び資機材を確保し、応急給水活動に使用する。不足する資機材等の調達は、関係各部・機関、府その他地方公共団体、自衛隊、飲料関係事業所等の応援を求める。

3 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、心身障がい児・者救援サービス施設、介護老人保険施設等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、上下水道部が関係各部、支部と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。特に救急告示病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに、久美浜病院部、弥栄病院部、救護厚生部を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期する。

4 井戸水について

被害地において水道施設がなく井戸等を使用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用に供してはならない。飲用に利用する場合は、必要に応じ飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認する。

また、井戸替え及び消毒は、塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（基準量の 10～20 倍使用）水が十分替わるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が 0.2mg／1 リットル以上検出されるようにする。

なお、生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

※ 資料編 6－5－1 応急給水用資機材及び応急給水源

※ 資料編 6－5－2 市指定給水装置工事業者一覧

※ 資料編 6－5－3 井戸に対する塩素消毒薬注入量

第3節 食料供給計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 食料供給に関する基本指針

- 1 食料の供給は、市が行う。府は、市の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町等関係系機関の協力を求め、必要な措置を実施する。
- 2 市及び府は、府地域防災計画一般計画編第2編第19章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。
- 3 食料の供給については、市が指定した地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- 4 救援物資の支援要請は、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- 5 大規模地震発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急食料供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 6 指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）を供給拠点として、初期においては、炊出しもしくは備蓄保存食料の提供、中期以降については、弁当の提供もしくは炊出しにより食料の供給を行う。
- 7 応急的な食料供給業務を適切に行うとともに、市内における食料供給機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内ホテル・旅館、給食業者、外食レストラン、商工会等協定締結業者に対し、食材の調達、炊出し、弁当供給等業務委託を行う。
- 8 当該指定避難所周辺地域の食料供給機能復旧及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく食料の供給は縮小もしくは停止する。
- 9 その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 10 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 給食に必要な食料の確保

- 1 知事は、市長の要請に応じ、食品を実費であつ旋する。
- 2 市長は、市内の米穀小売業者から米穀の調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府広域振興局長を經由して、知事に要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- 4 政府所有米穀の供給については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、知事が行う。被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の供給を文書等で要請することができる。この場合、市長は、連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。
- 5 食料の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は府地域防災計画一般計画編第2編第19章第3節に示されているとおりである。

第4 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施（要請による） ☐ 指定避難所等各食料供給拠点における炊出しの実施 ☐ 要配慮者等最優先で当面对応 ☐ 炊出し実施が困難な場合は、保存食料の提供 ☐ 平常時食料供給機能の復旧支援 ☐ 大規模店舗等における電気・ガス・LPガス・水道・電話の優先的復旧 ☐ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
指定避難所開設中期 (8日目～14日目)	☐ 指定避難所等各食料供給拠点における弁当の提供 ☐ 業者・団体等への委託で対応 ☐ 炊出し実施が可能な場合は炊出しの実施 ☐ 平常時食料供給機能の復旧支援 ☐ 食料供給対策実施に伴う業務委託 ☐ 「生活支援物資車両」としての認定 ☐ 仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 ☐ その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 (15日目～)	☐ ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、食料供給対策の段階的縮小 ☐ 指定避難所における共同炊事設備の提供 ☐ 平常時食料供給機能の復旧支援 ☐ 上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編3－3 市備蓄の現況

※ 資料編6－6 炊き出し予定施設一覧

第5 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部及び支部	☐ 指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 ☐ 備蓄保存食料・食材・弁当等の確保・供給 ☐ 炊出し実施のための機材・燃料等の確保・供給 ☐ 炊出し業務委託その他食料供給計画の検討及び協力要請・調整 ☐ 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急食料供給 ☐ 要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 ☐ 共同炊事設備設置計画の検討及び協力要請 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	☐ 救護厚生部の指示に基づく食材・機材・燃料等の確保・供給に関する協力
総務部	☐ 応急食料供給活動及び食料供給機能復旧状況に関する広報
各部共通並びに関係 機関・協力団体等	☐ 所管する施設及び所管業務に係る食料供給活動への協力
区長等	☐ 非常用持出し食料の確保（最低3日分程度） ☐ その他応急食料供給及び食料供給機能復旧への協力

第6 応急食料供給対策のめやす

1 食料等の供給量のめやす

項目	1人当たり1日量※下記のうちいずれか1	想定される時期
保存食料等の場合	食パン 200g（約半斤）以内	発災後3日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
保存飲料水の場合	飲料水 3リットル	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
炊出し又は弁当の場合	米穀（精米） 600グラム以内	
	弁当類 2～3食	
乳幼児向	調整粉乳 150グラム以内	
	液体ミルク 1リットル	
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2 炊出し実施方法のめやす

(1) 指定避難所等各食料供給拠点

当該学校施設の調理設備・要員・ランニングストック等を可能な限り使用する。また必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者、ホテル・宿泊業者、外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

(2) その他炊出し拠点

災害対策活動従事者に対する食料の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は給食センター、保育所その他の施設に炊出し拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3) 調達困難な場合

炊出し実施に必要な食材、燃料、機材、応援調理要員の確保が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し、応援を要請する。

3 供給対象者及び必要数把握方法のめやす

(1) 供給の対象者

- ☐ 指定避難所入所者
- ☐ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ☐ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ☐ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ☐ 災害応急対策活動従事者

(2) 必要数把握の方法

- ☐ 市本部・支部への被害情報による概数の把握
- ☐ 救護厚生部が集計した指定避難所収容者名簿及び食料希望者名簿による把握
(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数)

☐ 救護厚生部が支部、関係各部、関係機関、区等住民組織の協力を得て集計した在宅被災要配慮者数の把握

☐ 総務部が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者の把握

(医療機関・福祉施設等を含む)

4 業者委託による弁当類供給方法のめやす

業者委託による弁当類供給にあたっては、以下の点について留意する。

☐ 子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとし、また栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューを用意できること。

☐ 自ら配送体制を用意できること。また、各食料供給拠点の対象者別必要数については、業者が各担当者よりそのつど聴取すること。

☐ 食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全な体制をとれること。

第4節 生活必需品等供給計画

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部、燃料と電源の確保は総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活必需品供給に関する基本指針

- 1 大規模地震発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急生活必需品供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 2 指定避難所となる小・中学校等を供給拠点として、初期においては一時的滞在のために最低限必要な身回品の応急的な供給を、また中期以降については、生活の自力再建を支援するために必要な生活必需品の供給を行う。
- 3 応急的な生活必需品供給業務を適切に行うとともに、市内における商業機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内大規模店舗、商工会等協定締結業者に対し、生活必需品の調達、供給等業務委託を行う。
- 4 当該指定避難所周辺地域の商業機能及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく生活必需品の供給は縮小もしくは停止する。
- 5 その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。
- 6 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 医療機関・福祉施設等への生活必需品の緊急供給実施（要請による） ☐ 救援物資の支援要請は、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用 ☐ 指定避難所等各供給拠点における備蓄・調達による供給実施 ☐ 要配慮者等最優先で当面对応 ☐ 平常時商業機能の復旧支援 ☐ 大規模店舗等における電気・ガス・LPガス・水道・電話の優先的復旧 ☐ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
指定避難所開設中期 (8日目～14日目)	☐ 指定避難所等各供給拠点における業務委託による提供の実施 ☐ 平常時商業機能の復旧支援 ☐ 生活必需品供給対策実施に伴う業務委託 ☐ 「生活支援物資車両」としての認定 ☐ 仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 ☐ その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 (15日目～)	☐ ライフラインや商業機能の復旧状況に則した供給対策の段階的縮小 ☐ 指定避難所におけるの物資交換スペース等の提供 ☐ 平常時商業機能の復旧支援 ☐ 上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	☐ 指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 ☐ 備蓄生活必需品等の確保・供給 ☐ 調達その他による供給計画の検討及び協力要請・調整 ☐ 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急生活必需品供給 ☐ 要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	☐ 救護厚生部の指示に基づく生活必需品の確保・供給に関する協力
総務部	☐ 応急的供給活動及び商業機能復旧状況に関する広報
支部	☐ 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
各部共通並びに関係 機関・協力団体等	☐ 所管する施設及び所管業務に係る生活必需品供給活動への協力
区長等	☐ 非常用持出し生活必需品の確保（最低3日分程度） ☐ その他応急的供給及び商業機能復旧への協力

第5 応急生活必需品供給対策のめやす

1 生活必需品の供給品目のめやす

項目	品目例	想定される時期
直後期 ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	☐ 毛布、布団類（要配慮者用優先）、敷物（発泡スチロール製） ☐ 外衣・肌着（中古でもよい） ☐ 日用品（トイレ用紙・生理用品・紙おむつ） ☐ 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） ☐ 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳瓶・缶切等）	発災後3日目まで
復旧期 ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	☐ 外衣・肌着（新品に限る） ☐ 身回品（タオル・パンスト・靴下等） ☐ 日用品（トイレ用紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等） ☐ 冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） ☐ 光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2 供給実施方法のめやす

(1) 各生活必需品供給拠点

支部及び当該学校施設における備蓄物資等を使用する。また必要に応じて業者等に供給業務を委託する。

(2) 広域的供給拠点

災害対策活動従事者に対する生活必需品の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は関係各部・各支部と連携しアグリセンター大宮及び久美浜庁舎に広域的供給拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3) 調達困難な場合

必要な生活必需品の調達が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し応援を要請する。

3 供給対象者及び必要数把握方法のめやす

「食料」の規定を準用する。

第6 燃料の確保

- 重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者」という。）は自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。
- 府は前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給を行う。

第7 電源の確保

- 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。
- 府は前号の要請を受けて、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電（株）へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。

■ 京丹後市地域防災計画 震災対策計画編 第3編 災害応急対策計画【第4部 第5章 第4節】

(2) 前号の優先復旧、臨時供給ができない場合又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

(3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第5節 義援金配分計画

第1 とりまとめ責任担当部 (救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 緊急を要する救援対策業務完了後に「義援金配分実施スケジュール」を可能な限り迅速に作成する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。
- 2 指定避難所開設期間中に申請受付及び給付実施等の措置を行えるよう、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。
- 3 対策の実施にあたっては、災害発生後2日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	☐ 必要な事前準備措置の検討
指定避難所開設中期 (8日目～21日目)	☐ 義援金配分実施スケジュールの作成 ☐ 広報活動並びに相談業務 ☐ 必要な事前準備措置の実施
指定避難所後期以降 (22日目～)	☐ 義援金配分の実施 ☐ 実施スケジュールに関する広報活動並びに相談業務

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	☐ 義援金の配分のとりまとめ
総務部	☐ 義援金の受入れ・保管 ☐ 災証明書発行のとりまとめ ☐ 市ホームページ等を活用した広報
支部	☐ 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
区長等	☐ 支給実施スケジュールに関する広報協力

第5 義援金の配分

区分	手順その他必要な事項
配分方法の決定	☐ 府地域防災計画に基づき行う。 ☐ 日赤府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする「義援金募集・配分委員会」が決定する。
配分の実施	☐ 府の「義援金募集・配分委員会」において決定された義援金の配分基準をもとに、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。
府に義援金募集・配分委員会が設置されない場合	☐ 府の取扱いに準じて市に「義援金募集・配分委員会」を設置し行う。

第6節 り災証明書発行計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 り災証明書発行に関する基本指針

- 1 り災証明書の発行は市の把握する限りの資料により速やかに行う。ただし、大規模地震発生時におけるり災証明書の発行事務は災害発生後22日目以降開始を目標とする。
- 2 平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等に努める。
- 3 調査台帳（り災世帯名簿）作成作業及び証明書発行事務を円滑に行うため、関係各部の各種被害調査結果を基礎資料として活用する。
- 4 作業量等から判断して、期間内に達成することが困難であるときは、他部・他自治体・専門家ボランティア及び区長等協力団体の作業協力を得る。
- 5 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。特に発行スケジュールについては災害発生後7日目までに発表し市民に周知徹底する。

第3 大規模地震発生時における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～7日目）	☐ 被害甚大地域の把握及び全壊・流失家屋等の把握 ☐ り災証明書発行のための調査手順、体制等の検討・準備
指定避難所開設中期 （8日目～21日目）	☐ り災証明書発行スケジュールの公表 ☐ 関係各部の各種被害調査結果に基づく資料整理 ☐ 関係各部との被災調査・発行業務協力に関する連絡・調整 ☐ り災証明書発行のための調査実施 ☐ り災証明書発行のための調査台帳作成 ☐ り災証明書発行のための実施計画、体制の検討・準備
指定避難所後期以降 （22日目～）	☐ 作業量等により必要な場合の上記の作業の継続 ☐ り災証明書発行事務開始 ☐ 市民の苦情に基づく再度調査の実施 ☐ その他市民対応

第4 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
総務部及び支部	☐ り災証明書発行のための調査台帳作成 ☐ り災証明書の発行 ☐ り災証明書発行に関する広報活動
各部共通	☐ 所管業務に係る各種被害調査資料の提供 ☐ 総務部の指示に基づくり災証明書発行のための作業に関する協力
区長等	☐ り災証明書発行のための調査協力 ☐ り災証明書発行に関する広報協力

第5 り災証明書発行のための調査活動等

1 実施体制

り災証明書発行のための調査及び調査台帳作成のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員 4名
調査台帳作成	1	職員 必要数
現場調査	必要数	職員 2名、その他要員 1名
苦情受付等市民対応	1	職員 4名

2 調査実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
各種被害調査資料の整理による基礎的な台帳の作成	☐ 人的被害は救護厚生部提供資料による。 ☐ 焼失程度は、消防署部・消防団部提供資料による。 ☐ その他の住宅被害は建設部による建物応急危険度判定資料による。
現場調査の実施	☐ 現地において調査し必要な項目を中心にチェックする。 ☐ 被災者の立会いを求めて行う。 ☐ 写真を撮影する。

第6 り災証明書の発行

1 実施体制

り災証明書発行のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員 4名
証明書発行業務	1	職員 必要数
現場再調査	必要数	職員 2名、その他要員 1名
苦情受付等市民対応	1	職員 4名

2 発行実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
証明書の発行	☐ 被災者の証明書発行申請に対し調査台帳により確認の上発行する。 ☐ 調査台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。
証明の範囲	☐ 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害について行う。 ☐ 住家被害（全壊・全焼、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水） ☐ 人的被害（死亡、行方不明、重傷、軽傷） ☐ 非住家被害（全壊・全焼、流失、半壊・半焼、浸水）
その他留意事項	☐ り災証明書発行に係る手数料は、災害救助法適用地震災害の場合又は市長が必要と認めた場合は、徴収しない。 ☐ 発行数に制限は設けない。

※ 資料編4－5 被害程度の認定基準

※ 資料編7－9 調査表及びり災証明書様式

第7節 総合相談窓口開設計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模地震災害時における総合相談窓口開設・運営の基本指針

- 1 電話による市民からの要望・問合せへの対応窓口、また来庁した市民等の受付役となるよう各支部に1ヶ所ずつ設置する。また、ワンストップサービスの実施に努めることにより各部（班）間のたらい回し等のトラブルを未然に防止することを期する。
- 2 電話による市民からの各地区の被害状況に関する通報を受け付けるとともに、その時点で未把握の被害状況、防災情報の収集を行う。
- 3 市民からの要望・問合せを種別、時間別等に集計・記録する。これにより各部が担当する応急対策活動、救援対策活動に関する被災者のニーズ（内容、量）を適切かつ迅速に把握するための「基礎情報」とする。
- 4 可能な限り、府・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。
- 5 市ホームページ内に「災害情報専用」サイト、「掲示板」の開設等を行い、来庁困難な市民へのサービス向上に努める。

第3 大規模地震災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
総務部・衛生部所管サービス窓口	☐ 総務部 ☐ 市民環境部 ☐ 議会事務局	☐ 非常時組織に関する相談 ☐ 防災関係機関との連携に関する相談 ☐ 電力、電話、ガス、鉄道施設に関する相談 ☐ り災証明書の発行に関する相談 ☐ 税の減免等に関する相談 ☐ 災害ごみの処理等環境・衛生対策に関する相談 ☐ 議会の災害対策活動に関する相談 ☐ 担当窓口の明らかでない相談 ☐ 「災害情報専用」サイト、「掲示板」に関すること
	☐ 市民局	

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	☐ 健康長寿福祉部 ☐ こども部 ☐ 医療部 ☐ 教育委員会	☐ 医療、救護対策に関する相談 ☐ 要配慮者救援対策に関する相談 ☐ 被災者救援対策に関する相談 ☐ 学校施設等対策に関する相談 ☐ 指定避難所運営に関する相談
	☐ 市民局	
農林水産部・建設部・上下水道部・商工観光部所管 サービス窓口	☐ 農林水産部 ☐ 建設部 ☐ 上下水道部 ☐ 商工観光部	☐ 浸水、土砂災害等の防止に関する相談 ☐ 道路交通対策に関する相談 ☐ 応急住宅対策に関する相談 ☐ 農林水産業等対策に関する相談 ☐ 商工・観光施設等対策に関する相談
	☐ 市民局	

第6章 住宅対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 土砂・竹木等住家に流入した障害物は原則として自力で行う。ただし、生活困難者を対象として、災害救助法に基づき市（府知事の事務委任による）又は府が行う。
- 3 住宅の被害程度に関し被災建築物応急・被災宅地危険度判定を最優先で実施する。判定結果の如何に関わらず補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」という観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。
- 4 修復困難なため解体するものについては、「がれき処分」計画との整合性をふまえ段階的かつ必要最小限の範囲内で行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。
- 5 仮設住宅建設、公営住宅空家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 (～28 日目)	☐ 建築物・宅地の被害状況の把握 ☐ 建築物・宅地の応急危険度判定の実施及び危険防止措置 ☐ 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） ☐ 被災建物・宅地の補強又は災害救助法に基づく応急修理の実施、補修支援 ☐ 公費負担による全壊家屋の解体（実施する場合） ☐ 応急仮設住宅の建設 ☐ 公営空家住宅の確保 ☐ 被災者向け相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29 日目～)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 ☐ 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ☐ 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 ☐ 被災者向け相談業務

第4 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	☐ 建築物・宅地被害状況に関する調査及び集計 ☐ 応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施 ☐ 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） ☐ 建物解体に関するガイドライン等の周知徹底 ☐ 被災住宅の応急修理 ☐ 応急仮設住宅設営用地の確保・建設 ☐ 総合相談窓口の設置・運営、その他市民との対応 ☐ 融資制度その他行政等支援メニューの説明
府	☐ 応急危険度判定実施のための応援要員の確保、作業基準等の作成 ☐ 建築物解体作業に関するガイドライン等の作成 ☐ 市の要請に基づく土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 ☐ 市の要請に基づく被災住宅の応急修理 ☐ 応急仮設住宅の建設（災害救助法適用時） ☐ 応急仮設住宅設営用地確保のための協力 ☐ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ☐ その他市が行う災害時住宅対策への協力
国・防災関係機関等	☐ 応急危険度判定実施のための応援要員の確保、作業基準等の作成支援 ☐ 建築物解体作業に関するガイドライン等の作成支援 ☐ その他市が行う災害時住宅対策への協力
建築士会、建設業協会その他建築関係団体・事業所	☐ 応急危険度判定作業実施の協力 ☐ 判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ☐ 市・府が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ☐ 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ☐ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ☐ その他市が行う災害時住宅対策実施のための協力
区等	☐ 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ☐ 被災者住宅への調査時の立ち会い ☐ 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 ☐ 行政サービス各種申込書の配布 ☐ その他災害時住宅対策に必要な措置 ☐ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ☐ 市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議

第2節 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 当面の応急措置として、余震があった場合にも生命の安全を確保できるか否かの判定に限り最優先で実施する。

3 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

4 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (指定避難所設置期間中)	☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置 ☐ 公共施設・主要施設の安全点検の実施 ☐ 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施 ☐ 調査結果に基づき必要となる応急措置の実施 ☐ 総合相談窓口における相談業務の実施 ☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する情報の市民への提供 ☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の運営
生活再建支援のための措置 (応急仮設住宅設置期間中)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定、補強実施の勧告 ☐ 「調査済」判定建築物所有者を対象とした被災度区分判定実施の促進 ☐ 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施（必要と認める場合） ☐ 被災者向け相談業務

第4 発災直後の緊急措置

1 初動措置

項目	手順その他必要な事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する情報の提供 ☐ 市内被害状況に関する情報の提供 ☐ 市本部体制の現況に関する情報の提供
各総合相談窓口における担当者等の配置	☐ 各総合相談窓口担当職員の配置 ☐ 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受付
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する広報活動の実施	☐ 広報活動の要請 ☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定ボランティア協力の要請（→ 総務部を通じて）
市各部・府・国等への協力要請	☐ 府を通じた府内市町村、全国への判定士等の応援派遣要請 ☐ 府を通じた全国への判定実施に係る資材・機材確保のための協力要請 ☐ その他各部・関係機関への協力要請
報道機関対応 ※総務部を通じて	☐ ラジオ・テレビ各社、報道機関への「被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施」に関する放送わく、紙面提供協力要請
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定対策チームの編成	☐ 建築士会等関係団体、市各部、防災関係機関との連絡調整 ☐ 安全点検調査すべき市施設、重要施設の指定 ☐ 被災建築物危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画の作成 ☐ 判定調査結果のとりまとめ及びデータの公表 ☐ 市民対応

2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置

項目	手順その他必要な事項
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の確立	☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施本部の設置（市網野本庁舎内） ☐ 建築士会その他建築関係団体への協力要請 ☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画の作成、効率的かつ迅速な実施 ☐ 判定士等、判定実施に係る資材・機材が不足する場合の、府への支援要請
判定士等、判定実施に係る資材・機材の受入れ・活用	☐ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施計画に基づく判定士等の配置、判定実施に係る資材・機材の配備 ☐ 必要に応じて、食事の提供・宿泊施設の確保、提供 ☐ その他判定士等判定実施に係る資材・機材に関する連絡・調整
判定実施後に必要な措置への協力	☐ 建築物所有者に対する危険防止のための被災度区分判定、補強実施に関する情報提供 ☐ 宅地の所有者に対する危険防止のための立入禁止措置に関する実施協力、補強実施に関する情報提供 ☐ その他必要な要員・資機材等の提供協力

3 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定作業の実施

☐応急危険度の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定協議会の調査票等の定められた基準により行う。

☐判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

☐判定は、原則として、「目視」により行う。

☐建築物の判定は、外観調査による実施を原則とする。

☐積雪期においては、1階部分が周囲の積雪により外見上軽度の被害に見える場合があるため、特にこの点について注意を喚起する。

4 判定実施後にとるべき措置

☐主な措置は、建築物・宅地所有者に対する危険防止のための応急的補強措置・シート保護、立入り禁止措置、建築物の被災度区分判定の実施促進、融雪期直前の再度対策実施の促進とする。

☐判定結果の通知を受けた建築物・宅地所有者が自己の責任において、建築構造等技術者へ依頼して行うよう促進する。

なお、生活困難者に対する支援措置について、検討しその実施に努める。

第3節 応急仮設住宅の建設等

第1 とりまとめ責任担当部（建設部） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

1 市及び府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

2 公営住宅空き家の一時使用等により緊急に提供可能な既存住宅を最大限かつ迅速に確保する。

3 仮設住宅の建設は、一般災害については、市長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知

事が建設する。

- 4 高齢者や障がい者が居住する上でも、必要なユニバーサルデザイン仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅を設定するとともに、その他対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 5 応急仮設住宅の管理運営については、男女双方の視点に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討する。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 (～28日目)	☐ 市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握 ☐ 市内外提供可能府営住宅空家数の把握 ☐ その他公共住宅空家の提供可能数の把握 ☐ 暫時提供可能な民間保養所・社宅数及びホテル・旅館客室数の把握 (指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」として確保) ☐ 応急仮設住宅等入居希望状況の把握 ☐ 応急仮設住宅建設用地の確保 ☐ 応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保 (レンタル・外国企業をも含む) ☐ 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始 ☐ 罹災都市借地借家法に基づく地区指定 ☐ 災害都市復興基本方針に基づく地区指定等の措置 ☐ 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置 ☐ 各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 ☐ 住宅対策に関する情報の市民への提供
指定避難所閉鎖以降 (29日目～2年)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 応急仮設住宅の提供 ☐ 被災者への一時入居住宅の提供 ☐ 民間賃貸住宅のあっせん ☐ 指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設(待機所)の確保及び提供 ☐ 災害公営住宅供給計画の検討及び建設 ☐ 災害都市復興計画の策定及び事業の実施 ☐ その他住宅供給促進のために必要な措置 ☐ 各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 ☐ 住宅対策に関する情報の市民への提供

第4 仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅等入居希望 状況の把握	☐ 指定避難所における調査 ☐ 各総合相談窓口における調査 ☐ 民生児童委員等による調査(高齢者・障がい者等)

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅建設用地の確保	☐ 市所管公園の被災後の現況の把握 ☐ その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 (→ 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請)
一時入居住宅の確保	☐ 市営住宅空家の現況把握及び確保 ☐ 市外公共住宅空家の確保 (→ 府建設交通部等への協力要請)
入居待機者用施設の確保	☐ 市内民間保養所・社宅・ホテル・旅館のうち提供可能なもの ☐ 集会施設等市施設のうち転用可能なもの (→ 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請)
被災者向け住宅供給計画案の作成	☐ 総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ☐ 面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ☐ 供給実施計画案の作成
府・国等との協議並びに協力要請	☐ 仮設住宅用地(国・府有地等)の提供要請 (→ 近畿財務局・府財務部等) ☐ 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請 (→ 府建設交通部・商工労働観光部・農林水産部等) ☐ 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定(→ 府建設交通部) ☐ 一時入居住宅提供その他の協力要請(→ その他各部長・関係機関) ☐ 罹災都市借地借家法その他関係法規に基づく地区指定 (→ 府建設交通部・関係機関)
建設業者その他協力団体等への協力要請	☐ 供給・あっせん等協力体制確立の要請 ☐ 供給実施計画案の作成に関する協力要請 ☐ 府・国との協議状況に関する情報の提供
総合相談窓口・支部・区等における申込受付等体制確立	☐ 相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 ☐ 市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 ☐ 市民からの相談・苦情等の受付
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	☐ 市による広報活動の実施 ☐ 報道機関に対する情報の提供及び報道要請を総務部に指示
住宅救援担当チームの編成	☐ 被災者向け住宅供給実施計画に関する事務 ☐ 各部、各支部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 ☐ 一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保
応急仮設住宅の運営管理	☐ 男女共同参画による適切な運営管理 ☐ 心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営 ☐ 生活者の意見を反映できるよう配慮 ☐ 男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保 ☐ 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮

第4節 住宅の応急修理及び障害物除去

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

- 1 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は原則として自力で行う。ただし、生活困難者を対象として、災害救助法に基づき市（府知事の事務委任による）又は府が行う。
- 3 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の結果の如何に関わらず補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」を図るため、可能な限り補修するよう協力を求める。
- 4 修復困難なため解体せざるを得ないものについては、がれき処分計画との整合性をふまえ段階的に行うよう、所有者・協力団体・業者等の協力を求める。
- 5 費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、府・国・協力団体等と連携・協力し、補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努める。
- 6 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- 7 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （指定避難所設置期間中）	☐ 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） ☐ 応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 ☐ 建築物の応急修理実施体制の確立 （業者・資機材及び必要となる用地の確保） ☐ 災害救助法に基づき市が行う応急修理作業実施計画の決定及び開始 ☐ 被災者が行う補修に対する支援メニューの策定
生活再建支援のための措置 （応急仮設住宅設置期間中）	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 災害救助法に基づき市が行う応急修理作業の実施 ☐ 被災者が行う補修に対する支援メニューの提供 ☐ 建築物の応急修理に関する相談業務開始 ☐ 被災者が行う補修の業者への依頼あっせん

第4 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要事項
建設部	☐ 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去（実施する場合） ☐ 応急修理の実施 ☐ 市営住宅対策
総務部	☐ 応急修理対象住家の所有権確認に伴う協力 ☐ 応急修理対策全般に関する広報 ☐ 区長等の連絡・調整に関する協力（支部を通じて）
救護厚生部	☐ 生活困難者の認定に関する協力 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
支部	☐ 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力

第5 土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去

土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は、府地域防災計画の定めるところにより行う。

対策種別	内容
自費除去	☐ 被災者が自力（自費）で除去する。
除去費等の融資	☐ 自力（自費）で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
災害救助法による除去	☐ 自己の資力では困難な世帯のために市が除去する。 ☐ 選定にあたっては、民生児童委員等関係機関の意見を聞き、選定の上府支部を通じて府本部に報告する。

第6 被災住宅の応急修理

1 市又は府が行う被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合は府が行う。

なお、知事の通知に基づき市が行う場合の応急修理対策の実施手順等については、そのつど府と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとする。

(1)実施手順と主な措置

項目	手順その他必要な事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	☐ 市が行う応急修理作業への協力要請 ☐ 被災者が行う補修依頼への最大限対応の要請 ☐ 市内被害状況に関する情報の提供 ☐ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市が行う被災住宅の応急修理	☐ 応急修理実施希望の把握 ☐ 応急修理実施計画案の策定
各総合相談窓口・区等における申込受付等体制確立	☐ 相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 ☐ 市民からの応急修理申込受付 ☐ 市民からの応急修理全般に関する相談・異議・苦情等の受付
建築物応急修理対策チームの編成	☐ 国及び府建設交通部・市各部・関係機関との連絡調整 ☐ 建設業協会等建築関係協力団体との連絡調整 ☐ その他建物応急修理に関する連絡調整業務

(2)対象となる物件のめやす

- ☐建物応急危険度判定「危険」もしくは「要注意」であるもの
- ☐被災度区分判定に基づく「補修可能」であるもの
- ☐住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
- ☐その他がれきの収集・処分計画の適正化を図る上で必要と認めたもの

2 被災者が行う補修に対する支援

(1)区長等を通じた支援

融資制度等既存もしくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等。

(2)協力団体等を通じた支援

被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

3 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

なお、府営住宅その他公営住宅については、それぞれ所管する府建設交通部、府住宅供給公社等が被害状況を緊急調査し迅速に応急修理する。

☐市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

☐市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

☐市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第7章 文教応急対策計画

第1節 学校応急対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (教育部) ※ 災害対策本部設置時の部名称
- 2 大規模地震時における幼稚園・学校応急対策実施に関する基本指針
 - (1) 指定避難所開設直後1週間については、児童・生徒等の安全確保と、地域における救援活動上の拠点施設としての必要な協力を最優先で実施する。
 - (2) 市は学校教職員及び学校施設がその本来の役割である児童・生徒等のケア対策に専念し活用される状態に一刻も早く復するよう努める。
 - (3) 市は学校長と協議の上、発災後29日目開始を目標として、学校の再開及び応急教育体制を確保する。
この場合「児童・生徒のこころのケア」を適切に行えるよう北丹医師会、府（福知山児童相談所）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。
 - (4) 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
 - (5) 各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等並びに区・PTAに広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
 - (6) 対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。
- 3 大規模災害発生後における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
災害発生初期の緊急措置 (～7日目)	☐ 教室を中心に被災者収容のための指定避難所開設準備等被災者の応急的受入れ措置に関する協力 ☐ その他救援対策活動拠点としての施設の提供に関する協力 ☐ 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等） ☐ 所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ☐ 安否不明の教職員リストの作成 ☐ 児童・生徒の安否確認・所在の把握 ☐ 安否不明の児童・生徒リストの作成 ☐ 疎開児童・生徒リストの作成
指定避難所開設期間 (8日目～28日目)	☐ 指定避難所及び校区内在宅児童・生徒のこころのケア対策 ☐ 安否不明の児童・生徒に関する再調査 ☐ 疎開児童・生徒リストの作成 ☐ 被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ☐ 学校再開及び応急教育計画の検討並びに実施体制の確立 ※教材類・要員等の確保 ☐ 学校再開及び応急教育計画に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 (29日目～)	☐ 引き続き必要な場合の上記の措置の継続 ☐ 応急教育対策の実施 ※児童・生徒のこころのケア対策、平常時教育体制への移行中心に行う。 ☐ 疎開児童・生徒のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 ☐ 被災校舎の建替もしくは耐震補強計画の検討並びに実施

時期区分のめやす	手順その他必要事項
	☐ 応急教育体制に関する広報活動並びに相談業務

4 市・関係機関・PTAその他協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市教育委員会	☐ 応急教育実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 ☐ 被災校舎の安全点検・危険度判定・被災状況調査の実施 ☐ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ☐ 代替校舎確保、仮設校舎建設等応急教育実施のために必要な施設提供 ☐ 教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 ☐ 災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 ☐ 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて（一社）教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施 ☐ 就学奨励費（給食費等）の給付等の援助措置 ☐ 被災学校ごとに定めた担当者による情報及び指令の伝達 ☐ その他応急教育実施のために必要な措置 ☐ 応急教育に関する広報活動並びに相談業務その他市民との対応
府	☐ 応急教育実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援 ☐ 被災校舎の安全点検・危険度判定、被災状況調査に関する支援 ☐ 学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ☐ 府立学校授業料の納付期間延長又は免除 ☐ その他市が行う対策に関して必要な支援協力
国・防災関係機関・協力団体	☐ 応急教育実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ☐ その他応急教育実施のために必要な支援 ☐ 学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ☐ その他市が行う対策への協力
学校教職員	☐ 児童・生徒の安否確認並びに安全確保 ☐ 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ☐ 初期における指定避難所運営に関する協力 ☐ 指定避難所及び校区における児童・生徒のこころのケア・教育的ケア対策 ☐ 疎開先の児童・生徒への教育的ケア ☐ 登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 ☐ 応急教育計画案の検討並びに実施 ☐ その他災害時における学校の役割に伴う必要な措置

名称区分	役割のあらまし
P T A、学校医その他学校関係団体等	☐ 児童・生徒の安否確認並びに安全確保に関する協力 ☐ 指定避難所における応急教育実施への協力 ☐ 指定避難所・校区における児童・生徒の健康維持、こころのケア対策に関する協力 ☐ 登・下校の安全確保のために必要な協力 ☐ 市が行う児童・生徒向け相談業務に関する協力 ☐ その他市・府が行う対策への協力
区長等	☐ 地域における児童・生徒の安否確認並びに指定避難所の運営に関する協力 ☐ 指定避難所における応急教育対策実施への協力 ☐ その他市の行う対策に必要な協力

第2 災害警戒期にとるべき措置

1 災害のおそれがあるときの留意事項

☐ 学校行事、会議、出張を中止する。

☐ 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。

☐ 市の教育委員会、警察署、消防本部（署）及び保護者への連絡網の確認を行う。

☐ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

2 災害のおそれがあるときの役割

名称区分	役割のあらまし
教育委員会	☐ 地震発生時に備え、危険物等の保安その他必要な危険防止措置（浸水危険のある地域においては、浸水防御措置を含む）の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検・整備、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。 ☐ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、気象及び災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。
学校長（園長）	☐ 学校の立地条件などを考慮し、危険物等の保安その他大規模な災害時に危険と思われる箇所を点検し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検・整備する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。 ☐ 市等関係機関から津波及び地震に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。 ☐ 津波浸水危険のある地域においては、あらかじめ定める計画に基づき浸水防御措置をとる。 ☐ 自らラジオ、テレビ、インターネット等により気象情報、地域の被害状況等災害情報の収集に努める。また、災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。 ☐ 児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。

名称区分	役割のあらまし
	□状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。
教職員	□常に津波・地震に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して災害防御のために必要な措置を行うとともに、応急教育体制に備える。

第3 災害発生初期の緊急措置

1 指定避難所設置に伴う学校としての協力のめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所開設に関する協力	□被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。 □その後ただちに教室等の安全点検を行い被災者が一時滞在するための避難室を確保する。 □小・中学校及び高校においては、市支部にその旨連絡し、指定避難所運営担当職員の派遣を求める。
指定避難所運営に関する協力	□市の指定避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、学校教職員を指定避難所運営に従事協力させる。 □従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。
その他留意すべき事項	□被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。 □高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児その他不自由な指定避難所生活に不適當な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。 □指定避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で区長、PTAその他被災した市民の協力を得ることとし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

2 学校施設の被災状況の把握等

項目	手順その他必要な事項
学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等	□災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握する。 □可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。 □設備の被害状況とあわせて、市支部に報告し修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。
市による安全点検の実施	□市は、災害発生によりその必要があると認めた場合市内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。 □必要に応じて、府・国等関係機関、市建設業協会・建設業者・建築士会その他協力団体等と連携・協力して実施する。

3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	☐ 在籍の児童・生徒・教職員の安否を最優先で確認・把握する。 ☐ 発災後1時間以内にその時点で把握した限りの情報として、支部又は市本部（教育部）に対し被害の有無等について連絡する。
状況確認後の措置	☐ P T A等保護者連絡網を通じて極力保護者への連絡に努める。 ☐ 災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は校内にいったん保護する措置をとる。 ☐ 支部又は市本部（教育部）に対し上記の措置をはじめその時点で講じた措置を報告する。 ☐ 登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、支部又は市本部（教育部）と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとるとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

(2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	☐ 原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。 ☐ 各教職員は自ら甚大な被害を受けておらず、かつ学校所在地域において大規模災害発生を知ったときは、自主的かつ速やかに所属の学校に参集する。 ☐ 指定避難所の初期における運営協力並びに児童・生徒の教育的ケア、応急教育対策の実施に従事する。
安否及び所在の確認	☐ 学校（教職員）の調査に基づく報告による。 ☐ 支部又は教育部特別調査班の現認に基づく報告による。 ☐ P T A・区長その他による調査に基づく報告による。 ☐ その他防災関係機関による調査に基づく報告による。
安否不明リストの作成	☐ 学校単位で作成する。 ☐ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別に作成する。

第4 指定避難所開設期間中にとるべき措置

1 指定避難所設置に伴う児童・生徒の応急的ケアのめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所及び校区内在宅児童・生徒等の教育的ケア・こころのケア	☐ 校庭もしくは未使用の教室その他指定避難所内の適当なスペースを確保し「指定避難所内教室」として行う。 ☐ 教材の有無、また屋外内にこだわることなく行う。 ☐ 時間わくは、午前中もしくは午後の数時間とする。 ☐ その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身のこころのケア」と指定避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。
指定避難所入所者との「よい関係」づくり	☐ 「広報京丹後」紙面や各指定避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え「教室」実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を行うよう努める。 ☐ こころのケア対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。
疎開児童・生徒リストの作成	☐ 保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける疎開児童・生徒リストを作成する。

項目	手順その他必要な事項
	☐ これにより疎開先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。 ☐ 市は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求める。

2 学校再開及び応急教育計画の検討並びに準備

項目	手順その他必要な事項
施設の確保	☐ 市は、学校施設の被害状況並びに指定避難所の現状等に関する調査を踏まえ学校長と連絡の上概ね以下のとおり応急教育実施のための場所を確保する。 ☐ 学校の校舎の一部が被害を受けた場合は、軽被害の教室、特別教室、和室、屋内体育館を使用する。 ☐ 学校の校舎の全部が被害を受けた場合は、近隣の集会施設等の公共施設一時利用、軽被害の近隣学校の校舎への併設、応急仮設校舎の設置による。 ☐ 施設の状況により短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業による。
応急教育対策実施要員の確保	☐ 出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、市に必要な措置を講ずるよう要請する。 ☐ 市は、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、府への協力要請、教職員の臨時採用、事務局勤務の教職員による協力、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成等の措置を講ずる。 ☐ 児童・生徒の安全登下校を確保するため必要に応じ臨時通学路を指定する。またPTA等の協力による安全指導要員を配置する。
教科書・学用品の調達	☐ 市は、府計画の規定に基づき、応急教育実施のために必要と認める児童・生徒に対して、教科書・学用品を調達し支給する。 ☐ 支給する学用品は、次に掲げる品目をめやすとして、現物をもって行う。 ☐ 教科書、学習用具（1セット）、鉛筆（1ダース）、ボールペン（2本）、消しゴム（1個）、ノート（10冊）、下敷（1枚）
学校再開の連絡	☐ 学校再開時期が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。 あわせて応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する。 ☐ 疎開児童・生徒及び保護者への連絡については学校長が行う。
給食の措置	☐ 給食は、府等と協議し可能な限り学校再開と同時に実施する。 ☐ ただし、次のいずれかに該当する場合児童・生徒に対する給食は一時中止する。 ☐ 給食施設が被災し、給食実施が不可能な場合 ☐ 感染症まん延その他危険の発生が予想される場合 ☐ その他給食の実施が適当でないと認められる場合
その他の事項	☐ 災害救助法が適用された場合府立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は免除措置が講ぜられる。小・中学校等に関しては、給食費等相当額を就学奨励金として支給するよう措置する。 ☐ 児童・生徒の健康管理については、各学校長が学校医、北丹医師会その他の派遣医師等の協力を得て行う。

3 指定避難所運営に関する協力

学校長は、指定避難所開設期間中において、市の要請があった場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、指定避難所の運営に協力する。その他「第3 災害発生初期の緊急措置」を準用する。

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 計画の方針・内容

第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。

※ 第3部第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」

※ 同 第14章「社会福祉施設応急対策計画」

※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」

第4編 災害復旧・復興計画

第1部 被災者生活再建支援のための計画

第1章 生活確保対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 被災者生活再建支援実施に関する基本指針

- 1 施策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 緊急を要する救援対策業務完了後に「行政による生活再建支援メニュー」及び「実施スケジュール」は可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表する。
- 3 申請受付及び給付等実施については、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。
- 4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。
- 5 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3 市各部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
健康長寿福祉部	☐ 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給、災害援護資金等貸付の実施 ☐ 被災者生活再建支援金支給申請書の受付 ☐ 行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する連絡・調整 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
市民環境部	☐ 被災者等への市税の徴収猶予及び減免等
総務部	☐ 行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する広報
商工観光部	☐ 被災者への職業のあっせん
支部	☐ 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
市各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る被災者生活再建支援施策の実施、協力
市社会福祉協議会	☐ 生活福祉資金の貸付に関する窓口業務 ☐ 行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
府	☐ 被災者生活再建支援金の対象となる自然災害の公示 ☐ 支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 ☐ 府税の徴収猶予及び減免等 ☐ 再就職促進のための支援 ☐ その他府の所管に係る被災者生活再建支援施策の実施

名称区分	手順その他必要な事項
国等関係機関・協力団体・事業所	☐ 府・市が行う被災者生活再建支援金支給に関する協力 ☐ 国税の徴収猶予及び減免等 ☐ ハローワークによる職業のあっせん ☐ その他所管に係る被災者生活再建支援施策の実施
民生児童委員	☐ 生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する協力 ☐ 行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
区長等	☐ 支給又は貸付メニュー及び実施スケジュールに関する広報協力

第2節 職業あっせん計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 措置のあらまし

区分	あらまし
実施手順のめやす	☐ 市（商工観光部）は、災害の状況によりその必要があると認めたときは、離職者の状況を把握し府（丹後広域振興局）に報告する。また早期再就職を促進するために必要な措置を講ずるよう要請する。 ☐ 府並びにハローワーク峰山（峰山公共職業安定所）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 ☐ 以下に示す措置を実施し離職者の早期再就職のあっせんを行う。
窓口の設置	☐ ハローワーク内に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
ハローワークに来訪することが困難な地域への措置	☐ ハローワークに来訪することが困難な地域において、臨時職業相談所を開設し、または巡回職業相談を実施する。
諸制度の活用	☐ 市及びハローワークの制度を活用し、離職者の職業能力向上及び早期就職を促進する。

第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 市民環境部 ）

第2 措置のあらまし

区分	あらまし
市税 納税期限の延長	☐ 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。 （市税条例第18条の2） ☐ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 ☐ その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、納期限を延長する。

区分		あらまし
	徴収猶予	□災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）
	減免	□被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。（市税条例第51条、第71条、第139条の3、市国民健康保険税条例第25条） □個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 □国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □特別土地保有税：災害により著しく価値が減じた土地について行う。
府税・国税		□国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。
各種手数料・使用料等の減免		□災害の状況により、必要と認める場合は、以下のような手数料・使用料等の減免を行う。 □諸証明手数料（住民票・印鑑登録証明書、戸籍抄本等） □市税関係証明書の交付手数料（所得証明、評価証明、納税証明等） □水道使用料・下水道使用料 □保育料 □介護保険料

第4節 融資計画

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
貸付対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主 (1)災害により被害を受けた世帯で世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯 (2)住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯	災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く	被災母子・父子・寡婦世帯
資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
貸付限度額	世帯主負傷 1,500,000円 世帯主負傷と家財の1/3以上の損害	住宅改修の経費 400万円以内	

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
	2,500,000 円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000 円 特別事情 3,500,000 円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000 円 家財の 1/3 以上の損害 1,500,000 円 住居の半壊 1,700,000 円 特別事情 2,500,000 円 住居の全壊 2,500,000 円 特別事情 3,500,000 円 住居全体の流失 3,500,000 円	災害を受けたことにより、臨時に必要な経費 150 万円以内	
貸付期間	10 年（うち 3 年据置）	7 年、住宅改修のときは 14 年以内（うち 3 ヶ月据置、状況に応じて 2 年以内）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	年賦、半年賦又は月賦	
貸付利率	年 3 % 以内で条例に定める率（据置期間中は無利子）	年 1.5%（連帯保証人がある場合無利子）	

注）貸付限度額は、350 万円を限度に被害の程度により区分あり。

第5節 災害弔慰金等支給計画

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 支給制度等の概要

区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
実施機関	市	市
支給対象者	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族 (1) 市において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 (3) 府内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者 (1) 市において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (3) 府内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

支給限度額	死亡者 1 人につき 主たる生計維持者	障がい者 1 人につき 主たる生計維持者
	5,000,000 円	2,500,000 円
	それ以外の者 2,500,000 円	それ以外の者 1,250,000 円
備考		

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

1 制度の概要

自然災害により住宅が全壊（全焼・全流出）、大規模半壊（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難）若しくは中規模半壊（住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難）した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯（半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その他住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯）で、一定の条件を満たす世帯に支給される。

2 実施手順のめやす

- (1) 自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたとき、府及び市は支援金支給のための事務を迅速に行う。
- (2) 府は支援金の対象となる自然災害を公示し国及び被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）へ報告する。
- (3) 市は住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な書類（り災証明書等）の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、府への書類送付等を行う。
- (4) 府は支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び法人への送付等を行う。
- (5) 法人は送付された書類に基づき被災者へ被災者生活再建支援金の支給事務を行う。

3 対象世帯及び支給限度額

対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等
暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合 (1)「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」 (2)10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害 (3)100以上の世帯の住宅が全壊した京都府内における自然災害 (4)京都府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 (5)（1）から（3）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 (6)（1）若しくは（2）の市町村を含む都道府県又は（3）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害	(1)左記の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯 (2)左記の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)左記の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯	次の(1)＋(2)の合計を支給 (1)基礎支援金 ア 全壊世帯 100万円（単数世帯 75万円） イ 大規模半壊世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） (2)加算支援金 ア 全壊世帯、大規模半壊世帯 ①住宅を建設又は購入する世帯 200万円（単数世帯 150万円） ②住宅を補修する世帯 100万円（単数世帯 75万円） ③住宅を賃借する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） イ 中規模半壊世帯 ④住宅を建設又は購入する世帯 100万円（単数世帯 75万円） ⑤住宅を補修する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） ⑥住宅を賃借する世帯 25万円（単数世帯 18.75万円）	実施主体 京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県センターに委託） 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人 1/2・国 1/2

第7節 金融措置計画

第1 とりまとめ責任担当部（総務部）

第2 大規模地震災害時における計画方針

- 1 大規模な地震災害が発生した場合には、預金払出し等混乱が起こることが想定される。そのため、金融機関は営業が可能な限り、営業を確保する。

- 2 近畿財務局京都財務事務所、日本銀行京都支店及び府は金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給確保のために必要な指導、援助を行うなど万全の措置を講ずる。

第3 措置のめやす

項目	手順その他必要な事項
顧客・従業員の安全の確保	☐ 店頭の顧客、従業員の安全の確保に十分配慮する。 ☐ 被害の軽減、業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員確保等について応急措置をとる。
銀行・信用金庫等の営業の確保	☐ 休日又は平常時間外も臨時に営業措置をとる。 ☐ り災した場合は、可及的速やかに営業を開始する。 ☐ 預金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しを実施する。 ☐ 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前の払い戻し又はこれを担保とする貸出しに応ずる。
生保・損保会社の営業の確保	☐ できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮する。 ☐ 契約者のり災状況に応じて保険料の払込み猶予期間の延長に配慮する。
証券会社の営業の確保	☐ 預かり金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施する。 ☐ 預かり有価証券は売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合には適宜配慮する。
電子債権記録機関の営業の確保	☐ 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等に配慮する。 ☐ 休日営業又は平常時間外の営業について配慮する。
顧客への周知徹底	☐ 営業の確保、臨時措置の実施について、必要に応じてポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知する。

第8節 郵便業務計画

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 大規模地震災害時における計画方針

- 大規模な地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を日本郵便株式会社が実施する。
- 市は、措置のあらましについて、連絡を受けた場合は、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、周知広報を実施する。

第3 措置のあらまし

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
日本郵便株式会社（峰山郵便局）	☐ 被災地あて救助用小包の料金免除 ☐ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ☐ 郵便貯金等の非常取扱の実施 ☐ 簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付 ☐ 簡易保険積立金による地方公共団体に対する災害復旧資金の融資（国土保全事業、災害復旧事業）

第9節 り災証明書の交付

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 り災証明書の交付における計画方針

- 1 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。
- 2 平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。
- 3 さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

第3 計画の内容

第3編 第4部 第4章 第6節 り災証明書発行計画を準用する。

第10節 被災者台帳の作成

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 被災者台帳の作成における計画方針

- 1 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 2 市は、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を収集する。

第3 措置のあらまし

項目	手順その他必要な事項
被災者台帳	☐ 個々の被災者の被害の状況 ☐ 各種の支援措置の実施状況 ☐ 配慮を要する事項

第 11 節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 健康長寿福祉部 ）

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
ハローワーク峰山 (峰山公共職業安定所)	☐ 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 ☐ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。
	☐ 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 ☐ 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ☐ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ☐ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
NHK（日本放送協会）	☐ NHK厚生文化事業団との協力により被災者の各種相談等の実施また医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ☐ 被災者の受信料免除
西日本電信電話株式会社 等電信電話事業者	☐ 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 ☐ 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費
関西電力送配電株式会社	☐ 仮設住宅などで臨時電灯・電力使用のため臨時工事費の免除等、被災状況に応じて判断し、経済産業大臣の認可により実施

第2章 住宅復興計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ）

第2 住宅復興に関する基本指針

- 1 計画全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量の抑制と地域環境保護」の観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。
- 3 災害公営住宅建設、既設公営住宅復旧とあわせて、民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- 4 各部の行う復旧・復興計画との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自力復旧及び民間活力の発揮に対し最大限の支援を行う。
- 5 計画の実施にあたっては、十分な事前広報・住民との協議を実施する。

第2節 住宅復興計画の概要

第1 補修

項目	手順その他必要な事項
自費補修に対する支援	☐ 自力（自費）で補修する被災者に対する相談業務を行う。 ☐ 建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅補修依頼への最大限対応協力を要請する。 ☐ 府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅補修資金融資の促進	☐ 大規模災害発生時に自力（自費）で補修するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	☐ 災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※ 資料編 6－8－5 平成 16 年 10 月台風 23 号災害時の措置 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

項目	手順その他必要な事項
その他公費資金融資	□生活困窮世帯に対し府社会福祉協議会及び府が補修又は改築資金を融資する。 ※ 本編第1章第4節「融資計画」参照
既設公営住宅の復旧（補修）	□災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 □この場合住宅災害速報を災害発生後10日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。

第2 建設

項目	手順その他必要な事項
自費建設に対する支援	□自力（自費）で建設する被災者に対する相談業務を行う。 □建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅建設依頼への最大限対応協力を要請する。 □府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅建設資金融資の促進	□大規模災害発生時に自力（自費）で建設するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
一般個人住宅災害特別建設資金融資の促進	□災害復興住宅資金の貸付と並行して適用されるため、申込人の希望によりどちらでも申し込むことができる。 □融資期間、利率、限度額は一般個人住宅建設資金と同じになるが、随時受付がされること、土地費についても融資対象となること、利率に収入金額による差がないことが相違する。 □申込書には「り災証明書」の添付が必要である。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	□災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※ 資料編6－8－5 平成16年10月台風23号災害時の措置 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。
災害公営住宅の建設	□大規模災害時に特別の割当てを受け、市が建設し管理する。 □当該年度に単年度事業として行う。ただし、やむを得ない場合は2か年にわたり行う。 □財政事情その他の理由から困難な場合は府が建設し管理する。
一般公営住宅の建設	□結果としてどの条件にも適合せず災害公営住宅の対象となり得なかった場合で、しかも被災者を公営住宅で救済する必要があるときに一般の公営住宅を建設する。 □この場合府、国（国土交通省）に要請する。

項目	手順その他必要な事項
既設公営住宅の復旧 (建設)	□災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 □この場合住宅災害速報を災害発生後10日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。 □従前の敷地が再び水没するおそれがある等の理由で、別の敷地を取得し再建設する場合の用地取得造成費は起債（災害復旧事業債単独災害）による。

※ 資料編6－8－5 平成16年10月台風23号災害時の措置

第3章 産業復興計画

第1節 計画の方針

- 1 被災した商工業、観光関係事業者、農林水産業従事者等の事業再建は、自力復旧を原則とする。
- 2 市は、国・府・関係機関等に自力復旧支援のための助成、融資制度の拡充・創設及び融資・返済条件の拡充・緩和（既往借入金を含む）を要望する。
- 3 市は、独自に補助金の交付や復旧資金調達関連の制度支援を行うよう努めるとともに、被災者向け食品、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達等を通じて、市内商工業者、観光関係事業者及び農林水産業従事者の復旧を支援する。
- 4 市は、各部が行う復旧・復興計画を連携させるとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等への広範な協力要請等の総合的推進に努める。
- 5 市は、計画の実施にあたり、十分な事前広報を実施する。

第2節 農林水産業の復興計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 農林水産部 ）

第2 市及び府の行う農林水産業関係緊急支援

- 1 京都府丹後農業改良普及センター、京都府農業共済組合、京都府農林水産技術センター丹後農業研究所、京都農業協同組合・京都府漁業協同組合等による被害農水産物に対する緊急技術指導及び農地・農業用施設、漁業用施設応急対策
- 2 京都府丹後家畜保健衛生所、府獣医師会、京都農業協同組合その他関係団体並びに市との連携による家畜防疫対策
- 3 森林組合等による林産物(林地)及び林産施設応急対策
- 4 業界団体に対する種苗・薬剤医薬品・資機材・飼料等確保対策に関する協力要請
- 5 流通対策

第3 農林漁業関係者への融資

府は、地震災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のとおり、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

市は、災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、京都農業協同組合、各漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については京都農業協同組合・漁業協同組合、金融機関等へ、農林漁業セーフティネット資金等については株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合・漁業協同組合、受託金融機関へ行う。

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

2 天災融資制度による融資等

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金

の融通に関する暫定措置法」の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金の融資、農協等系統金融機関・銀行等の融資機関に対する利子補給及び損失補償等の措置を講ずる。

第4 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速化、適正化を図るため、府において検査指導を行い早期に共済金の支払いができるよう促進する。

第3節 中小企業の復興計画

第1 とりまとめ責任担当部（商工観光部）

第2 市及び府の行う商工業及び観光関係緊急支援

- 1 食品、生活必需品、応急資材・物資等の調達を通じた復旧支援
- 2 緊急金融支援措置及び仮設工場・仮設店舗の設置助成
- 3 取引先開拓等の復旧支援
- 4 雇用維持のための事業主支援
- 5 激甚災害法に基づく助成措置に関する国への要望
- 6 その他国・関係機関等への復旧・復興支援施策の実施要請

第3 資金需要の把握通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査するとともに、再建のための資金需要について速やかに把握し、関係機関に対し、直ちにその状況を通報する。

第4 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

府は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要望する。特に必要な場合にあっては、市は、信用保証料補助、利子補給等を行い、制度融資等の利用促進を図る。

第5 商工業及び観光関係中小企業者に対する公的金融制度の周知

市は、府織物・機械金属振興センター、丹後広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口を活用し、復旧資金の金融円滑化に対処するとともに、商工会その他の関係団体の協力を得ながら、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について、商工業及び観光関係中小企業者に周知するよう努める。

第6 その他

市は、府の行う施策の実施について、最大限協力する。また府・国・関係機関・団体等との連携・協力による、仮設店舗、仮設工場の設置助成、アドバイザーの派遣、技術等相談対応、取引先開拓等支援、「丹後の観光情報復旧速報版」の発行、観光復興と観光客誘致のためのイベントの開催、キャンペーンの実施その他必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

第4節 風評被害対策

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 市及び府の行う風評被害対策

- 1 未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報する。
- 2 地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第2部 市の復旧・復興のための計画

第1章 公共土木施設等復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 公共土木施設等災害復旧対策に関する基本指針

- 1 公共土木施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧を原則とするが、再度災害の発生を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。
- 2 応急復旧等による臨時的措置を講じたのち被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情に即した復旧計画を樹立する。
- 3 著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市の各部（課）は災害の状況を速やかに調査し実態を把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置する。
- 4 被災した公共土木施設等の復旧事業が国庫負担等の対象とならない場合は、市単独災害復旧事業により早期復旧を図る。
- 5 計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第2節 計画の内容

第1 災害復旧事業計画の作成

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共土木施設等に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努める。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（国土交通省所管事業、農林水産省所管事業）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省所管事業）
- (3) 文教施設等災害復旧事業（文部科学省所管事業）
- (4) 厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省所管事業）
- (5) 都市災害復旧事業（国土交通省所管事業）
- (6) 公営住宅等災害復旧事業（国土交通省所管事業）
- (7) その他の災害復旧事業（経済産業省所管事業）
- (8) 災害復旧に係る財政支援措置（総務省所管）

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。また、国又は府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業の採択範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱及び同査定方針の定めるところによる。災害復旧事業費は、市が提出する資料及び実施調査の結果に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業の根拠となる法律等は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (4) 生活保護法
- (5) 児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法、売春防止法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 公営住宅法
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

2 激甚災害に係る財政援助措置

※ 第3章「激甚災害の指定に関する計画」参照

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置し、災害復旧事業を早期に実施する。

第2章 文教復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 文教復旧計画の基本指針

- 1 地震災害により被害を受けた学校等の施設等は、迅速に復旧する。
- 2 学校等における教育活動は早期再開に努める。
- 3 被災地に存在する文化財については、現地調査を行い、少なくとも被災前の状態に保存し伝えるよう復旧に努める。
- 4 計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害応急対策を講じた後にできる限り速やかに被害の程度を調査・検討し、府の指導助言を得ながら復旧事業の計画的策定を行う。また、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を府に要請する。

第3節 教育活動の再開

- 1 被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が指定避難所となった場合においては、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が再開できるよう努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の奨励に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）」による補助金に関すること。
 - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）」による就学奨励費に関すること。
 - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号）及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）」による学資貸与金に関すること。
 - (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- 4 被災後、心的外傷後ストレス障害（P・T・S・D）等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。また、被災により精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

※ 第3編第4部第1章「医療助産計画」参照

※ 第3編第4部第3章第3節「避難者健康対策」参照

※ 第3編第4部第6章第4節「指定避難所開設期間中にとるべき措置」参照

第4節 文化財等の復旧計画

市内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 激甚災害指定に関する基本指針

- 1 激甚災害に相当する被害を受けた場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう促進する。
- 2 市の各部局は府が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2節 計画の内容

第1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおよそ次のとおり行われることになる。

- 1 市長は、災害が発生した場合は、すみやかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を府知事に報告する。
- 2 府知事は市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- 3 内閣総理大臣は、府知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を府知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第3 特別財政援助額の申請手続き等

市の各部は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の財政援助及び助成

第4章 水道復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 上下水道部 ）

第2 水道復旧計画に関する基本指針

- 1 「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第2節 水道の復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

第5章 災害復興対策計画の策定

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 災害復興対策計画策定に関する基本的考え方

- 1 大規模な災害からの被災地の復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組み、府や国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。
- 2 復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- 3 災復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、応急対策、応急復旧対策が完了したのち災害対策本部を閉鎖するとともに、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。事務局業務は総務部長が行う。

なお、必要に応じて府に対し府との連絡調整及び災害復興に関する技術的支援のための職員派遣を要請する。

第2 「大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 10 条」に基づく復興計画の策定

復興計画の作成について、次の事項を考慮し作成する。

- 1 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
- 2 府と共同して作成することができること
- 3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
- 4 復興協議会を組織できること

第3 復興に向けた体制整備等

市は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。